

清水町地域防災計画

令和3年2月

清水町防災会議

〔総 目 次〕

一般災害対策編

第 1 章 総 則	1
第 2 章 清水町の概況	9
第 3 章 防災組織	11
第 4 章 災害予防計画	32
第 5 章 災害応急対策計画	67
第 6 章 地震災害対策計画	137
第 7 章 事故災害対策計画	138
第 8 章 災害復旧・被災者援護計画	162

地震災害対策編

第 1 章 総 則	167
第 2 章 災害予防計画	171
第 3 章 災害応急対策計画	182
第 4 章 災害復旧・被災者援護計画	195
第 5 章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策推進計画	196

資 料 編

〔関係機関等の連絡先〕	203
〔防災組織等〕	207
〔気象・地震階級等〕	211
〔災害危険箇所〕	219
〔避難・物資・資機材〕	229
〔通信・輸送〕	233
〔応急・復旧〕	236
〔条例・協定等〕	253
※協定書については、協定締結時の協定内容を掲載している。	
〔様 式〕	273

清水町地域防災計画

一般災害対策編

[細 目 次]

一般災害対策編

第 1 章 総 則	1
第 1 節 計画策定の目的	1
第 2 節 計画の構成	1
第 3 節 計画の効果的推進	1
第 4 節 用語	2
第 5 節 計画の修正要領	2
第 6 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第 7 節 町民及び事業所の基本的責務	7
第 2 章 清水町の概況	9
第 1 節 自然条件	9
第 2 節 災害の概況	9
第 3 章 防災組織	11
第 1 節 組織計画	11
第 2 節 気象業務に関する計画	22
第 4 章 災害予防計画	32
第 1 節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	33
第 2 節 防災訓練計画	35
第 3 節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	37
第 4 節 相互応援体制整備計画	38
第 5 節 自主防災組織の育成等に関する計画	38
第 6 節 避難体制整備計画	41
第 7 節 災害時要援護者対策計画	45
第 8 節 情報収集・伝達体制整備計画	47

第 9 節	建築物災害予防計画	48
第 10 節	消防計画	48
第 11 節	水害予防計画	50
第 12 節	風害予防計画	57
第 13 節	雪害予防計画	57
第 14 節	融雪災害予防計画	59
第 15 節	土砂災害予防計画	60
第 16 節	積雪・寒冷対策計画	64
第 17 節	複合災害に関する計画	65
第 18 節	業務継続計画の策定	65
第 5 章	災害応急対策計画	67
第 1 節	災害情報収集・伝達計画	67
第 2 節	災害情報通信計画	72
第 3 節	災害広報・情報提供計画	75
第 4 節	避難対策計画	78
第 5 節	応急措置実施計画	87
第 6 節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	90
第 7 節	広域応援・受援計画	92
第 8 節	ヘリコプター等活用計画	94
第 9 節	救助救出計画	96
第 10 節	医療救護計画	97
第 11 節	防疫計画	100
第 12 節	災害警備計画	103
第 13 節	交通応急対策計画	104
第 14 節	輸送計画	108
第 15 節	食料供給計画	110
第 16 節	給水計画	111
第 17 節	衣料・生活必需物資供給計画	113
第 18 節	石油類燃料供給計画	115

第 19 節	電力施設災害応急計画	116
第 20 節	ガス施設災害応急計画	117
第 21 節	上下水道施設対策計画	117
第 22 節	応急土木対策計画	118
第 23 節	被災宅地安全対策計画	119
第 24 節	住宅対策計画	122
第 25 節	障害物除去計画	124
第 26 節	文教対策計画	125
第 27 節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	127
第 28 節	家庭動物等対策計画	129
第 29 節	応急飼料計画	129
第 30 節	廃棄物処理等計画	130
第 31 節	防災ボランティアとの連携計画	131
第 32 節	労務供給計画	132
第 33 節	職員派遣計画	133
第 34 節	災害救助法の適用と実施	135
第 6 章	地震災害対策計画	137
第 7 章	事故災害対策計画	138
第 1 節	航空災害対策計画	138
第 2 節	鉄道災害対策計画	141
第 3 節	道路災害対策計画	144
第 4 節	危険物等災害対策計画	149
第 5 節	大規模な火事災害対策計画	155
第 6 節	林野火災対策計画	158
第 8 章	災害復旧・被災者援護計画	162
第 1 節	災害復旧計画	162
第 2 節	被災者援護計画	163

第1章 総 則

第1節 計画策定の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、清水町防災会議が作成する計画であり、清水町の地域において、予防、応急及び復旧対策等の災害対策を実施するにあたり清水町（以下、「町」とする。）及び防災関係機関が、その機能のすべてをあげて住民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、その対策について定めることを目的とする。

- 1 町の区域を管轄し、若しくは、町の区域に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること
- 5 災害復旧に関すること
- 6 防災訓練に関すること
- 7 防災思想の普及に関すること

第2節 計画の構成

清水町地域防災計画は、一般災害対策編、地震災害対策編、資料編によって構成する。

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、北海道防災対策基本条例（平成21年条例第8号）第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（住民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（市町村、道及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民等並びに町、道及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害発生時は住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。

第4節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- | | | |
|----|-------------|--|
| 1 | 基本法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） |
| 2 | 救助法 | 災害救助法（昭和22年法律第118号） |
| 3 | 防災会議 | 清水町防災会議 |
| 4 | 本部長 | 清水町災害対策本部長 |
| 5 | 防災計画 | 清水町地域防災計画 |
| 6 | 災害 | 災害対策基本法第2条第1号に定める災害 |
| 7 | 複合災害 | 同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象 |
| 8 | 防災関係機関 | 町の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関（基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。）、町を警備区域とする陸上自衛隊、町の区域内の消防機関並びに町の地域において業務を行う指定公共機関（同条第5号に規定する指定公共機関をいう。）及び指定地方公共機関（同条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。） |
| 9 | 防災会議構成機関 | 清水町防災会議条例（昭和37年清水町条例第15号）第3条に定める委員の属する機関 |
| 10 | 災害予防責任者 | 基本法第47条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者 |
| 11 | 災害応急対策実施責任者 | 基本法第50条第2項に定める指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者 |
| 12 | 要配慮者 | 高齢者、障がい者、乳幼児その他災害時に特に配慮を要する者 |
| 13 | 避難行動要支援者 | 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その迅速かつ円滑な避難の確保を図るため特に支援を要する者 |

第5節 計画の修正要領

防災会議は、基本法第42条に定めるところにより町計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正する。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策により計画の変更又は削除を必要とするとき
- 3 新たな計画を必要とするとき
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき
- 5 その他防災会議会長が必要と認めたとき

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災会議の構成機関、公共団体その他防災上重要な施設の管理者等の防災上処理すべき事務又は業務の大綱の主なものは、次のとおりである。

1 清水町

機 関 名	事 務 又 は 業 務
清水町	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災会議に関すること (2) 災害対策本部の設置及び組織の運営に関すること (3) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄その他災害予防対策に関すること (4) 災害応急対策及び災害復旧対策に関すること (5) 自主防災組織の充実を図ること (6) 住民の自発的な防災活動の促進を図ること (7) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報並びに被害状況の調査に関すること (9) 災害ボランティアセンターの設置に関すること (10) その他災害発生の防御及び被害拡大の防止のための措置に関すること
清水町教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の実施に関すること (2) 避難等に係る町立学校施設の使用に関すること (3) 教育施設の被害調査及び報告に関すること (4) 文教施設及び文化財の保護対策等の実施に関すること
とちがひ広域消防局清水消防署 清水・御影消防団	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における消防活動及び水防活動に関すること (2) 被災地の警戒態勢に関すること (3) 住民の避難誘導及び人命救助に関すること (4) 災害時における傷病者等の搬送に関すること
十勝圏複合事務組合	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時におけるし尿の汲み取り及び処理に関すること
清水町清掃センター	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時におけるごみ処理に関すること

2 指 定 地 方 行 政 機 関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道開発局 帯広開発建設部 (帯広道路事務所) (帯広河川事務所)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること (2) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応実施による町への支援に関すること (3) 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣に関すること (4) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること (5) 所轄道路・河川の維持管理、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること (6) 災害時における管理区内危険箇所(道路・河川)の整備、警戒、災害防止、維持補修、災害復旧に関すること
北海道財務局 (帯広財務事務所)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公共土木施設、農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会に関すること (2) 地方公共団体の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金の融資を行うこと (3) 災害時における特例措置についての金融機関の指導に関すること (4) 災害時における地方公共団体等への国有財産の無償使用許可又は無償貸付に関すること

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道農政事務所 帯広地域拠点	(1) 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること
北海道森林管理局 十勝西部森林管理署	(1) 所轄国有林の復旧、治山及び予防治山の実施に関すること (2) 林野火災の予防対策及びその未然防止に関すること (3) 災害時において町の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること
北海道運輸局帯広運輸支局	(1) 災害時における陸上輸送の連絡調整を行うこと
釧路地方气象台 (帯広測候所)	(1) 気象、地象、水象等の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震道に限る。)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること
北海道総合通信局	(1) 災害時における通信の確保に関すること及び非常通信の訓練、運用、管理を行うこと。 (2) 非常通信協議会の運営に関すること。
国土地理院 北海 道地方測量部	(1) 地理空間情報の活用に関すること (2) 防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること (3) 測量等の実施に関すること

3 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊第5戦車大隊 (鹿追駐屯地)	(1) 災害派遣要請権者の要請に基づく部隊等の派遣に関すること (2) 町及び防災関係機関が行う防災訓練への協力に関すること

4 北海道

機 関 名	事 務 又 は 業 務
十勝総合振興局	(1) 十勝地域災害対策連絡協議会の運営に関すること (2) 防災に関する組織の整備、物資及び資材の備蓄その他災害予防措置の実施に関すること (3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること (4) 災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること (5) 町及び指定公共機関が実施する防災事務又は業務の総合調整に関すること (6) 自衛隊の災害派遣要請に関すること (7) 救助法の適用及び実施に関すること (8) その他災害発生の防御又は被害拡大の防止のための措置に関すること
十勝総合振興局 帯広建設管理部 (鹿追出張所)	(1) 所轄道路、河川の維持管理、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること (2) 災害時における所轄道路の交通情報の収集及び交通の確保に関すること
十勝総合振興局 保健環境部 (新得地域保健支所)	(1) 医療施設、衛生施設等の被害報告に関すること (2) 災害時における医療救護活動に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 災害時における防疫活動に関すること (4) 災害時における給水、清掃等環境衛生活動に関すること (5) 医薬品等の確保及び供給に関すること (6) 食品衛生の指導及び監視に関すること
十勝総合振興局 産業振興部 (南部耕地出張所)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農地・農業用施設の災害復旧に関すること
十勝教育局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童・生徒に対する地震防災に関する知識の普及に関すること (2) 避難等に係る公立学校施設の使用に関すること (3) 文教施設及び文化財の保全対策等に関すること
十勝農業改良普及センター (十勝西部支所)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被災地の農作物の被害調査に関すること (2) 被災地の病害虫の防疫指導、その他営農指導を行うこと
十勝家畜保健衛生所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被災地の家畜の被害調査に関すること (2) 被災地の家畜の防疫指導、その他技術指導を行うこと

5 北海道警察

機 関 名	事 務 又 は 業 務
新得警察署 (清水交番、御影駐在所)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること (2) 災害情報の収集及び伝達に関すること (3) 被災地、避難所、危険箇所等の警戒に関すること (4) 犯罪の予防その他被災地における社会秩序の維持に関すること (5) 危険物に対する保安対策に関すること (6) 広報活動に関すること (7) 町及び防災関係機関が実施する防災業務の協力に関すること

6 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日本郵便株式会社 (清水・人舞・熊牛・御影郵便局)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること (2) 郵便貯金及び簡易保険事業の非常取扱いに関すること (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動に関すること
東日本電信電話株式会社 北海道東支店	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における通信の確保に関すること (2) 気象官署からの気象警報の伝達に関すること
株式会社 NTT ドコモ北海道支社 KDDI 株式会社北海道総支社 ソフトバンク株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧に関すること
北海道電力株式会社 新得ネットワークセンター	<ul style="list-style-type: none"> (1) 電力供給施設の防災対策に関すること (2) 災害時における電力供給の確保に関すること
日本赤十字社北海道支部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における医療、助産その他救助・救援に関すること (2) 災害義援金の募集（配分）に関すること
北海道旅客鉄道株式会社 (十勝清水駅)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における鉄道及びバスによる輸送の確保に関すること (2) 災害時における救援物資の緊急輸送に関すること
東日本高速道路株式会社 北海道支社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 高速道路の維持、修繕、被害復旧及びその他の管理を行うこと。

7 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
医師会	(1) 災害時における医療関係機関との連絡調整並びに応急医療及び助産その他救助の実施に関する事
薬剤師会	(1) 災害時における災害時における調剤、医薬品の供給を行う事
獣医師会	(1) 災害時における飼養動物の対応を行う事
北海道土地改良事業団体連合会	(1) 土地改良施設の防災対策に関する事 (2) 町が行う被害状況調査及び応急対策及び災害復旧対策の協力に関する事

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務
十勝清水町農業協同組合	(1) 災害時における食料の確保を図ること (2) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関する事 (3) 被災組合員に対する融資及びあっせんに関する事
十勝農業共済組合西部事業所	(1) 農作物の被害調査及び報告に関する事 (2) 家畜の被害調査及び診療に関する事 (3) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事
清水町森林組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関する事 (2) 被災組合員に対する融資及びあっせんに関する事
清水町商工会	(1) 災害時における救援用物資及び復旧資材の確保についての協力に関する事 (2) 商工業者の経営指導及び復旧資金のあっせんに関する事
清水町建設業協会	(1) 災害時における応急対策及び災害復旧に関する事
一般運送事業者	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等に関する事
危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保安の確保に関する事
北海道エルピーガス 災害対策協議会十勝支部	(1) プロパンガスの防災管理に関する事 (2) プロパンガスの供給に関する事
帯広地方石油業協同組合清水支部	(1) 石油類燃料の防災管理に関する事 (2) 石油類燃料の供給に関する事
医療機関	(1) 災害時における医療、助産及び防疫対策についての協力に関する事
避難所の管理者	(1) 避難所の適正な管理、運営及び災害応急対策の実施についての協力に関する事
清水町社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する世帯更正資金の融資及びそのあっせんに関する事 (2) 被災者の保護についての協力に関する事 (3) 災害ボランティアセンターの運営に関する事 (4) 災害ボランティア（民間団体及び個人）の受入れに関する事
町内各小中学校・高等学校	(1) 児童・生徒等の避難保護に関する事 (2) 応急教育対策及び被災施設の災害復旧に関する事 (3) 被災者の一時収容措置についての協力に関する事
各町内会等	(1) 災害時における住民連携及び相互の奉仕協力に関する事 (2) 災害予防責任者が実施する防災訓練等への協力及び防災予防に関する事 (3) 非常食等の炊き出し及び保育等ボランティア活動に関する事

第7節 住民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりや事業者等が自ら取組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

第1 住民の責務 住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する

知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町、道及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 避難の方法（避難路、避難所等）及び家族との連絡方法を確認すること
- (2) 最低3日間・推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、救急用品等の非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めること。
- (3) 隣近所との相互協力関係の醸成を図ること
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性を把握すること
- (5) 防災訓練、研修会等への積極的な参加による防災知識、応急救護技術等の習得をすること
- (6) 要配慮者への配慮
- (7) 自主防災組織への参加に努めること
- (8) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行うこと

2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況を把握すること
- (2) 近隣の負傷者や避難行動要支援者を救助・支援すること
- (3) 初期消火活動等の応急対策を講ずること
- (4) 避難所での自主的活動に努めること
- (5) 町・道・防災関係機関の活動に協力
- (6) 自主防災組織の活動にあたること

3 災害緊急事態の布告があったときの協力 国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第

105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、住民はこれに応ずるよう努めるものとする。

第2 事業者の責務 災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供

給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、道、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサ

プライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
- (2) 防災体制の整備及び耐震化の促進を図ること
- (3) 予想被害からの復旧計画を策定すること
- (4) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育を実施すること
- (5) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (6) 取引先とのサプライチェーンの確保

※サプライチェーン ある製品の原材料が生産されてから、消費者に届くまでの全ての過程、繋がり視点から、効果的な事業構築・運営する経営手法

2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況を把握
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 従業員及び施設利用者の救助
- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) ボランティア活動への支援等、地域に貢献

第3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- 1 町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。）（以下、「地区住民等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- 2 地区住民等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として防災会議に提案するなど、町との連携に努めるものとする。
- 3 防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、防災計画に地区防災計画を定める。
- 4 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、町における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

第4 道民運動の展開 災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する道民運動が継続的に展開され

るよう、災害予防責任者をはじめ、道民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く住民の参加を呼びかけるものとする。

第2章 清水町の概況

第1節 自然条件

第1 位置・地勢

本町は、北海道の東南部、十勝地域内陸の西部にあたり、東経 142 度 44 分から 143 度 02 分、北緯 42 度 50 分から 43 度 07 分に位置し東は鹿追町、南は芽室町、北は新得町、西は日高山脈をへだて日高町に接し総面積は、402.25 k m²である。

地勢は、日高山脈が南北に走り剣山（1,205m）久山岳（1,411m）芽室岳（1,753m）ペケレベツ岳（1,532m）などの山系を頂点とし、十勝川に向かって緩い傾斜をなしている。ペケレベツ川、小林川、芽室川、久山川の各河川と本町の中央を流れる佐幌川は、いずれも十勝川に注いでいる。

第2 地質

本町の地質構成は、第4紀新層の湖成沖積、河成沖積、扇状及び第4紀古層の海成洪積、湖成沖積、扇状土からなる緩傾斜地とおおむね平坦地で肥沃であり畑作、酪農地帯を形成している。

第3 気象 本町は地理的諸条件から大陸性気候に属し、夏季は高温にして冬季は低温であり、乾燥の循環が

顕著に現われ、年間を通して晴天日数が多く、湿度も比較的低い。降水量は、年間平均 1,130mm 程度となっている。

資料編〔災害履歴・震度階級等〕 ・町の気象概況（資料4）

第2節 災害の概況

本町では、過去の災害記録から、主な災害は、台風等による風水害や大火が挙げられ、これまで地震災害については、大きな被害は出ていないが、平成 28 年 8 月の大雨災害では風水害による甚大な被害が発生している。

参考までに、道内における自然災害及び事故災害について、主に次のようことが挙げられる。
主な災害の記録は、資料5のとおりである。

第1 気象災害の特徴

1 春（3月～5月）の災害 低気圧や高気圧が交互に北海道付近を通過し、数日周期で天気に変化する。低気圧はしばしば急速に発達しながら北海道付近を通過するため、低気圧の接近時は気温が高

くなり急激に融雪の進むことがあり、少量の雨でも洪水となり融雪災害の発生することがある。また、低気圧の通過後は広範囲で暴風が吹き、上空に強い寒気が流れ込むことにより暴風雪となる場合がある。

本町においても融雪による被害が過去に記録されており、その原因については、平地の融雪は徐々に河川に注ぐため急激な増水は起こさないが、土地を水で飽和させ、かつ排水溝その他小河川をみなぎらせ出水の素地をつくることになり、このような状態のところには山腹積雪が溶けて急速に注ぎ、平地の融雪によって貯えられた水とともに排水溝その他の小河川の流れを活発にして一挙に出水することなどが考えられる。

2 夏（6月～8月）の災害 一般的に北海道では梅雨がなく、高気圧に覆われて晴れる日が多いと言われているが、本州方

面から北上した前線が北海道付近に停滞したり、太平洋高気圧の縁を周り暖かく湿った空気が北海道へ継続的に流入することにより、局地的に非常に激しい雨が降り続き、土砂災害や浸水害、洪水が発生することがある。

また、広範囲に大雨や暴風をもたらす台風は、6月以降北海道付近に接近しやすくなり、8月は9月と並び台風の接近数が多い。

平成28年8月には、5つの台風が北海道に近づき、そのうち3つが上陸し、大雨による土砂災害や河川の氾濫、低地の浸水等により大きな被害が出た。

3 秋（9月～11月）の災害 秋は、低気圧や高気圧が交互に北海道付近を通過し数日周期で天気に変化する。しかし、前半は前線が北海道付近に停滞したり、台風が北海道に接近するため、暴風や大雨による土砂災害や河川の氾濫、低地での浸水等により大きな被害が出ることがある。

また、秋は大陸から寒気が流れ込みやすくなることから、大気の状態が不安定となり、発達した積乱雲により突風被害も多く見られる。

本町においては、平成28年の大雨災害など8～9月にかけて台風及び集中豪雨による被害が発生し、平成27年には突風による人的被害も発生している。

4 冬（12月～2月）の災害 西高東低の冬型の気圧配置となりやすく太平洋側となる本町では晴れる日が多い。また、低気圧が北海道を通過する際に急速に発達することにより、広範囲に大雪や暴風雪となる

場合がある。本町における雪害では、吹雪、なだれ、電線着雪等により、公共交通の乱れ、通行障害が発生し、交通・通信、産業等に被害をもたらすことが考えられる。

第2 その他災害について 本町で起こりうる気象災害以外の災害では、地震災害といった地象災害や火災をはじめとする事故等の災害が想定される。

参考までに、本町における地震被害については、平成25年2月の十勝地方中部地震で震度5弱を記録しており、東日本大震災等、過去の地震災害における教訓を踏まえ、被害想定をもとに十分な対策を講じる必要がある。

資料編〔災害履歴・震度階級等〕 ・過去の災害の記録（資料5）

第3章 防災組織

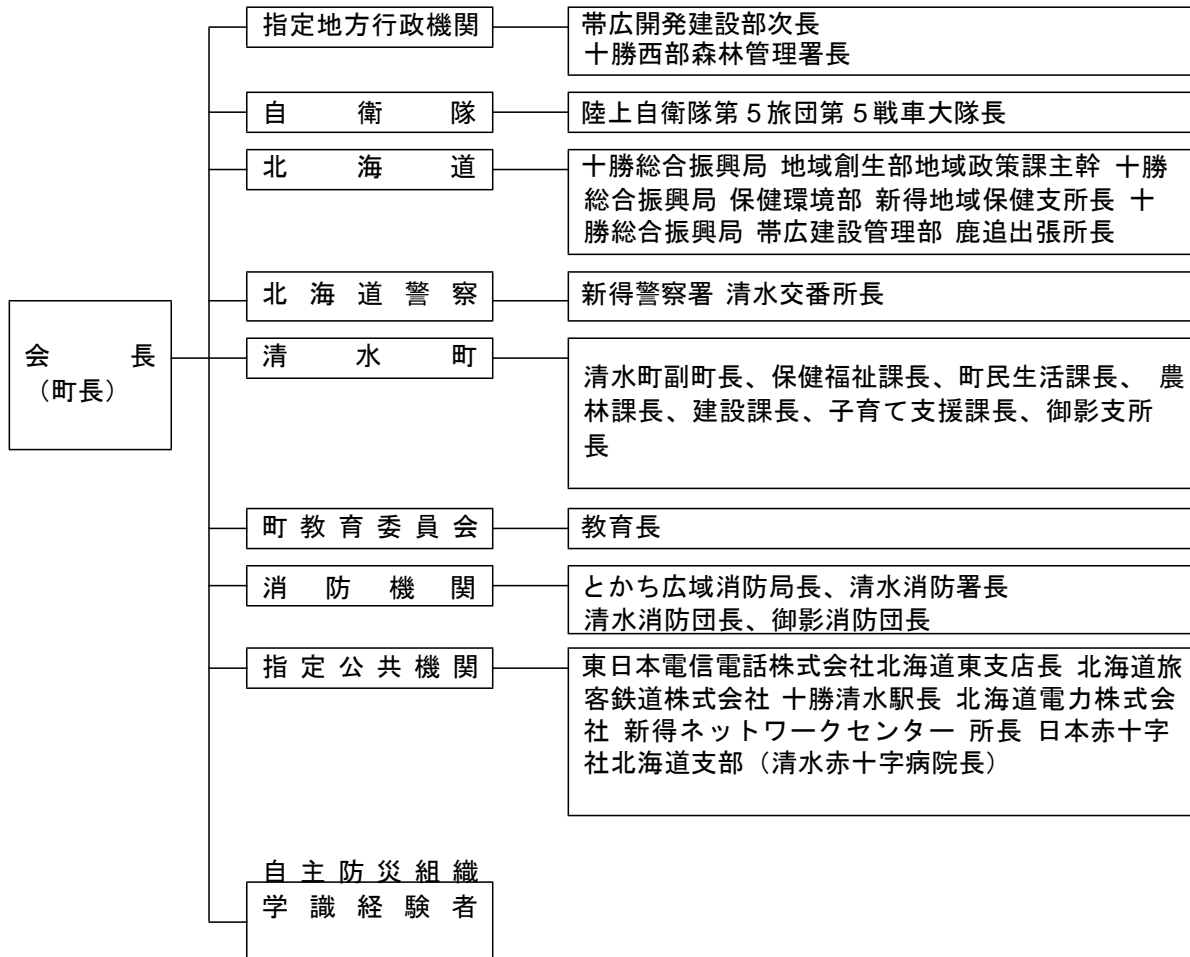
災害の予防、応急及び復旧対策等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の伝達に関する事項を定め、実施体制の確立を図る。

第1節 組織計画

第1 防災会議

防災会議は、以下のとおり、町長を会長とし、基本法第16条第6項に基づく清水町防災会議条例第3条第5項に規定する者を委員として組織するものであり、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、防災に関する重要事項を審議するとともに、その実施の推進を図ること、災害の発生時においては、関係機関相互間の連絡調整を図ることを任務とする。

1 防災会議の組織



2 運営 防災会議の運営は、清水町防災会議条例の定めるところによる。

資料編〔条例・協定等〕 ・清水町防災会議条例（資料19）

第2 災害対策本部

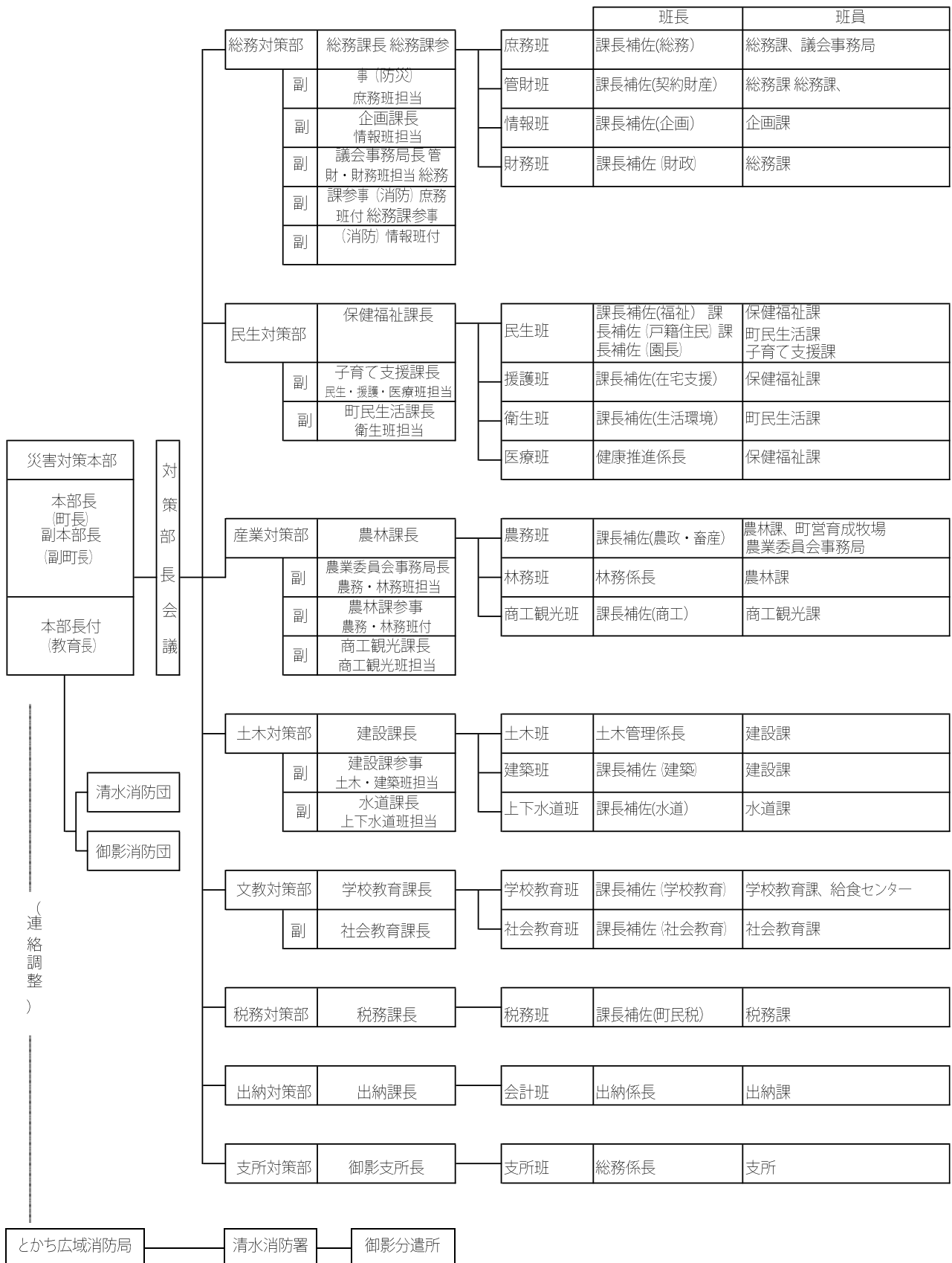
1 設置 当該地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、防災の推進を図るため必要が

あると認めるときは、基本法第23条の2の規定に基づき災害対策本部を設置し、防災活動の強力な推進を図る。

災 害 対 策 本 部 設 置 基 準	
風 水 害	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの住宅や人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき ・多くの地域で避難勧告や孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき ・多くの交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき
雪 害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模で広域にわたるとき
大 事 故 等	
航 空 災 害	<ul style="list-style-type: none"> ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき ・航空機が消息を絶ったとき
鉄 道 災 害	<ul style="list-style-type: none"> ・人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき ・事故により生活物資輸送等に影響が生じ、対策が必要なとき
道 路 災 害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき
危 険 物 等 災 害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき
大 規 模 火 災	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき
林 野 火 災	<ul style="list-style-type: none"> ・火災が広範囲にわたり消火活動の難航が予想されるとき ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき
冷（湿）害	<ul style="list-style-type: none"> ・冷（湿）害被害が発生したとき
地 震 災 害	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱以上の地震が発生し、総合的な災害対策を実施する必要があるとき ・地震による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の災害又は複数の災害が同時に発生したとき、又は発生するおそれがあるとき

2 組織等 災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

清水町災害対策本部の組織



3 災害対策本部の各部所掌事務 災害対策本部の事務分掌は、次のとおりとする。

部	班	所 掌 事 項	救助法に基づく救助業務
総務対策部	庶務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の庶務に関する事 2 防災会議及び対策部長会議に関する事 3 災害対策本部の設置及び廃止に関する事 4 気象の予報、情報の受理及び通知に関する事 5 避難の勧告又は指示の発令に関する事 6 各部（班）の連絡調整に関する事 7 関係機関、団体に対する協力並びに応援要請に関する事 8 災害ボランティアセンターの設置に関する事 9 救助法の適用に関する事 10 自衛隊の派遣要請の出動要請に関する事 11 国、道に対する要請及び報告に関する事 12 他市町村との相互応援に関する事 13 公務災害補償に関する事 14 その他各部に属さない事 	
	管財班	<ol style="list-style-type: none"> 1 町有財産の被害調査及び応急対策に関する事 2 職員等の災害出動用被服等の調達及び配付に関する事 3 本部職員の食料等の調達供給に関する事 4 災害対策本部に必要な資機材の配備及び施設の整備に関する事 5 車の借上げ及び災害時における救出、輸送に要する車両の配車に関する事 6 災害応急資機材、物資の調達に関する事 7 その他特命事項に関する事※ 	
	情報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民に対する警報、避難命令、避難所の周知、災害情報の広報に関する事 2 各地区との連絡情報に関する事 3 安否情報に関する事 4 本部として行う広報活動及び報道機関との連絡調整に関する事 5 災害の記録に関する事 6 通信連絡機能の確保に関する事 7 関係団体、住民組織等の出動要請に関する事 8 住民組織等との連絡調整に関する事 	
	財務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策に必要な財政措置に関する事 2 その他特命事項に関する事※ 	
民生対策部	民生班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者・入所児童・園児の避難所等への誘導に関する事 2 園児・入所児童・保護者との連絡調整に関する事 3 保育所・幼稚園の被害調査及び復旧対策に関する事 4 避難所等の記録（避難者名簿等）及び報告に関する事 5 避難所等の開設、管理運営の総括に関する事 6 災害に係る相談、苦情等に関する事 7 災害時の防犯、交通安全に関する事 8 被災者の生活保護に関する事 9 義援金品の受付け及び配分に関する事 10 被災者の国民年金保険料の免除に関する事 11 民生対策部内の連絡調整に関する事 	・避難所の設置に関する事
	援護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 救助法に基づく救助の実施に関する事 2 避難行動要支援者等の避難誘導に関する事 	・被服、寝具、その他生活必需品の給与及び貸付に関する事

部	班	所 掌 事 項	救助法に基づく 救助業務
民生対策部	援護班	3 福祉施設利用者の避難誘導に関する事 4 福祉施設の被害調査及び復旧対策に関する事 5 被災者に対する炊き出し及び食料品等の給与に関する事 6 救護施設の設置計画及び実施に関する事 7 救援物資の調達若しくは受付、配付及び生活必需品の供与、貸与に関する事 8 被災者の生活援護及び生活必需品の給与に関する事 9 日赤救助機関との連絡調整に関する事	<ul style="list-style-type: none"> 炊き出し、その他による食品の供与に関する事
	衛生班	1 避難所における仮設トイレの設置に関する事 2 被災地の防疫の実施に関する事 3 行方不明者の捜索及び遺体の処理、埋葬に関する事 4 塵芥の収集、し尿の汲み取りの処理に関する事 5 死亡者の収容及び安置に関する事 6 その他特命事項に関する事※	<ul style="list-style-type: none"> 死体の処理及び埋葬に関する事
	医療班	1 災害時の医療助産に関する事 2 傷病者の受入れ、手当その他医療全般 3 救助班、移動医療班の設置に関する事 4 医療施設の災害対策に関する事 5 医療施設の被害調査に関する事 6 通院患者の避難誘導に関する事	<ul style="list-style-type: none"> 医療及び助産に関する事
産業対策部	農務班	1 農畜産関係の被害調査及び報告に関する事 2 農作物及び家畜の防疫に関する事 3 農畜産関係の応急復旧に関する事 4 死亡獣畜処理に関する事 5 主要食料の調達に関する事 6 労務相談、供給に関する事 7 関係機関との連絡調整に関する事 8 被災相談（産業関係）に関する事 9 その他特命事項に関する事※	
	林務班	1 林業関係の被害調査及び報告に関する事 2 林業関係の被害対策及び復旧に関する事 3 林業関係の応急復旧に関する事 4 山火事消防に関する事 5 労務相談、供給に関する事 6 関係機関との連絡調整に関する事 7 被災相談（産業関係）に関する事 8 その他特命事項に関する事※	
	商工観光班	1 商工観光関係の被害調査及び報告に関する事 2 商工観光関係の被害対策及び復旧に関する事 3 商工観光関係の応急復旧に関する事 4 労務相談、供給に関する事 5 関係機関との連絡調整に関する事 6 被災相談（産業関係）に関する事 7 その他特命事項に関する事※	

部	班	所 掌 事 項	救助法に基づく 救助業務
土木対策部	土木班	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設の災害対策及び被害調査に関する事 2 災害地の復旧に関する事 3 災害時の輸送に関する事 4 災害時における障害物の除去に関する事 5 派遣自衛隊の誘導、撤収及び連絡調整に関する事 6 関係機関との連絡調整に関する事 7 土木対策部内の連絡調整に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害物の除去に関する事 ・ 人夫の雇上げに関する事 ・ 輸送に関する事
	建築班	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の災害対策及び被害調査に関する事 2 応急仮設住宅の設置に関する事 3 災害時における住宅の応急修理に関する事 4 被害住宅復興資金に関する事 5 関係機関との連絡調整に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅の供与に関する事 ・ 被害住宅の応急修理に関する事 ・ 被災世帯の調査に関する事
	上下水道班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の飲料水の確保及び給水に関する事 2 上下水道施設の被害調査及び応急措置に関する事 3 被災上下水道施設の復旧に関する事 4 関係機関との連絡調整に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水の供給に関する事
文教対策部	学校教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育施設の被害調査及び応急復旧に関する事 2 学用品等の配給に関する事 3 災害時の学校給食に関する事 4 児童・生徒の応急教育に関する事 5 児童・生徒の避難実施に関する事 6 児童・生徒・保護者との連絡調整に関する事 7 施設の応急利用に関する事 8 被災児童・生徒の安全確保、応急救護及び被災状況の調査に関する事 9 教職員の動員に関する事 10 その他特命事項に関する事※ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学用品の給与に関する事
	社会教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育、体育施設の被害調査及び応急復旧に関する事 2 各種団体との連絡調整に関する事 3 文化財の保護及び応急対策に関する事 4 施設の応急利用に関する事 5 その他特命事項に関する事※ 	
税務対策部	税務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者名簿の作成に関する事 2 リ災証明に関する事 3 被災者の町税の減免等の措置に関する事 4 被災者の国保税の減免に関する事 5 被災家屋及びその他資産の調査（被害調査）に関する事 6 その他特命事項に関する事※ 	
出納対策部	会計班	<ol style="list-style-type: none"> 1 義援金品の受付保管に関する事 2 災害対策に要する経費、その他金品の出納に関する事 3 その他特命事項に関する事※ 	
支所対策部	支所班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集及び報告に関する事 2 本部各班関連対策業務の連絡に関する事 3 その他特命事項に関する事※ 	

※ その他特命事項について 他の部班の応援・支援等の業務につくことを意味する。

災害発生時には、本部全体の活動として主に対応に追われることが予想されるため、避難対策や災害時要援護者対策に関わる業務、また、救助などの各業務については、当該部班のみで対応することは困難であることも想定されるため。

4 災害対策本部の設置基準等

(1) 災害対策本部の設置基準 町長は、次のいずれかに該当する場合に本部を設置するものとする。

ア 本町に、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく警報が発表され、総合的な災害対策を実施する必要があると認める場合

イ 震度 5 弱以上の地震が発生し、総合的な災害対策を実施する必要があると認める場合

ウ 町の区域内で大規模な火災、爆発その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総合的な災害対策を実施する必要があると認める場合

(2) 災害対策本部の設置

ア 本部は町役場庁舎内に置くものとする。ただし、庁舎が被災し、使用できない場合は、他の公共施設に設置するものとする。

イ 町長は、本部を設置したときは、直ちに全職員に庁内放送、メール、電話、防災無線等により周知するものとする。

(3) 災害対策本部の廃止 本部長は、次のいずれかに該当するときは、本部を廃止するものとする。ア 予想された災害発生の危険が解消したとき

イ 災害に関する応急対策措置が完了したとき

5 災害対策本部の設置又は廃止の通知及び公表 町長は、本部を設置し、又は廃止したときは、防災関係機関、報道機関及び住民に対し、それぞれ迅速な方法をもって周知するものとする。

6 標識

(1) 本部を設置したときは、庁舎玄関前等適切な場所に掲示板を掲げるものとする。

(2) 災害時において非常活動に使用する本部の自動車には、標章をつけるものとする。

資料編〔防災組織〕 ・ 災害対策本部掲示板（資料 1） 標章（資料 2）

7 災害対策本部の運営 本部の運営は、清水町災害対策本部条例の定めるところによる。

資料編〔条例・協定等〕 ・ 清水町災害対策本部条例（資料 20）

8 現地災害対策本部 町長は、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部を設置するものとする。

9 災害対策本部を設置しない場合の準用

(1) 町長は、本部設置に至らない程度の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、情報の収集及び今後の対応について協議することがあると認めるときは、災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、必要な災害対策を実施するものとする。

(2) 前項の規定により連絡会議が設置された場合は、関係する職員は、本部が設置された場合に準じて災害対策を実施するものとする。

(3) 連絡会議の構成は、副町長、総務課長その他副町長が指名する職員とする。

(4) 連絡会議は、災害発生の危険が解消したとき、又は本部が設置されたときは、解散する。

第3 警戒・非常配備体制 本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備体制をとるものとする。ただし、町長は、災害対策本部を設置するまでに至らない場合においては、警戒配備体制をとるものとする。

1 警戒・非常配備体制の基準 警戒・非常配備体制の基準及び基準毎の出動対策部は、次のとおりとする。

図表 非常配備体制の基準

種別	配備時期	配備内容
警戒配備体制	気象業務法に基づく気象情報又は警報を受け、警戒する必要が生じたとき。	総務課が情報収集にあたり、必要に応じて各課長と連携し、情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る体制をとる。
第1非常配備体制	(1) 小規模な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 (2) 震度4の地震が発生したとき。	総務課、各課長及び各課所属の少数の職員を招集し、情報収集及び連絡活動等を行い、必要に応じて応急措置を実施する。また、第2配備体制に移行し得る体制をとるものとする。
第2非常配備体制	(1) 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 (2) 震度5弱の地震が発生したとき。 (3) 必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。	関係各部の所要人員で、情報収集、連絡活動及び応急措置を実施し、状況により第3配備体制に直ちに切り替え得る体制をとるものとする。
第3非常配備体制	(1) 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において本部長が当該非常配備を指令したとき。 (2) 震度5強以上の地震が発生したとき。 (3) 予想されない重大な災害が発生したとき。	災害対策本部の全員をもって当たるもので状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。

注 被害の状況等により、上記基準により難いと認められる場合においては、臨機応変の配備体制をとるものとする。

2 警戒・非常配備体制の活動要領

(1) 動員の方法

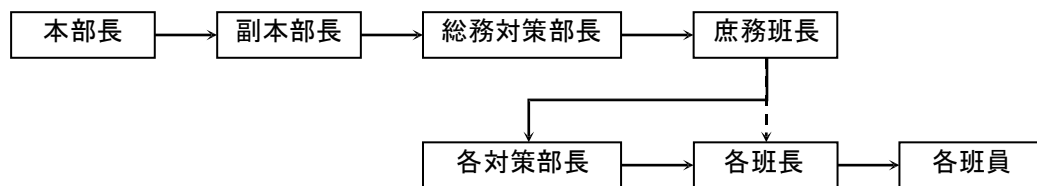
- ア 本部長は、非常配備決定に基づき本部員に対し、本部の設置及び非常配備を通知するものとする。
- イ 各対策部長は、アの通知を受けたときは、配備要員に対し、当該通知の内容を通知するものとする。
- ウ 配備要員は、イの通知を受けたときは、直ちに所定の配備につくものとする。
- エ 各対策部長は、あらかじめ部内の職員連絡系統図を作成し、所属職員に周知徹底しておくものとする。
- オ 本部が設置されない場合における職員の動員（招集）は、本計画の定めに準じて行うものとする。

(2) 動員の配備、伝達系統及び伝達方法

ア 勤務時間内の伝達系統及び伝達方法

- (ア) 非常配備体制がとられた場合、又は本部が設置された場合、本部長の指示により、総務対策部長は各対策部長に通知するものとする。
- (イ) 各対策部長は、速やかに所属職員に通知するとともに指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急措置を実施する体制を整えるものとする。
- (ウ) 伝達は、口頭、電話及び庁内放送等によるものとする。

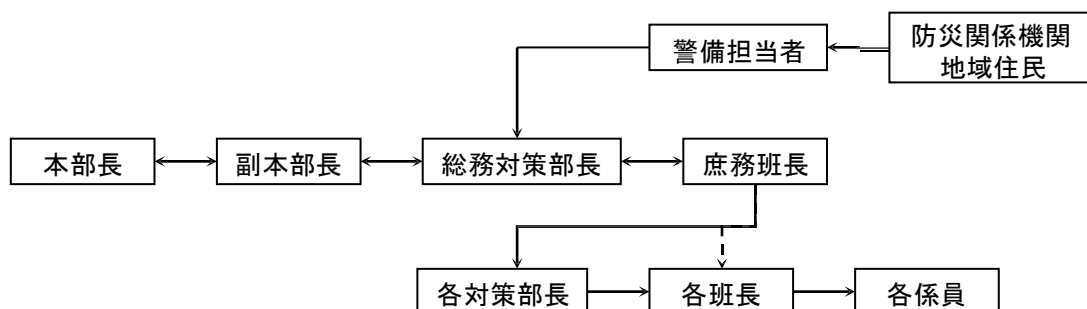
図表 伝達系統（勤務時間内）



イ 勤務時間外の伝達系統及び伝達方法

- (ア) 警備担当者は、次の情報を受けた場合、直ちに総務対策部長に連絡するものとする。
 - a 気象警報等が十勝総合振興局及び他の関係機関から通報された場合
 - b 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められた場合
 - c 災害発生のおそれのある異常現象の通報があった場合
- (イ) 庶務班長は、総務対策部長の指示を受け、必要に応じて各対策部長、班員に通知するものとする。
- (ウ) 非常配備体制がとられた場合、又は本部が設置された場合は、前号に準ずるものとする。
- (エ) 伝達は電話等によるものとする。

図表 伝達系統（勤務時間外）



ウ 職員の緊急参集

- (ア) 町長は、勤務時間外、休日等に「非常配備体制」を決定したときは、関係する職員の動員（招集）を指示する。
- (イ) 職員は、勤務時間外、休日等において動員（招集）の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは災害の発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の情報により所属の長と連絡の上、又は自らの判断により直ちに所属、又はあらかじめ指定された場所に参集し配備につくものとする。
- a 本部が設置された場合は、清水町防災行政無線（戸別受信機含む。）、清水町防災情報メール、電話、IP 告知、広報車、テレビ・ラジオ等により周知させるものとし、職員がこの旨を知った場合は、直ちに参集するものとする。
- b 震度4以上の地震が発生したときは、該当する職員は自発的に参集するものとする。なお、震度5強以上の地震が発生した場合は、全職員が動員（招集）の指示を待つことなく、できる限り早期に参集できる有効な手段を用いて、参集することとする。
- c 通信の途絶等により連絡がとれない場合、自らの判断により参集するものとする。
- (ウ) 勤務時間外の参集時には、おおむね次の事項に留意して行動することとする。
- a 安全確認 自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認する。
- b 参集者の服装及び携行品 応急活動に適した服装とし、手袋、タオル、着替え、水筒、食料、懐中電灯、携帯ラジオ等の必要な用具を携行する。
- c 被害状況の報告 参集途上において、被災状況、災害情報の収集に努め、その情報を動員（招集）先の上
- 司に報告する。特に、病院・診療所、道路、橋梁^{りょう}等の重要施設の被害状況は、災害情報報告（別記第1号様式）により、所属の対策部長に詳しく報告する。
- d 参集途上の緊急措置 参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、清水消防署又は警察署等へ通報連絡するとともに、直ちに人命救助、近隣住民の協力を求めた消火活動など適切な措置をとり、職員本人はできる限り迅速な参集を行う。

エ 参集状況の把握

各対策部長は、職員の参集状況について、次によりその内容を記録するものとする。

- (ア) 職員参集状況報告書（別記第2号様式）
- (イ) 職員参集状況集計表（別記第3号様式）
- (ウ) 職員参集状況受付簿（別記第4号様式）
- (エ) 職員等安否確認調査票（別記第5号様式）

資料編〔様式〕	・災害情報報告（別記第1号様式） ・職員参集状況報告書（別記第2号様式） ・職員参集状況集計表（別記第3号様式） ・職員参集状況受付簿（別記第4号様式） ・職員等安否確認調査票（別記第5号様式）
---------	---

- (3) 警戒・非常配備体制下の活動 警戒配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

総務対策部長は、气象台その他関係機関と連絡をとり、気象情報、災害状況等の情報収集を行うものとする。

ア 第1非常配備体制下の活動

第1非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 総務対策部長は、気象台その他防災関係機関と連絡をとり、気象情報、災害状況等の情報収集を行うものとする。
- (イ) 総務対策部長は、関係する各対策部長に収集情報を提供し、及び各対策部の活動状況等を把握するものとする。
- (ウ) 関係する各対策部長は、総務対策部長からの情報又は連絡に即応し、情報に対応する措置を検討するとともに、待機職員に随時、巡回活動等の必要な指示を行うものとする。
- (エ) 第1非常配備体制の班員の人数は、状況により関係する対策部において増減するものとする。

イ 第2非常配備体制下の活動

第2非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 本部長は、本部の機能を円滑にするため、必要に応じて災害対策本部会議を開催するものとする。
- (イ) 各対策部長は、所掌事務に係る情報の収集伝達体制を強化するものとする。
- (ウ) 総務対策部長は、各対策部長及び防災会議構成機関と連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告するものとする。
- (エ) 各対策部長は、次の措置をとり、その状況を総務対策部長に報告するものとする。
 - a 災害の現況を班員に周知し、所要の人員を非常配備につかせること。
 - b 装備、物資、資機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災地区（被災予定地）へ配置すること。
 - c 関係する対策部及び災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

ウ 第3非常配備体制下の活動

第3非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。各対策部長は、災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時本部長に報告するものとする。

第4住民組織等への協力要請 災害時において、災害応急対策等を迅速かつ円滑に実施するため、本部長は、災害の状況により必要と認めた場合は、住民組織等に対し、次の災害対策活動の応援協力を要請することができるものとする。

1 協力要請事項 住民組織等に対して協力を要請する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害時における住民の避難誘導、救出及び被災者の保護に関すること
- (2) 緊急避難のための一時避難所及び被災者の受入れのための避難所の管理運営に関すること
- (3) 災害情報の収集及び災害対策本部への連絡に関すること
- (4) 災害情報等の地域住民に対する広報に関すること
- (5) 避難所内での炊き出し及び被災者の世話に関すること
- (6) 災害箇所の応急措置に関すること
- (7) 災害対策本部員が行う人員、物資等の輸送に関すること
- (8) その他救助活動に必要な事項で、町長が協力を求める事項

2 協力要請先

- (1) 協力を要請する主な住民組織等は、次のとおりとする。
 - ア 清水町社会福祉協議会
 - イ 清水町災害ボランティアセンター
 - ウ 町内会・農事組合等

- (2) その他女性団体、青年団体、建設関係団体等については、必要の都度、責任者と連絡をとり、協力を求めるものとする。
- 3 担当対策部班 住民組織等の活動についての担当は、協力を求める種別によって関係する対策部班とする。

第2節 気象業務に関する計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、竜巻などの激しい突風による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の予報（注意報を含む）、特別警報、警報並びに情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は本計画に定めるところによる。

第1 特別警報、警報、注意報並びに情報等の通報及び伝達 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和27年法律第165号）、水防法（昭和24年法律第193号）及び消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づき行われるもので、本町における特別警報・警報・注意報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次のとおりである。

- 1 予報区 本町が該当する府県予報区名及び警報・注意報に用いる細分区域名は、次のとおりとする。

区 分	概 要
※1 府県予報区名（担当気象官署）	釧路・根室・十勝地方
※2 一次細分区域名	十勝地方
※3 市町村等をまとめた地域	十勝中部

- ※1 北海道は全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と、7つの府県予報区に分かれており、本町の府県予報区（釧路地方気象台担当）は、釧路・根室・十勝地方となっている。
- ※2 一次細分区域（帯広測候所担当）は、府県天気予報を定常的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定している。北海道においては、オホーツク総合振興局管内は網走地方・北見地方・紋別地方、その他は総合振興局又は振興局単位の地方とする。
- ※3 市町村等をまとめた地域（帯広測候所担当）は、二次細分区域（市町村等）ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域。

2 気象情報等

- (1) 地方気象情報、府県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表する情報
- (2) 台風に関する気象情報 北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報
- (3) 記録的短時間大雨情報 府県予報区内で数年に、一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する情報
- (4) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、※ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象

状況になっている時に発表する情報。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。

この情報の有効期間は、発表から1時間である。

※ ダウンバースト 局地的・短時間に上空から吹く極端に強い下降気流

3 特別警報、警報及び注意報の種類並びに発表基準

(1) 特別警報発表基準 気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の発生するおそれが著しく大きい

場合として、降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、暴風等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）を発表する。発表する特別警報の種類及び発表基準例は、次のとおりである。

一般の利用に適合する特別警報	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(2) 気象警報発表基準

大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	9
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	135
暴風		平均風速	20m/s
暴風雪		平均風速	18m/s 雪による視程障害を伴う
大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 40cm
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	90mm

※大雨警報については、表面雨量指数基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害)は「大雨警報（浸水害）」、(土砂災害)は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。

(3) 気象注意報発表基準

大雨	浸水害	表面雨量指数基準	7
	土砂災害	土壌雨量指数基準	82
強風		平均風速	12m/s
風雪		平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う
大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 25cm
雷		落雷等により被害が予想される場合	
融雪		60mm 以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計	
濃霧		視程	200m
乾燥		最小湿度 30% 実効湿度 60%	
なだれ		①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上	
低温	4 月、5 月、10 月	:	(最低気温) 平年より 5℃以上低い
	11 月～3 月	:	(最低気温) 平年より 8℃以上低い
	6 月～9 月	:	(平均気温) 平年より 4℃以上低い日が 2 日以上継続
霜		最低気温 3℃以下	
着雪		気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	

※土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準値の最低値を示している。

(4) 地面現象注意報及び警報

地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑りなどによって災害が発生するおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される。
地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑りなどによって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される。

(5) 浸水注意報及び警報

浸水注意報	浸水によって災害が発生するおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される。
浸水警報	浸水によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される。

(6) 洪水注意報及び警報

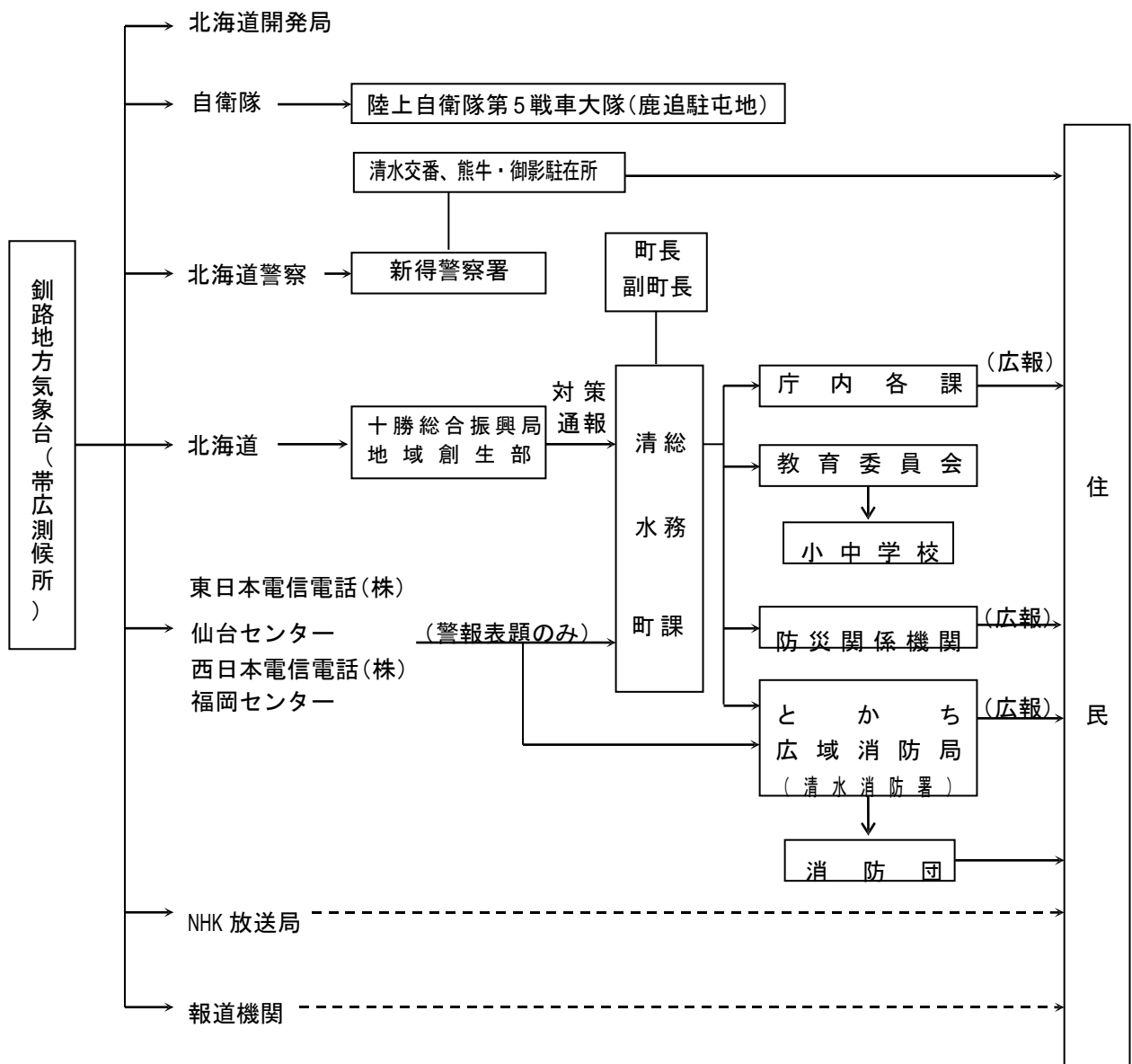
洪水注意報	氾濫注意情報 (含む十勝川共栄橋)	流域雨量指数基準	芽室川流域=10.8、佐幌川流域=19.3 ベケレベツ川流域=8.9、イワシマクシベツ川流域=5.5
洪水警報	氾濫警戒情報 氾濫危険情報 氾濫発生情報 (含む十勝川共栄橋)	流域雨量指数基準	芽室川流域=13.5、佐幌川流域=24.2 ベケレベツ川流域=11.2、イワシマクシベツ川流域=6.9

※洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。

※流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに 5km 四方の領域毎に算出する。

- 4 特別警報、警報及び注意報の伝達系統 特別警報、警報及び注意報は、次のような伝達系統により、通報又は伝達するものとする。
- (1) 特別警報、警報及び注意報等は、勤務時間中は総務課が、勤務時間外は、警備担当者が受理するものとする。
 - (2) 勤務時間外に警備担当者が特別警報、警報及び注意報等を受けたときは、気象通報受理簿（兼送信票）（別記第6号様式）に記載するとともに、次に掲げる警報については、総務課長（不在のときは総務課 課長補佐）に至急連絡するものとする。
〔連絡する特別警報、警報…暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水〕
 - (3) 気象通報受理簿（兼送信票）は、業務終了後、総務課長に提出するものとする。
 - (4) 総務課長は、特別警報、警報及び注意報を受理した場合、速やかに副町長に報告するとともに、必要に応じて関係課長等に連絡するものとし、特別警報にあっては、気象業務法第15条の2の規程に基づき速やかに住民及び所在の官公署に伝達する。

図表 気象等に関する特別警報、警報、注意報並びに情報等情報伝達系統図



5 水防活動用気象注意報及び気象警報 水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、次の表の左欄に掲げる種類毎に、同表の右欄に掲げる注意報及び警報により代行される。

(1) 種類

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用気象警報	大雨警報 大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

6 指定河川洪水予報

河川が増水や氾濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報

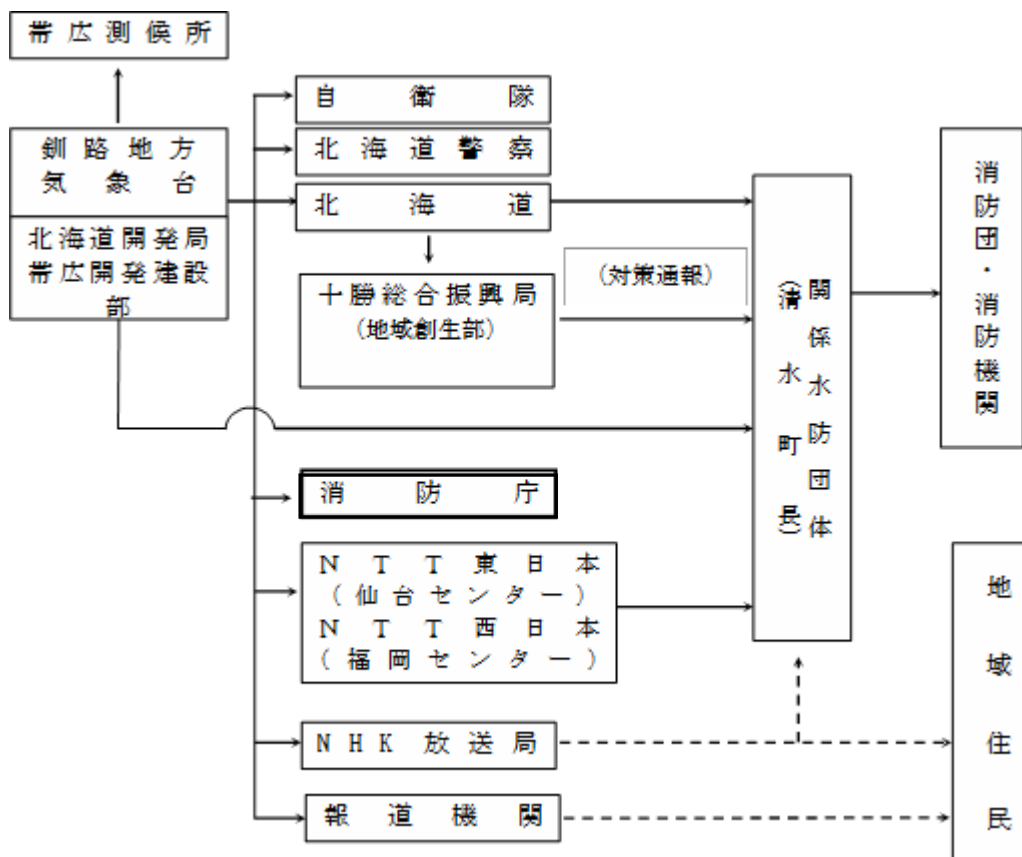
(1) 指定河川及び担当

水系名	河川名	担当
十勝川	十勝川	釧路地方気象台 帯広開発建設部

(2) 伝達

指定河川洪水予報は、次のような伝達系統により伝達するものとする。

図表 指定河川洪水予報伝達系統図



注) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先

- - - -> は放送

N T T 東日本及び西日本への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

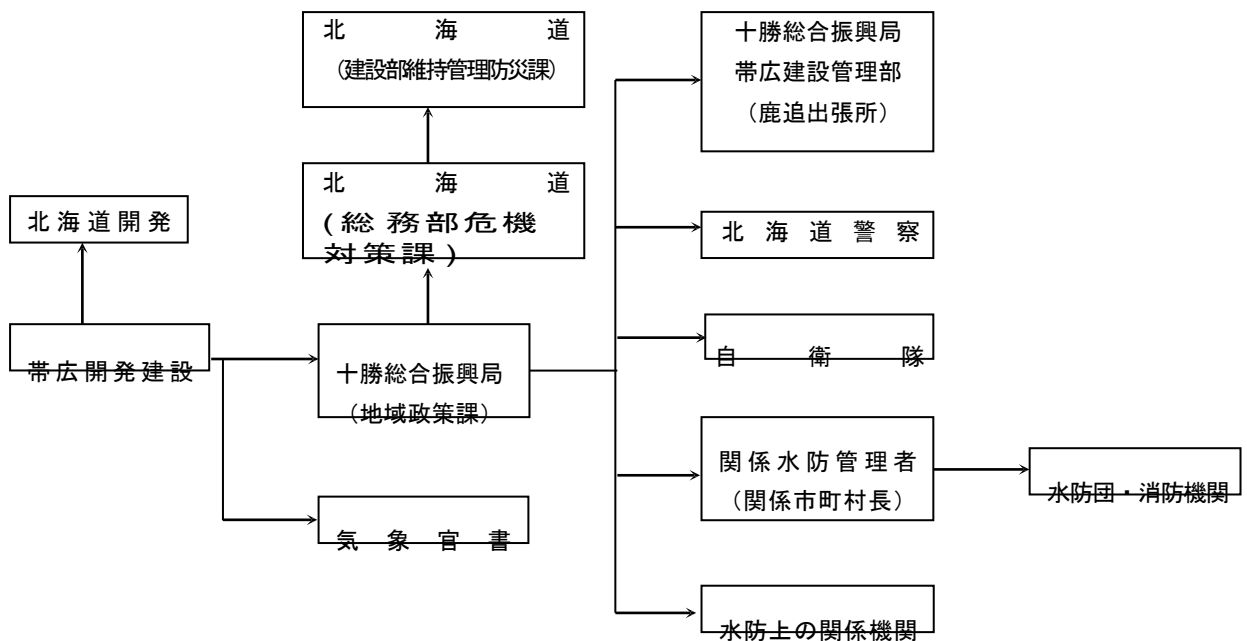
7 水防警報

知事は、水防法第 16 条第 1 項の規定により、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたときは、関係水防管理者、その他水防に関係のある機関に通知するものとする。水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動に当たっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。そのため、水防警報の内容においても水防活動に従事する者の安全確保を念頭において通知するものとする。

(1) 国土交通大臣が行う水防警報

水防法第 16 条第 1 項の規定により、国土交通大臣が指定した河川についての水防警報は、北海道開発局が発表し、伝達は次の系統により行う。

図表 水防警報伝達系統図



(2) 種類、内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機	不意の出水あるいは水位の再昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。水防機関の出動期間が長引くような場合に出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等又は河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	河川氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位に達しなお上昇のおそれがあるとき。

指示	水位、耐水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	河川氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位を越え災害のおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であつても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。

8 雨量情報・水位情報

- (1) 予報基準地点と基準水位 町内を流れる主な河川の雨量・水位情報は、国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」にて確認することができ、雨量情報・水位情報及び基準水位は、以下のとおりである。

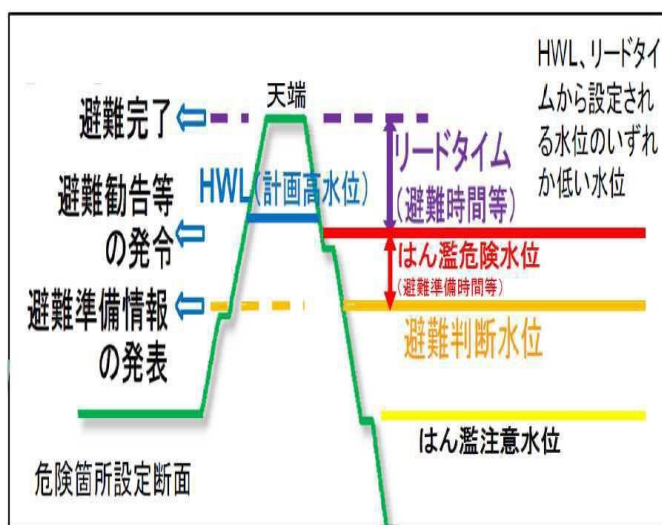
図表 雨量観測地点

河川名	観測地点	所在地	標高	種別
芽室川	新生	清水町字御影南 9 線 73 番 1 地先河川敷	238m	テレメータ雨量
佐幌川	日勝	清水町字石山 (日勝峠 石山除雪ステーション内)	800m	テレメータ雨量
	上清水	清水町字清水第 2 線 733 番地 (ペケレベツ川国道 38 号交差部から上流 250m 付近)	160m	テレメータ雨量

図表 観測地点と基準水位

河川名	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
十勝川	清水町字人舞東 1 線 (共栄橋地点)	143.50m	144.30m	144.60m	144.70m
ペケレベツ川	清水町字清水第 6 線 68 番 5 地先 (ペケレベツ橋地点)	218.66m	219.27m	219.46m	219.79m

図表 (参考) 水位危険度のレベルと洪水予報の種類・発表基準について



水 位	避難行動及び水防活動の目安
天端	避難完了
はん濫危険水位 (特別警戒水位)	避難勧告等発令の目安
避難判断水位	避難準備・高齢者等避難開始 発令の目安 水 防指示の目安
はん濫注意水位 (警戒水位)	水防団出動の目安
水防団待機水位 (通常水位)	水防団待機の目安

水位危険度の レベル	洪水予報の 種類	水位の名称	発表基準	町・住民に 求める行動等
レベル5	はん濫 発生情報 [洪水警報]	(氾濫発生)	氾濫が発生したとき	住民の避難完了
レベル4 (危険)	はん濫 危険情報 [洪水警報]	氾濫 危険水位	氾濫危険水位に到達したとき	住民の避難完了
レベル3 (警戒)	氾濫 警 戒情報 [洪水警報]	避難判断 水位	避難判断水位に到達し、さら に上昇するおそれがあるとき、あるいは水位予測に基づ き氾濫危険水位に到達すると 見込まれたとき	町は、避難勧告等の発令 を判断 住民は、避難を判断
レベル2 (注意)	氾濫 注 意情報 [洪水注意報]	氾濫 注意水位	氾濫注意水位に到達し、さら に上昇するおそれがあるとき	町は、避難準備・高齢者 等避難開始の発令判断 住民は、氾濫に関する情 報に注意 水防団出動
レベル1	(発表なし)	水防団 待機水位		水防団待機

9 火災に関するもの

(1) 火災気象通報

火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法(昭和23年法律第186号)第22条の規定に基づき、気象官署から各振興局長に通報されるものである。

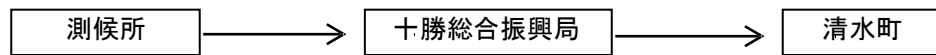
通報を受けた十勝総合振興局長は、管内市町村長に通報するものとする。

ア 通報基準

発表官署	通報基準
帯広測候所	実効湿度 60%以下で最小湿度 30%以下の場合、若しくは、平均風速で陸上 12m/s以上が予想される場合。なお、平均風速が 12m/s 以上であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

イ 伝達系統

伝達系統は次のとおりとする。



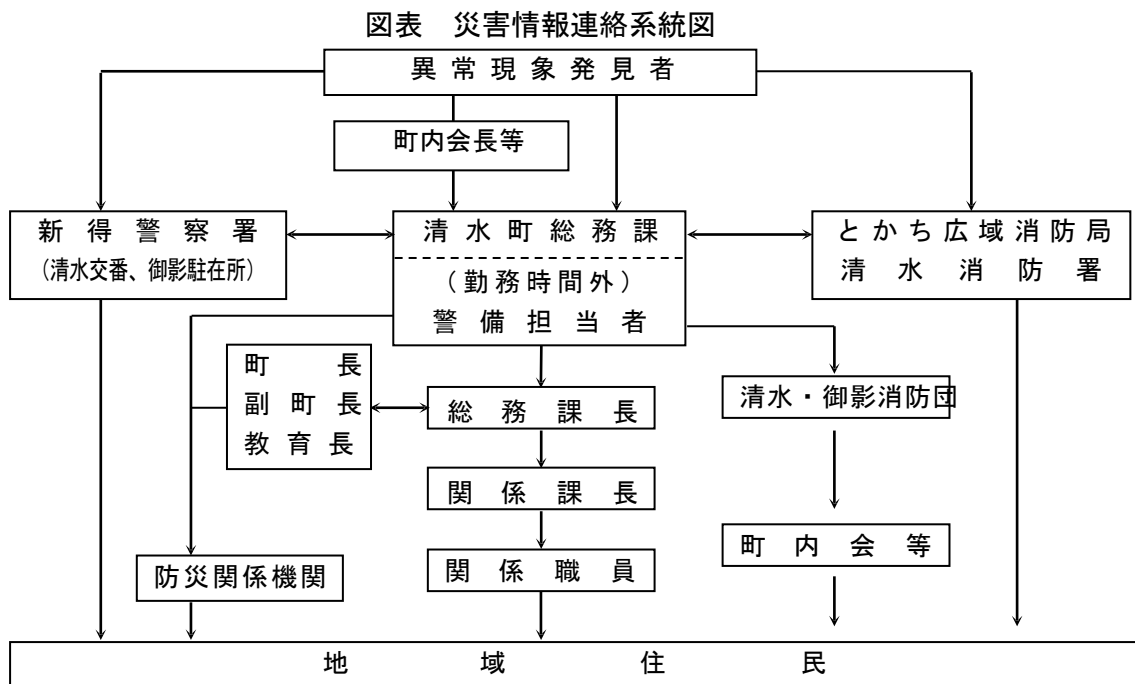
(2) 林野火災気象情報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、伝達は「第7章 第6節 林野火災対策計画」により実施するものとする。

第2 異常現象を発見した者の措置等

1 発見者の通報義務

災害が発生した場合又は異常現象（局地的な豪雨、森林火災、異常水位、堤防の溢水又は決壊等）発見者は、災害情報連絡系統図により速やかに町、警察署、消防機関等に通報するものとする。



2 町への通報 異常現象を発見した場合又は発見者から通報を受けた警察署、消防機関は、災害情報連絡系統図

により直ちに町（総務課）に通報するものとする。

3 町から防災関係機関への通報及び住民への通知

(1) 町長は、災害発生又は異常現象発見の通報を受けたときは、災害の規模、内容等により必要に応じ防災関係機関に通報するとともに住民に周知するものとする。

(2) 防災関係機関への通報及び住民への通知は、災害情報連絡系統図によるものとする。

4 通報の取扱い

(1) 発見者からの通報は、勤務時間外にあっては警備担当者が受理し、総務課長に速やかに報告するものとする。

(2) 総務課は、発見者等からの通報を受けたときは、町長又は副町長、教育長に報告するとともに事務処理にあたるものとする。

5 災害情報等の収集及び報告

(1) 災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、速やかに災害情報及び被害状況を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、防災関係機関に対し、災害情報連絡系統図により災害情報等

を連絡するものとする。

(2) 災害が発生した場合は、道が定める災害情報報告取扱要領に基づき、その状況を十勝総合振興局長に報告するものとする。

十勝総合振興局（地域創生部地域政策課）

- | | |
|------------------|----------------------------------|
| ・ 電話（N T T回線） | 0155-26-9023 |
| ・ F A X（N T T回線） | 0155-22-0185 |
| ・ 総合行政情報ネットワーク | 電話 #6-850-2191、F A X #6-850-4893 |

第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害の予防は、あらゆる防災の基礎をなすものであることから、災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練、研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、町及び道、国は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、災害の発生が予想される地域について、町及び道、防災関係機関は、危険な箇所における災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制の整備等を行う。

第1 災害危険区域等（重要警戒区域及び整備計画）

1 災害危険区域

町内において災害の発生が予想される災害危険区域は、資料編に掲載する資料7から9のとおりである。

区 分	該当箇所数	備 考
水防区域	94 箇所	資料 7
土砂災害危険箇所、	1 箇所	資料 8-1
地滑り・崖崩れ等危険区域 (山地災害危険地区)	32 箇所	資料 8-2
砂防施設設置箇所	19 箇所	資料 9
計	141 箇所	

※ 水防区域は、北海道地域防災計画資料を参考

※ 土砂災害危険箇所及び地滑り・崖崩れ等危険区域、砂防施設設置箇所は北海道公表資料

2 危険物製造所等

町内における危険物製造所等の所在は、資料10のとおりである。

区 分	該当箇所数	備考
危険物等	95 施設	資料 10

資料編〔災害危険箇所〕	<ul style="list-style-type: none">・水防区域（資料7）・土砂災害危険箇所（資料8-1）・地滑り・崖崩れ等危険区域（山地災害危険地区）（資料8-2）・砂防施設設置箇所（資料9）・危険物の貯蔵所及び取扱所等の所在（資料10）
-------------	---

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進 に関する計画

防災関係職員及び住民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

- 1 防災関係機関全般 防災関係機関は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、住民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。
- 2 清水町、北海道
 - (1) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施する。
 - (2) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方法は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難勧告等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。
 - (3) 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。
 - (4) 住民への防災知識の普及・啓発においては、防災知識や技術を身につけた※北海道地域防災マスター等の地域の防災活動におけるリーダーの育成に努め、連携を図る。

※ 北海道地域防災マスター 北海道が認定する地域における防災リーダーで、消防や市町村等で防災業務を経験してきた方が振興局ごとに開催する研修を修了し、指導者としての心構えなどを身につけた上で認定される。
なお、北海道地域防災マスターの活動はあくまでボランティアで行われるものである。

第2 配慮すべき事項

- 1 東日本大震災をはじめとする我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及、啓発に努める。
- 2 要配慮者に充分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に充分配慮するよう努める。
- 3 社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

第3 普及・啓発及び教育の方法 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行う。

- 1 各種防災訓練の参加普及
- 2 町広報紙、町ホームページの活用
- 3 新聞、テレビ、ラジオの活用
- 4 インターネット、SNSの活用
- 5 テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- 6 映画、スライド、ビデオ、パネル等の活用
- 7 広報車両の利用
- 8 学校教育、社会教育を通しての普及
- 9 研修、出前講座、講演会等の開催

10 その他

第4 普及・啓発を要する事項

- 1 防災計画の概要
- 2 災害に関する一般的知識
- 3 自助（備蓄）の心得
- 4 災害の予防措置
 - (1) 自助（備蓄）の心得
 - (2) 防災の心得
 - (3) 火災予防の心得
 - (4) 台風襲来時の家庭の保全方法
 - (5) 農作物の災害予防事前措置
 - (6) その他
- 5 災害の応急措置
 - (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - (2) 災害の調査及び報告の要領・方法
 - (3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - (4) 災害時の心得
 - ア 家庭内、組織内の連絡体制
 - イ 気象情報の種別と対策
 - ウ 避難時の心得
 - エ 被災世帯の心得
- 6 災害復旧措置
 - (1) 被災農作物に対する応急措置
 - (2) その他
- 7 その他必要な事項

第5 学校等教育関係機関における防災思想の普及・啓発及び教育の推進

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- 3 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- 4 児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。
- 5 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実体に応じた内容のものとして実施する。
- 6 社会教育においては、PTA、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第6 普及・啓発の時期 防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練は本計画の定めるところによる。

第1 訓練実施機関 訓練は、町をはじめとする災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して実施する。また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた住民等、地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第2 訓練の種別 訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

- 1 水防訓練
- 2 消火訓練
- 3 避難救助訓練
- 4 情報通信訓練
- 5 非常招集訓練
- 6 総合訓練
- 7 その他災害に関する訓練

第3 防災会議が主唱する訓練 町及び防災会議構成機関は、各関係機関との緊密な連携のうえ訓練を実施するものとし、その区分及び実施方法はおおむね次のとおりとする。

区 分	時 期	実施場所	実 施 方 法	所 管
水 防 訓 練	水 害 発 生 多 発 時 期 間	水 害 危 険 地 区	図上又は実施訓練 水防工法、 樋門操作、水位雨量 観測、住民の動員、水防資機材 の輸送、広報、通報伝達等のほ か、消防団員の動員を折込んだ 訓練を実施する。	総 務 課 建 設 課 消 防 署 消 防 団
消 火 訓 練	火 災 発 生 多 発 時 期 間	火 災 危 険 地 区	図上又は実施訓練 消防機関の出 動、避難、立退き、 救出救助、消火の指揮系統の確 立、広報情報連絡等を折込んだ 訓練を実施する。	消 防 署 消 防 団
避難救助訓練	適 時	適 当 な 地 区	図上又は実施訓練 洪水や土砂 災害、地震災害を想 定した避難の指示、伝達方法、 避難誘導、避難所の防疫、給水 給食等を折込んだ訓練を実施 する。	総 務 課 保 健 福 祉 課 水 道 課 と か ち 広 域 消 防 局 消 防 署 消 防 団
災 害 通 信 連 絡 訓 練	〃	〃	図上又は実施訓練 主通信及び 副通信をそれぞれ 組合せ、あらゆる想定のもとに 訓練を実施する。	総 務 課 と か ち 広 域 消 防 局 消 防 署 消 防 団
非常招集訓練	〃	〃	図上又は実施訓練 災害対策本 部各班員及び消防 機関の招集訓練を実施する。	総 務 課 と か ち 広 域 消 防 局 消 防 署 消 防 団
総 合 訓 練	〃	〃	各関係機関と一体となって想 定被害により水防、災害救助等 の訓練を総合的に実施する。	防 災 会 議
そ の 他 災 害 に 関 する 訓 練	〃	〃	その他災害に関する訓練を実 施する。(他の関係機関で実施 する訓練について協力)	防 災 会 議

注 細部については、その都度決定する。

第4 相互応援協定に基づく訓練 市町村、道及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

第5 民間団体等との連携 町、道及び防災関係機関等は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、相互応援協定を締結している民間団体、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等との共同訓練を実施する。

第6 自主防災組織等が行う訓練への支援 町は、北海道地域防災マスター等の地域における防災リーダーと連携しながら、自主防災組織等が行う防災訓練への支援を行う。

第7 複合災害に対応した訓練の実施 町及び防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。

第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

町、道及び関係機関は、災害時において住民の生活を確保するため、食料その他の物資の確保及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備、地域の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努めることとする。

第1 食料その他の物資の確保

1 町及び道は、あらかじめ関係機関及び保有業者と食料品や日用品等の調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における応急生活物資の確保に努める。(資料12参照)

また、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備(備蓄)に努める。

2 町及び道は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料及び飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

第2 防災資機材の整備 町、道及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実に努めるとともに、町は、積雪・

寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努める。

第3 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定の締結の推進 平常時の物資備蓄にかかる空間的及び金銭的成本を抑制し、かつ災害時における住民生活の早期安定を図るため、民間事業者等との災害時における応急復旧・物資供給等の協力に関する協定の締結を進めていく。(資料22参照)

資料編〔物資・資機材〕 ・ 防災資機材及び救援物資保有状況 (資料12-1)

〔条例・協定等〕 ・ 災害時における応急復旧・物資供給等の協力に関する協定 (資料22)

第4節 相互応援（受援）体制整備計画

町をはじめとする災害予防責任者が、その所掌事務又は業務について災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し、他の者を応援する又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるための対策は、次のとおりである。

また、町、道及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティアによる防災活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努める。

第1 基本的な考え方 町をはじめとする災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等を

実施できるよう、平常時から相互に協定を締結するなどの連携強化に努めるとともに、企業やNPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるよう努める。さらに、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じたマニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、更なる連携の強化を図る。

第2 相互応援体制の整備

- 1 町は、道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に実施できるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ道や他の市町村と連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援・受援体制を整える。
- 2 町は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、予め相互に協定を結び、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- 3 町は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備 町、道及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社北海道支部、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害におきてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第1 自主防災組織 町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

第2 事業所等の防災組織 多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

第3 自主防災組織の編成 自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこ

ととする。なお、組織の編成にあたっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- 1 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
- 2 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

第4 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 防災知識の普及 災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時

の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施 災害が発生したとき、住民一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日

頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を迅速かつ正確に住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練 火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練 避難の要領を熟知し、避難場所や避難所まで迅速かつ安全に避難できよう実施する。

エ 救出救護訓練 家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当

の方法等を習得する。

オ 図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見出し、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践すべく、図上訓練を実施する。

(3) 防災点検の実施 家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えら

れるので、住民一人ひとりが点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備・点検 自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速

やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

2 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達 自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町へ報

告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

ア 連絡をとる防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を地域に伝達する責任者及びルート また、避難場所や避難所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語^{*}の防止にあたる。

^{*}流言飛語 根拠のない、いいかげんな噂、根も葉もないデマ

(2) 出火防止及び初期消火 家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火

災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

(3) 救出救護活動の実施 崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町等に通報するととも

に、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施 町長から避難勧告、避難指示（緊急）や避難行動に時間を要する避難行動要支援者等に対す

る避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所や避難所へ誘導する。特に、高齢者、幼児、病人その他自力で避難することが困難な者に対しては、町内会等地域の協力のもとに早期に避難させる。

(5) 避難所の運営 避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営することが求めら

れていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（DOはぐ）等を活用するなど、役割・手順等の習熟に努める。

(6) 給食・救援物資の配布及びその協力 被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給

が必要となってくる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、

救援物資の配布活動に協力する。

第5 防災リーダーとの連携 自主防災組織の設置、若しくはその活動において、防災知識や技術を身につけた指導的役割を果

たす人材が必要不可欠であることから、町及び道は、北海道地域防災マスター等の防災リーダーとの緊密な連携、協力体制の確立を図る。

また、地域における自主防災活動の中心となる人材の養成に努める。

第6節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難場所（緊急的に避難するグラウンド等）及び避難所（一定の期間避難生活をする場所）の確保及び整備等については、次のとおりである。

第1 避難誘導體制の構築

- 1 町は、大規模火災、風水害、地震等の災害から住民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や避難場所、避難所等に案内標識を設置するなど、緊急時に速やかな避難が確保されるよう整備する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な被害が発生することを考慮するよう努める。
- 2 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。
- 3 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保等を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- 4 町及び道は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、被災者の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努める。
- 5 町及び道は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。
- 6 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努める。

第2 避難場所の確保等

- 1 町長は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

(1) 地震以外の異常な現象を対象とする指定緊急避難場所の指定基準

- ア 管理条件 住民等に解放され、住民等受入部分等について物品の設置又は落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないこと
- イ 立地条件 異常な現象により人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる区域内であること
- ウ 構造条件 異常な現象による水圧、振動、衝撃等が作用する力によって施設の構造耐力上支障のある事態（損壊、転倒、沈下等）が生じない構造であること

(2) 地震を対象とする指定緊急避難場所の指定基準

- ア 上記の指定基準に加えて、昭和56年に定められた「新耐震基準」に適合するなど地震に対して安全な構造であること

イ 当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がないこと

- 2 学校を避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- 3 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 4 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- 5 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

第3 避難所の確保等

- 1 町長は、災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民周知を図るものとする。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること
構造	速やかに、被災者等を受入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること

- 2 町は、主として要配慮者を滞在させるため、上記に加えて次の基準に適合する施設を福祉避難所として指定する。
 - (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること
 - (2) 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること
 - (3) 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること
- 3 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- 4 町は、避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。
 - (1) 避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
 - (2) 老人福祉センターや障害福祉施設等の施設を活用し、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。
 - (3) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
 - (4) 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。
 - (5) 町は、指定管理施設が指定避難所になっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- 5 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 6 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。
- 7 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するも

のとする。

第4 町の避難計画の策定等

1 避難勧告等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知 町は、適時・適切に避難指示（緊急）、避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始（以下「避難勧告等」という。）を発令するため、あらかじめ避難勧告等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難勧告等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難勧告等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努める。そして、躊躇なく避難勧告等が発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努める。

2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民への周知 町は、住民等の円滑な避難を確保するため、水防法に基づく浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 町の避難計画 町の避難計画は、主に次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

その他、土砂災害が発生するおそれのある地区に住む要配慮者等の避難について、避難が夜間になりそうな場合には日没前に避難が完了できるよう、避難準備、高齢者等避難開始の活用等に努める。

(1) 避難勧告等が発令する基準及び伝達方法（「避難判断基準マニュアル」）

(2) 避難場所・避難所の名称、所在地（資料11参照）

(3) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制

(4) 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項

ア 給水、給食措置

イ 毛布、寝具等の支給

ウ 衣料、日用必需品の支給

エ 暖房及び発電機用燃料の確保

オ 負傷者に対する応急救護

(5) 避難所の管理に関する事項

ア 避難中の秩序保持

イ 住民の避難状況の把握

ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達

エ 避難住民に対する各種相談業務

(6) 避難に関する広報

ア 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）による周知

イ 清水町防災行政無線（戸別受信機を含む。）による周知

ウ 清水町防災情報メールによる周知

エ IP告知等による周知

オ 避難誘導者による現地広報

カ 自主防災組織及び住民組織を通じた広報

4 被災者の把握 被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、災害発生直後は、避難誘

導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、住民や避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、個人データの取り扱いには十分留意しながら、災害時用の住民台帳（データベース）などを作成し、避難状況を把握することも検討する。

第5 防災上重要な施設の管理等

1 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するよう努めるものとする。

- (1) 避難の場所（避難場所、避難所）
- (2) 経路
- (3) 移送の方法
- (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
- (6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法

2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成するものとする。

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害発生時における要配慮者の安全の確保に関する計画は、次のとおりであり、別に定める「災害時要支援者避難支援プラン」により、その支援体制の整備を図る。

第1 安全対策 災害発生時には、要配慮者が被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環

境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町、道及び社会福祉施設等の管理者は、要配慮者の安全の確保等をするため、要配慮者に合わせた多様な情報手段を確保するとともに、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。また、災害時の避難支援等を行う避難支援等関係者の安全確保に努めるものとする。

1 町の対策 町は、防災担当課及び関係する部署との連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報

を把握し、避難支援計画や避難行動要支援者を記載した災害時要支援者名簿を定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合において名簿の活用に支障が生じないように名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

- (1) 全体計画・地域防災計画の策定 町は避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、防災計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、防災計画の下位計画として「清水町災害時要支援者避難支援プラン」を策定する。
- (2) 要配慮者の把握 町は、要配慮者について、関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。
- (3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有 町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、迅速かつ円滑な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、災害時要支援者名簿を避難行動要支援者名簿として作成する。また、避難行動要支援者名簿の情報について、適宜最新の状態に保つよう努めるとともに、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。
- (4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 町は、平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿を提供するとともに、名簿情報の漏えいの防止等情報管理に関し必要な措置を講ずる。
- (5) 個別計画の策定 町は、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う支援者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等についての個別計画を策定するよう努める。
- (6) 避難行動支援に係る地域防災力の向上 町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。
- (7) 福祉避難所の指定

町は、老人福祉センターや障害福祉施設等の施設を活用し、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

2 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備 社会福祉施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）は、社会福祉施設等の利用者や入所者

が要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

(2) 組織体制の整備 施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、

施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。特に、夜間におけるとかち広域消防局への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した

組織体制を確保する。また、平常時から町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア

ア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備 施設管理者は、災害の発生に備え、とかち広域消防局への早期通報が可能な非常通報装置を

設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実 施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行

動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

資料編〔条例・協定等〕 ・ 清水町災害時要支援者避難支援プラン（資料 26）

第2 外国人に対する対策 町及び道は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置づけ、災害発生時

に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、

早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

- 1 多言語による広報の充実
- 2 避難所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- 3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

平常時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、次のとおりである。

第1 防災会議構成機関

- 1 情報等の収集及び連絡を迅速かつ的確に行うため、気象等特別警報・警報・注意報及び災害情報等の取扱い要領を定め、災害発生時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定め、あらかじめ防災会議会長（町長）に報告する。
- 2 情報に関し、必要とする資料その他を積極的に防災会議構成員間で共有するとともに、防災計画（資料編）に掲載するよう努める。
- 3 町及び防災会議構成機関は、災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供する。

また、これらの情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するための通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努める。

第2 清水町、北海道、防災関係機関

- 1 町、道及び防災関係機関は、要配慮者、災害によって孤立する危険のある地域の被災者等に対して、わかりやすく、確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備を図る。
- 2 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため、情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努める。

特に、被災者等への情報伝達手段として、清水町防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の無線通信システムの整備を図るとともに、広報車による伝達のほか、携帯電話や衛星携帯電話等の無線システムを含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

- 3 非常通信体制の整備と運用により、災害時の重要通信の確保に関する対策を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。
- 4 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行う等して、運用管理体制の整備を図るものとする。
- 5 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施すること。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努めるものとする。

第3 通信施設の整備の強化 町及び道は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用

電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

また、防災関係機関は、地震災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達ができるよう通信施設の整備強化を図る。

第9節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するため必要な措置事項は次のとおりである。

第1 建築物防災の現状

市街地には建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、都市計画法では集団的な防火に関する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として、防火地域等が指定されている。

第2 予防対策 町は、災害時に重要な役割を果たす施設が多く立地する町中心部や、避難所、避難路の周辺では、建築物の不燃化を図り安全性を高めるため、準防火地域・防火地域の指定に努め、建築物の不燃化の推進を図る。

第10節 警防計画

消防の任務は、その施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、風水害、火災、地震災害等を防御し、その被害を軽減することにある。

第1 消防体制の整備

1 警防計画整備方針 とかち広域消防局及び清水消防署（以下、本節において「消防局等」という。）は、消防の任務

を遂行するため、当該町域の防災計画の内容を踏まえ、各種災害に対し、効果的な消防活動を行えるよう、警防計画の一層の充実を図る。

2 警防計画の作成

消防局等は、1の方針により火災予防及び火災防御を中核として、これに火災以外の災害の防除又は発生による被害を軽減するための事項等を含めた業務全体に係る警防計画を策定するものとする。

第2 消防力の整備 町は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並び

に人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるように維持管理の適正を図る。

第3 消防職員及び消防団員の教育訓練 消防局等は、消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の錬成と第一線防災活動の充実強

化を図るため、警防規程及び消防学校において「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。

第4 広域消防応援体制 消防機関は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に

応援できる体制を整備するとともに、災害発生時においては、必要に応じ消防機関の応援協定や「第5章 第7節 広域応援・受援計画」に基づき、他の消防機関、他市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

資料編〔条例・協定等〕	・北海道広域消防相互応援協定（資料 21） ・災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（資料 23） ・北海道消防防災ヘリコプター応援協定（資料 25）
-------------	---

第 5 警防計画 被害軽減に寄与するための必要な事項については、消防局等が別に定める警防計画によるものとする。

なお、消防組織及び消防施設の現況については、資料 3 のとおりである。

資料編〔防災組織等〕	・消防組織及び消防施設の現況（資料 3）
------------	----------------------

第 11 節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な措置等の計画は、次のとおりである。

第 1 水防区域

町内河川のうち、水防区域は、資料 7 のとおりである。

資料編〔災害危険箇所〕 ・水防区域（資料 7）

第 2 予防対策 町は、次のとおり予防対策を実施する

ものとする。

なお、融雪出水に係る水害の予防対策は、「第 4 章 第 14 節 融雪災害予防計画」による。

1 基本方針 洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、

河川改修事業等の治水事業を推進するものとする。 また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど河川の管理に

万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備するものとする。

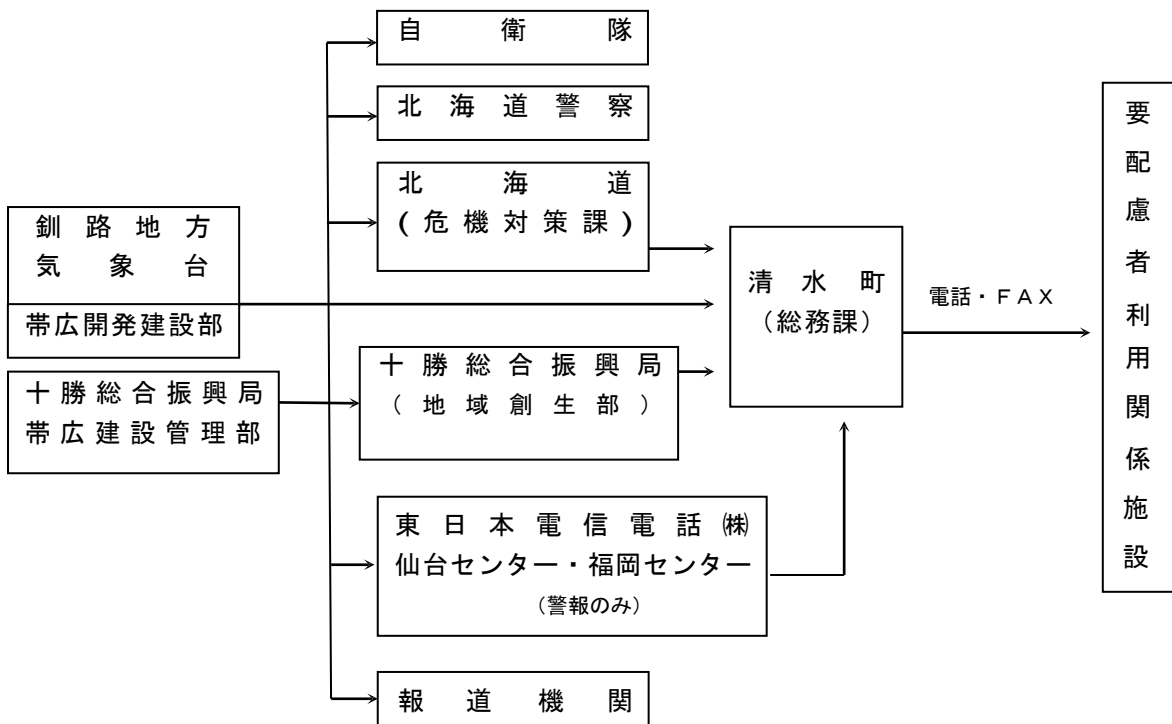
2 予防対策

- (1) 警報、注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するための関係事業者の協力を得つつ、清水町防災行政無線（戸別受信機含む。）IP 告知、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。
- (2) 町は、洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項、並びに主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の迅速かつ円滑な避難を確保する必要があると認められる者の名称及び所在地及び防災訓練として行う洪水、雨水出水時に係る避難訓練の実施に関する事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。
- (3) 町は、浸水想定区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する要配慮者が利用する施設（別表）について、洪水時に迅速かつ円滑な避難の確保が図られるよう、洪水予報等を電話、FAX により施設管理者に伝達するとともに、避難誘導等を実施するものとする。

別 表

NO	施設名	住 所	電話番号	浸水深
1	特別養護老人ホーム せせらぎ荘	清水町南 3 条 1 丁目 1	62-3611	0.5m～3.0m
2	せせらぎ荘 短期入所生活介護事業所	清水町南 3 条 1 丁目 1	62-3611	0.5m～3.0m
3	地域密着型せせらぎ荘	清水町南 3 条 1 丁目 1	62-3611	0.5m～3.0m
4	せせらぎハウス	清水町南 3 条 1 丁目 1	62-3611	0.5m～3.0m
5	グループホームうらら	清水町南 1 条 3 丁目 20	69-1177	～0.5m
6	清水赤十字病院	清水町南 2 条 2 丁目 1	62-2513	0.5m～3.0m
7	医療法人前田クリニック	清水町南 1 条 4 丁目 1	62-2032	～0.5m
8	清水町第 2 保育所	清水町南 3 条 8 丁目 11	62-3321	～0.5m

伝達系統図



(4) 町は、民間事業所や町内会等を水防協力団体として指定する等、多様な主体の参画により、水防体制の一層の充実を図る。

第3 清水町水防計画

清水町水防計画は、水防法第33条第1項の規定に基づき、本町における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水に際し、水災の警戒、防御により被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的とする。

1 水防の責務 水防法に定める関係機関及び地域住民等に対する水防上の責務の大綱は次のとおりとする。

町は、水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として、町の区域内における水防を十分果たす責任を有する。

2 水防組織

「第3章 第1節 組織計画」に定めるところに準じ、水防本部により水防に関する事務を処理するものとする。

3 水防本部の所轄事務

水防本部による水防に関する事務は、「第3章 第1節 組織計画」に定めるところに準じ所轄するものとする。

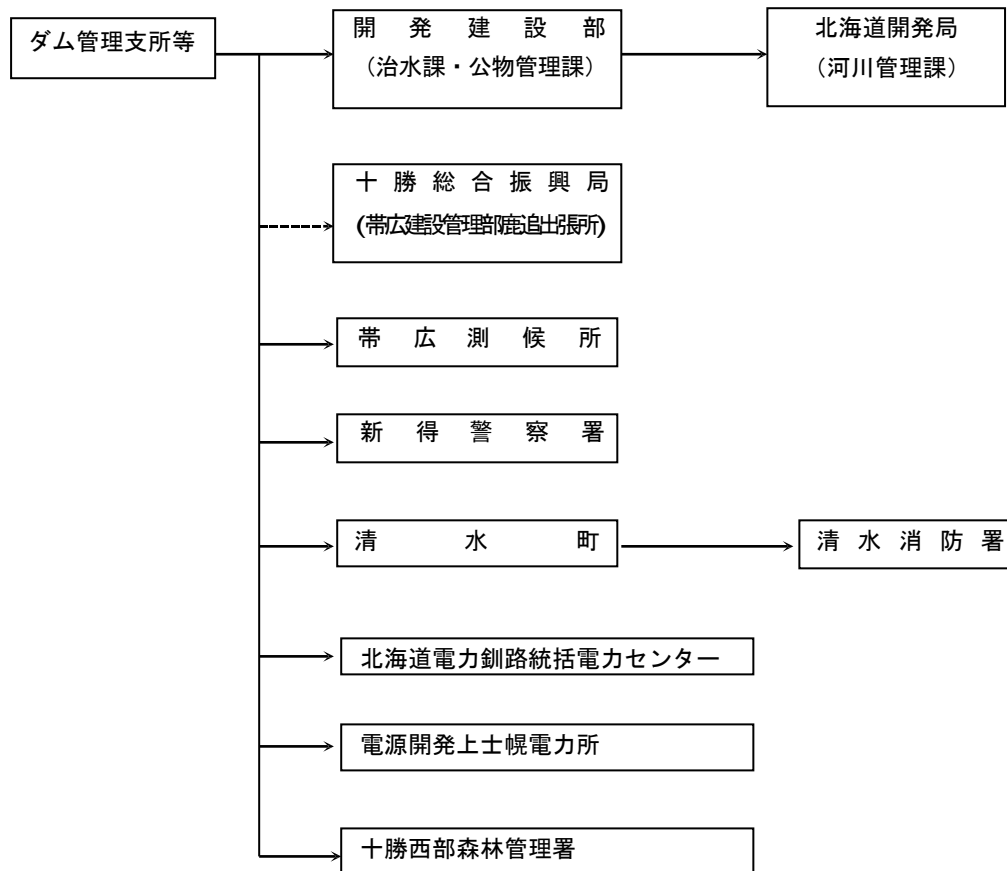
4 雨量、水位観測所 迅速かつ的確な水防活動を行うため、相当の雨量があると認めたときは観測機関又は観測担当

者と連絡を取り、その状況を把握しておくものとする。

5 ダム・水門等の操作 ダム・水門等の操作を行った管理者（河川管理者）は次の系統図により通報するものとする。

(1) 直轄ダム

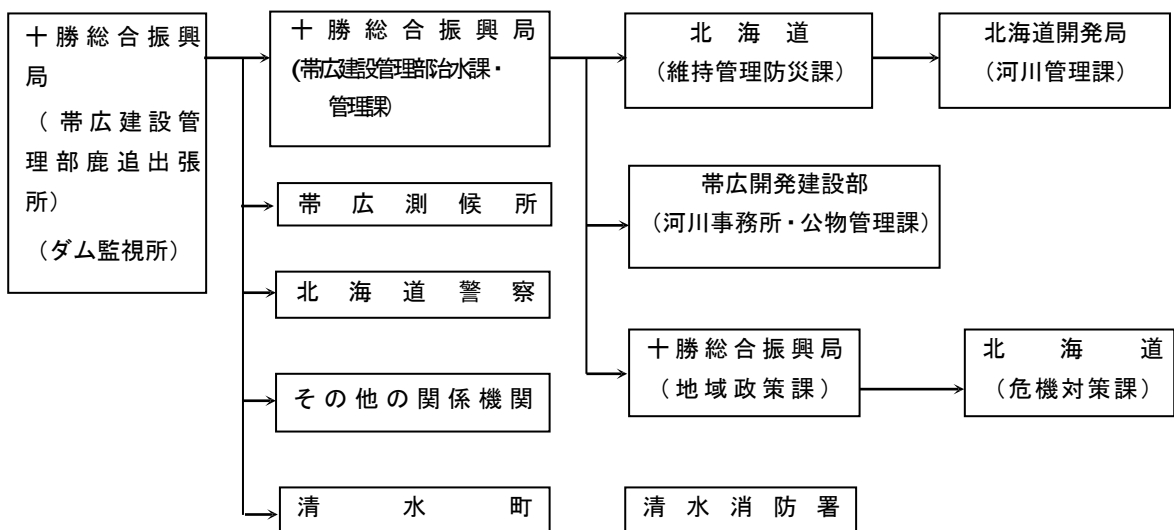
図表 直轄ダム情報系統図



(注：---> は、ダム下流に指定区間がある場合)

(2) 補助ダム

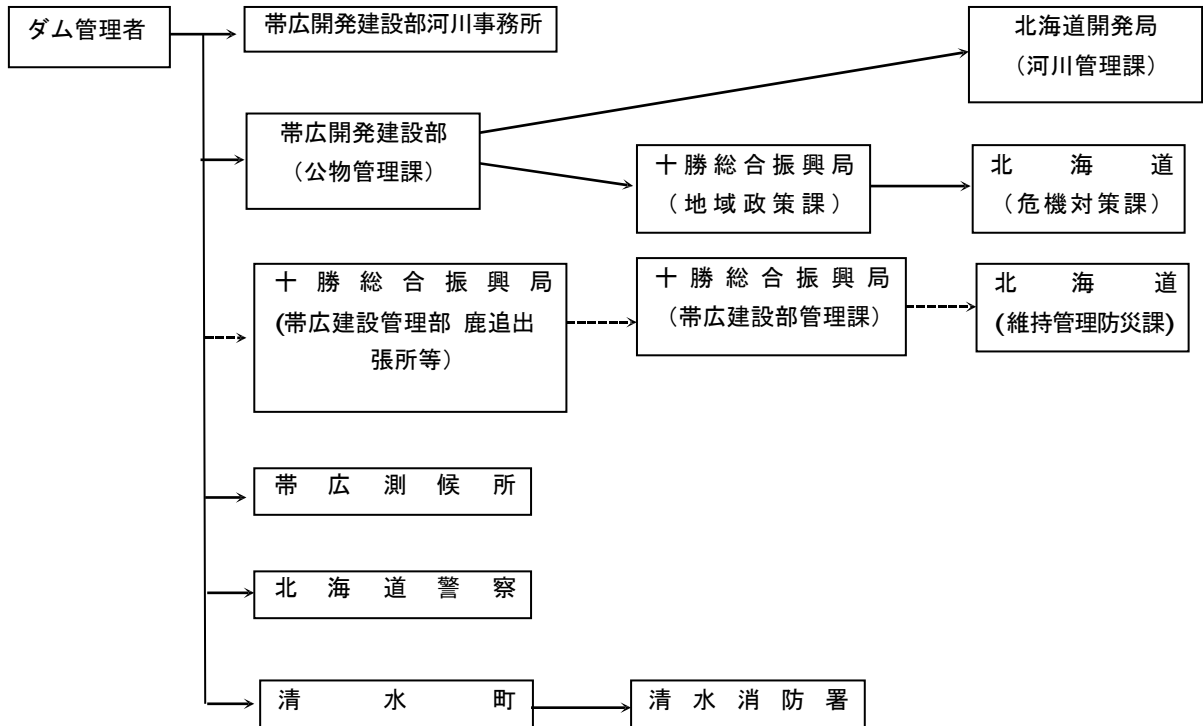
図表 補助ダム情報系統図



(注：※は1級水系の場合)

(3) 利水ダム（国許可）

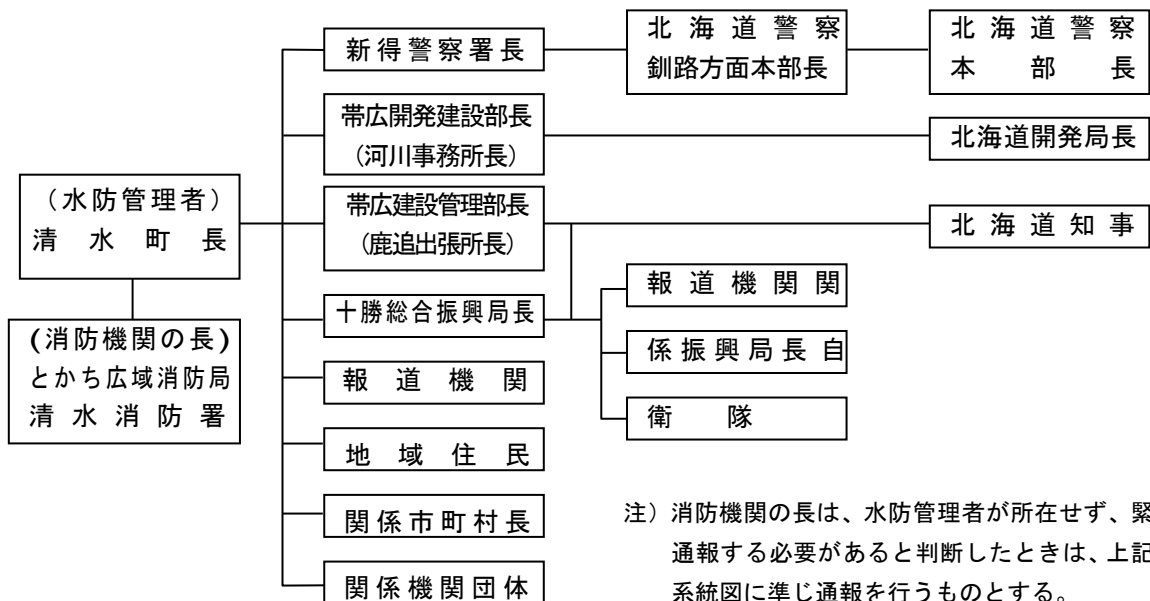
図表 利水ダム情報系統図



(注：.....→ は、指定区間又は下流に指定区間がる場合)

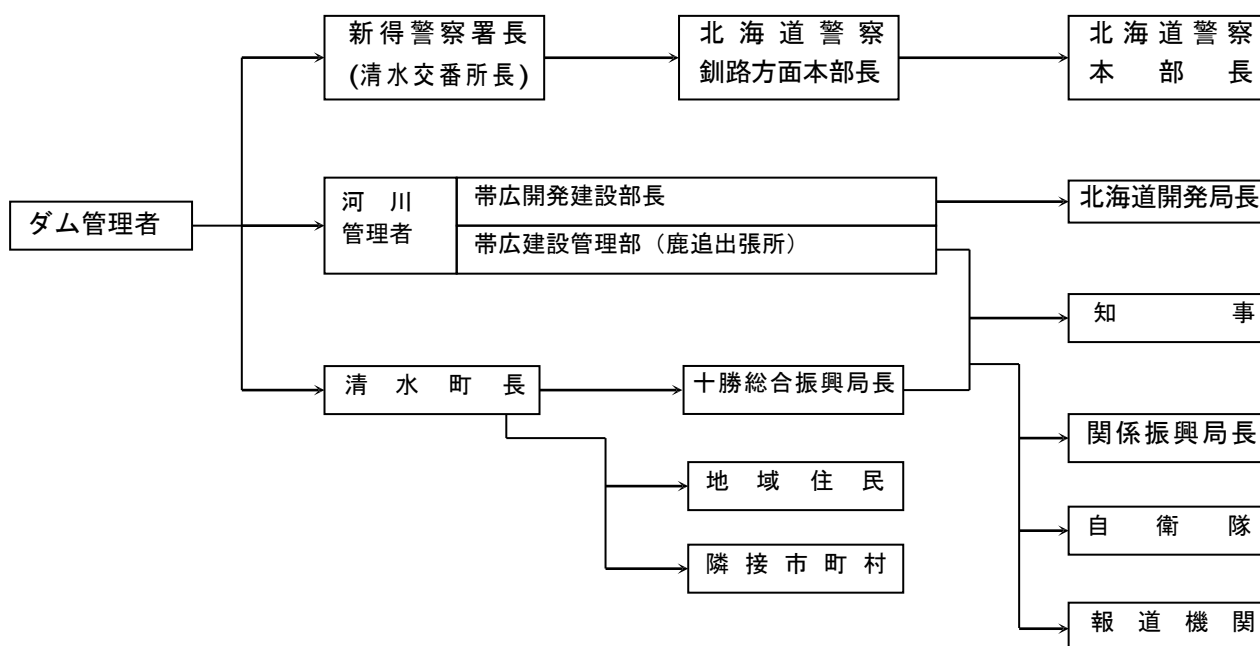
5 決壊通報 堤防又はダム等が決壊した場合、水防管理者又は消防機関の長は、直ちに次の系統図により通報するものとする。

(1) 堤防等の決壊通報系統図



注) 消防機関の長は、水防管理者が所在せず、緊急に通報する必要があると判断したときは、上記通報系統図に準じ通報を行うものとする。

(2) ダム決壊通報系統図



(3) 決壊後の措置 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、消防機関の長及び消防団、水防

協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

7 避難及び立退き 水防管理者は、堤防及びダム等が決壊した場合、又は破堤のおそれがあるときは、「第5章 第

4節 避難対策計画」の定めるところによる。

8 洪水警戒情報の伝達 警戒情報及び避難勧告、避難指示（緊急）等の情報は、清水町防災行政無線（戸別受信機含む。）

清水町防災情報メール、IP告知、広報車、サイレン等によって行う。

なお、水防活動に用いる水防信号は、次によるものとする。

区分	方法	警鐘信号	サイレン	摘要
警戒信号		●休止 ●休止 ●休止	●—休止 ●—休止 ●—休止 5秒—15秒 5秒—15秒 5秒—15秒	氾濫注意水位に達したことを知らせる信号。
出動 第1信号		●—●—●—●—●—●—●—●— ●—●—●—	●—休止 ●—休止 ●—休止 5秒—6秒 5秒—6秒 5秒—6秒	消防団及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせる信号。
出動 第2信号		●—●—●—●—●— ●—●—●—●—●— ●—●—●—●—	●—休止 ●—休止 ●—休止 10秒—5秒 10秒—5秒 10秒—5秒	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせる信号。
危険信号 (避難・立退き)		乱打	●—休止 ●—休止 1分—5秒 1分—5秒	必要と認める区域内の住民に避難のため立退きことを知らせる信号。

(備考) 1.信号は、適宜の時間継続すること

2.必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない

3.危険が去ったときは口頭、電話、清水町防災行政無線（戸別受信機含む。）、清水町防災情報メール、IP告知、広報車により周知すること

9 主要資機材の備蓄

町の主要資機材は、資料 12-2 のとおりである。なお、町は水防協力団体と連携して、水防用資機材の整備を図ることとし、常に一定資材を準備しておくものとする。このほか、事前に資材業者と協議し、緊急時に調達し得る数量等を確認して災害に備えておくものとする。

10 非常監視及び警戒 水防管理者は、町内の水防区域内を巡視し、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは直

ちに水防管理者に報告するものとし、速やかに水防作業を実施しなければならない。

監視警戒にあたり、特に留意する事項は、次のとおりである。

- (1) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び崖崩れ
- (2) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は一部流出（崩壊）
- (3) 堤防上面の亀裂又は沈下
- (4) 堤防からの水があふれている状況
- (5) 取・排水門の両そで又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁^{りょう}とその他構造物と堤防の取付部分の異常
- (7) ため池等については、(1)～(6)までのほか、次の事項について注意すること
 - ア 堤体の漏水、亀裂及び法崩れ
 - イ 樋管^ひの漏水による亀裂及び法崩れ
 - ウ 取水施設、余水吐、放水路等の状態
 - エ 流入水及び浮遊物の状況
 - オ 周辺の地滑り等の崩落状況

11 非常配備体制

- (1) 水防管理者は、水防法第 17 条の規定により水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認めたときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。

その基準はおおむね次のとおりである。

区 分	配 備 基 準
出動準備	<ul style="list-style-type: none"> ・水防活動の利用に適合する予報及び警報の発表があり、洪水等の危険が予想されるとき。 ・水防警報により待機又は準備の指令が発令されたとき。 ・河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達して、なお上昇のおそれがある、かつ出動の必要が予想されるとき。 ・その他気象状況等により洪水の危険が予想されるとき。 ・上記のほか、水防管理者が水防上必要があると認めるとき。
出 動	<ul style="list-style-type: none"> ・水防警報により出動の指令が発令されたとき。 ・河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、危険を予知したとき。 ・緊急にその必要があるとして知事からの指示があったとき。 ・上記のほか、水防管理者が水防上必要があると認めるとき。

- (2) 非常配備の体制は、「第 3 章 第 1 節 組織計画」による。水防管理者は、非常配備を指令したときは、水防関係機関に対し通知するとともに、巡視員を増員して重要水防区域の監視を厳重にし、以上を発見したときは直ちに関係機関に報告するとともに、速やかに水防作業を実施しなければならない。

12 警戒区域の設定

- (1) 消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場合に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入を禁止、若しくは制限をし、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

この場合には、速やかに警察署その他の関係機関に連絡し、消防職員又は警察官により危険防止対策を行うものとする。

- (2) 前記に定める区域において、町及び消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警察官は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

13 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近隣地域の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し迅速かつ的確に作業を実施するものとする。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防団員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先することとする。

14 河川管理者の協力 河川管理者（北海道開発局長又は知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団

体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

(1) 北海道開発局長の協力事項

ア 水防管理団体に対して、河川に関する情報（十勝川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像、ヘリ巡視の画像）の提供

イ 重要水防箇所の手点検

ウ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与

オ 洪水、津波等により甚大な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、水防管理団体と河川管理者間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾンの派遣）

- (2) 河川に関する情報の提供 北海道開発局長から水防管理者への河川に関する情報は次により伝達するものとする。

伝達する情報	伝達方法
十勝川の水位情報	市町村向け「川の防災情報」
河川管理施設の操作状況に関する情報	ファックス又はメール
ＣＣＴＶの映像情報	防災情報共有システム
ヘリ巡視の画像	防災情報共有システム

(3) 知事の協力事項

ア 水防管理団体に対して、河川に関する情報（十勝川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供

イ 重要水防箇所の手点検

ウ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の備蓄資器材の貸与

15 事業所との連携 水防管理者は、町内の建設業者等へ水防協力団体としてあらかじめ協力を要請する等、事業所

との連携を図り、出水時の円滑な水防活動を実施に努める。

16 住民、自主防災組織等との連携 水防管理者は、水防活動の実施に当たり、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、水防活動への協力を求める。

17 水防解除 水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下となり、かつ災害発生の危険がなくなったときは、水防の警戒体制を解除し、これを住民に周知するものとする。

18 水防報告

- (1) 水防報告 水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに十勝総合振興局長に報告するものとする。
- ア 消防機関を出動させるとき
 - イ 他の水防管理団体に応援を要請したとき
 - ウ その他報告が必要と認める事態が発生したとき
- (2) 水防活動実施報告 水防活動が終結したときは速やかに記録を整理するとともに、水防活動実施報告（別記第7号様式）を翌月5日までに十勝総合振興局長に2部提出するものとする。

資料編〔物資・資機材〕 ・ 水防資機材保有状況（資料12-2） 〔様式〕 ・ 水防活動実施報告（別記第7号様式）

第12節 風害予防計画

風による公共施設、農用地、農作物の災害を予防するための対策は次のとおりである。

第1 予防対策

- 1 台風による風害の予防は、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機に対応できる措置を講じるものとする。
- 2 学校及び保育所や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。また、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図る。
なお、家屋、その他建築物の倒壊防止、緊急措置の方法は以下のとおりである。
 - (1) 戸、窓、壁等には、すじかい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。
 - (2) 倒壊のおそれがある建物は、ひかえ柱の取付け、ロープ張り、大きなすじかいの打ちつけ等をする。
 - (3) 煙突、看板、塀、立木等を針金等で補強する。
 - (4) 電灯引込線がたるんでいないか点検し、破損したものは直ちに電力会社に連絡する。
- 3 台風による農産物等の風害防止のため、農業施設等の管理者や農業生産者に対して、風害防止のための管理方法の周知指導を実施する。

第13節 雪害予防計画

異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪及びなだれ等の災害（以下、本節において「雪害」という。）に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、防災関係機関の相互の連携のもとに、次に定めるところにより実施する。

- 第1 町の体制 町は、雪害対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講じるとともに、特に次の事項につき十分留意する。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること
- 4 積雪時における消防体制を確立すること
- 5 雪害時に適切な避難勧告・指示ができるようにしておくこと
- 6 雪害発生時における避難、救出、給水、食料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること
- 7 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること
 - (1) 食料の供給対策
 - (2) 医療助産対策
 - (3) 応急教育対策
- 8 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと
- 9 雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の連絡について十分な配慮をすること

第2 予防対策

1 除雪路線実施区分

- (1) 除雪路線は、特に交通確保を必要と認める主要路線について、次の区分により分担して除雪を実施するものとする。
 - ア 一般国道は、北海道開発局が行う。
 - イ 道道は、北海道が行う。
 - ウ 町道は、清水町が行う。

2 町道除雪要領 町道の除雪は、次の要領で実施するものとする。

- (1) 除雪路線は、交通量、消防対策等を検討して決定する。
- (2) 常時1車線の確保に努める。
- (3) 大量の除雪がある場合は、民間車両の借上げを行い、路線を確保する。
- (4) 常に気象予報に注意して、配車に万全を期する。

3 除雪実施目標 除雪対策の目標は、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、次のとおり設定する。

- (1) 第1次目標

期 間 11月から12月中旬

目 標 除雪機械車両等の整備点検及び防雪施設、スノーポール等の設置
- (2) 第2次目標

期 間 12月から3月まで

目 標 豪雪等雪害に対処する除雪・排雪の推進

4 出動基準

11月1日から3月31日の間に、降雪量が10～15センチメートルになった場合又は吹きだまり、路面融雪等通行に支障が生じた場合。

5 排雪 排雪に伴う雪捨場の設定にあたっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 雪捨場は、交通の支障のない場所を選定する。
- (2) 河川等を利用して雪捨場を設定する場合は、河川管理者と十分協議の上、決定するものと

し、投下に際しては^{いっ}溢水災害の防止に努めなければならない。

6 警戒体制 気象官署の発表する気象予報、特別警報・警報及び情報並びに現地情報を勘案し、必要と認め

る場合は警戒体制に入るものとする。また、住民生活に重大な支障を及ぼすおそれがある大雪の場合、町長は、次の状況を勘案し、

必要と認めたときは災害対策本部設置基準に基づき本部を設置するものとする。

- (1) 大規模な雪害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき

- (2) 雪害による交通まひ、交通渋滞等によって人命にかかわる事態が発生し、その規模等から応急措置を要するとき

第 14 節 融雪災害予防計画

融雪による河川の出水災害（以下「融雪災害」という。）に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ防災関係機関の相互の連携のもとに、次に定めるところにより実施する。

第 1 町の体制 町は、融雪災害対策を積極的に実施するため、北海道融雪災害対策実施要綱に準じ所要の措置を

講じるとともに、特に次の事項に十分留意する。

- (1) 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること
- (2) 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること
- (3) 融雪出水、なだれ、崖崩れ、地滑り発生予想箇所の警戒体制を確立すること
- (4) 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること
- (5) 融雪災害時に適切な避難勧告・避難指示（緊急）ができるようにしておくこと
- (6) 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難救助体制を確立すること
- (7) 水防資機材、通信連絡施設の整備点検を行うこと
- (8) 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること

第 2 予防対策

1 気象情報及び積雪状況の把握 町は、融雪期においては釧路地方气象台（帯広測候所）と緊密な連絡をとり、地域内の降積雪の

状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、状況把握に努めるものとする。

2 融雪出水対策

- (1) 町は、「第 4 章 第 1 災害危険区域等（重要警戒区域及び整備計画）」に定める災害危険区域及びその他の地区の融雪による危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずるものとする。

ア 町及びとかち広域消防局並びに清水消防署は、地区住民の協力を得て、既往の被害箇所その他の予想される危険区域を中心に巡視警戒を行うものとする。

イ 町は、警察その他関係機関と緊密な連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておくものとする。

また、河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰、水門等河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図るものとする。

ウ ダム貯水池等（以下「ダム等」という。）水防上重要な施設の管理者（以下「ダム管理者等」という。）は融雪出水前に管理施設の整備点検を十分に行うとともに、ダム等の放流を行う場合は、ダム等操作規則等に基づき下流に急激な水位の変動を生じないように留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図るものとする。

エ 町は、被災地における避難所を住民に十分周知させるとともに、避難について受入施設の管理者と協議しておくものとする。

(2) 水防上重要な施設の管理者は、融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、下流に急激な水位の変動を生じないように留意し、関係機関及び地域住民への伝達が迅速かつ的確に行われるよう、通報体制の確立を図るものとする。

3 なだれ等予防対策

(1) 道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所については、随時パトロールを実施するとともに、気象情報を把握し、なだれ発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の交通規制等の措置を講ずるものとする。

(2) 崖等の管理者は、崖崩れ及び地滑りの発生が予想される箇所についてはパトロールを強化するものとする。

4 交通の確保

(1) 道路管理者は、積雪、結氷、滞留水等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除排雪、結氷の破碎等障害物の除去に努め、道路の効率的な活用を図るものとする。

(2) 道路管理者は、積雪、拾雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、^{いっ}溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

5 広報活動 町及び関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる

広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第3 応急対策 防災関係機関は、融雪出水、なだれ等による災害が発生した場合は、お互いに緊密な連携を保ち、所要の措置を講ずる。また、必要に応じ住民の避難等の応急対策を行う。

第15節 土砂災害予防計画

土砂災害の予防に関する計画は、次のとおりである。

第1 現況

「第4章 第1 災害危険区域等（重要警戒区域及び整備計画）」の定めによる。

（資料8・8-2・9参照）

資料編〔災害危険箇所〕	・土砂災害危険箇所（資料8-1） ・地滑り・崖崩れ等危険区域（資料8-2） ・砂防施設設置箇所（資料9）
-------------	--

第2 予防対策 町は、道と連携のもと、山地災害危険地区、地滑り危険箇所等の降雨等による土砂災害の危険性

が高いと判断された箇所について、治山、砂防等の事業による土砂災害対策を講じるとともに、住民への周知や土砂災害に係る避難訓練の実施等、適切な警戒体制の整備など予防対策を実施するものとする。

1 町は、防災計画において土砂災害警戒情報と連携した避難勧告等の発令基準、警戒区域等、避難勧告等の発令対象地区、情報の収集及び伝達体制、避難所の開設・運営、避難行動要支援者への支援、住民の防災意識の向上など土砂災害を防止するために必要な事項について定めるものとする。

2 土砂災害警戒区域等の指定があった場合は、防災計画において次の事項について定めものとする。

- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

(4) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他主として要配慮者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生する場合における当該施設を利用している者の迅速かつ円滑な避難を確保する必要があると認められる場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

- 3 防災計画に、前項(4)を定めるときは、当該施設の利用者の迅速かつ円滑な避難を確保するための土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。
- 4 町は、土砂災害警戒区域等の指定がされた場合は、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項その他警戒区域等に行ける警戒避難を確保するうえで必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じることとする。
- 5 町は、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を定めるとともに、土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難勧告等は、土砂災害警戒区域等と道が提供する土砂災害警戒情報システムの判定メッシュ情報において危険度が高まっている領域が重なった区域等を基本に発令するものとする。

第 3 形態別予防計画 土地の高度利用と開発に伴い、地滑りや崖崩れ等土砂災害が多発する傾向にあり、ひとたび、土

砂災害が発生すると、多くの住家、耕作地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるおそれがあるため、次のとおり地滑り防止の予防対策を実施するものとする。

- 1 地滑り・崖崩れ等予防計画 町及び防災関係機関は、住民に対し、土砂災害警戒区域、地滑り防止区域及び急傾斜地崩壊危

険箇所、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、地すべり防止工事、急傾斜地崩壊防止工事、治山事業等を計画的に行うよう努めるものとする。

また、定期的な巡回を行い、斜面等の異常・急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）が発生した場合は、速やかに住民に周知し、避難を呼びかける。さらに、住民自身による防災措置（異常報告、自主避難、不安定な土壌・浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図るものとする。

（参考）地 滑 り の 前 兆

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 斜面に段差ができたり、亀裂が生じる 2 凸凹地ができたり、湿地が生じる 3 斜面からの湧水が濁ったり、湧き方が急に変化する 4 石積がはらんだり、擁壁にひびが入る 5 舗装道路にひびが入る 6 樹林、電柱、墓石等が傾く 7 戸やふすま等の建具がゆるみ、開けたてが悪くなる |
|---|

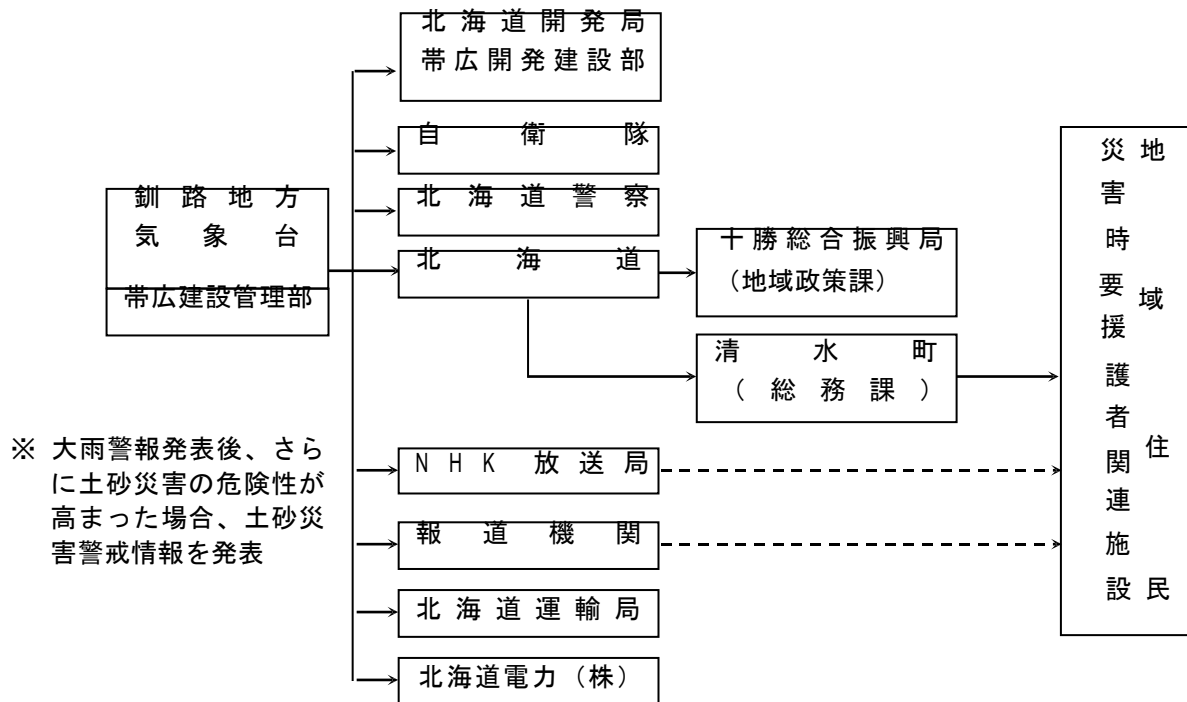
- 2 土石流予防計画 町及び防災関係機関は、土石流危険溪流及び崩壊土砂流出危険地区に係る砂防・治山事業を計

画的に行うよう努め、定期的に点検するものとする。また、土砂災害警戒区域及び土石流危険溪流の周知に努めるとともに、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り等）が発生した場合は、速やかに住民に周知し、避難を呼びかけるとともに、住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図るものとする。

(参考) 土 石 流 の 前 兆

- 1 山鳴りがする
- 2 雨が降り続けているのに、川の水位が下がる
- 3 川の流れが濁ったり、流木が混ざり始める

第4 土砂災害警戒情報の伝達 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生危険性が高まったときに、町長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民の自主避難を支援することを目的とする気象情報のひとつであり、気象業務法第11条及び基本法第55条に基づき、市町村単位で発表される。土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次のとおりである。



なお、土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地滑り等については発表対象とするものではないことに留意すること。

第5 土砂災害警戒区域等にかかる町の防災対策について 町内に土砂災害警戒区域の指定はないが、土砂災害危険箇所、地滑り・崖崩れ等危険区域及び土石流危険渓流は、資料 8-1・8-2・9 のとおりであり、避難勧告等の発令にあたって、町長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の渓流・斜面の状況、気象状況等も合わせて総合的に判断を行う。

1 避難情報発表の基準

崖崩れの発生は、一般的に一時間当たり雨量 20mm 以上、降り始めてからの雨量が 100mm 以上となったら危険性が増すと言われている。また、気象庁より大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村に対しては土砂災害警戒情報が発表されることとなっている。以上のことから避難情報の発表を行う時期については、下表のとおりとする。

なお、巡回中の職員等が土砂災害の前兆現象を確認した場合は、下記基準によらず、直ちに避難情報の発表を行うものとする。

避難情報	避難情報の判断基準
避難準備・高齢者等 避難開始	「大雨警報（土砂災害）」が発表され、かつ1時間雨量が20mmを超え、以後も同等以上の雨が降り続けると予想される場合又は、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想」で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達する場合
避難勧告	ア 「土砂災害警戒情報」が発表された場合 イ 降り始めてからの雨量が100mmを超え、以後も同等以上の雨が降り続けると予想される場合 ウ 大雨警報が発表され、かつ記録的短期間大雨情報が発表されたとき エ 近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見されるとき
避難指示（緊急）	ア 土砂災害警戒情報が発表されており、記録的短時間大雨情報が発表されたとき イ 土砂災害に関するメッシュ情報で「実況」で土砂災害警戒情報の基準に到達した場合 ウ 近隣で土砂災害が発生しているとき エ 近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されるとき

2 避難情報の周知方法 住民への避難情報の伝達は、広報車の巡回や現地広報等により周知を行う。

3 土砂災害警戒区域等の周知 人的被害を防止し、住民等の自主避難を促進するため、土砂災害ハザードマップを作成し、土砂災害警戒区域等に指定される地区に居住する住民等に配布、及びホームページ等で公表する。

4 土砂災害に対する防災意識の高揚 町内会と連携を取りながら、土砂災害警戒区域等に指定される地区住民等に対して防災講座等を

実施し、土砂災害に対する認識や防災意識を高めていく。また、土砂警戒区域等における避難計画の策定に努め、災害時における備えの啓蒙普及を行う。

危険度の高いがけ

- 1 クラック（裂け目）のある崖
- 2 表土の厚い崖
- 3 オーバーハング（せり出し）している崖
- 4 浮石の多い崖
- 5 割目の多い基岩からなる崖
- 6 湧水のある崖
- 7 表流水が集中する崖
- 8 傾斜度が30°以上、高さ5m以上の崖

がけ崩れの前兆

- 1 崖からの水が濁る
- 2 崖に亀裂が入る
- 3 小石がパラパラ落ちてくる

第 16 節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

第 1 積雪対策の推進 積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。このため、町、道及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第 2 交通の確保

1 道路交通の確保 災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道

路交通の緊急確保を図ることが重要である。このため、町及び関係機関の道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

ア 道路管理者は、一般国道、道道、町道及び高速自動車道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

イ 道路管理者は、なだれや地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

第 3 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止 町及び道は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建

築基準法等の遵守の指導に努める。また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

2 積雪期における避難所、避難路の確保 町、道及び防災関係機関は、積雪期における避難所、避難路の確保に努める。

第 4 寒冷対策の推進

1 避難所対策 町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料

のほか、積雪期を想定した資機材(毛布、スノーダンプ、スコップ等)の備蓄と協定による確保に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

2 被災者及び避難者対策 町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

第 17 節 複合災害に関する計画

町、道及び防災関係機関は、複合災害の発生の可能性を認識し、備えを充実するための対策は、次のとおりである。

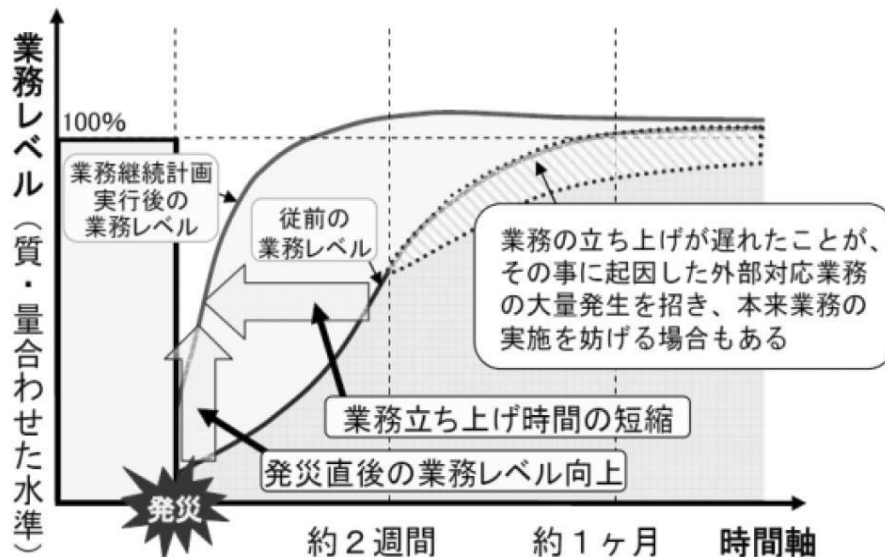
第 1 予防対策

- 1 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努める。
- 2 防災関係機関は、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実を努める。（「第 4 章 第 2 節 防災訓練計画 第 7 複合災害に対応した訓練の実施」の再掲）
- 3 町及び道は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第 18 節 業務継続計画の策定

町、道及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定に努めるものとする。

第 1 業務継続計画（BCP）の概要 業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に道、市町村及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。



第 2 業務継続計画（BCP）の策定

- 1 町 町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレ

ベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各課の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努

めるものとする。特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代位順位及び職員

の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

2 事業者 事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害

時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

第3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保 町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時

に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。また、防災拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第5章 災害応急対策計画

基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。

災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施するものとする。

また、その実施にあたっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

第1節 災害情報収集・伝達計画

災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び通報等についての計画は、次のとおりである。

第1 情報及び被害状況報告の収集、連絡 災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。災害応急対策実施責任者、公共団体、防災上重要な施設の管理者は、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。町、道及び防災関係機関は、それぞれが有する情報通信施設及び伝達手段を全面的に活用し、迅速かつ的確に災害情報等を収集し、相互に交換する。また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・連絡システムのIP化*などに努める。

※ IP化

それぞれの目的に応じて異なる通信方式で運用されている複数のネットワーク及びサービスを、共通の通信方式としてIP（インターネットの標準的な通信方式であるインターネットプロトコルの略称）に統一すること。

1 町の災害情報等収集及び連絡

(1) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を十勝総合振興局長に報告する。

なお、災害発生場所の報告については、地図等、場所の特定ができる資料を添付するよう努めることとする。

(2) 町長は、気象予報、特別警報、警報、注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておく。

(3) 自主防災組織は、地域内の住民と協力して警戒に当り、情報の早期把握に努めるとともに災害が発生したときは、直ちに町又はその他の関係機関に通報する。

2 災害時の内容及び通報の時期

(1) 災害対策本部設置

ア 災害対策本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、防災関係機関へ通報する。

イ 防災関係機関は、前事項の通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図

るため、必要に応じて当該対策本部に連絡要員を派遣する。

(2) 道への通報 町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により十勝総合振興局を通じて道（危機対策課）に通報する。

- ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに
- イ 災害対策本部等の設置・・・・・・・・・・災害対策本部等を設置した時直ちに
- ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時
- エ 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

(3) 町の通報

ア 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道（十勝総合振興局経由）及び国（消防庁経由）に報告する。

イ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道（十勝総合振興局経由）及び国（消防庁経由）への報告に努める。

3 被害状況報告 災害が発生した場合、町長は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき知事に報告す

るものとする。ただし、町長は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接

即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第1報については、直接消防庁にも報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

また、町長は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

また、確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁へ提出する。

4 町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

消防庁への直接即報基準（抽出）

区 分		直 接 即 報 基 準
火災等速報	建物火災	○ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
	交通機関の火災	○ 列車、自動車の火災で次に掲げるもの ア 航空機火災 イ トンネル内車両火災 ウ 列車火災
	危険物等に係る事故	○ 死者（交通事故によるものを除く。）又は、行方不明者が発生したもの ○ 負傷者が5名以上発生したもの ○ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で当該工場等の施設内又は周辺で500m ² 程度以上の区域に影響を与えたもの ○ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ア 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの イ 500kℓ以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ○ 市街地等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ○ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	その他特定の事故	○ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

区 分	直 接 即 報 基 準
救急・救助事故速報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ア 列車、航空機の衝突等による救急・救助事故 イ バスの転落等による救急・救助事故 ウ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 エ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 オ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの
武力攻撃速報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 ○ 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
災害速報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。） ○ 風水害のうち、死者又は行方不明者が生じたもの

被害状況等の報告【消防庁報告先（通常時）】

時間帯	平日(9:30～18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日
報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
NTT 回線	電話	03-5353-7527
	FAX	03-5353-7537
		03-5253-7777
		03-5253-7553

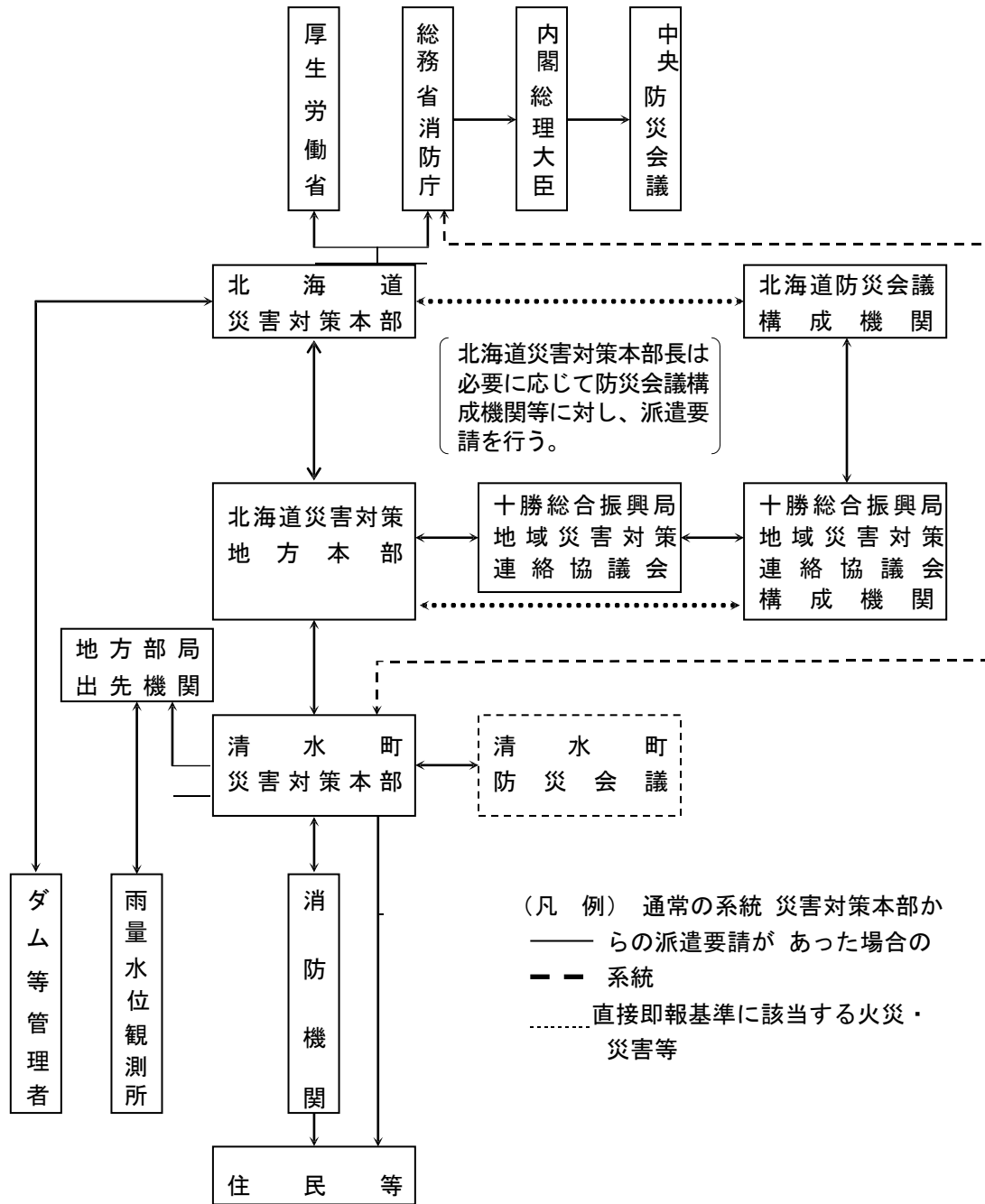
被害状況等の報告【消防庁報告先（消防庁災害対策本部設置時）】

報告先	消防庁災害対策本部・情報集約班(消防防災・危機管理センター内)	
NTT 回線	電話	03-5253-7510
	FAX	03-5253-7553

被害状況等の報告【北海道・十勝総合振興局報告先】

回線	区分	北海道総務部 危機対策局危機対策課	北海道十勝総合振興局 地域創生部地域政策課
NTT 回線		011-204-5008	0155-26-9023
		011-231-4314 (FAX)	0155-22-0185 (FAX)

5 災害情報等連絡系統図



災害情報等報告取扱要領

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報等を十勝総合振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象 災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で町の被害が軽微であっても十勝総合振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害情報（別記第8号様式）により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告 被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア 即報

被害発生後、直ちに被害状況報告（別記第9号様式）により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、被害状況報告（別記第9号様式）により報告すること。なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に被害状況報告（別記第9号様式）により報告すること。

(3) その他の報告 災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、資料16のとおりとする。

資料編〔応急・復旧〕 〔様式〕	・被害状況判定基準（資料16） ・災害情報（別記第8号様式） ・被害状況報告（速報・中間・最終）（別記第9号様式）
--------------------	---

第 2 節 災害情報通信計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び通報等については、この計画に定めるところによる。

第 1 通信手段の確保等 町及び防災関係機関は、発災直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するため、直ちに

に情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話株式会社等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線を活用する。なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。

第 2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等 第 1 における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行う。

1 電話による通信 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するものとする。なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

2 電報による通信

(1) 非常扱いの電報（非常電報） 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは

は救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

(2) 緊急扱いの電報（緊急電報） 非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。

(3) 非常電報・緊急電報の利用方法

ア 115 番（局番なし）をダイヤルし NTT コミュニケータを呼び出す。イ NTT コミュニケータが出たら

(ア) 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。

(イ) 予め指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。

(ウ) 届け先、通信文等を申し出る。

(4) 電気通信事業法及び東日本電信電話株式会社の契約約款に定める電報内容、機関等

ア 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警告若しくは予防のための緊急を要す	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のための緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間

6 電力設備の災害の予防又は復旧その他 電力供給の確保に関し、緊急を要す	電力供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関（海上保安機関を含む。以下同じ）相互間 防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援に必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

イ 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であつて、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その人命の安全に係わる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（上記の表 8 欄に掲げるものを除く） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
4 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別に定める基準に該当する、新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するために緊急を要する事項	(1) 水道・ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (3) 国又は地方公共団体（上記の表、本表 1～5(2)に掲げるものを除く）相互間

3 公衆通信設備以外の通信 公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、おおむね次のとおり。

(1) 本町の通信施設

ア 北海道総合行政情報ネットワーク

(ア) 地上系無線と衛星系無線の 2 ルート

(イ) 端末局、ファクシミリは、町役場本庁舎に設置

(ウ) 本庁内線電話により受発信可能

イ IP 告知

ウ 消防無線

(2) 陸上自衛隊の通信施設 北部方面總監部、師団、駐屯部隊等の有線及び無線通信電話を経て行う。

(3) 警察の通信施設

ア 警察電話による通信 専用電話をもって通信相手機関に最も近い警察署等を経て行う。

イ 警察無線電話装置による通信

北海道警察本部及び各方面本部、警察署、同移動局（パトカー）等を経て行う。

(4) 鉄道電話による通信 鉄道所属の電話により最寄りの駅、又は保線所から通信相手機関に最も近い駅、保線所等を

経て行う。

(5) 北海道電力株式会社の専用電話による通信 北海道電力株式会社本店・支店、営業所、電力センター等を経る。

(6) 北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信 上記の(1)から(5)までに掲げる各通信系を使用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、北海道地方非常通信協議会加入無線局及びアマチュア無線局等による通信を利用して行う。

4 通信途絶時等における連絡方法

上記1から3までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができないとき、又は通信を行うことが著しく困難であるときは、車両及び徒歩等により連絡員を派遣し、口頭により連絡するなど、臨機の措置を講ずるものとする。

なお、北海道総合通信局による臨機の措置は次のとおりである。

(1) 北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、町から上記1から3までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

ア 貸与要請者あて、移動通信機器の貸出

イ 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

(2) 町の対応 町は、(1)の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡する。ア 移動通信機器の借受を希望する場合

(ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所

(イ) 借受希望機種及び台数

(ウ) 使用場所

(エ) 引渡場所及び返納場所

(オ) 借受希望日及び期間

イ 臨機の措置による手続きを希望する場合

(ア) 早急に免許又は許可等を必要とする理由

(イ) (ア)に係る申請の内容

(3) 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話）011-747-6451

第3節 災害広報・情報提供計画

町及び防災関係機関が行う被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、本計画の定めるところによる。

第1 災害広報及び情報等の提供 町及び防災関係機関等は、災害時において、被災地住民をはじめとする地域住民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地住民等の適切な判断による行動がとられるよう支援する。

また、町及び道は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防活動等人命に関わるような発災直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

第2 町の広報 町は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にし、住民に対して広報活動を実施する。また、要配慮者への伝達に十分配慮する。なお、災害現場における住民懇談会等によって、地域住民並びに被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

1 災害情報等の収集方法

災害情報等の収集については、「第5章 第2節 災害情報通信計画」によるほか、次の収集方法によるものとする。

- (1) 総務対策部 情報班派遣による災害現場の取材及び記録写真の収集
- (2) 報道機関その他防災関係機関への取材による資料の収集
- (3) その他災害の状況に応じ、職員の派遣による資料の収集

2 災害情報等の発表及び広報の方法

- (1) 発表責任者 災害情報等の発表及び広報を行うときは、町長の承認を得て行うものとし、災害対策本部に

おける発表責任者、広報対象及び伝達方法は、次表に定めるとおりとする。

主 対 策 部	管 部	発 表 責 任 者	広 報 対 象	伝 達 方 法
総 務 対 策 部	副	副本部長	報道機関	口頭又は文書
	正	総務対策部長	地域住民及び被災者	広報車又は地区別情報連絡責任者による
	副	情報班長		
	正	総務対策部長	対策本部職員	庁内放送
副	庶務班長	防災関係機関及び公共的団体並びに関係施設等	電話無線又は伝達員	

- (2) 報道機関に対する情報の発表 収集した災害情報等に基づき、報道機関に対して次の事項を発表する。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、新聞・テレビ・ラジオ放送等報道機関が行う独自の取材活動に対して、情報・資料を提供し協力する。

- ア 災害の種別（名称）及び発生年月日
- イ 災害発生場所又は被害激甚地域
- ウ 被害状況
- エ 町における応急対策の状況
- オ 地域住民及び被災者に対する注意及び協力要請
- カ 災害対策本部の設置又は廃止

キ 救助法適用の有無

(3) 住民に対する広報の方法及び内容

ア 住民及び被災者に対する広報活動等は、災害時の状況を見極めながら被災者のニーズを十分把握した上で、次の方法により正確かつ適切に行うものとする。

(ア) 清水町防災行政無線（戸別受信機含む。）

(イ) 町広報車の利用

(ウ) 新聞、テレビ及びラジオの利用

(エ) 町広報紙の利用

(オ) 町ホームページの利用

(カ) チラシ等印刷物の利用

(キ) 清水町防災情報メール

イ 広報事項の内容

(ア) 被害の区域・状況などの災害に関する情報

(イ) 二次災害の危険性、避難勧告等、避難場所・避難所、医療機関等の生活関連情報

(ウ) ライフラインや交通機関、公共施設等の復旧に関する情報

(エ) 被災地を中心とした交通規制に関する情報

(オ) 被災者の生活支援に関する情報

(カ) その他必要な情報

(4) 庁内連絡

総務対策部は、本部業務の適切な遂行のため、災害情報等を庁内放送及び庁内 LAN 等を利用して、職員に周知するものとする。

3 災害情報速報の作成及び活用

総務対策部 情報班は、広報活動の効率的な実施のため、災害情報速報（別記第 10 号様式）を作成し、活用を図るものとする。

4 各関係機関に対する周知

総務対策部 庶務班は、必要に応じて防災関係機関・公共的団体及び重要な施設の管理者等に対して、災害情報を提供する。

5 広聴活動（被災者相談所の開設）

総務対策部 情報班は、災害の状況により必要と認めるときは、災害対策本部の指示により、被災者のための相談窓口を開設し、被災者家族等の住民等からの問い合わせに対応する体制を整えるほか、住民からの災害に関する要望事項を関係対策部及び防災関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理に努めるものとする。

資料編〔様式〕 ・ 災害情報速報（別記第 10 号様式）

第 3 防災関係機関の広報 防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施する。特に、

住民生活に直結した機関(道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等)は、応急対策活動と発生原因や復旧見込み、復旧状況を住民に広報するとともに、北海道災害対策(連絡)本部に対し情報の提供を行う。

第 4 災害対策現地合同本部等の広報 災害対策現地合同本部等が設置されたときは、必要に応じて、各防災機関の情報を取りまとめて広報を実施する。

第5 安否情報の提供

1 安否情報の照会手続

- (1) 安否情報の照会は、町又は道に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにして行うものとする。
- (2) 安否情報の照会を受けた町又は道は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。
- (3) 安否情報の照会を受けた町又は道は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

- (4) 町又は道は、(3)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる情報を提供することができるものとする。

2 安否情報を回答するにあたっての町又は道の対応 町又は道は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

- (1) 被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防活動等人命に関わるような発災直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有にあつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第4節 避難対策計画

災害時において、住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は、次のとおりである。

第1 避難実施責任者及び措置内容 風水害、火災、山（崖）崩れ、地震等の災害により、住民の生命及び身体の保護又は災害の拡大

防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等、避難実施責任者は、次により避難の勧告又は指示を行う。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策に対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を発令する必要がある。

なお、避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告、避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。

1 町長（基本法第60条）

(1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒巡視等によって得られる情報並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命及び身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、必要と認める地域の住民等に対し、次の勧告又は指示を行う。

ア 避難のための立退きの勧告又は指示

イ 必要に応じて行う立退き先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

ウ 近隣の安全な場所への退避や屋内安全確保の指示

(2) 町長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、近隣の安全な場所への退避や屋内安全確保の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。

(3) 町長は、上記の勧告又は指示を行ったときは、その旨を速やかに十勝総合振興局長を通じて知事に報告するものとする。（解除の場合も同様とする。）

2 水防管理者（水防法第29条）

(1) 水防管理者は、洪水又は津波の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の住民等に対し、避難のため立退くべきことを指示することができる。

(2) 水防管理者は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を十勝総合振興局長に速やかに報告するとともに、新得警察署長にその旨を通知する。

3 知事又はその命を受けた職員（基本法第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

(1) 知事（十勝総合振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の住民に対し立退きの指示をすることができる。

また、知事（十勝総合振興局長）は、洪水、地滑り以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の受入れ等については町長に委任する。

(2) 知事は、災害発生により町長が避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置ができない場合は町長に代わって実施する。

(3) 十勝総合振興局長は、町長から避難のための立退き勧告、指示、立退き先の指示及び避難所の開設等について報告を受けた場合は、町長と情報の交換に努めるとともに、速やかに知事にその内容を報告しなければならない。

4 警察官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

(1) 警察官は、町長が指示できないと認めるとき又は1の(2)により町長からの要求があった

ときは、必要と認める地域の住民等に対し、避難のための立退き又は近隣の安全な場所への退避や屋内安全確保の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について、指示することができる。

(2) 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

5 自衛隊（自衛隊法第94条、基本法第63・64・65条） 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条の準用）
- (2) 他人の土地等への立入り（警察官職務執行法第6条第1項の準用）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

第2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

1 連絡 町長、知事（十勝総合振興局長）、北海道警察本部長（新得警察署長）及び自衛隊は、法律又

は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互にその旨を通報・連絡するものとする。

2 助言

(1) 町 町は、避難のための立退きの勧告・指示、又は近隣の安全な場所への退避や屋内安全確保の指

示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。町は、避難勧告等を発令する際に必要な助言を求めよう、国や道の関係機関と

の間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

(2) 国や道の関係機関 町から助言を求められた国や道の関係機関は、避難勧告等の対象地域、判断時期等について

助言するものとする。また、道は時期を失することなく避難勧告等が発令されるよう町に積極的に助言するものとする。

また、国や道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行うものとする。

なお、国及び道は、町長による水害時における避難勧告等の発令に資するよう、町長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

3 協力、援助

(1) 北海道警察（新得警察署） 新得警察署長は、町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な助言と協力を行うものとする。

第3 避難勧告等の周知 町長は、避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難のための立退きの勧告・指示、又は近隣の安

全な場所への待避や屋内安全確保の指示に当たっては、とちち広域消防局等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難勧告等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、清水町防災行政無線（戸別受信機含む）、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能含む）、ワンセグ、広報車等あらゆる伝達手段の複合的活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに

区分	方法	警鐘信号	サイレン	摘要
危険信号 (避難・立退き)		乱打	●一休止 1分-5秒 ●一休止 1分-5秒	必要と認める区域内の住民に避難のため立ち退くことを知らせる信号

に、避難支援等関係者が避難行動支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

1 勧告・指示事項

- (1) 避難勧告・避難指示（緊急）、近隣の安全な場所への退避や屋内安全確保の指示又は避難準備・高齢者等避難開始の理由及び内容
- (2) 避難所及び経路
- (3) 火災、盗難の予防措置等
- (4) 携行品等その他の注意事項

ア 携行品は、必要最小限にする。

（食料・水筒・タオル・ちり紙・着替え・救急薬品・懐中電灯・携帯ラジオ等）

イ 避難する場合は、戸締りに注意するとともに、火気危険物等の始末（消火、ガスの元栓の閉め等）を徹底し、火災が発生しないようにする。

ウ 服装は軽装とし、帽子・頭巾・雨合羽・防寒用具を携行する。

2 伝達方法 次に掲げるもののうち、災害の状況及び地域の実情に応じ、最も迅速かつ的確に伝達することがで

きる方法により行うものとする。場合によっては、2 つ以上の方法を併用するものとする。

- (1) 広報車による伝達 町・清水消防署・警察等の広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。
- (2) ラジオ、テレビ放送等による伝達
NHK・その他の民間放送局に対し避難勧告、避難指示（緊急）を行った旨を連絡し、関係住民に伝達すべき事項を提示するとともに放送するよう協力を依頼する。
- (3) IP告知による伝達 IPを活用した伝達手段により関係住民に伝達する。
- (4) 電話による伝達 電話等により、住民組織、官公署、会社等に連絡する。
- (5) 伝達員による個別伝達 避難勧告又は避難指示（緊急）が夜間、停電時、風雨が激しい場合等のため、全家庭に対する周知が困難であると予想される場合は、消防職員、消防団員等で班を編成し、個別に伝達するものとする。
- (6) 伝達員による個別伝達 町内会長等に対して、電話等により伝達を依頼する。
- (7) 避難信号による伝達 水防計画に定める危険信号によるものとする。

3 避難勧告等の基準

- (1) 避難準備・高齢者等避難開始 人的被害の発生する可能性が高まった状況において、避難行動要支援者等、避難行動に時間を要する者及び避難所までの距離が遠い者等に対して避難のための準備を呼びかけるもので、その基準は次によるものとする。

区 分	判 断 基 準
十勝川	ア 水位観測所（共栄橋観測所）の水位が水防団待機水位を超え、氾濫注意水位に到達したとき
ペケレベツ川	ア 水位観測所（ペケレベツ橋観測所）の水位が水防団待機水位を超え、氾濫注意水位に到達したとき
その他の河川	ア 洪水注意報（芽室川流域の流域雨量指数 10.8 以上、佐幌川流域の流域雨量指数 19.3 以上、ペケレベツ川流域の流域雨量指数 8.9 以上、イワシマクシベツ川流域の流域雨量指数 5.5 以上）の発表後も引き続き降雨が予想され、河川に著しい増水が予想されるとき イ 避難が必要となる激しい降雨等が夜間から明け方に予想されるとき
土砂災害	ア 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で、赤色（警報級）の危険度が出現した場合
その他の災害	ア 災害の状況から、避難行動要支援者等について事前に避難させておく必要があると認められるとき

- (2) 避難勧告 人的被害の発生する可能性がさらに高まった状況において、地域の住民等に対して避難のための立退きを勧め、促すもので、その基準は次によるものとする。

区 分	判 断 基 準
風 水 害	十勝川水系 ア 水位観測所（共栄橋観測所の水位が避難判断水位に到達し、一定時間後には、氾濫危険水位に到達すると予想されるとき イ 河川氾濫のおそれがあるとき ウ その他諸般の状況から、避難準備又は事前に避難させておく必要があると認められるとき。
	ペケレベツ川 ア 水位観測所の水位が避難判断水位に到達し、流域雨量指数の予報値が上昇傾向を示しているとき イ 河川氾濫のおそれがあるとき ウ その他諸般の状況から、避難準備又は事前に避難させておく必要があると認められるとき。
	その他の河川 ア 洪水警報（芽室川流域の流域雨量指数 13.5 以上、佐幌川流域の流域雨量指数 24.2 以上、ペケレベツ川流域の流域雨量指数 11.2 以上、イワシマクシベツ川流域の流域雨量指数 6.9 以上）の発表後も引き続き降雨が予想され、河川に著しい増水がみられるとき イ 避難勧告が必要となる強い降雨等が夜間から明け方に予想されるとき
土砂災害	ア 「土砂災害警戒情報」が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で、実況又は予想で危険度が薄い紫色（非常に危険）となった場合
その他の災害	ア 地震等により火災が延焼拡大のおそれがあるとき。 イ 災害の状況から、事前に避難させておく必要があると認められるとき

- (3) 避難指示（緊急） 人的被害の危険が切迫している場合、急を要する事態に発令し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を直ちに避難させるものであり、前兆現象が発生するなど、状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したときに指示するもので、その基準は次によるものとする。

なお、事前避難のいとまがない場合、例えば、地震、火災、洪水等による被害の危険が目前に切迫していると判断される時は、至近の安全な場所に緊急避難させることとする。

区 分	判 断 基 準
十勝川水系	ア 氾濫危険水位に到達するとき イ 堤防が決壊するおそれがあるとき (堤防が決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見される。)
ペケレベツ川	ア 氾濫危険水位に到達するとき
その他の河川	ア 洪水等による被害の危険が、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が高いと判断されるとき
土砂災害	ア 土砂災害警戒情報が発表されており、記録的短時間大雨情報が発表されたとき イ 土砂災害警戒判定メッシュ情報で、実況又は予想で危険度が濃い紫色(極めて危険)となった場合
その他の災害	ア 地震、火災等、災害による被害の危険が目前に切迫していると判断されるとき

第4 避難方法

1 避難誘導

- (1) 避難誘導は、町職員(主に民生対策部 民生班)、消防職員、消防団員、警察官等があたり、避難立退きにあたって、人命の安全を第一に避難誘導者は円滑な立退きについて適宜指導する。

その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、事前に定めた支援者などと連携し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民が取れるよう努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

- (2) 町職員、消防職員、消防団員、警察官等避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとし、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直すものとする。

2 移送の方法

- (1) 小規模な場合 避難は、避難者が個々に行うことを原則とするが、避難者の自力による避難、立退きが困難

な場合は、町において車両等によって移送するものとする。なお、車両による集団輸送が必要と認められる場合は、「第5章 第14節 輸送計画」に準じ、災害時輸送の担当である総務対策部 管財班、土木対策部 土木班を担当にあてる。

- (2) 大規模な場合 被災地が広域で大規模な避難、立退き移送を要し、町において措置できないときは、町は道に対し応援を求めて実施する。

第5 避難行動要支援者の避難行動支援

- 1 避難行動要支援者の避難支援 町は、平常時から避難行動要支援者名簿の情報を提供することに同意した者については、名簿

情報に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者に協力を求める。

なお、避難支援を行うにあたっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

2 避難行動要支援者の安否確認 町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、発災後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支

援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

3 避難場所以降の避難行動要支援者への対応 町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた全体計画等に基づき、避難行動要支

援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう 措置する。

また、全体計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

(1) 避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動

(2) 病院への移送

(3) 施設等への緊急入所

4 応急仮設住宅への優先的入居 町は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

5 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

6 応援の要請 町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

第6 避難路及び避難所の安全確保 住民等の避難にあたっては、町の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難所の安全確保のため支障となるものの排除を行うものとする。

第7 被災者の生活環境の整備 災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな避難所の供与及

び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者のいづれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第8 指定緊急避難場所及び指定避難所

1 指定緊急避難場所の開設 町は、災害が発生し、又は、発生するおそれがあるときは、必要に応じ、避難準備・高齢者等

避難開始の発令等にあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ指定した場所を使用することができないときは、管理者の同意を得て、最寄りの民間施設・公園・空き地等を使用するものとする。

2 指定避難所の開設

(1) 町は、災害が発生し、又は、発生するおそれがあるときは、必要に応じ、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。また、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

(2) 町は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借上げる等、多様な避難所の確保に努める。

(3) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が

続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

- (4) 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用除外措置があることに留意する。

2 避難所の管理・運営

- (1) 町は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また、町は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援するものとする。

- (2) 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。
- (3) 町は、避難所ごとにそこに受入れている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみを受け取りに来ている被災者等に関する情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に関する情報の把握に努め、国等への報告を行うものとする。
- (4) 町は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ゴミ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるとともに、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

- (5) 町は避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備等による避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

- (6) 町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
- (7) 町及び道は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
特に要配慮者等へは、北海道と北海道ホテル旅館生活衛生同業組合が締結した「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を活用するなど良好な生活環境に努めることとする。

- (8) 町及び道は、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

- (9) その他避難所の開設・管理・運営にあたっては、次の要領で行う。

ア 避難所には、町長の指名する運営管理者及び補助者を配置するものとする。

イ 運営管理者は、本部及び当該施設の管理者との連絡、避難者の受入れ等にあたるもの

とする

ウ 当該施設の管理者は、町長あるいはその命を受けた職員の指示に従い、速やかに避難所の開設及び管理運営に協力するものとする。

エ 運営管理者は、避難所における受入状況及び「第5章 第13節 衣料・生活必需物資供給計画」に定める物資等の受払いを明確にするため、必要な帳簿類を備えるものとする。

- (ア) 避難者世帯名簿（別記第12号様式）
- (イ) 避難所収容台帳（別記第13号様式）
- (ウ) 避難所設置及び受入状況（別記第14号様式）
- (エ) 救助種目別物資受払簿（別記第15号様式）

3 避難所の周知方法 住民に対し、平常時から避難所を周知するため、広報紙、ハザードマップ等を活用して、住民に周知するものとする。

資料編〔避難所〕 〔様式〕	・避難所（資料11） ・避難所世帯名簿（別記第12号様式） ・避難所状況報告書（別記第13号様式） ・避難所設置及び受入状況（別記第14号様式） ・救助種目別物資受払簿（別記第15号様式）
------------------	--

第9 道（十勝総合振興局）に対する報告

1 町長が、避難勧告・避難指示（緊急）を発令したときは（町長以外の者が発令したときは、町長経由）、次の事項を記録して知事（十勝総合振興局長経由）に報告する。

- (1) 発令者
- (2) 発令日時
- (3) 発令理由
- (4) 避難の対象区域
- (5) 避難先

2 避難所を開設したときは、次の事項を記録して知事（十勝総合振興局長経由）に報告する。

- (1) 開設場所及び日時
- (2) 開設箇所数及び受入人員（避難所の名称及び当該収容人員）
- (3) 開設期間の見込み及び炊き出し等の状況

第10 関係機関への連絡 町長が避難勧告、又は避難指示（緊急）を発令したとき及び警察官、自衛官等から避難を指示し

た旨の通知を受けたときは、次の要領により関係機関に連絡する。

- (1) 新得警察署に連絡し、必要に応じて協力を求める。
- (2) 避難場所として利用する施設の管理者に連絡をとり、協力を求める。

第11 広域一時滞在

1 道内における広域一時滞在

- (1) 町長は、災害発生により被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、本節において「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、道内の他の市町村長（以下、本節において「協議先市町村長」という。）に被災住民の受入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めることができる。

- (2) 道内広域一時滞足を協議する場合、町長は、あらかじめ十勝総合振興局長を通じ知事へ報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難な場合は、協議開始後、速やかに知事へ報告する。
- (3) 町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときはその内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。
- (4) 町長は、道内広域一時滞足の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先

市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。

- (5) 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認める場合は、町長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を町長に引き継ぎを行う。なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代

行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

2 道外への広域一時滞在

- (1) 町長は、災害発生により被災住民について、道外の他の市町村における一時的な滞在（以下、本節において「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、知事に対し、他の都府県知事（以下、本節において「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受入れについて協議することを求めることができるものとする。

- (2) 知事は、町長より道外広域一時滞在に関する要求があったときは、協議先知事との協議を行う。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求める。

- (3) 道外広域一時滞足を協議する場合は、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。

ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告する。

- (4) 知事は、協議先知事より受入決定の通知を受けたときは、町長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

- (5) 町長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

- (6) 町長は、道外広域一時滞足の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告及び公示するとともに、避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告する。

- (7) 知事は、町長から道外広域一時滞足の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を協議先知事に通知し、公示するとともに内閣理大臣に報告する。

- (8) 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞足の必要があると認めるときは、町長より要求がない場合であっても、協議先知事との協議を実施する。

3 広域一時滞在避難者への対応

町及び道は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

4 内閣総理大臣による協議代行 内閣総理大臣は、災害発生により町及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民に

ついて道内広域一時滞在又は道外広域一時滞足の必要があると認めるときは、町長又は知事の実施すべき措置を代わって実施するが、町長又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに町長又は知事との事務の引継ぎが行われるものとする。

第5節 応急措置実施計画

災害時において、町長及び防災関係機関の長が実施する応急措置については、この計画に定めるところによる。

第1 実施責任 法令上の実施責任者として定められている者は、次のとおりである。

- (1) 町長、町の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等（基本法第62条）
- (2) 水防管理者（町長）、消防機関の長（消防長）等（水防法第2条第2項及び第4項）
- (3) 消防局長、清水消防署長（消防法第29条）
- (4) 警察官等（基本法第63条第2項）
- (5) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条第3項）
- (6) 知事（基本法第70条）
- (7) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長（基本法第77条）
- (8) 指定公共機関及び指定地方公共機関（基本法第80条）

第2 従事命令等の実施

基本法第71条の規定に基づき、従事命令等を発し、応急措置を実施する場合は、資料編 別記第11号様式 公用令書等（別表 第1～6号様式）を交付して行うものとする。この場合、施設及び土地、家屋、若しくは、物資の保管する場所に立ち入ろうとする職員は、公用令書等（別記第11号様式 別表 第6号様式）に定める証票を携帯しなければならないものとする。

資料編〔様式〕 ・ 公用令書等（別記第11号様式、別表 第1号様式～第6号様式）
--

第3 警戒区域の設置

1 町長（基本法第63条、地方自治法第153条） 町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町職員は、災害が発生し、又はまさに発生しよう

としている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

また、警戒区域を設置した場合は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施することとする。

2 消防職員又は消防団員（消防法第28条・第36条） 火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防職員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し若しくは制限することができる。

3 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者（水防法第21条） 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができるものとする。

4 警察官

(1) 警察官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を町長に通知することとする。

(2) 警察官は、火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防職員

又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防職員又は消防団員の要求があつたときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物又は船舶の関係者、住民及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防職員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助することとする。

- (3) 警察官は、水防上緊急の必要がある場所において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命じることができる。

5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 災害派遣を命ぜられた自衛官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

6 知事 知事は、災害が発生した場合、当該災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、町長に代わって警戒区域を設定することとする。

第4 町の実施する応急措置

1 他人の土地、物件等の一時使用等（基本法第64条第1項） 町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町区域内の他人の土地、建物その他工作物（以下、本節において「工作物」という。）を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件（以下、本節において「物件」という。）を使用し、若しくは収用するものとする。この場合において、基本法施行令（昭和37年政令第288号）第24条及び基本法第82条の規定に基づき次の措置をとるものとする。

- (1) 応急公用負担に係る手続 町長は、工作物又は物件を使用し、若しくは収用したときは、速やかに工作物及び物件の占有者、所有者その他当該工作物又は物件について権原を有する者（以下「占有者等」という。）に対し、次の事項を通知するものとする。この場合において、当該工作物及び物件の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を公告式条例（昭和25年12月11日清水町条例第14号）を準用して、町役場前の掲示場に掲示する等の措置をとるものとする。

- ア 名称又は種類
- イ 形状及び数量
- ウ 所在した場所
- エ 処分の期間又は期日
- オ その他必要な事項

- (2) 損失補償 町は、当該処分により通常生ずべき損失を補償するものとする。

2 災害現場の工作物及び物件の除去、保管等の実施（基本法第64条第2項～第6項） 町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下、本節において「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとるものとする。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管するものとする。

- (1) 町長は、当該工作物等の占有者等に対し、当該工作物等を返還するため必要事項を公示するものとする。（基本法施行令第25条、第26条）
- (2) 町長は、保管した工作物等が滅失若しくは破損のおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管す

るものとする。(基本法施行令第 27 条)

- (3) 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 5 条及び第 6 条の規定を準用する。
 - (4) 公示の日から起算して 6 か月を経過してもなお工作物等を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、町に帰属する。
- 3 他の市町村長等に対する応援の要求（基本法第 67 条、資料 23）
- (1) 町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援を求めるものとする。
 - (2) 町長は、他の市町村長等から応援を求められた場合は、正当な理由がない限り、応援を拒むことはできない。
 - (3) 応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。
- 4 知事に対する応援の要求等（基本法第 68 条） 町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援又は応急措置の実施を要請するものとする。
- 5 北海道開発局に対する応援の要求等 町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要がある

資料編〔条例・協定等〕	・災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（資料 23） ・北海道地方における災害時の応援に関する申合せ（資料 24）
-------------	---

と認めるときは、「北海道地方における災害時の応援に関する申合せ」（資料 24）に基づき、北海道開発局長に対し応援又は応急措置の実施を要請するものとする。

6 住民等に対する緊急従事指示等

- (1) 町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。（基本法第 65 条第 1 項）
- (2) 水防管理者及び消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本町の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させるものとする。（水防法第 24 条）
- (3) 消防職員又は消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。（消防法第 29 条第 5 項）
- (4) 救急隊員は、緊急の必要があるときは、傷病者の発生した現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。（消防法第 35 条の 10）
- (5) 町長は、(1) から (4) までにより、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。（基本法第 84 条第 1 項）

第 5 救助法の適用

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、「第 5 章 第 33 節 災害救助法の適用と実施」に定めるところによる。

第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合には知事及びその他の災害派遣要請権者は、自衛隊（指定部隊等の長）に対し自衛隊法第83条の規定により部隊等の災害派遣を要請することができる。

第1 災害派遣要請

1 派遣要請権者 知事（十勝総合振興局長）

2 要請先

陸上自衛隊第5戦車大隊（鹿追駐屯地）

3 要請手続等

(1) 町長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書（別記第38号様式）をもって派遣要請権者に依頼する。

この場合において、町長等は、必要に応じてその旨及び町域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出するものとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 派遣部隊が展開できる場所

オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

(2) 派遣要請権者は(1)の要請手続により派遣要請を受理し、その適否を審査して必要と認められた場合は速やかに指定部隊等の長に部隊の派遣を要請するものとする。

(3) 町長は、人命の緊急救助に関し、派遣要請権者に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により派遣要請権者と指定部隊等の長との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。

ただし、この場合、速やかに派遣要請権者に連絡し、上記(1)の手続を行うものとする。

なお、緊急の場合の連絡先は、次のとおりである。

部 隊 名	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊第5戦車大隊	河東郡鹿追町笹川北12線10番地	0156-66-2211

4 受入体制 町長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう町担当者、連絡先を明確にするとともに、避難支

援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所を予め定めておくものとする。

5 調整 知事（十勝総合振興局長）は、町の行う派遣部隊の受入れについて、必要に応じて、使用する

施設、場所等について調整を行うものとする。

6 経費

(1) 次の費用は、派遣部隊の受入側（施設等の管理者、町等）において負担するものとする。

ア 資材費及び機器借上料

イ 電話料及びその施設費

ウ 電気料

エ 水道料

オ くみ取料

(2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定めるものとする。

(3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

7 撤収要請 町長は、災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、速やかに文書（別記第39号様式）をもって知事（十勝総合振興局長）に撤収要請を依頼するものとする。ただし、文書による要請に日時を要するときは、電話等で依頼し、その後文書を提出するものとする

第2 派遣活動 災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- 1 被害状況の把握
- 2 避難の援助
- 3 遭難者の捜索救助活動
- 4 水防活動
- 5 消防活動
- 6 道路又は水路の啓開
- 7 応急医療、救護及び防疫
- 8 人員及び物資の緊急輸送
- 9 炊飯及び給水
- 10 物資の無償貸付又は譲与
- 11 危険物の保安及び除去
- 12 その他

第3 自衛隊との情報交換 自衛隊は、収集した情報を必要に応じ関係機関に伝達するとともに、知事等においても災害情報について自衛隊に提供するものとする。

第4 知事等の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣 自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣する。この場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

災害に対し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- 1 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- 3 航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
- 4 その他上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること。

第5 自衛隊との連携強化

1 総合調整 知事は、自衛隊の災害派遣計画の作成と連携して、適切な役割分担の調整等を行い自衛隊の活

動が円滑に行われるよう調整を行うものとする。

2 連絡体制の確立 知事（十勝総合振興局長）、町長等は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、予

め要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

3 連絡調整 知事（十勝総合振興局長）、町長等は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われ

るよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

第6 災害派遣時の権限 災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、内閣府令及び訓令の規定による。知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にはない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令によるものとする。ただし、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- 1 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- 2 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- 3 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- 4 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- 5 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- 6 自衛隊用緊急運行車両の通行確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第76条の3第3項）

資料編〔様式〕	・自衛隊災害派遣要請の依頼について（別記第38号様式） ・自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について（別記第39号様式）
---------	--

第7節 広域応援・受援計画

大規模災害発生時など、被災市町村単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策は、本計画の定めるところによる。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、「第5章 第4節 避難対策計画 第9」による。

第1 国、道、市町村間の応援・受援活動

1 市町村間の応援・受援

(1) 応援協定による応援 道内の市町村において大規模災害等が発生し、被災市町村単独では十分に被災者の救援等の災

害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」（資料23）のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の実施を図る。

(2) 基本法による応援

ア 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。

イ 町長は、応急措置を実施するための応援を求められた場合は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないものとする。

ウ 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事（十勝総合振興局長）に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された知事（十勝総合振興局長）は、

正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならないものとする。

エ 知事（十勝総合振興局長）は、町の行う災害応援対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、町長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長からの応援を受けることを求めることができる。町長は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、他の市町村長及び知事（十勝総合振興局長）に対し、応援を求めることができる。

資料編〔条例・協定等〕	・災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（資料23）
-------------	------------------------------------

2 道から指定行政機関等に対する応援の要求 北海道において大規模災害が発生し、災害応急活動を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるとき、知事は、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならないこととされている。

3 他の都府県等からの応援要求への対応

- (1) 知事は、災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から、災害発生都府県知事や災害発生市町村長の応援を求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。
また、知事は、特に必要があると認められた場合、市町村長に対し、当該発生市町村長の応援を求めるものとする。
- (2) 町長は、知事が、発生都府県知事又は内閣総理大臣から、他の都府県の災害発生市町村の応援を求められたことに伴い、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

第2 消防機関（とちち広域消防局 清水消防署等）

- 1 大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請する。（資料 21）
また、必要に応じ、町長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。（資料 15・25）
- 2 他の消防機関等に対する応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。
- 3 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れは、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」及び「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、迅速かつ的確に対処する。

第3 北海道公安委員会（北海道警察） 北海道公安委員会は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救助救出活動等を実施できない場合は、他都府県公安委員会に警察災害派遣隊の部隊、装備資機材等の援助要求を行う。

第4 国からの派遣等受入体制の確保 大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を迅速かつ円滑に実施するために、リエゾン派遣の受入れ及び国に設置される緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の現地活動拠点施設を定める。

また、国の食料・物資支援チームによる、支援物資の受入体制を確保する。

資料編〔通信・輸送〕	・ヘリコプターによる緊急患者の緊急搬送手続要領（資料 15）
〔条例・協定等〕	・災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（資料 23）
	・北海道広域消防相互応援協定（資料 21）
	・北海道消防防災ヘリコプター応援協定（資料 25）

第8節 ヘリコプター等活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、本計画の定めるところによる。

第1 基本方針

道内において災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

第2 ヘリコプター等の活動内容

- 1 災害応急対策活動
 - (1) 被災状況調査などの情報収集活動
 - (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送
- 2 救急・救助活動
 - (1) 傷病者、医師等の搬送
 - (2) 被災者の救助・救出
- 3 火災防御活動
 - (1) 空中消火
 - (2) 消火資機材、人員等の搬送
- 4 その他 ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

第3 ヘリコプター等保有機関の活動等

- 1 北海道 北海道災害対策本部等の指示、又は町の要請により、災害応急対策等の活動を行う。災害が大規模で、所管ヘリコプターで対応できない場合には、自衛隊への災害派遣や「第5章 第

7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより他都府県及び他の市町村へのヘリコプターの応援要請などを行う。

- 2 札幌市 北海道広域消防応援協定による相互応援を行うとともに、道の消防防災ヘリコプターと連携し、活動を行う。

- 3 北海道開発局、北海道警察 所管に係る災害応急対策等を実施するとともに、それらの活動で収集した情報を必要に応じ、

関係対策本部等に提供する。また、災害対策合同本部等の要請により、対策機関の実施する災害応急対策等を支援する。

- 4 自衛隊 知事の災害派遣要請に基づき、災害応急対策等を実施する。

第4 ヘリコプター等保有機関の活動体制 大規模災害が発生した際には、全国各地から消防機関をはじめ、自衛隊、海上保安庁、警察、北海道開発局などから多数のヘリコプター等の航空機が被災地に派遣され、様々な災害対策活動が行われることとなる。

このため、「北海道ヘリコプター等運用調整会議」において、ヘリコプター等を保有する防災関係機関の相互連携を図り、安全かつ効果的な災害応急対策等の活動を行うものとする。

第5 町の対応等

- 1 緊急運航の要請 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場

合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき知事に対し要請するものとする。(資料25)

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 町の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 要請方法 知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにし

て行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（別記第 35 号様式）を提出するものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

3 要請先 北海道総務部危機対策局危機対策課
防災航空室

- ・ TEL : 011-782-3233
- ・ FAX : 011-782-3234
- ・ 総合行政情報ネットワーク 電話 : #6-210-39-897、898

4 報告 町長は、災害が収束した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報

告書（別記第 36 号様式）により、総括管理者（北海道総務部危機管理監）に報告するものとする。

5 緊急患者の緊急搬送手続等

(1) 応援要請

ア 町長（とちち広域消防局）は、知事に対して救急患者の緊急搬送のために消防防災ヘリコプターの運航を要請する場合は、「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」（資料 15）に基づき行うものとする。

(2) 救急患者の緊急搬送手続き

ア 町長は、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後十勝総合振興局及び新得警察署にその旨を連絡するものとする。

イ 消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、ファクシミリにより救急患者の緊急搬送情報伝達票（別記第 37 号様式）を提出するものとする。

ウ 町長は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行うものとする。

エ 町長は、知事（危機対策局危機対策課防災航空室）から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡するものとする。

6 受入体制等の確保 町長はヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講ずるものとする。

- (1) 離着陸場の確保 安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。なお、本町の臨時ヘリポートは次のとおりである。

臨時ヘリポート

施設名	所在地	面積	管理者
清水小学校グラウンド	清水町字清水第2線73番地	2.5ha	小学校長
清水中学校グラウンド	清水町本通11丁目	3.7ha	中学校長
清水高等学校グラウンド	清水町北2条西2丁目	1.2ha	高等学校長
有明公園多目的広場	清水町南5条6丁目	36.1ha	町長
御影小学校グラウンド	清水町御影東2条3丁目	1.0ha	小学校長
御影中学校グラウンド	清水町字御影南2線72番地	4.9ha	中学校長

(2) 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講ずるものとする。

資料編〔通信・輸送〕 〔条例・協定等〕 〔様式〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領（資料15） ・北海道消防防災ヘリコプター応援協定（資料25） ・北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（別記第35号様式） ・北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（別記第36号様式） ・救急患者の緊急搬送情報伝達票（別記第37号様式）
--------------------------------	--

第9節 救助救出計画

災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出に関する計画は、次のとおりである。
なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動にあたっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。また、被災地の住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第1 実施責任

1 清水町 町長（救助法を適用された場合を含む。）は、清水消防署、新得警察署等の協力を得て、災害

により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、又は日本赤十字社北海道支部の救護所に搬送する。

また、町の救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、道等の応援を求める。なお、被害が甚大であり、災害対策本部のみでの救助救出活動が困難である場合は、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、知事（十勝総合振興局長経由）に自衛隊の派遣要請を依頼する。

第2 救助救出活動

1 被災地域における救助救出活動 町及びとかち広域消防局及び清水消防署、新得警察署は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

2 救出対象者 災害のために現に生命又は身体に危険が及んでいる者及び生死不明の状態でおおむね次に該当するときとする。

(1) 火災の際、火中に取り残された場合

(2) 台風・地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合

- (3) 水害の際、家屋とともに流され、又は孤立地点に取り残された場合
- (4) 山崩れ、地滑り等により生き埋めとなった場合
- (5) 自動車等の大事故が発生した場合

3 救出状況の記録 被災者を救出した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- (1) 被災者救出用機械器具燃料受払簿（救助種目別物資受払簿）（別記第 15 号様式）
- (2) 被災者救出状況記録簿（別記第 16 号様式）

4 現地災害対策本部 被災者の救助救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は、「第 3 章 第 1 節 組織計画」の定めるところにより、現地災害対策本部を設置する。

資料編〔様式〕	・救助種目別物資受払簿（別記第 15 号様式） ・被災者救出状況記録簿（別記第 16 号様式）
---------	--

第 10 節 医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり又は著しく不足、若しくは混乱した場合における医療救護の実施は、本計画の定めるところによる。

第 1 基本方針

- 1 医療救護活動は、原則として町又は道が設置する救護所において、援護班により実施するが、災害急性期（発災後おおむね 48 時間以内）においては、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）を被災地に派遣する。
- 2 援護班は、医師、薬剤師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。
- 3 災害派遣医療チーム（DMAT）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。
- 4 援護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりとする。
 - (1) トリアージ※
 - (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
 - (3) 傷病者の医療機関への輸送支援
 - (4) 助産救護
 - (5) 被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）
 - (6) 被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）

※ トリアージ

災害医療において、負傷者等の患者が同時発生的に多数発生した場合に医療体制・設備を考慮しつつ傷病者の重症度と緊急度によって分別し、治療や搬送先の順位を決定すること。

- 5 災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、災害時における、こころの対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により組織する。
- 6 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の業務内容は、次のとおりである。
 - (1) 傷病者に対する精神科医療
 - (2) 被災者及び支援者に対する精神保健活動

第 2 実施責任

- 1 町長が実施する。
- 2 救助法が適用された場合は、知事（知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部）又は知事の委任を受けて町長が実施する。

第3 医療救護の対象

1 対象者

- (1) 直接災害による負傷者
- (2) 人工透析等医療の中断が致命的となる患者及び日常的に発生する救急患者
- (3) 災害時における異常な状況下において、ストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者

2 対象者の把握 対象者の把握は、できる限り正確かつ迅速に把握し、町長に通知する。

通知を受けた町長は、医師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保及び手配等必要な措置を講ずるよう関係対策部班に指示する。

第4 医療救護活動の実施

1 清水町

- (1) 町は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、自ら援護班を編成するとともに、必要に応じ、十勝医師会に救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

要請する場合は、次の項目を通知するものとする。

- ア 災害発生の日時、場所、原因及び状況
- イ 出動の時期及び場所
- ウ 出動を要する人員及び資機材
- エ その他必要な事項

- (2) 町は、災害の程度により歯科医療救護活動を必要と認めたときは、歯科医師会に救護班の編成及び派遣を要請するものとする。
- (3) 町は、災害の規模に応じ、道、その他の関係機関に協力を要請する。
- (4) 町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

2 北海道

- (1) 道は、災害発生時に町からの支援要請による救護班の派遣、受入れ等を円滑に実施するため、救護班の派遣等についての調整を行う「救護班派遣調整本部」を設置し、円滑な医療提供体制の構築に努める。
- (2) 道は、救助法を適用した場合、又は町から医療救護に関する協力要請があった場合で医療救護活動を必要と認めたときは、適時適切な場所に救護所を設置する。
また、避難所の設置が長期間にわたる場合には、必要に応じて避難所に救護センターを併設する。
- (3) 道は、被災地等の医療機関の診療状況等の情報を北海道救急医療・広域災害情報システム等により迅速に把握する。
- (4) 道は、災害拠点病院及び協力機関等に災害派遣医療チーム（DMAT）、救護班の派遣を要請するとともに、道立医療機関の所属医師等により編成する救護班を派遣する。
- (5) 道は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。
- (6) 道は、必要に応じて精神科病院等に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成に必要な医師、薬剤師、看護師、臨床心理技術者等の派遣を要請するとともに、派遣に係る調整を行う。
- (7) 道は、被災者ニーズ等に的確に対応した健康管理（こころのケアを含む。）を行うため、医師、薬剤師、保健師、管理栄養士等による保健指導及び栄養指導を実施する。

また、被災したことによるこころの健康のために、「災害時こころのケア活動ハンドブック

ク」を関係機関に配布し、有効な活用を図るとともに、支援者向けの研修会等を開催する。

3 災害拠点病院

- (1) 道の要請に基づき救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣し、医療救護活動を行う。
- (2) 被災患者を受入れるとともに、医薬品・医療材料等の応急用資材の貸出等により地域の医療機関を支援する。

4 医療救護所 医療救護所は、次の協力機関等をもって充てる。ただし、特に必要があると認めるときは応急

的に学校、公民館等の公共施設に救護所を仮設するものとする。

5 協力機関等

- (1) 独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所 独立行政法人国立病院機構各病院の救護班の連絡調整並びに派遣及び医療救護活動を行う。
- (2) 独立行政法人労働者健康福祉機構 道の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し、医療救護活動を行う。
- (3) 日本赤十字社北海道支部 道の要請に基づき、赤十字病院の救護班を派遣し医療救護活動を行う。なお、救助法が適用された場合の救護班の業務内容は、「委託協定書」の定めるところによる。
- (4) その他の公的医療機関の開設者
医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 31 条の規定による公的医療機関の開設者（上記(3)を除く。）は、道の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し医療救護活動を行う。
- (5) 北海道医師会
道の要請に基づき、救護班を派遣し医療救護活動を行う。
なお、救護班の業務内容は、第 1 の 4 に掲げるもののほか、「災害時の医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。
- (6) 北海道歯科医師会
道の要請に基づき、救護班を派遣し歯科医療救護活動を行う。なお、救護班の業務内容は、「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。
- (7) 北海道薬剤師会 道の要請に基づき、救護班を派遣し、医療救護活動を行う。なお、救護班の業務内容は、「災害時の医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。
- (8) 北海道看護協会 道の要請に基づき、看護職を派遣し、看護職医療救護活動を行う。なお、看護職の業務内容は、「災害時の看護職医療救護活動に関する協定書」にところによる。

第 5 輸送体制の確保

- 1 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT） 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の移動手段についてはそれぞれの機関等で行うものとするが、道路の損壊などにより移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

- 2 重症患者等 重症患者等の医療機関への搬送は、原則として清水消防署が実施する。ただし、救急車両が確保できないときは、町、道又は救護班が確保した車両により搬送する。道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

第 6 医薬品等の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活

用又は町内薬局等からの調達により確保する。ただし、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

第7 広域的な医療救護活動の調整 道は、必要に応じ、他県等に対して医療救護活動の応援を要請するとともに、他県等の医療救護班及び医療ボランティア等の受入れに係る調整を行う。

第8 臨時の医療施設に関する特例 町及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

第9 医療救護活動実施の記録 医療救護活動を実施したときは、次によりその状況を記録しておくものとする。

- (1) 救護班活動状況（別記第24号様式）
- (2) 医療実施状況（別記第25号様式）
- (3) 助産台帳（別記第26号様式）
- (4) 医薬品及び衛生材料等物資受払状況（救助種目別物資受払簿）（別記第15号様式）

資料編〔様式〕	・救助種目別物資受払簿（別記第15号様式） ・救護班活動状況（別記第24号様式） ・医療実施状況（別記第25号様式） ・助産台帳（別記第26号様式）
---------	---

第11節 防疫計画

災害時における被災地の防疫は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町及び道は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

1 清水町

- (1) 防疫は民生対策部 衛生班が担当し、防疫活動を迅速かつ的確に実施する。
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号以下「感染症法」という。）に基づく、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。
- (3) 町を所管する十勝総合振興局保健環境部保健行政室の指導のもと避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

2 北海道

- (1) 感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要と認めるときは、感染症法に基づく防疫措置を実施する。
- (2) 町が実施する防疫に関する業務を指導、支援し、かつ、その総合調整を行う。
- (3) 地域内における保健指導等を円滑に行うための総合調整に努めるものとする。

第2 防疫の実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、町長及び知事は、次の班等を編成しておくものとする。

1 検病調査班の編成

- (1) 知事は、検病調査等のため検病調査班を編成するものとする。
- (2) 検病調査班は、医師 1 名、保健師 1 名（又は看護師）その他職員 1 名をもって編成するものとする。

ただし、知事は検病調査班の稼働能力を考慮し、緊急度に応じ必要と認められるときは、保健師（看護師）1 名、その他の職員 1 名等をもって編成する複数の班を医師が統括することができるものとする。

2 防疫班の編成及び方法

- (1) 防疫班等の編成 町長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成するものとする。

種 別	編 成 基 準	備 考
防 疫 班	衛生技術者 1 名、作業員 3 名	
検 病 班	医 師 1 名、看護師 2 名、 事務員 2 名	
検 水 班	保健所技術者 1 名、作業員 2 名	

(2) 防疫の種別と方法

防 疫 の 種 別	実 施 方 法
消 毒	浸水家屋、下水、側溝、不潔な場所、避難所の便所、井戸等は完全に消毒をする。
検 病 調 査 及 び 健 康 診 断	道の診療班と協力して検病、検水調査を行う。
臨 時 予 防 接 種	伝染病予防のため道と協力して予防接種を行う。
各世帯の家屋等の 消 毒 指 導	被災直後に各戸にクレゾール、クロール石灰等の消毒剤の配布、消毒など衛生上の指導を行う。

第 3 感染症の予防

- 1 知事は、感染症予防上必要があると認めるときは、町における災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について指示及び命令を行うものとする。

- (1) 消毒方法の施行に関する指示（感染症法第 27 条第 2 項）
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第 28 条第 2 項）
- (3) 生活用水の供給に関する指示（感染症法第 31 条第 2 項）
- (4) 物件に係る措置に関する指示（感染症法第 29 条第 2 項）
- (5) 公共の場所の清潔方法に関する指示
- (6) 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第 6 条及び第 9 条）

- 2 検病調査及び保健指導等 検病調査班は、次の要領により検病調査及び保健指導等を実施するものとする。

- (1) 検病調査は、滞水地域においては通常 2 日に 1 回以上、避難所においては、町等と連携し、少なくとも 1 日 1 回以上行うこと。
- (2) 町内の衛生組織、その他関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努めること。
- (3) 検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施すること。

- 3 予防接種 知事は感染症予防上必要なときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施し、又は

町長に実施させるものとする。

- 4 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、知事は必要に応じ、町長に町内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施させるものとする。

(1) ごみ 収集したごみ、その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取扱い
いは廃棄

物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に規定するところによる。

(2) し尿 し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させる等の方法により不衛

生にならないよう処分する。

5 消毒方法

町長は、感染症法第 27 条第 2 項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症法施行規則第 14 条及び平成 16 年 1 月 30 日付け健感発第 0130001 号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。

6 ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第 28 条第 2 項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第 15 条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

7 生活用水の供給

町長は、感染症法第 31 条第 2 項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。

なお、供給量は 1 日 1 人当たり約 20 リットルとすることが望ましい。

8 一般飲用井戸等の管理等 飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、北

海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底するものとする。

第 4 患者等に対する措置 知事は、感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に

通常と異なる傾向が認められる場合等必要があるときは、速やかに感染症法に基づく調査その他の防疫措置を実施するものとする。

(1) 隔離収容 被災地に伝染病患者が発生し、又は保菌者が発見されたときは、速やかに隔離病舎に収容する。

既設の施設に収容することが困難な場合は、十勝総合振興局保健環境部新得地域保健支所長と協議し、臨時の隔離施設を設けて収容する。

(2) 自宅隔離 隔離施設に収容措置のとることができない保菌者に対しては、自宅隔離を行い、し尿の衛生的

処理について嚴重に指導し、必要があるときは、治療を行う。

第 5 避難所等の防疫指導 町長は、避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

1 健康調査等 避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに

に、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

2 清潔方法、消毒方法等の実施 十勝総合振興局保健環境部保健行政室の指導のもと、避難所等の清潔方法を指導するとともに、

避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

3 集団給食 給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従するものとする

る。また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

4 飲料水等の管理 飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

第6 家畜防疫

1 実施責任 被災地の家畜防疫は知事が行うものとする。

2 実施方法

十勝家畜保健衛生所長は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき、家畜防疫上必要があると認めたときは、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止のため、被災地域の立入検査・消毒等、防疫体制の整備等を行う。

第12節 災害警備計画

住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、新得警察署が実施する警戒、警備についての計画は、次のとおりである。

第1 災害に関する警察の任務 新得警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持にあたるものとする。

第2 災害警備体制の確立 風水害、地震等各種災害が発生した場合、その災害の規模、態様に応じて、別に定めるところにより災害警備本部を設置する。

第3 応急対策の実施

1 災害の予警報の伝達

(1) 新得警察署長（以下、本節において「警察署長」という。）は、町及び防災関係機関と災害に関する予警報の伝達に関して、平常時より緊密な連絡を取り、災害時の伝達に遺漏のないよう措置するものとする。

(2) 警察官は、基本法第54条第3項の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けた場合は、速やかに町長に通報するものとする。

2 事前措置に関する事項

(1) 町長が行う警察官の出動要請

町長が基本法第58条の規定に基づき、警察官の出動を求める等、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、又は求める場合は、警察署長を経て北海道警察本部長に対して行うものとする。

(2) 町長の要請により行う事前措置

警察署長は、町長からの要請により基本法第59条の規定に基づき事前措置について指示を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知するものとする。この場合において、町長は、当該措置の事後処理を行うものとする。

3 災害時における災害情報の収集に関する事項 警察署長は、災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を町長及び防災関係機関と共有する。

- 4 災害時における広報に関する事項 警察署長は、地域住民に対して警備措置上必要と認められる場合は、災害の種別、規模及び態様に応じ、避難措置、犯罪の予防、交通の規制その他の警察活動について広報を行うものとする。
- 5 避難に関する事項
 - (1) 警察官が基本法第 61 条又は警察官職務執行法第 4 条により、避難のための立退きの警告又は指示を行った場合は、町長に連絡するものとする。
 - (2) 警察官が基本法第 61 条又は警察官職務執行法第 4 条により、避難のための立退きの警告又は指示を行う場合は、「第 5 章 第 5 節 避難対策計画」に定める避難先を示すものとする。
ただし、災害の規模、現場の状況等により本計画により難しい場合は、適宜の措置を講ずるものとする。この場合において、警察署長は、速やかに町長に対して通知するものとし、当該避難先の借上げ、給食等は、町長が行うものとする。
 - (3) 避難の誘導にあたっては、町、とちぎ広域消防局及び清水消防署と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等にあたる。
- 6 救助に関する事項 警察署長は、町長に協力して被災者の救出、負傷者及び疾病にかかった者の応急的救護並びに死体の検分に努めるとともに、状況に応じて町長の行う災害応急活動に協力するものとする。
- 7 応急措置に関する事項
 - (1) 警察署長は、警察官が基本法第 63 条第 2 項に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちに町長に通知するものとする。この場合において、町長は、当該措置の事後処理を行うものとする。
 - (2) 警察署長は、警察官が基本法第 64 条第 7 項及び同法第 65 条第 2 項の規定に基づき応急公用負担（人的及び物的公用負担）を行った場合は、直ちに町長に通知するものとする。この場合において、町長は、当該措置による損失補償等の事後処理を行うものとする。
- 8 災害時における通信計画に関する事項
 - (1) 警察署長は、現有通信施設及び設備の適切な運用により、災害時における通信連絡の確保を図るものとする。
 - (2) 警察署長は、災害が発生し、孤立が予想される地域その他必要と認められる地域に対しては、移動無線局、携帯無線機等の必要な通信施設又は資材の活用について計画し、その運用については、町長と打合せをするものとする。

第 13 節 交通応急対策計画

災害時における道路及び航空交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するため関係機関が行う交通の確保対策は、本計画の定めるところによる。

第 1 交通応急対策の実施

1 清水町、とちぎ広域消防局、清水消防署

- (1) 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。
また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。
- (2) 消防職員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (3) 消防職員は、(2) による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度にお

いて車両その他の物件を破損することができる。

2 北海道公安委員会（北海道警察）

- (1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路（高速道路を含む。）における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。
- (2) 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (3) (2) による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

3 北海道開発局 国道及び高速道路（直轄区間）の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、

障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。

4 東日本高速道路株式会社北海道支社 東日本高速道路株式会社が管理している道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害

物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止、又は制限し、交通の確保を図る。

5 北海道

- (1) 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。
- (2) 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。
- (3) 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとするとともに、ガソリン等について、町長等の要請に基づきあっせん及び調達を行うものとする。

6 自衛隊 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長、警察官等がその場にはいないときに次の措置をとることができる。

- (1) 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること
- (2) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去を命ずること
- (3) 現場の被災工作物等の除去等を実施すること

7 社団法人北海道警備業協会 社団法人北海道警備業協会及び支部は、災害時における交通誘導業務及び避難所の警備につい

て「災害時における交通誘導業務等に関する協定」等により関係機関の支援を行う。

第2 道路の交通規制

1 道路交通網の把握 災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会（北海道警察）は、相互に綿密な連携

を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止、又は制限を実施する必要の有無

2 交通規制の実施 道路管理者及び北海道公安委員会（北海道警察）は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

3 関係機関との連携 道路管理者及び北海道公安委員会（北海道警察）が交通規制により通行の禁止、又は制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

第3 緊急輸送のための交通規制 災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、次により区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

1 通知 北海道公安委員会（北海道警察）は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あら

かじめ当該道路の管理者に対し、禁止、又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

2 緊急通行車両の確認手続

- (1) 道又は北海道公安委員会（北海道警察）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。
- (2) 確認場所 緊急通行車両の確認は、道又は警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。
- (3) 証明書及び標章の交付 緊急通行車両であると確認したものについては、各車両に「緊急通行車両確認証明書」、「標章」（資料13・14）を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(4) 緊急通行車両

ア 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

- (ア) 特別警報・警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は避難指示（緊急）に関する事項
- (イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (ク) 緊急輸送の確保に関する事項
- (ケ) その他災害の発生への防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ 指定行政機関等が保有、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること

(5) 事前届出制度の普及等 町、道及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付され

るよう、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

3 通行禁止、又は制限から除外する車両 町は、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない範囲内で、公益又は社会生活上通行させること

がやむを得ないと認められる車両について、北海道公安委員会（北海道警察）を通じて「規制対象外車両通行証明書」及び「標章」の交付を申請する。

(1) 確認手続

ア 使用者等の申出 北海道公安委員会（北海道警察）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制対象除外車両であることの確認を行うものとする。

イ 確認場所

規制対象除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「規制対象除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(2) 規制対象除外車両等

ア 傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両

イ 報道機関の緊急取材のために使用中の車両

ウ 他の都道府県公安委員会又は知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両

エ 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受け、かつ、当該目的のため使用中のものであること。

(7) 道路維持作業用自動車

(イ) 通学通園バス

(ウ) 郵便物の収集又は配達のため使用する車両

(エ) 電報の配達のため使用する車両

(オ) 廃棄物の収集に使用する車両

(カ) 伝染病患者の受入れ又は予防のため使用する車両

(キ) その他公益上又は社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

4 放置車両対策

(1) 北海道公安委員会（北海道警察）は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行う必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(2) 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

(3) 道は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行うものとする。

資料編〔通信・輸送〕	・ 緊急通行車両確認証明書（資料 13） ・ 緊急通行車両標章（資料 14）
------------	---

第 4 緊急輸送道路ネットワーク計画 地震をはじめとする災害発生時には、緊急輸送を円滑かつ確実に実施できる道路が必要であり、それらの道路については耐震性が確保されているとともに、ネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、東日本高速道路株式会社 北海道支社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な道路（以下、本節において「緊急輸送道路」という。）を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。

北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は次のとおりである。

1 計画内容

(1) 対象地域

道内全域

(2) 対象道路

既設道路及びおおむね平成 27 年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて緊急河川敷道路、臨港道路等を含めている。

2 緊急輸送道路の区分及び道路延長

道では、災害時に輸送路を確定するため、第 1 次緊急輸送道路、第 2 次緊急輸送道路を指定している。

本町においては、次の路線が緊急輸送道路に指定されているため、優先的に早期復旧が図られることとなる。

(1) 第 1 次緊急輸送道路

(広域的な輸送に必要な主要幹線道路、特に重要な地震時に通行を確保すべき道路)

道東自動車道

国道 38 号

国道 274 号 (町道清水 3 丁目道路、町道清水南 1 条道路、)

(2) 第 2 次緊急輸送道路

(市町村役場等の主要な拠点と接続する幹線道路、地震時に通行を確保すべき道路)

町道清水 2 丁目道路

3 町の対応 町は、災害時の応急対策活動を円滑に行うため、町内の防災活動拠点 (役場庁舎、臨時ヘリポ

ート)、防災備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体とした安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワーク整備を推進する。

また、災害時における円滑な避難、救急、消火活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、新得警察署と連携のもと、「第 5 章 第 25 節 障害物除去計画」により、該当する緊急輸送道路の障害物等の除去を早急に行い、適切な幅員の確保に努める。

第 14 節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送 (以下、本節において「災害時輸送」という。) を迅速かつ確実に行うために必要な措置事項の計画は、次に定めるところによる。

第 1 実施責任

1 清水町 災害時輸送は、町長が防災関係機関の協力を得て行うものとする。

2 北海道運輸局 鉄道、軌道及び自動車輸送並びに海上又は港湾運送の調整及び確保を図る。

3 北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社 鉄道又はこれに関連する自動車による輸送を実施する。

4 北海道 災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要があるときは、北海道運輸局、道内各空港事

務所、又は、第一管区海上保安本部に輸送の措置を要請する。

5 北海道バス協会、北海道トラック協会、運送事業者等 北海道運輸局長からの要請又は災害事態が急迫し、北海道運輸局長からの輸送の措置を待つ

とまのない場合において、知事から要請のあったとき、緊急輸送を実施する。

第2 輸送の方法 災害時の輸送は、災害応急対策実施責任機関が保有する車両、船艇、航空機等を使用し、又は他の災害応急対策実施責任機関の協力を得て実施する。

1 清水町

- (1) 車両等による輸送 災害時輸送は、一次的には庁用車を使用するが、被災地までの距離、被害の状況等により庁用車では不足する場合並びに他機関の所有する輸送施設等を活用した方が効率的である場合は、他の機関に応援を要請、又は民間の車両の借上げを行うなど輸送に支障のないように行うものとする。
- (2) 人力輸送 災害の状況により車両による輸送が不可能となったときは、労務者による人力輸送を行うものとする。
- (3) 空中輸送 陸上輸送のすべてが不可能な事態が生じた場合又は山間へき地などで緊急輸送の必要がある場合は、「第5章 第29節 ヘリコプター等活用計画」及び「第5章 第30節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより、航空機等を利用した輸送を行うものとする。
なお、本町の臨時ヘリポートは次のとおりである。

図表 臨時ヘリポート

施設名	所在地	面積	管理者
清水小学校グラウンド	清水町字清水第2線73	2.5ha	小学校長
清水中学校グラウンド	清水町本通11丁目	3.7ha	中学校長
清水高等学校グラウンド	清水町北2条西2丁目	1.2ha	高等学校長
有明公園多目的広場	清水町南5条6丁目	36.1ha	町長
御影小学校グラウンド	清水町御影東2条3丁目	1.0ha	小学校長
御影中学校グラウンド	清水町字御影南2線72	4.9ha	中学校長

2 北海道 知事は、災害の救助その他の公共の福祉を維持するため必要があると認めるときは、北海道運輸

局及び道内各空港事務所に対し、輸送の措置及び第一管区海上保安本部に輸送を要請する。その他特別な理由がある場合は、鉄道事業者、自動車運送事業者、港湾運送事業者又は海運送事業者に対し、運送を命じるための必要な措置を講ずる。

3 運送事業者等 鉄道事業者及び自動車運送事業者は、天災事変その他やむを得ない理由により運送に着手し、又はこれを継続することができない場合を除き、災害応急対策実施責任者の輸送に協力するものとする。

第3 輸送費用の支払 災害時輸送に要する経費の負担関係については、原則として次によるものとする。

- 1 国の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時の輸送 国の機関が行う災害時の輸送に要する費用については、当該国の機関が負担する。
- 2 要請により運送事業者が行う災害時輸送 輸送計画に基づき、知事からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費については、当該災害時の輸送を要請した知事が支払うものとする。なお、道路運送法等の法令に基づく運送命令等による損失補償については、各法令の定めるところによる。

3 要請により運送事業者が行う災害時輸送 輸送計画に基づき、知事からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費については、当該災害時の輸送を要請した知事が支払うものとする。なお、道路運送法等の法令に基づく運送命令等による損失補償については、各法令の定めるところによる。

4 実施状況の記録 緊急輸送を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- (1) 輸送記録簿（別記第 17 号様式）
- (2) 輸送関係物資受払簿（救助種目別物資受払簿）（別記第 15 号様式）

資料編〔様式〕 ・救助種目別物資受払簿（別記第 15 号様式）
・輸送記録簿（別記第 17 号様式）

第 15 節 食糧供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給に関する計画は、次のとおりである。

第 1 実施責任

- 1 清水町 町長は、被災者及び災害応急対策従事者に対し、食料等の配給及び給付対策を実施する。
- 2 北海道 知事は、必要に応じて、食料の調達・供給の決定と調整を図る。
- 3 北海道農政事務所 北海道農政事務所長は、農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施する。

第 2 食料の供給

1 食料の調達

- (1) 清水町 町は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を町内業者及び応急生活物資供給の協力に関する協定等を締結する業者等から直接行う。また、町において調達が困難な場合、町長はその確保について十勝総合振興局長を通じて知事に要請する。
なお、実施に当たっては、産業対策部 農務班を中心に、関係する各部班と連携して行う。
- (2) 北海道 知事は、町長から要請があったときは、食料を調達し、町に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、政府対策本部（内閣府）に対し食料の調達を要請する。また、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず食料を確保し輸送する。その際、被災地域に過不足なく食料が供給されるよう十分な配慮を行う。
なお、米穀については、必要に応じ、救助法及び国民保護法（平成 16 年法律第 112 号）が発動された場合の特例により、農林水産省政策統括官と協議の上、政府米を応急用米穀として確保し、町に供給するとともに、その受領方法等について指示する。
- (3) 北海道農政事務所
北海道及び被災市町村と十分連絡を取りつつ、応急用食料等の需給状況に関する情報収集を行うとともに、農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を行う。

2 食料の配給 被災者に対する食料の配給は、必要に応じ他の班の応援を受け、民生対策部援護班が次のとおり行うものとする。

- (1) 配給は、原則として避難所において行う。
- (2) 自宅等に残留する被災者に対しては、最寄りの避難所において配給する。
- (3) 被災者に対する配給は、町内会等の協力を得て、公平かつ円滑に実施できるよう配慮する。

3 炊き出し計画

- (1) 現場責任者 炊き出しを実施する場合、民生対策部長は、当該部員の中から現場の責任者を指定し、指揮監督にあたらせるものとする。
- (2) 炊き出しの方法 炊き出しは、日本赤十字社北海道支部、ボランティア団体等の協力を得て、給食施設を有する事業所等を利用して行うものとする。
なお、町において直接炊き出しすることが困難で、町内の弁当業者等に発注することが実情に即すると認められるときは、当該業者等を利用するものとする。
また、必要がある場合は、十勝総合振興局長に対して自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。
- (3) 炊き出し給与状況の記録 炊き出しを実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。
ア 炊き出し給与状況（別記第 18 号様式）
イ 炊き出し等による食品給与物品受払簿（救助種目別物資受払簿）（別記第 15 号様式）

資料編〔様式〕 ・救助種目別物資受払簿（別記第 15 号様式）
・炊き出し給与状況（別記第 18 号様式）

第 3 食料輸送計画 食料の輸送にあたって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は、「第 5 章 第 15 節 輸送計画」及び「第 5 章 第 31 節 労務供給計画」により措置するものとする。

第 16 節 給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、次のとおりである。

第 1 実施責任

1 清水町

土木対策部 上下水道班は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

- (1) 個人備蓄の推進 飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後最低 3 日間、推奨 1 週間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。
- (2) 緊急貯水槽の整備 災害時の生活用水の水源として、緊急貯水槽の整備の促進に努めるものとする。
- (3) 給水資機材の確保 災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車（給水タンク車・散水車・消防タンク車等）を調達して、給水にあたるものとする。

2 北海道 町の水道施設等が被災し広範囲にわたって断水となったときは、自衛隊その他関係機関の応援

を得て応急給水についての調整を図るとともに、復旧資機材の調達の調整、給水開始の指導を行う。

第2 給水の実施

1 給水の方法

- (1) 輸送による給水 被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水車（給水タンク車・散水車・消防タンク車等）により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送の上、住民に給水するものとする。この場合、散水車、消防タンク車等の使用にあたっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

給水車一覧

車 両 名	台 数	容 量	連 絡 先	電 話
小型動力ポンプ付水槽車	1	10,000ℓ	清水消防署	62-2519
	1	10,000ℓ	御影分遣所	63-2212
化学消防ポンプ自動車	1	4,000ℓ	清水消防署	62-2519
水槽付消防ポンプ自動車	1	3,500ℓ	〃	〃
	2	4,000ℓ	御影分遣所	63-2212
普通消防ポンプ自動車	1	1,300ℓ	清水消防署	62-2519
散 水 車	1	4,000ℓ	町建設課土木管理係	62-2113

- (2) 応急給水栓の設置による給水 給配水管施設に災害が少なく、応急給水栓の設置による給水が適当と判断された場合は、適宜設置し、給水するものとする。

- (3) 受水槽設置者等の利用協力 災害時における飲料水の供給源として、町内の受水槽設置者及び井戸水の保有者に利用協力を要請するものとする。なお、井戸水については、飲料水としての適否について事前に水質検査を行うものとする。

2 給水量

1人1日あたりの給水量は、おおむね3リットルとする。

3 補給水利の種別、所在及び水量

種 別	調 達 先	所 在	電 話	水量（1日当り）
掘抜井戸	株式会社マルマス 十勝清水工場	字清水基線 44	62-3535	320m ³
	プリマハム株式会社 北海道工場	本通西 2 丁目	62-2141	655m ³

4 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

なお、知事は、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで町に対する応急給水について必要な措置を講ずる。

5 給水の記録 給水を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- (1) 飲料水の供給簿（別記第 19 号様式）
- (2) 給水関係物資受払状況（救助種目別物資受払簿）（別記第 15 号様式）

第 17 節 衣料・生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給については、本計画の定めるところによる。

第 1 実施責任

1 清水町 救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長

が実施する。救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長が行う。

(1) 物資の調達、輸送

物資の調達、輸送は、調達を民生対策部 援護班、輸送を総務対策部 管財班、土木対策部 土木班を中心に、関係する各部班と連携し、次の点に留意して行う。

ア 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。

イ 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

ウ 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めておく。

2 北海道 知事は、災害時における災害救援物資について、町長の要請に基づき、あつせん及び調達を

行う。なお、町における物資が不足し、災害応急対策を適確に行うことが困難であると認めるなど、

その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず物資を確保し輸送する。

また、災害時に備え、生活必需品を取り扱う業者等と迅速に調達できるよう事前に連絡調整を行う。

町長に物資を配分速達するときは、配分計画表を作成し、この計画表に基づいて給与又は貸与するよう指導する。

(1) 要配慮者に配慮した物資の備蓄 社会福祉施設に対し、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。ア 生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。

イ 被災施設への応援、地域内での支援活動を考慮して確保する。

3 指定地方行政機関 法令等の定めるところにより、被災者への物資供給を図る。経済産業省が災害救援物資の供給・確保を緊急に行う必要が生じた場合は、町等と十分連絡をとりつつ、被災地の物資調達状況を、供給・確保後はその到着状況等について確認する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関 法令等の定めるところにより、被災者への物資供給を実施する。

第 2 物資供給の基準

被災の程度	供給内容	給与の品目期間
災害により住家、家財が損失、き損し、日常生活が営むことが困難な者とする。	被災の状況、及び世帯構成人員に応じて一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品とする。	救助法が適用された場合に準じる。

第3 物資供給の要領 被災者の生活を確保するため、災害応急対策として実施する物資供給の範囲は、おおむね次のと

おりとし、被災状況及び物資調達の状況等から給与又は貸与する物資を決定する。なお、給与又は貸与する物資は、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮しながら行う。

- (1) 寝具（毛布、布団、タオルケット等）
- (2) 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭き、靴下、傘等）
- (5) 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- (6) 食器（茶碗、皿、箸等）
- (7) 日用品（石けん、チリ紙、歯ブラシ、歯磨き粉等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ライター、ロウソク等）
- (9) その他（ラップ類、レジ袋等）

第4 実施の方法 町長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯

構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を支給又は貸与するものとする。なお、支給等に際しては、災害時要支援者に優先的に配分するなどの配慮をする。

第5 生活必需物資の確保

1 調達方法

町は、担当である民生対策部 援護班が、世帯構成員別被害状況を把握した上で物資購入（配分）計画表を作成し、これに基づき必要数量を次により調達するものとする。

- (1) 生活必需品等物資の調達は、町内業者及び災害時における応急復旧・物資供給等の協力に関する協定締結業者（資料22）等から調達するものとする。
- (2) 日本赤十字社北海道支部が被災者の災害救援用物資として備蓄している毛布及び日用品セットについて、必要に応じ提供を要請するものとする。
- (3) その他必要とする生活必需品等物資の調達が困難な場合には、近隣市町村又は北海道に要請し、調達するものとする。
- (4) 調達までの時間等を考慮して、応急的に対応できるだけの一定数量を町で備蓄保管するものとする。

2 給与又は貸与の方法

町長は、調達物資の受払状況を明確にし、給与又は貸与については、物資購入の際作成する物資購入（配分）計画表に基づき、町内会等の協力を得ながら、迅速かつ的確に行うものとする。

3 要配慮者への配慮 生活必需品の供給に際しては、紙おむつ、介護用品、スプーン、哺乳びん等の確保努め、要

配慮者に優先的に配分するなどの配慮を行う。

4 給与又は貸与に係る実施状況の記録 物資の給与又は貸与を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- (1) 世帯構成員別被害状況（別記第20号様式）
- (2) 物資購入（配分）計画表（別記第21号様式）
- (3) 物資の給与状況（別記第22号様式）
- (4) 物資給与及び受領簿（別記第23号様式）
- (5) 衣料、生活必需品等受払簿（救助種目別物資受払簿）（別記第15号様式）

5 費用の限度及び期間 救助法の
基準によるものとする。

資料編〔条例・協定等〕 〔様 式〕	・災害時における応急復旧・物資供給等の協力に関する協定（資料 22） ・救助種目別物資受払簿（別記第 15 号様式） ・世帯構成員別被害状況（別記第 20 号様式） ・物資購入（配分）計画表（別記第 21 号様式） ・物資の給与状況（別記第 22 号様式） ・物資給与及び受領簿（別記第 23 号様式）
----------------------	--

第 6 日本赤十字社北海道支部における災害救援用物資の備蓄

1 被災者の救援用物資として備蓄しているものは次のとおりである。

- (1) 毛布
- (2) 緊急セット
- (3) 安眠セット

2 災害救援物資の緊急輸送を円滑に行うため別に定める「赤十字災害救援物資備蓄(配分)要綱」によりあらかじめ地区に備蓄するものとする。

第 18 節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPG を含む）の供給については、本計画の定めるところによる。

第 1 実施責任

1 清水町

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

ア 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

ウ 帯広地方石油業共同組合及び帯広地方石油業共同組合清水支部との応援協定（資料 22 参照）に基づき、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。

エ LPG については、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。（資料 22 参照）

2 北海道

知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、町長等の要請に基づきあっせん及び調達を行うものとする。

また、町等の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう連絡調整を行うとともに、石油備蓄の確保に関する法律の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、石油連盟に対し、道が指定する重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

資料編〔条例・協定等〕	・災害時における応急復旧・物資供給等の協力に関する協定（資料 22）
-------------	------------------------------------

第 2 石油類燃料の確保

1 災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又はあっせんを求めるものとする。

2 知事は、石油類燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、物資確保のための協力要請又はあっせん依頼を行う。

また、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づき、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。

第 19 節 電力施設災害応急計画

災害時の電力供給のための応急対策は、本計画の定めるところによる。

第 1 電力施設の状況

1 本町に該当する北海道電力株式会社の施設は、次のとおりである。

- (1) 変電設備
- (2) 送電設備
- (3) 配電設備
- (4) 通信設備

2 電源開発株式会社東日本支店北海道事務所の施設の状況は、次のとおりである。

- (1) 水力発電設備
- (2) 送変電設備
- (3) 通信設備

第 2 電力供給区域 北海道電力株式会社の供給区域は、北海道一円である。

第 3 応急対策 電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、北海道電力株式会社及び電源開発

株式会社は、それぞれ次の対策を講ずるものとする。

1 北海道電力株式会社 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によつ

て次の対策を講ずるものとする。

(1) 活動態勢 発令基準に従い準備態勢、警戒態勢及び非常態勢を発令し、体制を整備するものとする。

(2) 情報収集・提供 所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電、復旧見込

みなどの状況について、町及び道に連絡するものとする。

(3) 通信確保 本部（本店）、支部（支店及び重要発電所）相互間の主要通信回線に対しては、迂回ルート構

成を考慮するとともに、通信機器用予備電源の正常運転に十分な注意を払い、通信の確保を図るものとする。なお、災害地域の現業機関には、臨時電話の仮設などを考慮する。

(4) 広報 災害による停電及び使用制限にあたっては、停電状況及び復旧見込等を直接又は報道機関及

びインターネットホームページを通じて速やかに一般公衆に周知を図るものとする。

(5) 要員の確保 各支部（支店）は被害の状況により、要員が不足した場合は、本部（本店）に要員の確保を

要請し、本部は要員を融通するものとする。

なお、自衛隊の派遣を必要とするときは、各支部長が町長を経て知事（十勝総合振興局長）に要請するものとする。

(6) 資材等の調達 社内における調達を図り、なおかつ不足するときは、他電力各社等からの融通等により調達

を図るものとする。なお、必要により指定地方行政機関、地方公共団体等に対し、労務施設、設備又は物資の確

保について応援を求めるものとする。

- (7) 応急工事 災害時において、復旧順位、難易及び人員、資材の動員等を考慮して応急工事を
を行い、極力
送電の確保に努めるものとする。
- 2 電源開発株式会社東日本支店北海道事務所 災害に対処して遺漏のないよう応急措置及び復
旧を図るための災害対策組織等を定め、災害対
策に必要な措置を講ずるものとする。

第 20 節 ガス施設災害応急計画

災害時のガス供給のための応急対策は、本計画の定めるところによる。

第 1 応急対策

ガス事業者は、技術上の基準に適合するよう工作物の維持を図るほか、非常災害の事前対策、災
害発生時の応急対策等個々の実態に応じた応急対策を講ずるものとする。

1 非常災害の事前対策

(1) 情報連絡

ア 台風の接近、大雨、洪水予報その他の情報については新聞、ラジオ、テレビ等に注意し、
その動静を把握するとともに当該地域の風速、降水量、その他気象状況について各関係機 関
と緊密に連絡をとる。

イ 災害発生前の情報交換、その他の連絡をかねて一定時間ごとに関係各係と確認してお
く。

(2) 工具、機動力、資材等の整備確認 あらかじめ工具、車両等を整備して応急出動に備える
とともに手持資材の数量を調査し、復
旧工事に支障のないよう手配するものとする。

(3) 火災、中毒事故防止対策 広報車、ビラ、ラジオ、テレビその他適切な方法により、下記
事項の一般公衆に対する啓発

宣伝を行い事故防止に努める。

ア 無断ガス工事を禁止する。

イ ガス漏洩等の不良箇所を発見した場合、直ちにガス事業者へ通報を依頼する。

ウ 災害の発生が予想されるときは前もってメーターコックの閉止をする。

2 災害発生時の対策

災害発生時には、北海道エルピーガス災害対策協議会との応援協定（資料 22 参照）のほか、警
察・とかち広域消防局及び清水消防署と連携を密にし、二次災害の防止に努めるものとする。

資料編〔条例・協定等〕 ・災害時における応急復旧・物資供給等の協力に関する協定（資料 22）
--

第 21 節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策は、本計画の定めるところによる。

第 1 上水道

1 応急復旧 大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるもの
であるため、

土木対策部 上下水道班及び水道事業者は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ
定めて おくほか、次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

なお、町単独では十分に災害応急対策を実施できない場合は、日本水道協会北海道地方支部との
応援協定（資料 22 参照）のほか、水道事業者等へ協力を求める。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 住民への広報活動を行う。

資料編〔条例・協定等〕 ・災害時における応急復旧・物資供給等の協力に関する協定（資料 22）

2 広報

土木対策部 上下水道班は、水道施設に被害を生じた場合、総務対策部 情報班を通じて被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第2 下水道

1 応急復旧 下水道管理者は、災害時における下水道施設の被害に対し、雨水・汚水の疎通に支障のないよ

う排水の万全を期するため、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 管渠^{きよ}施設については、土砂の除去、可搬式ポンプや仮水路等の設置により排水機能の回復に努める。
- (5) 処理場については、非常用電源の確保や仮設ポンプ、仮配管等の設置により、処理機能の回復に努める。
- (6) 住民への広報活動を行う。

2 広報

下水道管理者は、下水道施設に被害を生じた場合、総務対策部 情報班を通じて被害状況及び復旧見込み、応急復旧までの対処法等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第 22 節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策は、本計画に定めるところによる。

第 1 災害の原因及び被害種別

- 1 災害の原因 暴風、竜巻、洪水、地震その他の異常な自然現象 豪雨、豪雪、融雪、なだれ及び異常気象等による出水 地滑り
土石流
崖崩れ
落雷
- 2 被害種別 道路路体の地形
地盤の変動及び崩壊 盛土及び切土
法面の崩壊 道路上の崩土体積

トンネル、橋梁^{りょう}及び道路と一体となって効用を全うする付属施設の被害
河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害
河川、砂防えん堤の埋塞 砂防、地滑り及び急傾斜地の崩
壊を防止する施設の被害 下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及
び処理場の冠水

第2 応急土木復旧対策

1 実施責任 災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の

管理者以外の者により実施する。

2 応急対策及び応急復旧対策 災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び

応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

(1) 応急措置の準備

ア 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。

イ 災害の発生が、予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

(2) 応急措置の実施 所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力

で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、町、道、関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

(3) 応急復旧 災害が収束したときは、速やかに現地の状況に即した方法により(2)に定めるところに準じ、

応急復旧を実施するものとする。

3 関係機関等の協力 関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに道計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急

措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確かつ円滑に実施されるよう協力するものとする。

また、土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と(協定を結ぶなど)連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確かつ円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第23節 被災宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士(以下「判定士」という。)を活用して、被災宅地危険度判定(以下「危険度判定」という。)を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図る。

第1 実施責任

1 危険度判定の実施の決定 町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度

判定実施本部を設置し、知事に対し支援を要請する。

2 危険度判定の支援 知事は町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度

連絡協議会(以下「道協議会」という)等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

3 判定士の業務 判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、法面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

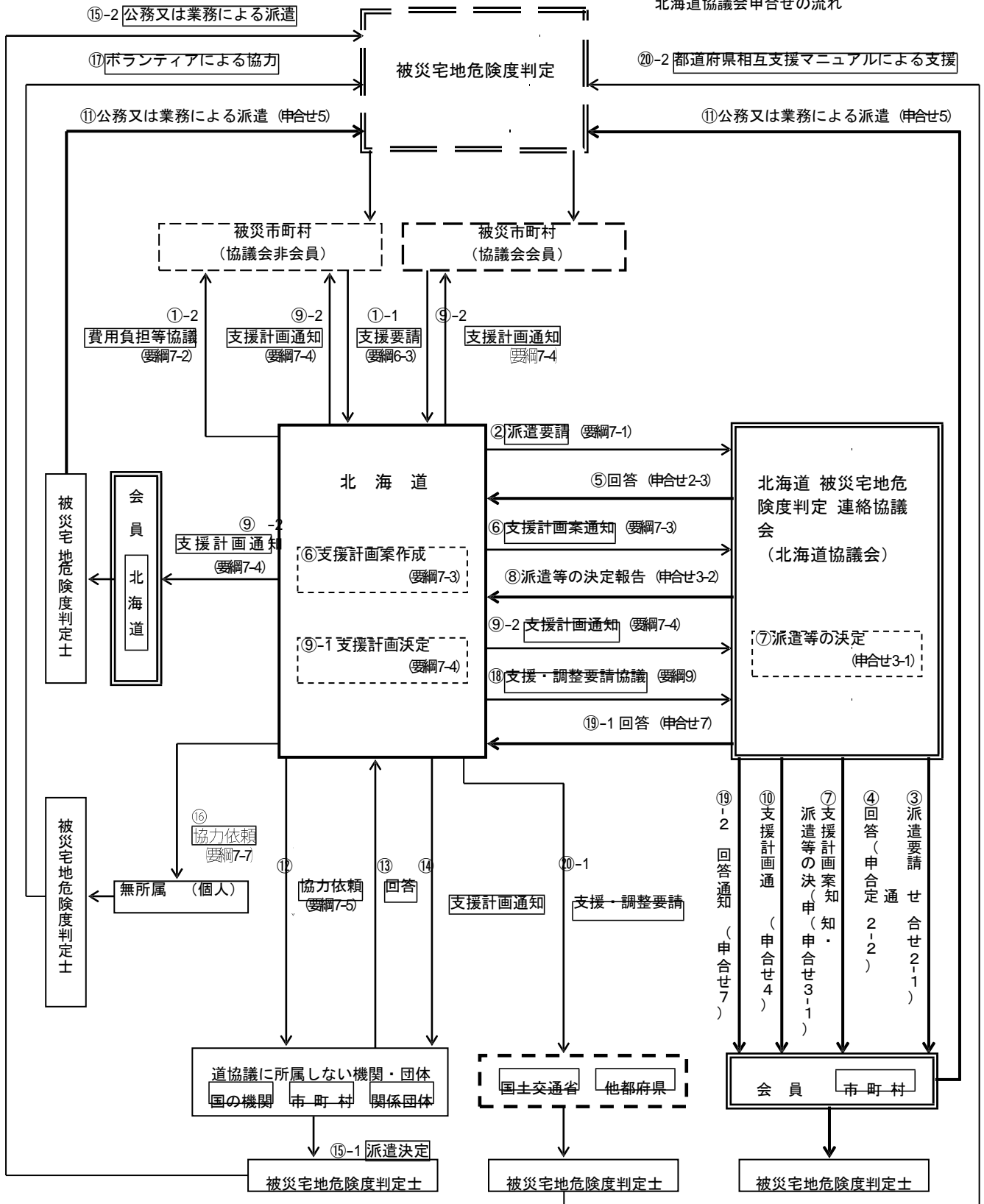
5 事前準備 町及び道は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努める。

- (1) 町と道は相互支援体制を構築し、連絡体制を整備する。
- (2) 道は国、近隣県、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）、及び道協議会との相互支援体制を確保するため、連絡調整体制を整備する。
- (3) 道は町及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。
- (4) 町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

被災宅地危険度判定実施の流れ図

北海道要綱の流れ

北海道協議会申合せの流れ



第 24 節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理は、本計画の定めるところによる。

第 1 実施責任

1 清水町 災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者

に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。また、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

2 北海道 救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

第 2 実施の方法

1 避難所

町長は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を受入れ保護するため、「第 5 章 第 5 節 避難対策計画」に定めるところにより、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

2 公営住宅等のあっせん 町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家をあっせんするものとする。

3 応急仮設住宅

(1) 入居対象者 次の条件に該当していなければならない。

ア 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること

イ 居住する住家がない者であること

ウ 自らの資力では住宅を確保できない経済的弱者で、次に該当する者であること

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者、ひとり親世帯、高齢者、病弱者、障がい者、勤労者、小企業者等

(2) 入居者の選定 応急仮設住宅の入居者の選考にあたっては、民生委員等からなる選考委員会を設け、被災者

の資力、その他の生活条件を十分調査の上、町が決定するものとする。

(3) 応急仮設住宅の建設 原則として応急仮設住宅の設置は、知事が行う。

(4) 建設戸数（借上げを含む。） 道は町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

(5) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 応急仮設住宅の標準規模は、一戸（室）につき 29.7 m²を基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による 2~6 戸の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3 か月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2 年以内とすることができる。

ただし、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成 8 年法律第 85 号）に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅につい

ては、さらに期間を延長することができる

ウ 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

(6) 着工時期

救助法が適用された場合は、災害発生の日から 20 日以内に着工しなければならない。また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずるものとする。

(7) 維持管理 知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。

(8) 運営管理 応急仮設住宅の運営管理にあたっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止す

るためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

4 平常時の規制の適用除外措置 町及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、

被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

5 住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける者

ア 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること

イ 自らの資力で応急修理ができない者であること

(2) 応急修理実施の方法 応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の実施期間

救助法が適用された場合は、災害発生の日から 1 か月以内に完了するものとする。

また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずるものとする。

(4) 修理の範囲と費用

ア 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

6 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の 1 以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水その他の異常な天然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき

(イ) 1 市町村の区域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき

(ウ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき

イ 火災による場合

(ア) 被災地域の滅失戸数が 200 戸以上のとき

(イ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき

(2) 整備及び管理者 災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。ただし、知事が道において整備する必要

を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第 46 条の規定による事業主体の変更を行って建設地市町村に譲渡し、管理は町が行うものとする。

(3) 整備管理等の基準 災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

ア 入居者資格

(ア) 当該災害発生の日から 3 年間は当該災害により住宅を失った者であること

- (イ) 月収 214,000 円以下（当該災害発生の日から 3 年を経過した後は、158,000 円）で事業主体が条例で定める金額を超えないこと
- (ウ) 現に同居し又は同居しようとする親族があること
- (エ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

エ 国庫補助

- (ア) 建設、買取りを行う場合当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の 2/3。ただし、激甚災害の場合は 3/4
- (イ) 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の 2/5

第 3 施工及び資材等の調達

- 1 町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道にあっせんを依頼するものとする。
- 2 道は、町長から資材等のあっせん依頼があった場合は、関係機関及び関係業者等の協力を得て、積極的にあっせん、調達を行うものとする。

第 4 住宅の応急復旧活動 道及び町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修理を推進するものとする。

第 5 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録 応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- (1) 応急仮設住宅台帳（別記第 28 号様式）
- (2) 住宅応急修理記録簿（別記第 29 号様式）

資料編〔様式〕	・ 応急仮設住宅台帳（別記第 28 号様式） ・ 住宅応急修理記録簿（別記第 29 号様式）
---------	---

第 25 節 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合に必要となる措置事項については、本計画の定めるところによる。

第 1 実施責任

障害物の除去は町長が行い、担当は土木対策部 土木班をもってあたる。救助法が適用されたときは、知事の委任により町長が行う。

- 1 道路、河川に障害を及ぼしているものの除去 道路、河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法及び河川法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとする。

- 2 鉄道等に障害を及ぼしているものの除去

鉄道等に障害を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法(昭和 61 年法律 92 号)その他の法律により定められている当該施設の所有者が行うものとする。

第 2 障害物除去の対象 災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えたと予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたとに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

- 1 住民の生命及び財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- 2 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- 4 その他公共的立場から除去を必要とする場合

第 3 障害物の除去の方法

- 1 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。
- 2 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

第 4 除去した障害物の集積場所

- 1 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積するものとする。(基本法第 64 条第 2 項)
- 2 除去した工作物等の保管は、盗難の危険のない場所に保管し、保管を始めた日から 14 日間その旨を公示するものとする。(基本法施行令第 26 条)

第 5 放置車両の除去

放置車両の除去については、「第 5 章 第 13 節 交通応急対策計画」の定めるところによる。

第 6 実施状況の記録

障害物を除去した場合は、障害物除去の状況(別記第 33 号様式)によりその状況を記録しておくものとする。

資料編〔様式〕 ・ 障害物除去の状況(別記第 33 号様式)

第 26 節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童・生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策は、本計画の定めるところによる。

第 1 実施責任

1 学校管理者等

- (1) 防災上必要な体制の整備 災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。
- (2) 児童・生徒等の安全確保
ア 在学中の安全確保

在学中の児童・生徒等の安全を確保するため、児童・生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保 登下校時の児童・生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童・生徒等

の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童・生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3) 施設の整備 文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは

要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

2 清水町、北海道 救助法を適用した場合の児童・生徒に対する教科書、文房具等の給与は町長が知事の委任により実施する。

第2 応急対象実施計画 町は、次の応急復旧対策を実施する。

実施に当たっては、文教対策部 学校教育班を中心に、関係する各部班と連携して行う。

1 施設の確保と復旧対策

(1) 応急復旧 被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

(2) 校舎の一部が使用不能となった場合 施設の一部時転用などにより授業の確保に努める。

(3) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合 公民館等公共施設又は最寄の学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。

(4) 仮校舎等の建築 前項において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場の建築を検討するものとする。

2 教育の要領

(1) 災害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

(2) 特別教育計画による授業の実施にあたっては、次の点に留意する。

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童・生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

イ 教育活動の場所が寺院、公民館等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童・生徒の安全確保に留意する。

ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。(集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。)

エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童・生徒の指導・管理に注意するとともに、避難受入れが授業の支障とならないよう留意する。

オ 教育活動の実施にあたっては、被災による精神的な打撃によって児童・生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

(3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

3 教職員の確保 道教育委員会及び町教育委員会は、当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を

密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障をきたさないようにする。

4 授業料等の減免、修学・育英制度の活用援助 高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会は必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

(1) 保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免

(2) 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

5 給食等の措置

- (1) 給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。
- (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

6 衛生管理対策 学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をするものとする。

- (1) 校舎内、特に水飲場、便所は常に清潔にして消毒に万全を期すること
- (2) 校舎の一部に被災者を受入れして授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔離すること
- (3) 避難所として使用が終ったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施すること
- (4) 必要に応じて児童・生徒の健康診断を実施すること

第3 文化財保全対策

文化財保護法(昭和25年法律第214号)、北海道文化財保護条例(昭和30年条例83号)による文化財(有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群)の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護にあたり、災害が発生したときは、町教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

第4 実施状況の記録

学用品の支給を行った場合は、学用品の給与状況(別記第27号様式)によりその状況を記録しておくものとする。

資料編〔様式〕 ・学用品の給与状況(別記第27号様式)

第27節 行方不明者の搜索及び遺体の收容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の搜索及び遺体の收容処理埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

- 1 町長(救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとするが、遺体の処理のうち洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。)

第2 実施の方法

1 行方不明者の搜索

- (1) 搜索の対象 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。
- (2) 搜索の実施 町長が、とかち広域消防局及び清水消防署、警察等に協力を要請し搜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。また、町において被災し、行方不明者が流出により他の市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し搜索を要請する。

2 遺体の処理

(1) 対象者 災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者

(2) 処理の範囲

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
- イ 遺体の一時保存（町）
- ウ 検案
- エ 死体見分（警察官）

3 遺体の埋葬

(1) 対象者 災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体

(2) 埋葬の方法

ア 町長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。

イ 身元不明の遺体については警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたるが、一定期間経過しても身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律 93 号）の規定により処理するものとする。

4 広域火葬の調整等 町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

5 他市町村から漂着した遺体の処理

(1) 遺体の身元が判明している場合は、死亡した者の遺族等又は市町村長に連絡の上、引き渡すものとする。ただし、被災地域が災害発生直後において、災害による混乱のため遺族等が直ちに引き取ることができない場合は、町において処理するものとする。

(2) 身元不明の遺体で、かつ、被災地から漂着した遺体であることが推定できない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理するものとする。

6 平常時の規制の適用除外措置 町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しくかつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危

害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 5 条及び第 14 条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

7 実施状況の記録 行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

(1) 行方不明者の搜索

ア 遺体の搜索状況記録簿（別記第 30 号様式）

イ 行方不明者の搜索に係る物資受払状況（救助種目別物資受払簿）（別記第 15 号様式）

(2) 遺体の処理 遺体処理台帳（別記第 31 号様式）

(3) 遺体の埋葬 埋葬台帳（別記第 32 号様式）

資料編〔様式〕	・救助種目別物資受払簿（別記第 15 号様式）
資料編〔様式〕	・遺体の搜索状況記録簿（別記第 30 号様式）
資料編〔様式〕	・遺体処理台帳（別記第 31 号様式）
資料編〔様式〕	・埋葬台帳（別記第 32 号様式）

第 28 節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

第 1 実施責任

- 1 清水町 被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。なお、当該町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。
- 2 北海道
 - (1) 十勝総合振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。
 - (2) 道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。

第 2 家庭動物等の取扱い

- 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年条例第 3 号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- 2 災害発生における動物の避難は、条例第 6 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、飼い主が避難する際に動物を同行する等、飼い主自らの責任により行うものとする。
- 3 災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第 29 節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、本計画によるものとする。

第 1 実施責任

町長

第 2 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって十勝総合振興局長を通じ道農政部長に応急飼料のあっせんに要請することができるものとし、道は必要に応じ農林水産省生産局に応急飼料のあっせんに要請するものとする。

- 1 飼料(再播用飼料作物種子を含む)
 - ア 家畜の種類及び頭羽数
 - イ 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
 - ウ 購入予算額
 - エ 農家戸数等の参考となる事項
- 2 転飼
 - ア 家畜の種類及び頭羽数
 - イ 転飼希望期間
 - ウ 管理方法（預託、附添等）
 - エ 転飼予算額

第 30 節 廃棄物処理等計画

災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、災害に伴い生じた廃棄物の処理処分及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。ただし、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去については、「第 5 章 第 25 節 障害物除去計画」による。

第 1 実施責任

1 清水町

- (1) 被災地における廃棄物等の処理を行うものとする。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。
- (2) 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときに実施するものとする。

2 北海道

- (1) 十勝総合振興局長は、町が行う被災地における廃棄物等の処理に関し、現地の状況に応じ指導・助言を行うものとする。
- (2) 知事は、町長から廃棄物等の処理に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。

第 2 廃棄物等の処理方法 町（十勝環境複合事務組合及び清水町清掃センター）は、次に定めるところにより廃棄物等の処

理業務を実施するものとする。実施にあたっては、民生対策部衛生班を中心に、関係する各部班と連携して行う。

1 ごみ及びし尿の収集・くみ取り、運搬及び処分の基準 町（十勝圏複合事務組合及び清水町清掃センター）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭

和 45 年法律第 137 号）第 6 条の 2 第 2 項及び第 3 項、第 12 条の 2 第 1 項に規定する基準に従い 所要の措置を講ずるものとする。

なお、町長は、基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第 86 条の 5 の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

また、町長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

(1) 清掃班の編成

種 別	編 成	内 容
ごみ処理班	ごみ処理車 1 台、人夫 2 名	
し尿処理班	汲取車 1 台、人夫 1 名	

(2) ごみ処理

ア 収集

- (ア) 委託業者により実施するものとするが、災害の状況により現有車両によって、完全に収集することが困難な場合は、町有車両の出動又は民間企業からの車両借上げにより実施するものとする。
- (イ) 収集は効果的な人員、車両、機材等を確保し、被災地の収集にあたっては、住民に協力を要請し、食物の残廃物及び感染症の源となるものから収集するものとする。

イ 処理 処理処分は災害の状況により埋立て又は一時貯蔵し、後日、処理場にて処理又は焼却す

る等、環境衛生上支障のない方法で処理するものとする。

ウ 災害廃棄物の仮置き

(ア) 被災家庭から排出される畳・障子・家具類・家電製品・寝具・衣類・本類・植木類・倒壊家屋や商店等から排出される食料品・紙類・ガラス・陶器類・電気製品等の粗大ごみ及び不燃性廃棄物等は、災害の程度にもよるが大量に発生することが考えられる。そのため、必要に応じて環境保全に支障のない仮置場を指定し、住民が自己搬入するよう指導するなど、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。

(イ) 仮置場は、学校校庭・河川敷等の公共広場を優先して指定し、土砂の搬入がないよう監視する。

また、衛生害虫等が発生しないように町は仮置場の管理を徹底する。

(3) し尿処理 し尿処理場で完全処理に努めるが、災害の状況により完全処理が不可能な場合は一時貯留

し、後日処理場で処理する。

(4) 野外仮設共同便所の設置 水洗トイレを使用している世帯にあっては、使用水の断水に対処するため、普段より水のくみ置き等を指導しておく。なお、災害の状況により便所が倒壊、溢水等の被害を受けた場合、または水洗トイレを使用している地区等において、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要に応じて野外に共同便所を設置するものとする。

共同便所は、必要箇所に最小限度の仮設便所を設ける。この場合恒久対策の障害にならぬよう配慮するものとする。

(5) 使用不能建物内のし尿及び汚水処理 被災地における防疫面から、被災した使用不能の建物内便槽に貯留されているし尿及び汚

水等についても、早急に処理が行われるよう人員及び機材の確保を図る。

2 死亡獣畜の処理 死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下、本節において「取扱場」という。）において行うも

のとする。ただし、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、十勝総合振興局保健環境部保健

行政室の指導を受け、次により処理することができるものとする。

(1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋立て及び焼却の方法で処理すること。

(2) 移動できないものについては、臨機の措置を講ずるものとする。

(3) 前(1)及び(2)において埋立てする場合にあっては1m以上覆土するものとする。

第31節 防災ボランティアとの連携計画

災害時における社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPOとの連携は、本計画の定めるところによる。

第1 ボランティア団体・NPOの協力

町、道及び防災関係機関等は、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPO等からの協力の申入れ等により、災害応急対策等の実施について労務の協力を受ける。

第2 ボランティアの受入れ

1 町、道、社会福祉協議会及び関係団体は、防災ボランティア活動指針に基づいて相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。

2 町、道及び関係団体は、ボランティアの受入れにあたって、高齢者介護や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

第3 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPOに依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊き出し、その他の災害救助活動
- 3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急・救助活動
- 10 医療・救護活動
- 11 外国語通訳
- 12 非常通信
- 13 被災者の心のケア活動
- 14 被災母子のケア活動
- 15 被災動物の保護・救助活動
- 16 ボランティア・コーディネート

第4 ボランティア活動の環境整備

町、道及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

町及び社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規程等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努める。

災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、町と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保に努める。

第32節 労務供給計画

町及び関係機関は災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給を受け災害対策の円滑な推進を図るものとする。

第1 供給方法

- 1 町長又は関係機関の長は、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、帯広公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により求人申込みをするものとする。
- 2 前号により労務者の求人申込みをしようとするときは、次の事項を明らかにするものとする。
 - (1) 職業別、所要労働者数
 - (2) 作業場所及び作業内容
 - (3) 期間及び賃金等の労働条件
 - (4) 宿泊施設等の状況
 - (5) その他必要な事項

- 3 公共職業安定所長は、前各号により労務者の求人申込みを複数の機関から受けた場合は、緊急等を勘案してその必要度の高いものより紹介するものとする。

第2 賃金及びその他の費用負担

- 1 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担するものとする。
- 2 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努めるものとする。

第3 実施状況の記録

賃金作業員を雇用した場合は、賃金作業員雇用台帳（別記第34号様式）によりその状況を記録しておくものとする。

資料編〔様式〕 ・ 賃金作業員雇用台帳（別記第34号様式）

第33節 職員派遣計画

災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により、知事又は道の委員会若しくは委員、町長又は町の委員会若しくは委員は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し、職員の派遣を要請し、又は同法第30条の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求めるものとする。

第1 要請権者

- 1 町長又は町の委員会若しくは委員
- 2 道知事又は道の委員会若しくは委員 なお、道又は町の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、知事又は町長にあらかじめ協議しなければならない。

第2 要請手続等

- 1 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。
 - (1) 派遣を要請する理由
 - (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項
- 2 職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣あっせんのみでなく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。
 - (1) 派遣のあっせんを求める理由
 - (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについての必要な事項

第3 派遣職員の身分取扱

- 1 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及

び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議の上、決定する。

- 2 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第 32 条第 2 項及び同法施行令第 18 条の規定により、又地方公共団体の職員については地方自治法第 252 条の 17 の規定によるものとする。
- 3 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行うものとする。ただし、地方自治法第 252 条の 17 に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上、決定するものとする。
- 4 派遣職員のサービスは受入側の規定を適用するものとする。
- 5 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

（参考）

昭和 37 年自治省告示第 118 号（災害派遣手当の額の基準）

基本法施行令第 19 条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定める。

派遣を受けた都道府道又は市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

第 34 節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動に関する計画は、次の定めるところによる。

第 1 実施体制

救助法による救助の実施は、知事（十勝総合振興局長）が行うものとする。ただし、町長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は自らの判断責任において実施するものとする。

第 2 救助法の適用基準

救助法施行令第 1 条の定めにより、町の適用基準は次のとおりである。

被害区分 町の人口	町単独の場合	相当広範囲な場合 (全道 2,500 世帯以上)	被害が全道にわたり、12,000 世帯以上の住家が滅失した場合
	住家滅失世帯数	区域の住家滅失世帯数	
[清水町] 5,000 人以上 15,000 人未満	40	20	町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき
適 用	<p>1 住家被害の判定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のももの。 ・ 半壊、半焼：2 世帯で滅失 1 世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の 20 以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上 50%未満のもの。 ・ 床上浸水：3 世帯で滅失 1 世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。 <p>2 世帯の判定</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。 		

第 3 救助法の適用手続き

1 清水町

(1) 町長は町における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちに次の事項を十勝総合振興局長に報告しなければならない。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の状況
- ウ 法の適用を要請する理由
- エ 法の適用を必要とする期間
- オ 既にとった救助措置及び今後の救助措置の見込み
- カ その他必要な事項

(2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに十勝総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

2 北海道 十勝総合振興局長は、町長からの報告又は要請があった時は、速やかに知事に報告する。知事

は、十勝総合振興局長の報告に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用し、その旨告示を行うとともに、十勝総合振興局長を経由して、町に通知するものとする。

また、知事は、救助法の適用に関すること及び被害状況等について、内閣総理大臣に情報提供す。

第4 救助の実施と種類

1 救助の実施と種類 知事は、救助法を適用した町に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を

実施するものとする。なお、知事は町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実

施について、町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任するものとする。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事 完了後3か月以内 ※特定行政庁の許可を受けて 2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～町 設置～道 (ただし、委任したときは町)
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町
医療	14日以内	医療班～道・日本赤十字社北海道 支部 (ただし、委任したときは町)
助産	分べんの日から7日以内	医療班～道・日本赤十字社北海道 支部 (ただし、委任したときは町)
災害にあった者の救出	3日以内	町
住宅の応急修理	1か月以内	町
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	町 町
埋葬	10日以内	町
遺体の捜索	10日以内	町
遺体の処理	10日以内	町・日本赤十字社北海道支部
障害物の除去	10日以内	町

注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

2 救助に必要とする措置 知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならないものとする。

第5 基本法と救助法の関連 基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならないものとする。

第6章 地震災害対策計画

地震災害の防災対策に関する計画は、清水町地域防災計画の別編である「地震災害対策編」による。

第7章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層建築物等の増加、トンネル、橋梁^{りょう}など道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第1節 航空災害対策計画

第1 基本方針 町域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」

という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第2 災害予防 次の実施機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 実施機関

(1) 東京航空局道内各空港事務所、空港管理事務所

ア 航空運送事業者に航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため適切な措置をとる。

イ 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。

ウ 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

オ 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。

カ 災害時の救急・救助・救護、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努める。

キ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

(2) 航空運送事業者

ア 航空交通の安全に関する各種情報を、事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止するため必要な措置を講ずる。

イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

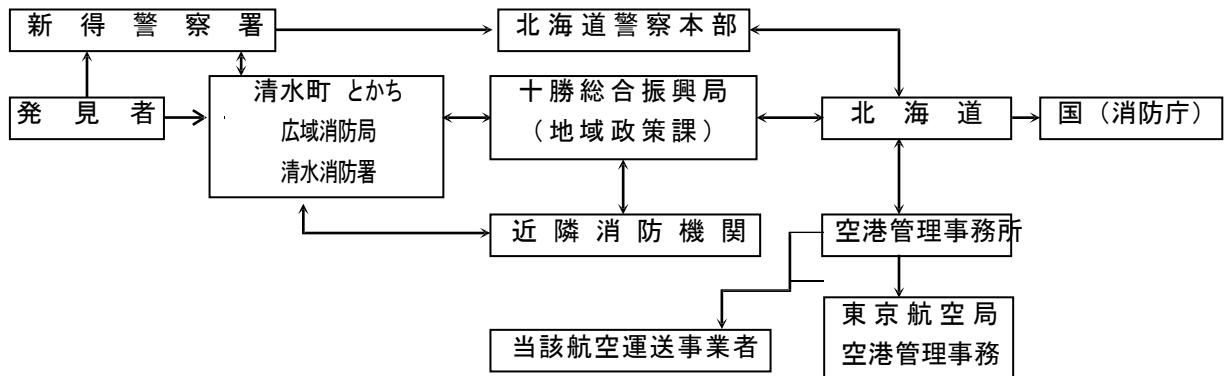
ウ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

第3 災害応急対策 航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

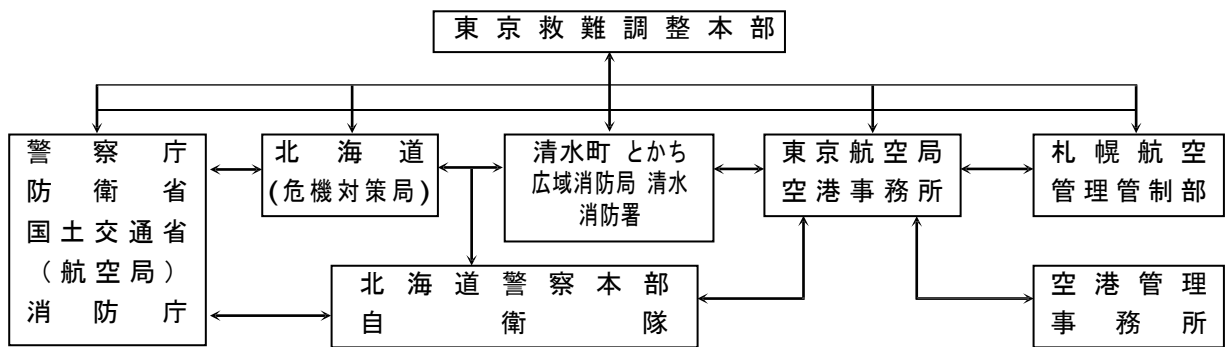
1 情報通信

(1) 情報通信連絡系統

ア 発生地点が明確な場合



イ 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）



(2) 実施事項

ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報 災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、

被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関 東京航空局空港事務所、空港管理事務所、航空運送事業者、町、ととかち広域消防局及び清水

消防署、北海道、北海道警察

(2) 実施事項

ア 被災者の家族への広報 町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

(7) 航空災害の状況 (イ)

家族等の安否情報

(ウ) 医療機関等への情報

(イ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(オ) その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報 町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項についての広報を実施する。

(ア) 航空災害の状況

(イ) 旅客及び乗組員等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(オ) 航空輸送復旧の見通し

(カ) 避難の必要性等、地域に与える影響

(キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町 町長は、航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、その状況に応じて「第

3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関 関係機関の長は、航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、その状況に応じて

応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 搜索活動 航空機の搜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力の上、それ

ぞれヘリコプターなど多様な手段を活用して行う。

5 救助救出活動 空港及びその周辺の航空災害時における救助救出活動については、東京航空局空港事務所等が

行う発生直後の救助救出活動のほか、「第5章 第6節 救助救出計画」の定めにより実施する。

6 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、「第5章 第10節 医療救護計画」の定めにより実施する。

7 消防活動 航空災害時における消防活動は、次により実施する。

(1) とかち広域消防局及び清水消防署等は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施する。

(2) 町はとかち広域消防局及び清水消防署等と連携して、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

8 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

町及び各関係機関は、「第5章 第27節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

9 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

10 防疫及び廃棄物処理等 航空災害時における防疫及び廃棄物処理等は、次により実施する。

(1) 実施機関

町、道

(2) 実施事項 災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、「第 5 章 第 11 節 防疫計画」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずる。

また、「第 10 章 第 2 節 廃棄物処理等計画」の定めるところにより廃棄物処理等に係る応急対策を講ずる。

11 自衛隊派遣要請

航空災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第 5 章 第 6 節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

また、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

12 広域応援 町、道及びとかち広域消防局は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を

実施できない場合は、「第 5 章 第 7 節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第 2 節 鉄道災害対策計画

第 1 基本方針 鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）

が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第 2 災害予防

1 実施要項

(1) 北海道運輸局

ア 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

イ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

ウ 踏切事故を防止するため、鉄軌道事業者等とともに、広報活動に努める。

(2) 鉄軌道事業者

ア 踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努める。

イ 鉄道災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、運行管理体制の充実に努める。

ウ 自然災害等から鉄軌道の保全を図るため、気象等特別警報・警報・注意報など情報の収集に努めるとともに施設等の点検を行い、異常を迅速に発見し、速やかな対応を図る。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

オ 災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努める。

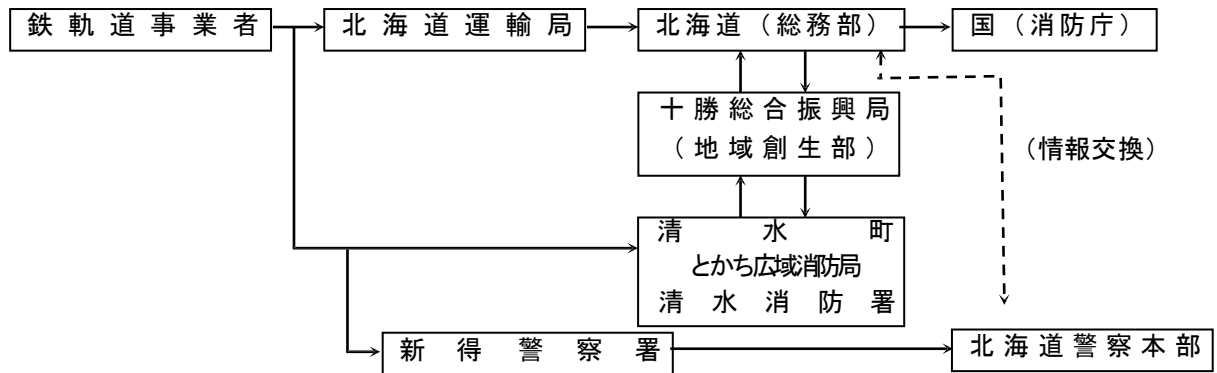
カ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

キ 災害の発生後、原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、再発防止に努める。

第3 災害応急対策

1 情報通信 鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統



(2) 実施事項

ア 町及び関係機関は、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報 災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、

被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関 鉄道事業者、町、とかち広域消防局、清水消防署、道、北海道警察

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報 町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被

災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

(ア) 鉄道災害の状況

(イ) 家族等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(オ) その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報 町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

(ア) 鉄道災害の状況

(イ) 旅客及び乗務員等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(オ) 施設等の復旧状況

(カ) 避難の必要性等地域に与える影響

(キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、迅速かつ円滑な応急対策の実施を図るため、必要に応じて関係機関と協議し、道が定める「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

(2) 防災関係機関 関係機関の長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動

体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 救助救出活動 鉄道災害時における救助救出活動については、鉄軌道事業者が行う発生直後の救助救出活動の

ほか、「第5章 第9節 救助救出計画」の定めにより実施する。

5 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、「第5章 第10節 医療救護計画」の定めるところにより実施するほか、鉄軌道事業者も、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速かつ的確な救護が行われるよう協力する。

6 消防活動 鉄道災害時における消防活動は、次により実施する。

(1) 鉄軌道事業者 鉄道災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動

を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努める。

(2) とかち広域消防局及び清水消防署等

ア とかち広域消防局及び清水消防署等は、速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

イ 町はとかち広域消防局と連携して、鉄道災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び各関係機関は、「第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

9 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「第7章 第4節 危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

10 自衛隊派遣要請

鉄道災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

11 広域応援 町、道及びとかち広域消防局は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を

実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

12 災害復旧 鉄軌道事業者は、その公共性に鑑み、被災施設及び車両の迅速な復旧に努めるとともに、可能

な限り復旧予定時期を明らかにするよう努める。

第3節 道路災害対策計画

第1 基本方針 道路構造物の被災又は車両の衝突等により、消防活動が必要とされている災害（以下「道路災害」

という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第2 災害予防 町は関係機関と連携を図り、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止する

ため必要な予防対策を実施する。

1 実施事項

(1) 道路管理者

ア トンネルや橋^{りょう}梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図る。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努める。

ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

オ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の措置を講ずる。

カ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

キ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。

ク 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施する。

(2) 北海道警察 道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれの

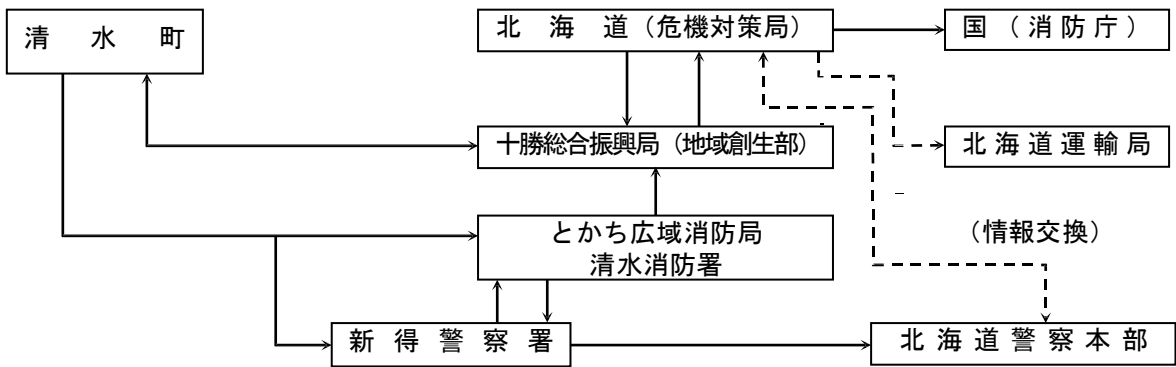
ある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

第3 災害応急対策

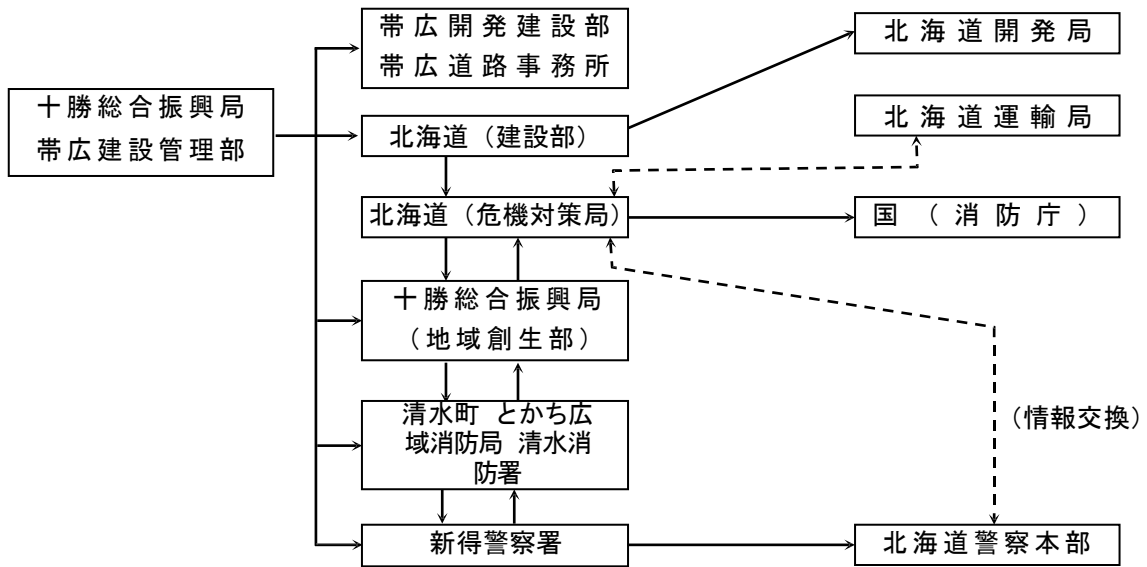
1 情報通信 道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

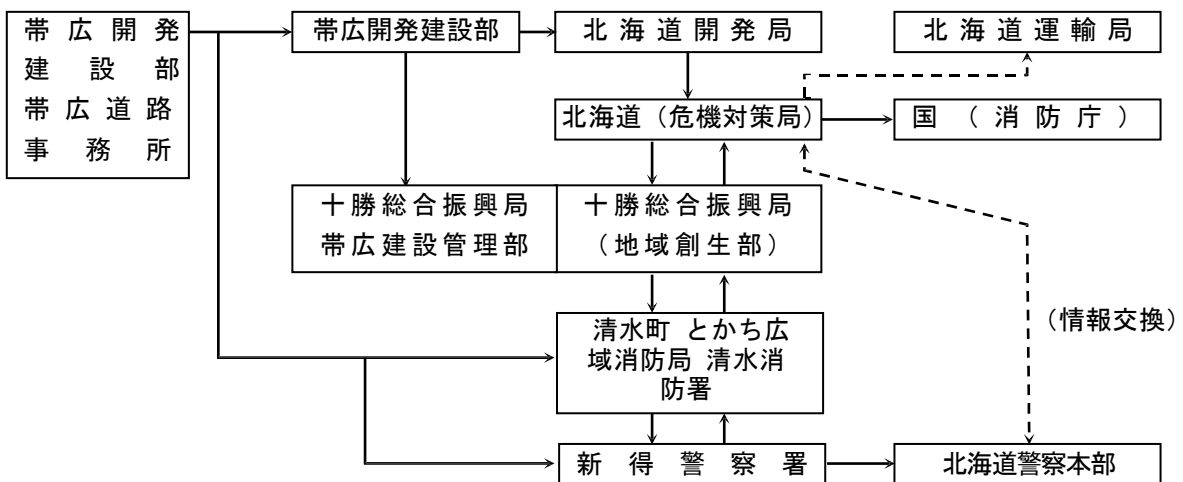
ア 町の管理する道路の場合



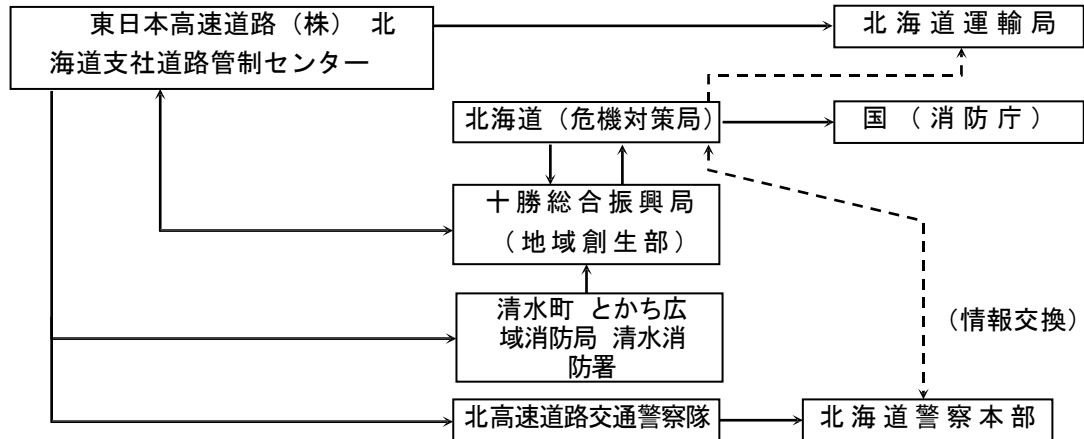
イ 道の管理する道路の場合



ウ 国の管理する道路の場合



エ 高速自動車国道の場合



(2) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報 災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、

被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

- (1) 実施機関 道路管理者、町、道、北海道警察

(2) 実施事項

ア 被災者の家族への広報 町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 道路利用者及び地域住民等への広報 町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧状況
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する

(2) 防災関係機関 関係機関の長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動

体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 救助救出活動 道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、「第5

章 第9節 救助救出計画」の定めるところにより実施する。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、「第5章 第10節 医療救護計画」の定めるところにより実施するほか、道路管理者も、関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力する。

6 消防活動 道路災害時における消防活動は、次によ

り実施する。

(1) 道路管理者 道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力する。

(2) とかち広域消防局及び清水消防署等

ア とかち広域消防局及び清水消防署等は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

イ 町はとかち広域消防局及び清水消防署等と連携して、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び各関係機関は、「第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8 交通規制

道路災害時における交通規制については、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 北海道警察 道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

め必要な交通規制を行う。

(2) 道路管理者 自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「第7章 第4節 危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

10 自衛隊派遣要請

道路災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

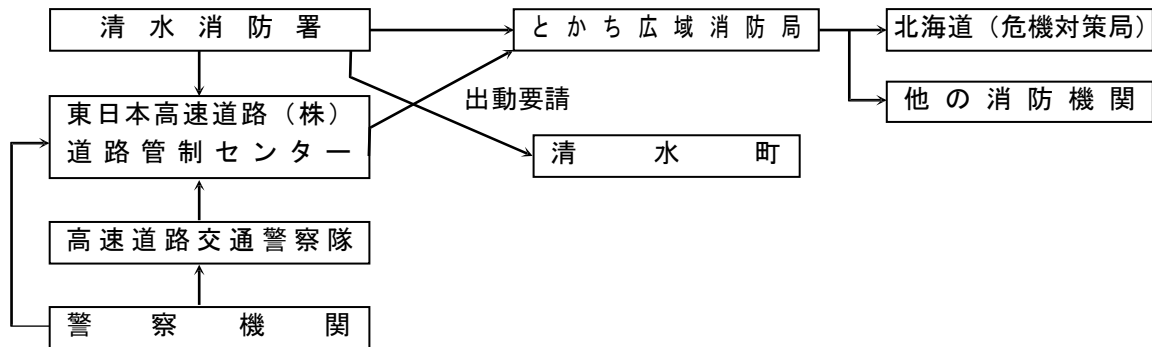
11 広域応援 町、道及びとかち広域消防局は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を

実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

12 高速自動車国道事故等対策 高速自動車国道において車両の衝突若しくは炎上又は積載物の爆発、炎上若しくは転落等によって、消防活動が必要とされる事故等が発生した場合の関係機関の応急対策は次によるものとする。

(1) 事故発生通報

事故等の発生情報は、次の系統により速やかに行うものとする。



(注)1 東日本高速道路株式会社からとまち広域消防局（清水消防署）への通報（出動要請）は、原則上下線方式による。

2 消防機関の相互応援要請に関する通報連絡は、「北海道広域消防相互応援協定」による。

(2) 事故等対策現地本部の設置等

ア 事故等対策現地本部の設置

(ア) 消防活動及び事故等の拡大防止などを迅速かつ円滑に実施するため、事故発生現場に「事故等対策現地本部」を設置する。

(イ) 「事故等対策現地本部」の構成は、とまち広域消防局、高速道路交通警察隊及び東日本高速道路株式会社の3機関とし、事故等の規模に応じ必要な関係機関の参入を要請することができるものとする。

イ 事故等対策現地本部の業務

(ア) 「事故等対策現地本部」は、事故等の対策を実施するための確に現場の状況把握を行うとともに、関係機関の諸活動の相互調整を行うものとする。

(イ) その他必要な事項については、「事故等対策現地本部」において決定するものとする。

ウ 関係機関

陸上自衛隊第5戦車大隊、北海道警察、北海道市長会、北海道町村会、全国消防長会北海道支部、日本赤十字社北海道支部、東日本高速道路株式会社 北海道支社、北海道医師会、北海道

(3) 事故等対策連絡本部の設置等

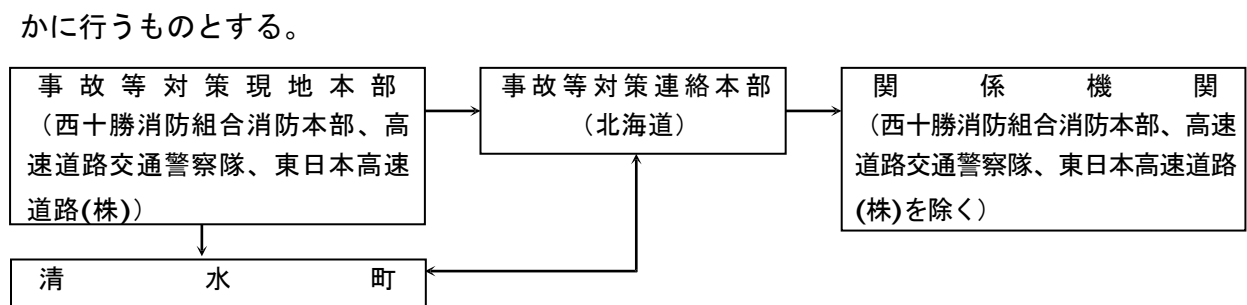
ア 事故等対策連絡本部の設置

「事故等対策現地本部」の業務及び事故等の対策を的確に推進するため、道に「事故等対策連絡本部」を設置する。

イ 事故等対策連絡本部の業務

「事故等対策連絡本部」は「事故等対策現地本部」の要請に基づき事故等の対策を行うものとする。

(4) 事故等の対策通報 事故等の対策通報は、次の系統により速やかに行うものとする。



- 13 災害復旧 道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努める。
- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。
 - (2) 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
 - (3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
 - (4) 災害復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

第4節 危険物等災害対策計画

第1 基本方針 危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏えい、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び事業者並びに防災関係機関が実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第2 危険物の定義

1 危険物

消防法第2条第7項に規定されているもの

《例》石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

2 火薬類

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されているもの

《例》火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

3 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されているもの

《例》液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

4 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの

《例》毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

5 放射性物質 放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線

障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）」等によりそれぞれ規定されている。

第3 災害予防 町は、火災予防上の観点からとちかち広域消防局及び清水消防署の協力を得て事業所の実態を把握

し、消防設備等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。また、危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関は、次のとおり必要な予防対策を実施するものとする。

1 危険物等災害予防

(1) 事業者

ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、清水消防署、新得警察署へ通報する。

(2) 北海道、とかち広域消防局及び清水消防署

ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消し等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導する。

(3) 北海道警察 必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充

実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

2 火薬類災害予防

(1) 事業者

ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講ずるとともに、火薬類について災害が発生したときは、警察官に届け出る。

(2) 北海道産業保安監督部

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消し等の措置命令を発する。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等、関係機関との連携体制の確立を図る。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導する。

(3) 北海道

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消し等の措置命令を発する。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等、関係機関との連携体制の確立を図る。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導する。

(4) 北海道警察

ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

また、必要と認められるときは、北海道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請する。

イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図る。

ウ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに知事に通報する。

(5) とかち広域消防局及び清水消防署 火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等によ

る自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

3 高圧ガス災害予防

(1) 事業者

ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講ずるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、知事又は警察官に届け出る。

(2) 北海道産業保安監督部

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消し等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導する。

(3) 北海道

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消し等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導する。

ウ 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等、関係機関との連携体制の確立を図る。

(4) 北海道警察

ア 人の生命、身体及び財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したときの届出があったときは、速やかに知事に通報する。

(5) とちか広域消防局及び清水消防署 火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

4 毒物・劇物災害予防

(1) 事業者

ア 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を十勝総合振興局保健環境部、警察署又はとちか広域消防局又は清水消防署に届け出るとともに、必要な応急の措置を講ずる。

(2) 北海道

ア 毒物及び劇物取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消し等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導する。

(3) 北海道警察 必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

(4) とちか広域消防局及び清水消防署 火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

5 放射性物質災害予防

(1) 事業者

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、とちか広域消防局等関係機関へ通報する。

(2) とちか広域消防局及び清水消防署 火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 北海道警察

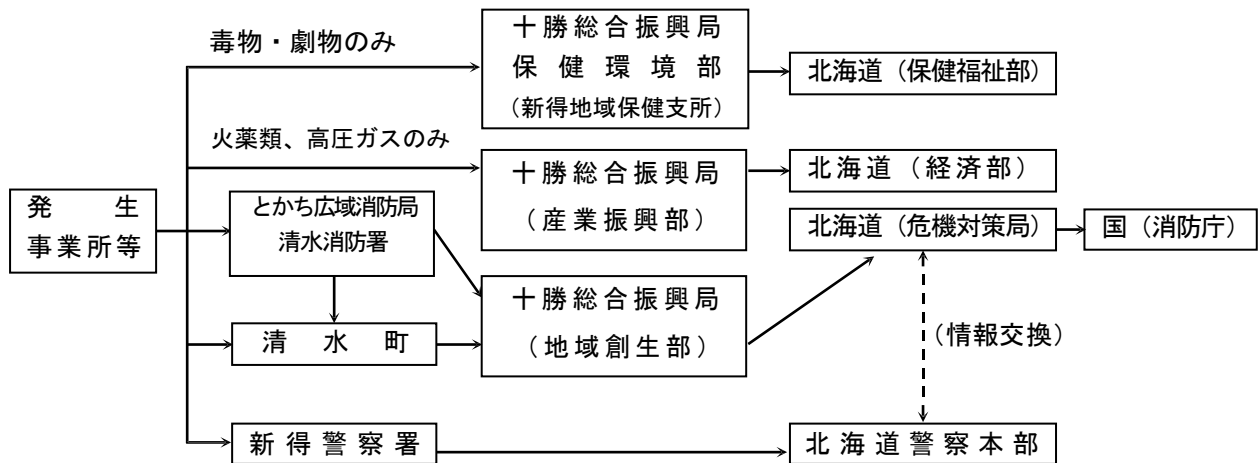
ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

イ 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図る。

第4 災害応急対策

1 情報通信 危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統 情報通信の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報を連絡するための通信手段を確保する。

イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報 災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、

被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

事業者及び消防法、火薬取締法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関。

(2) 実施事項

ア 被災者の家族への広報 関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等への情報
- (オ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (カ) その他必要な事項

2 災害広報 災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、

被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関 事業者及び消防法、火薬取締法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、放射線同位元素等

による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関。

(2) 実施事項

ア 被災者の家族への広報 関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等への情報
- (オ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (カ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町 町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「第3

章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関 関係機関の長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じ

て応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

- 4 災害拡大防止 危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施する。
 - (1) 事業者 的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。
 - (2) 危険物等の取扱規制担当機関 危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講ずる。
- 5 消防活動 危険物等災害時における消防活動は、次により実施する。
 - (1) 事業者 消防隊の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等、消防活動に努める。
 - (2) とかち広域消防局及び清水消防署等
 - ア 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施する。
 - イ 町はとかち広域消防局及び清水消防署等と連携して、危険物等災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。
- 6 避難措置
町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。
- 7 救助救出及び医療救護活動等
町及び関係機関は、「第5章 第9節 救助救出計画」及び「第5章 第10節 医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。
- 8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等
町及び防災関係機関は、「第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。
- 9 交通規制
北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めるところにより、必要な交通規制を行う。
- 10 自衛隊派遣要請
危険物等災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。
- 11 広域応援 町、道及びとかち広域消防局は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第5節 大規模な火事災害対策計画

第1 基本方針 死傷者が多数発生する等の大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合

に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第2 災害予防 町は、関係機関と協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施する。

1 清水町、とかち広域消防局及び清水消防署

- (1) 大規模な火事災害に対する強いまちづくり 延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。
- (2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握 災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成するよう努める。
- (3) 予防査察の実施 多数の人が出入りする事業所等の防火対象物に対して、消防法に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。
- (4) 防火管理者制度の推進 防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。
- (5) 防火思想の普及
年2回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。
また、高齢者宅の防火訪問を実施する等、十分配慮する。
- (6) 自主防災組織の育成強化 地域の自主防災組織等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。
- (7) 消防水利の確保 同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。
- (8) 消防体制の整備 消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高めることとする。
- (9) 防災訓練の実践 関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

(10) 火災警報の発令 町長は、道から火災気象通報を受けたとき、又は次の条件にあてはまる気象となったとき、

きに、消防法第 22 条により、火災気象警報を発令することができる。

ア 実効湿度が 60%以下であって、最小湿度が 40%以下となり、かつ最大風速が 7m/s 以上

イ 平均風速 10m以上が 1 時間以上継続

2 北海道 大規模な火事災害に強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成強化を実施する

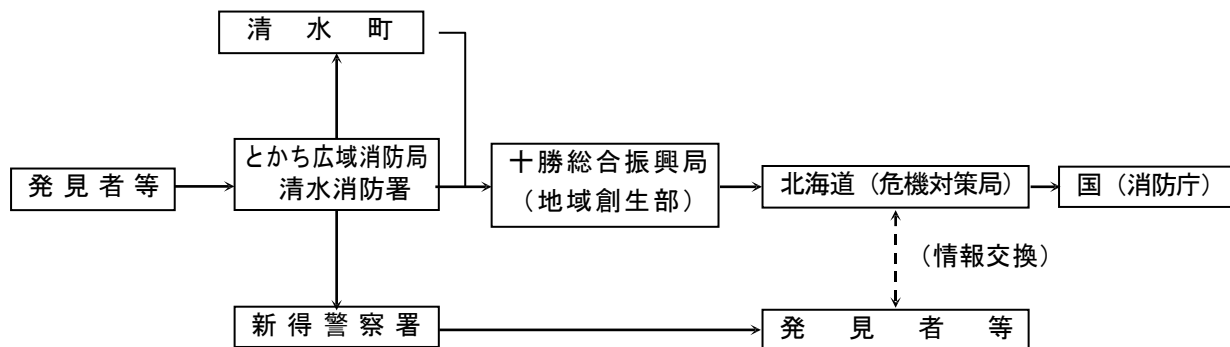
とともに、町、とまち広域消防局及び清水消防署が実施する各種予防対策の推進を図るために指導、助言を行う。

第 3 災害応急対策

1 情報通信 大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信

等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統 大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報 災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、

被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、「第 5 章 第 3 節 災害広報・情報提供計画」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族への広報 町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、

被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

ア 災害の状況

イ 家族等の安否情報

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関の実施する応急対策の概要

オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報 町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町 町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じ

て「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関 関係機関の長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状

況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 消防活動

とちかち広域消防局及び清水消防署は、「第4章 第10節 警防計画」の定めるところによるほか、人命の安全確保と延焼防止を基本として次により消防活動を行う。

- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
- (3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民等の協力を得て、効果的な活動を実施する。なお、住民等による初期消火活動の実施にあたっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。

5 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

6 救助救出及び医療救護活動等

町及び関係機関は、「第5章 第9節 救助救出計画」及び「第5章 第10節 医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

また、町及び関係機関は、「第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

7 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めるところにより、必要な交通規制を行う。

8 自衛隊派遣要請

大規模な火事災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

9 広域応援 町、道及びとちかち広域消防局は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策

を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第4 災害復旧 大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘察し、関係機関との密接な連携のもと、「第8章第1節 災害復旧計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第6節 林野火災対策計画

第1 基本方針 広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第2 予防対策

1 実施事項 林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであるため、町、国、道及び関係機関は、次により対策を講ずる。

(1) 町、北海道森林管理局、道

ア 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

(ア) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、新聞、テレビ、ラジオ、標語、ポスター、広報車、広報紙、掲示板等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。

(イ) 入林の許可・届出等について指導する。

a 入林にあたっては、日時、場所等を指定するとともに、入林責任者を定め、できるだけ集団で行動するよう指導する。

b 入林承認証又は入林腕章を着用して入林させることとし、入林承認にあたっては、火気の取扱い、山火事予防その他必要な注意事項を与えて承認する。

(ウ) 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。

(エ) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

イ 火入対策

林野火災危険期間（概ね3月～6月。以下「危険期間」）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

(ア) 森林法（昭和26年法律第249号）の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可付帯条件を遵守させる。

(イ) 火災警報発令又は気象条件急変の際は、一切の火入れを中止させる。

(ウ) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。

(エ) 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

(オ) 林野火災特別警戒区域の設定に努めることとし、それぞれの所管する機関において警戒体制の強化を図る。

ウ 消火資機材等の整備

(ア) 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。

(イ) ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

- (2) 森林所有者 森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。
- ア 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発
 - イ 巡視員の配置
 - ウ 無断入林者に対する指導
 - エ 火入れに対する安全対策
- (3) 林内事業者 林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講ずる。
- ア 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置 直営事業地における対策として、各事業地の実情に応じ、事務所、宿舎等の施設及び石油類等の火気取締責任者を定め、事業地内の巡視警戒にあたらせることとする。
 - イ 火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火、ごみ焼箇所を設置、標識及び消火設備の完備
前記アにおける対策に準じて山火事警防体制を整えるよう指導する。なお、場合によっては、請負契約又は売払い契約にこれらの条件を付して、山火事警防を確実に実施するよう指導する。
 - ウ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立
- (4) 自衛隊 危険期間中、演習地における火災発生を防止するため、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講ずる。
- ア 演習地出入者に対する防火啓発
 - イ 演習地及び近隣地における林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立
 - ウ 危険区域の標示
 - エ 防火線の設定
 - オ 巡視員の配置
- (5) 北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送事業者 危険期間中、乗客、乗員のたばこの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するために、乗客に対する注意喚起、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力する。
- ア 路線の巡視
 - イ ポスター掲示等による広報活動
 - ウ 林野火災の巡視における用地の通行
 - エ 緊急時における専用電話の利用
- 2 林野火災予消防対策協議会 林野火災の予消防対策を推進するため、次の林野火災予消防対策協議会の開催を通じて、相互の連絡、情報交換、指導等を行う。
- (1) 全道協議会 全道の予消防対策については、北海道林野火災予消防対策協議会において推進する。
 - (2) 地区協議会 振興局区域ごとの予消防対策については、当該地域を管轄する地方部局及び関係機関により構成された地区林野火災予消防協議会が推進する。
 - (3) 清水町協議会 町内の予消防対策については、本町を管轄する関係機関により構成された清水町林野火災予消防対策協議会において推進する。

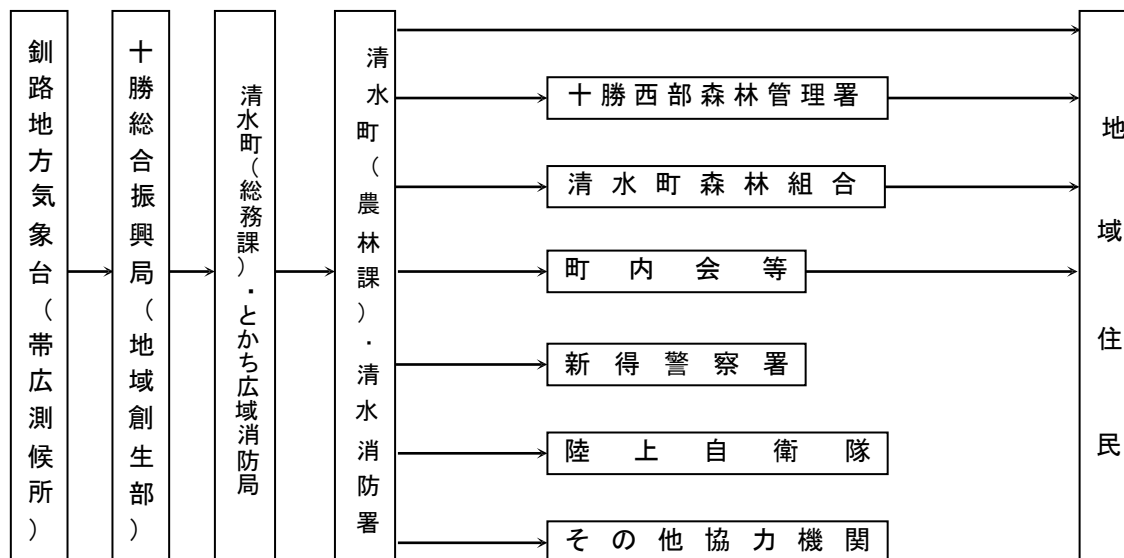
3 気象情報対策 林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次によ

り予報等特別警報、警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期する。

(1) 林野火災気象通報 林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として釧路地方気象台（帯広測候所）が発表及び終了の通報を行う。なお、火災気象通報の通報基準は、「第3章 第2節 気象業務に関する計画」のとおりである。

(2) 伝達系統

林野火災気象通報の伝達系統は、次のとおりとする。



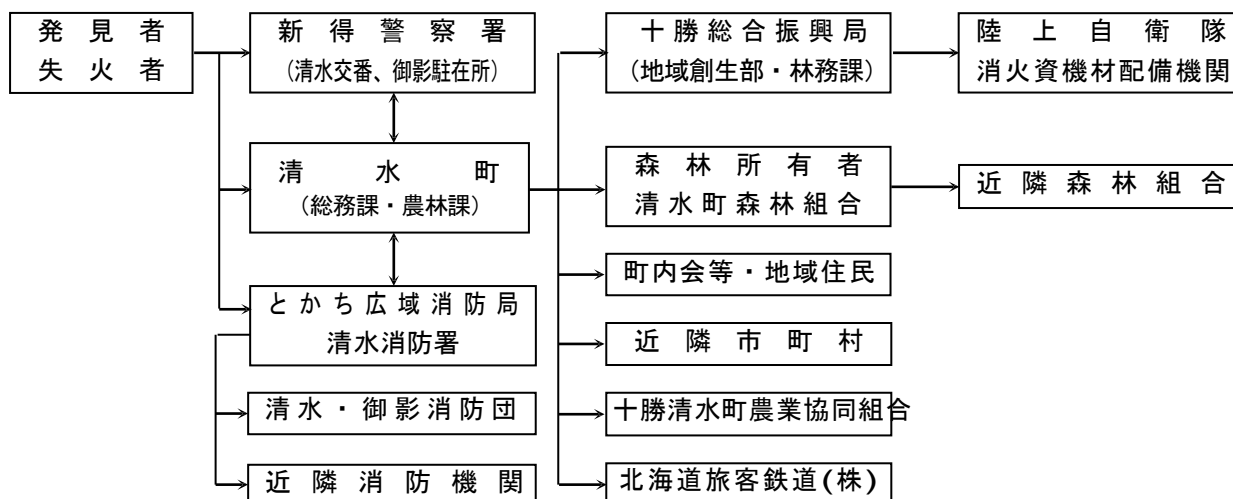
町は、通報を受けた場合は、通報内容及びとるべき予防対策等を十勝西部森林管理署等の関係機関へ通報するとともに、住民に周知徹底を図る。

また、町は、林野火災気象通報の通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生の危険性があると認めたときは、消防法第22条に基づき火災警報を発令する。

第3 応急対策

1 情報通信

(1) 情報通信連絡系統 広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

エ 町及び十勝総合振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和 54 年 2 月 26 日付け林政第 119 号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。

2 災害広報 災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、「第 5 章 第 3 節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族への広報 町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

ア 災害の状況

イ 家族等の安否情報

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関の実施する応急対策の概要

オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報 町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

ア 災害の状況

イ 被災者の安否情報

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関の実施する応急対策の概要

オ 避難の必要性等、地域に与える影響

カ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町 町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にお

いて、その状況に応じて「第 3 章 第 1 節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関 関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある

場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 消防活動 町はとがち広域消防局及び清水消防署と連携を密にして、人命の安全確保と延焼防止を基本

として、次により消防活動を実施する。

(1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。

なお、住民等による初期消火活動の実施にあたっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。

(2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、「第 5 章 第 8 節 ヘリコプター等活用計画」に基づき、北海道消防防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

5 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

6 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めるところにより、必要な交通規制を行う。

7 自衛隊派遣要請 広範囲にわたる林野の焼失等の発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第6節

自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

8 広域応援 町、道及びとちかち広域消防局は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策

を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防本部、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

9 二次災害の防止活動等

(1) 治山事業等 町は道と協力し、降雨等による二次的な土砂災害等を防止するため、専門技術者等を活用し、

危険箇所の点検等を実施するとともに、危険性の高い箇所では、周辺住民への周知を図り、警戒避難体制を整備する。

(2) 自然環境への対応 林野火災による被害が自然環境に及んだ場合、道と連携を図り、影響を最小限に食い止める

ために必要な応急復旧活動に協力する。

第8章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。このため、町及び道は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1節 災害復旧計画

第1 実施責任者 町長及びその他の執行機関、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その

他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施するものとする。

第2 復旧事業計画 公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川
 - (2) 砂防設備
 - (3) 林地荒廃防止施設
 - (4) 地滑り防止施設
 - (5) 急傾斜地崩壊防止施設
 - (6) 道路
 - (7) 下水道
 - (8) 公園
- 2 農林業施設災害復旧事業計画
- 3 都市施設災害復旧事業計画
- 4 上水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 その他災害復旧事業計画

第3 災害復旧予算措置 災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

第4 激甚災害に係る財政援助措置 著しく激甚である災害が発生した場合には、町及び道は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）による激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第5 応急金融対策

応急金融の融資の名称、取扱機関等の大要は、「第8章 第2節 被災者援護計画」に定めるところによるものとする。

第2節 被災者援護計画

第1 罹災証明書の交付

- 1 北海道 道は、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較

して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じないように、定期的に各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。

2 町

- (1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。

- (2) 町長は、地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

3 消防機関

- (1) 町長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、とかち広域消防局長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることができるものとする。

第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

1 被災者台帳の作成

- (1) 町長は、地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合かつ効率的な実施に努めるものとする。
- (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア 氏名	サ	市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
イ 生年月日		
ウ 性別		
エ 住所又は居所	シ	サの提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
オ 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況	ス	被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
カ 援護の実施の状況		
キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由		
ク 一電話番号その他の連絡先		
ケ 世帯の構成	セ	その他被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項
コ 罹災証明書の交付の状況		

- (3) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- (4) 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 台帳情報の利用及び提供

- (1) 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

- (2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。

ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

オ その他台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

- (3) 町長は、(2) の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節第2の(2)のス）を含めないものとする。

第3 融資・貸付による金融支援 被災した住民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の金融支援を行う。（資

料 17・18）

- 1 生活福祉資金
- 2 母子父子寡婦福祉資金
- 3 災害援護資金貸付金
- 4 災害弔慰金
- 5 災害障害見舞金
- 6 住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む）
- 7 災害復興住宅資金
- 8 農林漁業セーフティネット資金
- 9 天災融資法による融資
- 10 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- 11 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- 12 造林資金
- 13 樹苗養成施設資金
- 14 林道資金
- 15 主務大臣指定施設資金
- 16 共同利用施設資金
- 17 備荒資金直接融資資金
- 18 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害貸付）」
- 19 勤労者福祉資金
- 20 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

資料編〔応急・復旧〕	・ 応急金融の要綱（資料 17） ・ 「被災者生活再建支援法」に基づく支援（資料 18）
------------	---

第4 災害義援金の募集及び配分 災害による被災者を救護するための災害義援金の募集及び配分に関する計画は、次の定めるところによる。

ろによる。

- 1 義援金の受付（配分） 日本赤十字社北海道支部は、全国各地からの義援金受付窓口を設置し、義援金の受入れを实

施するとともに、日本赤十字社北海道支部及び町に義援金配分委員会を設置し、被害状況に応じて義援金をり災者に配分するものとする。

民生対策部 民生班は、全国各地からの義援金を受付けるとともに、提供者の意向を尊重し、被害状況に応じて義援金を配分するものとする。

2 町の災害義援金品の受付・配分

- (1) 義援金品の受付 災害対策本部に義援金品の受付窓口を開設し、寄託される義援金品を受付ける。
また、義援品を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等梱包に際して被災地における迅速かつ円滑な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努める。
- (2) 災害義援金配分委員会の設置 災害発生時に集まった義援金の配分が公平かつ効果的に行われるよう、町及び関係団体で構成する清水町災害義援金配分委員会（以下「配分委員会」という。）を設置する。
- (3) 配分計画の作成 配分にあたっては、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、適切かつ速やかに配分する。なお、配分委員会では、義援金の配分計画として次の事項について審議することとする。
 - (ア) 配分対象
 - (イ) 配分基準
 - (ウ) 配分方法
 - (エ) その他必要な事項について

清水町地域防災計画

地震災害対策編

〔細 目 次〕

地震災害対策編

第 1 章 総 則	167
第 1 節 計画策定の目的	167
第 2 節 計画の構成	167
第 3 節 計画の基本方針	167
第 4 節 町の地形・地質及び社会的現況	168
第 5 節 町及びその周辺における地震の発生状況	169
第 6 節 町における地震の想定	169
第 2 章 災害予防計画	171
第 1 節 住民の心構え	171
第 2 節 地震に強いまちづくり推進計画	173
第 3 節 地震に関する防災知識の普及・啓発	175
第 4 節 防災訓練計画	176
第 5 節 物資及び防災資機材の整備・確保に関する計画	176
第 6 節 相互応援（受援）体制整備計画	176
第 7 節 自主防災組織の育成等に関する計画	176
第 8 節 避難体制整備計画	176
第 9 節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する対策	176
第 10 節 火災予防計画	177
第 11 節 危険物等災害予防計画	178
第 12 節 建築物及び社会資本施設等災害予防計画	179
第 13 節 土砂災害予防計画	181
第 14 節 液状化災害予防計画	181
第 15 節 積雪・寒冷対策計画	182
第 16 節 業務継続計画の策定	182
第 17 節 複合災害に関する計画	182

第3章	災害応急対策計画	182
第1節	応急活動体制	182
第2節	地震情報の伝達計画	183
第3節	災害情報等の収集・伝達計画	188
第4節	災害広報・情報提供計画	189
第5節	避難対策計画	189
第6節	救助救出計画	189
第7節	地震火災等対策計画	189
第8節	災害警備計画	190
第9節	交通応急対策計画	190
第10節	輸送計画	190
第11節	ヘリコプター等活用計画	190
第12節	食料供給計画	190
第13節	給水計画	191
第14節	衣料・生活必需物資供給計画	191
第15節	石油類燃料供給計画	191
第16節	生活関連施設対策計画	191
第17節	医療救護計画	192
第18節	防疫計画	192
第19節	廃棄物処理等計画	192
第20節	家庭動物等対策計画	192
第21節	文教対策計画	192
第22節	住宅対策計画	192
第23節	被災建築物安全対策計画	193
第24節	被災宅地安全対策計画	194
第25節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	194
第26節	障害物除去計画	194
第27節	広域応援・受援計画	194
第28節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	195

第 29 節	防災ボランティアとの連携計画	195
第 30 節	災害救助法の適用と実施	195
第 4 章	災害復旧・被災者援護計画	195
第 1 節	災害復旧計画	195
第 2 節	被災者援護計画	195
第 5 章	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策推進計画	196
第 1 節	総則	196
第 2 節	災害対策本部の設置等	196
第 3 節	地震発生時の応急対策等	196
第 4 節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	198
第 5 節	防災訓練計画	199
第 6 節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	200
第 7 節	地域防災力の向上に関する計画	201

第1章 総則

第1節 計画策定の目的

この計画は、基本法第42条の規定及び北海道地域防災計画に基づき、町における地震災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の構成

この計画は、基本法第42条の規定に基づき作成されている清水町地域防災計画の「地震災害対策編」として、町防災会議が作成する。

なお、この計画に定められていない事項については、「清水町地域防災計画（一般災害対策編）」による。

第3節 計画の基本方針

この計画は、町及び道並びに防災関係機関の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、必要に応じ修正を行うものとする。

第1 実施責任

1 清水町 町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに住民の生命、

身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

2 北海道

道は、道民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道全域における防災対策を推進するとともに、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行う。

3 指定地方行政機関 指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、その所掌

事務を遂行するにあたっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動

を積極的に推進するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震災害予防体制の整備を図り、地震災害時に

は応急措置を実施するとともに、町、道、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

一般災害対策編「第1章 第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第3 住民及び事業者の基本的責務

一般災害対策編「第1章 第7節 町民及び事業所の基本的責務」を準用するほか、次のとおり実施する。

1 住民の責務

「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるなどして、事前の備えに努めるものとする。

また、災害時には、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者の支援、避難所における自主的活動、町、道及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大や軽減への寄与に努めるものとする。

2 事業者の責務 災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の

供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、道、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライムチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの取組みを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

3 住民及び民間事業者による地区内の防災活動の推進

一般災害対策編「第1章 第7節 住民及び事業者の基本的責務」を準用する。

第4節 町の地形・地質及び社会的現況

地震災害は、地盤や地質等の自然条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害が、同時複合的に現出するという特性をもっており、被害を拡大する社会的災害要因としては、高齢化の進行、要配慮者の増加、生活環境の変化、住民意識の変化などが考えられる。

第1 自然条件（地形、地質）

一般災害対策編「第2章 第1節 自然条件」を準用する。

第2 社会的条件

1 高齢化の進行と災害時要支援者の増加

本町の人口は、平成27年国勢調査において9,599人で、このうちおよそ3割（34.7%）が高齢者であり、今後も高齢者を含めた災害時要支援者は増加することが考えられ、災害時要支援者に対する防災意識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策を行う等、災害時要支援者に対する取組みが重要となる。

2 生活環境の変化 日常生活においては、電気、水道、ガス、電話等は必要不可欠のものとなっていることから、

ひとたび地震が発生し、これらのライフライン等に被害が生じると、生活面での不安が増大し、

心理的にも危険な状態に陥ることも予想され、社会的混乱の要因となる。

特に冬期においては、電力、燃料の確保が不可欠である。

3 住民意識の変化 最近の世帯動向をみると、核家族世帯の増加に伴い、住民の地域的連帯感が希薄化している。

こうした中で、東日本大震災等、近年の地震の多発により、災害時における隣近所同士や町内会等の助け合いなど、住民の連帯意識の重要性が再認識されている。

第5節 町及びその周辺における地震の発生状況

第1 町及びその周辺における被害地震

近年、道内では平成5年の釧路沖地震及び北海道南西沖地震、平成6年の北海道東方沖地震、平成15年の十勝沖地震等が発生している。

本町における地震被害については、平成25年2月の十勝地方中部地震で震度5弱を記録しており、東日本大震災等、過去の地震災害における教訓を踏まえ、被害想定をもとに十分な対策を講じる必要がある。

第6節 町における地震の想定

第1 基本的な考え方 北海道地域防災計画において被害をもたらすとして想定されている地震は、大きく2つに分けて

千島海溝や日本海溝から陸側へ潜り込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震が想定されている。

これらの中で町に大きな被害を及ぼす可能性が高い地震として、「十勝沖の地震」及び「十勝平野断層帯主部による地震」を想定し、地震被害を予測する。

なお、今回地震被害の予測をしない「全国どこでも起こりうる直下型地震」も、可能性を否定するものではない。

想定される地震	十勝沖・釧路沖の地震	十勝平野断層帯主部による地震
地震の規模等	・マグニチュード：8.2 ・想定最大震度：6弱	・マグニチュード：7.4 ・想定最大震度：6弱

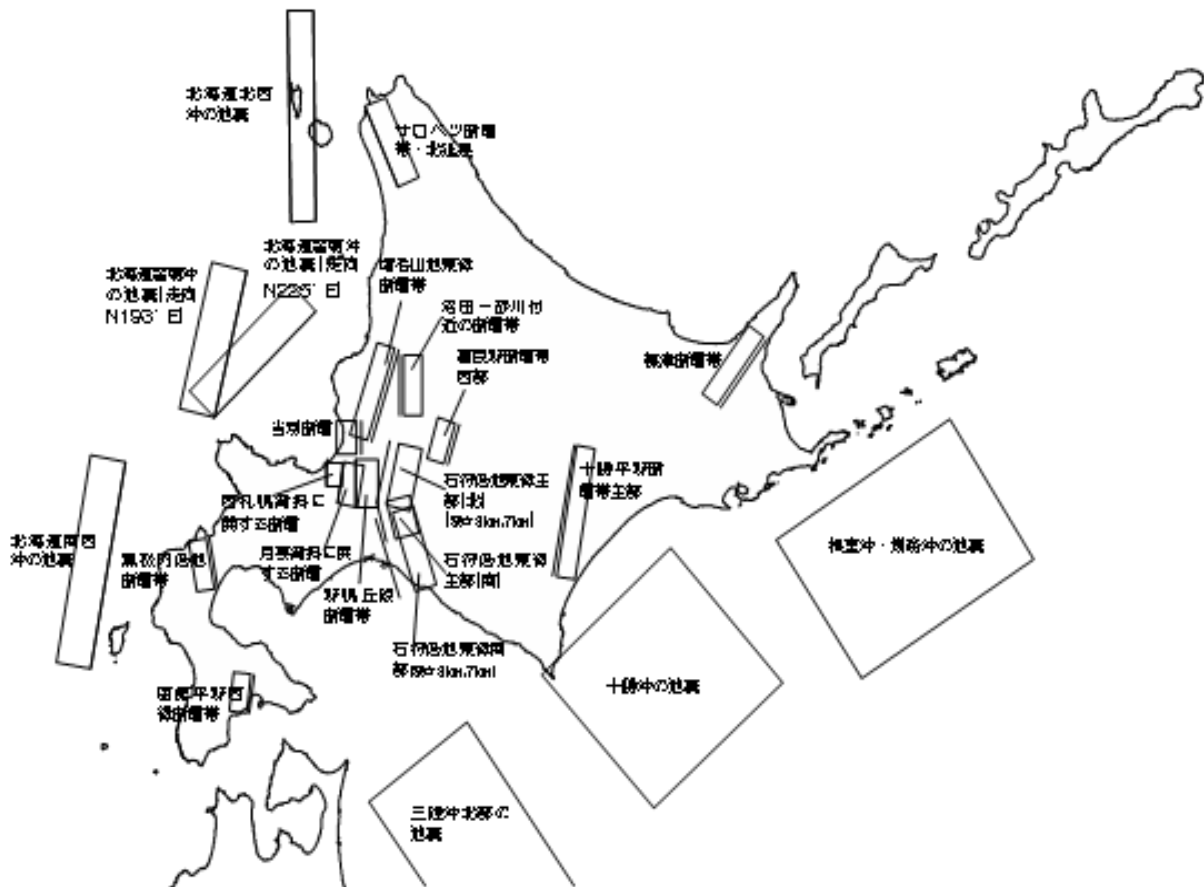


図 北海道の地震被害想定の対象地震

第2 被害の予測

1 地震による被害

想定した3タイプの地震のうち、町に最も大きな被害をもたらす地震は「全国どこでも起こりうる直下型の地震」（震度6弱）であり、建物被害では、建築物全体の全壊^{※1}棟数が78棟、半壊^{※2}棟数が557棟を合わせた635棟と想定される。また、人的被害は死者数2人と想定される。また、現在道内で想定される地震においては、「十勝平野断層帯主部による地震」（震度6弱）が考えられ、建物被害では、建築物全体の全壊棟数が4棟、半壊棟数が66棟を合わせた70棟と想定される。また、人的被害は死者数1人と想定される。

(1) 建物被害

地震のタイプ 建物被害	十勝沖の地震	十勝平野断層帯主部 による地震
全 壊	1未満	1未満
半 壊	26	31

※1 全 壊

住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは、流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合が50%以上に達した程度のも。

※2 半 壊

住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積20%以上70%未満のも、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合が20%以上50%未満のも。

(2) 人的被害

地震のタイプ 人的被害	十勝沖の地震	十勝平野断層帯主部 による地震
死 者	1 未満	1 未満

第2章 災害予防計画

地震による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、町、道及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進するとともに、住民及び民間事業者は、平常時より災害に対する備えを心がけるよう努めるものとする。

第1節 住民の心構え

東日本大震災等の経験を踏まえ、住民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震発生時に、住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

第1 家庭における措置

1 平常時の心得

- (1) 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- (2) 崖崩れに注意する。
- (3) 建物の補強、家具の固定をする。
- (4) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- (5) 飲料水や消火器の用意をする。
- (6) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備する。
- (7) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (8) 隣近所と地震時の協力について話し合う。
- (9) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

2 地震発生時の心得

- (1) まず、わが身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (3) すばやく火の始末をする。
- (4) 火が出たらまず消火する。
- (5) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- (6) 狭い路地、塀のわき、崖、川べりには近寄らない。
- (7) 山崩れ、崖崩れ、浸水に注意する。
- (8) 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- (9) みんなが協力しあって、応急救護を行う。
- (10) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。

- (11) 秩序を守り、衛生に注意する。

第2 職場における措置

1 平常時の心得

- (1) 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にする。
- (2) 消防計画により避難訓練を実施する。
- (3) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとる。
- (4) 重要書類等の非常持出品を確認する。
- (5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。

2 地震発生時の心得

- (1) すばやく火の始末をする。
- (2) 職場の消防計画に基づき行動する。
- (3) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難する。
- (4) 正確な情報を入手する。
- (5) 近くの職場同士で協力し合う。
- (6) エレベーターの使用は避ける。
- (7) マイカーによる出勤、帰宅、危険物車両等の運行は自粛する。

第3 集客施設でとるべき措置

- (1) 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。
- (2) あわてて出口・階段などに殺到しない。
- (3) 吊り下がっている照明などの下からは退避する。

第4 街など屋外でとるべき措置

- (1) ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。
- (2) ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。
- (3) 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難すること。

第5 運転者のとるべき措置

1 走行中のとき

- (1) 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど、まわりの車に注意を促した後、緩やかに停止させる。
- (2) 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させる。
- (3) 車停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- (4) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

- 2 避難するとき 被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することで交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。

第2節 地震に強いまちづくり推進計画

町、道及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

第1 地震に強いまちづくり

- 1 町、道及び防災関係機関は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての公園、河川など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る。
- 2 町、国及び道は、避難路、緊急輸送道路など防災上、重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うものとする。
- 3 町、道、防災関係機関及び施設管理者は、不特定かつ多数の者が利用する都市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

第2 建築物の安全化

- 1 町は、既存建築物の耐震化を計画的に推進するため、耐震改修促進計画等において、建築物の耐震改修等の具体的な目標を設定し、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- 2 町は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。
- 3 町は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、施設の耐震性の向上に努める。
- 4 防災関係機関及び多数の者が使用する施設、並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、耐震性の確保に積極的に努めるとともに、避難所に指定されている施設については、あらかじめ必要な諸機能の整備に努める。
- 5 町は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- 6 町、国及び道は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。
- 7 町、防災関係機関及び施設管理者は、建築物の落下物対策及びブロック塀等の安全化、家具の転倒防止など総合的な地震安全対策を推進する。
- 8 町、国及び道は、文化財保護のため施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

第3 主要交通の強化 町、道及び防災関係機関は、主要な鉄道、道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

第4 通信機能の強化 町、道及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たって、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努める。

第5 ライフライン施設等の機能の確保

- 1 町、道、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及びかんがい用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
- 2 町、道及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。
- 3 町、道及び防災関係機関においては、自ら保有する電子機器のシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

第6 復旧対策基地の整備 町及び道は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園の整備に努める。

第7 液状化対策 町、道、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

また、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。

第8 危険物施設等の安全確保 町、道及び防災関係機関は、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

第9 災害応急対策等への備え 町、道及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。また、町は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努めることとする。

第10 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

- 1 道は地震防災対策特別措置法に基づき、道地域防災計画及び町地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について、全道を対象とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、町及び道等は、その整備を重点的・計画的に進めることとする。
- 2 計画対象事業
 - (1) 避難地
 - (2) 避難路
 - (3) 消防用施設
 - (4) 消防活動用道路
 - (5) 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、共同溝等
 - (6) 医療機関、社会福祉施設、公立幼稚園、公立小中学校、公立特別支援学校、公的建造物等の改築・補強
 - (7) 砂防設備、森林保安施設、地滑り等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池のうち地震防災上必要なもの
 - (8) 地域防災拠点施設
 - (9) 防災行政無線施設、設備

- (10) 飲料水確保施設、電源確保施設等
- (11) 非常用食料、救援用資機材等備蓄倉庫

- (12) 負傷者の一時受入れ、設備、資機材（応急救援設備等）
- (13) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第3節 地震に関する防災知識の普及・啓発

町、道及び防災関係機関は、地震災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、住民に対して地震に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

第1 防災知識の普及・啓発

1 町、道及び防災関係機関は、職員に対して地震に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

2 町、道及び防災関係機関は、一般住民に対し次により防災知識の普及・啓発を図る。

(1) 啓発内容

- ア 地震に対する心得
- イ 地震に関する一般知識
- ウ 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- エ 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- オ 災害情報の正確な入手方法
- カ 出火防止及び初期消火の心得
- キ 外出時における地震発生時の対処方法
- ク 自動車運転時の心得
- ケ 救助・救護に関する事項
- コ 避難所、避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- サ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- シ 要配慮者への配慮
- ス 各防災関係機関が行う地震災害対策

(2) 普及方法

- ア テレビ、ラジオ、新聞及びインターネットの利用
- イ 広報誌（紙）、広報車両の利用
- ウ 映画、スライド、ビデオ等による普及
- エ パンフレットの配布
- オ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

3 町、道及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

第2 学校等教育関係機関における防災思想の普及

1 学校においては、児童生徒等に対し、地震の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。

2 児童生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する研修機会の充実等に努める。

3 地震防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応

じた内 容のものとして実施する。

- 4 社会教育においては、PTA、青年団体、女性団体等の会合や生涯学習、各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第3 普及・啓発の時期 防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第4節 防災訓練計画

地震災害に対する災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及、啓発を図ることを目的とした防災訓練を実施する。
なお、実施に当たっては、一般災害対策編「第4章 第2節 防災訓練計画」を準用する。

第5節 物資及び防災資器材の整備・確保に関する計画

本節については、一般災害対策編「第4章 第3節 物資及び防災資器材等の整備・確保に関する計画」を準用する。

第6節 相互応援（受援）体制整備計画

本節については、一般災害対策編「第4章 第4節 相互応援（受援）体制整備計画」を準用する。

第7節 自主防災組織の育成等に関する計画

本節については、一般災害対策編「第4章 第5節 自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

第8節 避難体制整備計画

本節については、一般災害対策編「第4章 第6節 避難体制整備計画」を準用する。

第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する対策

本節については、一般災害対策編「第4章 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」を準用する。

第 10 節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、一般災害対策編「第 4 章 第 10 節 警防計画」及び「第 7 章 第 5 節 大規模な火事災害対策計画」に準ずるほか、次のとおり実施する。

第 1 地震による火災の防止 地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町及び道は、地震時の火の取り扱いについて指導啓発するとともに、火災予防条例に基づく火気の手扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

第 2 火災予防の徹底 火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、町及び道は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- (1) 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防水の確保を図るとともに、これらの器具等の取扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- (2) 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織等の設置及び育成指導を強化する。
- (3) 一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

第 3 予防査察の強化指導 とかち広域消防局及び清水消防署は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- (1) 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- (2) 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

第 4 消防力の整備 近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危

険度も増大していることから、町は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

第 5 警防計画の整備強化 とかち広域消防局及び清水消防署は、防火活動の万全を期するため、警防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- (1) 消防力等の整備
- (2) 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- (3) 消防職員及び消防団員の教育訓練
- (4) 査察その他の予防指導
- (5) その他火災を予防するための措置

第 11 節 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガスの爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する計画は、一般災害対策編「第 7 章 第 4 節 危険物等災害対策計画」に定める各災害予防等に準ずるほか、次のとおり実施する。

第 1 事業所等に対する指導の強化 危険物等による災害の予防を促進するため、町、道及び関係機関は、事業所に対し、次の事項について指導に努める。

- (1) 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- (2) 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- (3) 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- (4) 事業所等における自主保安体制の確立強化
- (5) 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- (6) 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- (7) 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

第 2 危険物保安対策

- (1) とかち広域消防局及び清水消防署、北海道
 - ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消し等の措置命令を発するものとする。
 - イ 危険物取扱事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。
 - ウ 石油等危険物の流出に用いる防除資材等の配備状況を把握し、その整備を促進するよう指導するものとする。
- (2) 北海道警察 必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

第 3 火薬類保安対策

- (1) とかち広域消防局及び清水消防署 火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。
- (2) 北海道
 - ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消し等の措置命令を発するものとする。
 - イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。
 - ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。
- (3) 北海道警察
 - ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。
また、必要と認められるときは、道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。

イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

ウ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに道知事に通報するものとする。

第4 高圧ガス保安対策

(1) とちち広域消防局及び清水消防署 火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(2) 北海道

ア 毒物及び劇物の取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消し等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導するものとする。

(3) 北海道警察 必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

第12節 建築物及び社会資本施設等災害予防計画

地震災害から建築物及び社会資本施設等を防御するため、一般災害対策編「第4章 第9節 建築物災害予防計画」に準ずるほか、次のとおり実施する。

第1 建築物の防災対策

1 防災対策拠点施設の耐震性の確保

(1) 町及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化 震災時における活動の拠点となる役場庁舎、診療所、学校、不特定かつ多数の者が利用する施設等の防災上重要な施設は、道が行っている耐震化事業に準じ、計画的に耐震診断を行い、施設の耐震化を促進するよう指導する。

(2) 避難に重要な道路沿いに立つ建築物の耐震性の確保

町内の避難場所への避難路など、応急対策活動に重要な役割を果たす道路沿いに建つ建築物が倒壊、外壁の落下等により、受入れ及び救護の支障とならないよう必要に応じた耐震改修の促進を図る。

2 木造建築物の防火対策の推進

町及び道は、本道の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

3 既存建築物の耐震化の促進 町及び道は、現行の建築基準法に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改

修を促進するため、耐震改修推進計画に基づき、耐震診断及び耐震改修に対する支援や建築関係団体と連携した相談体制、情報提供の充実など所有者等が安心して耐震化を行うことができる環境整備を図るものとする。

また、地震ハザードマップや、普及パンフレットを作成し、所有者等への普及啓発を図り耐震診断や耐震改修技術に関する講習会の開催など技術者の育成に努めるものとする。

さらに、町及び道は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導、助言、指示等の強化を図り、特に倒壊の危険性の著しく高い建築物については、建築基準法に基づく勧告、命令を実施する

とともに、防災拠点や避難施設を連絡する緊急時の輸送経路として、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、積極的に耐震化を推進する。

4 ブロック塀等の倒壊防止 町及び道は、地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主

要道路に面する既存ブロック塀等にあつては点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

(1) 住民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について普及を図る。

(2) ブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。

なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。

(3) 町はブロック塀を設置している住民に対し、日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては、造り替えや生垣化を奨励する。

(4) ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準を遵守するよう指導する。

5 窓ガラス等の落下物対策 町及び道は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上

3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行うものとする。

6 被災建築物の安全対策

(1) 町及び道は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

(2) 道は、北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱に基づき、応急危険度判定士の認定を行い、台帳に登録する。

7 崖地に近接する建築物の防災対策

町及び道は、崖の崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに既存の危険住宅については、がけ地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

第2 ライフライン施設の耐震化等安全性の向上 町は、関係機関に対して建物及び設備等の耐震対策を講じるよう要請するとともに、これらの関係機関と密接な連携を図り、施設の被害を最小限にとどめるための対策を講ずる。

1 電力施設

2 LPガス事業者

3 上下水道施設

4 通信施設

第3 交通施設の安全化・耐震化対策

1 道路の整備 地震時における円滑な交通を確保するための道路整備を検討する。

2 落石等通行危険箇所の対策 落石、法面等通行危険箇所について日常点検を実施するとともに、順次、危険箇所の解消を図るために法面防護施設工事等の予防工事を実施する。

3 橋梁、トンネル等の耐震化対策 橋梁等の道路構造物について点検を行い、構造上及び地盤上、耐震性に問題のある施設については、順次補修、補強、架替等を行い耐震性の確保を図る。

第4 河川、砂防、治山等施設の安全化・耐震化対策

1 治山・治水対策 治山・治水対策は防災上重要なため、道との連携により整備を図り、災害の防止を期するもの

とする。

- (1) 河川改修の治水事業 河川の堤防の耐震点検を継続し、これの対策を行うとともに、河道改修を行うなど、安全性の向上を図る。また、水防情報システムを整備し、的確な情報収集を行い、出水に迅速に対応できるように体制の整備に努める。

第 13 節 土砂災害予防計画

本節については、一般災害対策編「第 4 章 第 15 節 土砂災害予防計画」に準ずるほか、次のとおり実施する。

第 1 治山事業 地震による土砂災害は、地滑りを含む崩壊現象はもとより、崩壊土砂・落石等の直撃及び岩屑流・

土石流となる崩壊土砂の流動化現象も予想されるため、町は道と協力して植林等による林相の改善並びに下流における砂防工事等の推進と相まって治山堰堤の築堤、溪流工事等、治山施設の完備を図る。

第 2 砂防及び地滑り防止事業 地震による地盤のゆるみの増加に伴い土砂災害の危険性が一層高まるため、これらの施設整備を

図り、流域住民の安全を期するものとする。また、地震によって引き起こされる地滑りは、移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性があるため、その防止について、町は道と連携を図りながら推進する。

第 14 節 液化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおり実施する。

第 1 現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、新潟地震（1964年）を契機として、認識されたところである。

道内においては、十勝沖地震（1968年）による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。最近では、釧路沖地震（1993年）、北海道南西沖地震（1993年）、北海道東方沖地震（1994年）において、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらした。十勝沖地震（2003年）において、豊頃町～浦幌町に被害の集中がみられたほか、札幌市や標津町など遠地においても液状化による被害が発生した。

さらに国内では、兵庫県南部地震（1995年）、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災 2011年）においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。

第 2 液状化対策の推進 町、道及び防災関係機関は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施

にあたって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

第 3 液状化対策の調査・研究 町、道及び防災関係機関は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果

を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

第4 液状化の対策 液状化の対策としては、大別して次のような対策が考えられる。

- (1) 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- (2) 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
- (3) 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

第5 液状化対策の普及・啓発 町、道及び防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

第15節 積雪・寒冷地対策計画

本節については、一般災害対策編「第4章 第14節 積雪・寒冷対策計画」を準用する。

第16節 業務継続計画の策定

本節については、一般災害対策編「第4章 第18節 業務継続計画の策定」を準用する。

第17節 複合災害に関する計画

本節については、一般災害対策編「第4章 第17節 複合災害に関する計画」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

地震災害による被害の拡大を防止するため、町、道及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

第1節 応急活動体制

地震災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町、道及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

また、道の災害対策現地合同本部が設置された場合、道本部等と連携を図る。

第1 災害対策組織

一般災害対策編「第3章 第1節 組織計画」を準用する。

第2 職員の動員配備

一般災害対策編「第3章 第1節 組織計画」を準用する。

第2節 地震情報の伝達計画

地震情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおり実施する。

第1 地震情報

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）※を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通して住民に提供する。

なお、震度が6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震特別警報に位置づけられる。

※ 緊急地震速報（警報） 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することに

より、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

(2) 緊急地震速報の伝達 緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会(NHK)

に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。また、放送事業者通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報、津波警報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達される。地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を防災行政無線（戸別受信機含む）やIP告知等により、住民等への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

2 地震に関する情報及び警報等の種類及び内容 地震に関する情報及び警報等の種類及び内容については、次のとおりである。

(1) 地震に関する情報の種類と内容

	情報の種類	発表基準	発表内容
地震情報	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の発生時刻を速報
	震源速報	・震度3以上	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
	震源・震度に関する情報	・震度3以上 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表
	各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表

	情報の種類	発表基準	発表内容
地震情報	その他の情報	・ 顕著な地震の概要、震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表
	推計震度分布図	・ 震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表
	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・ マグニチュード 7.0 以上 ・ 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな自信を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表

(2) 地震活動に関する解説情報等 地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために
気象庁本庁及び管区・地方気象台

等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料は、次のとおりである。

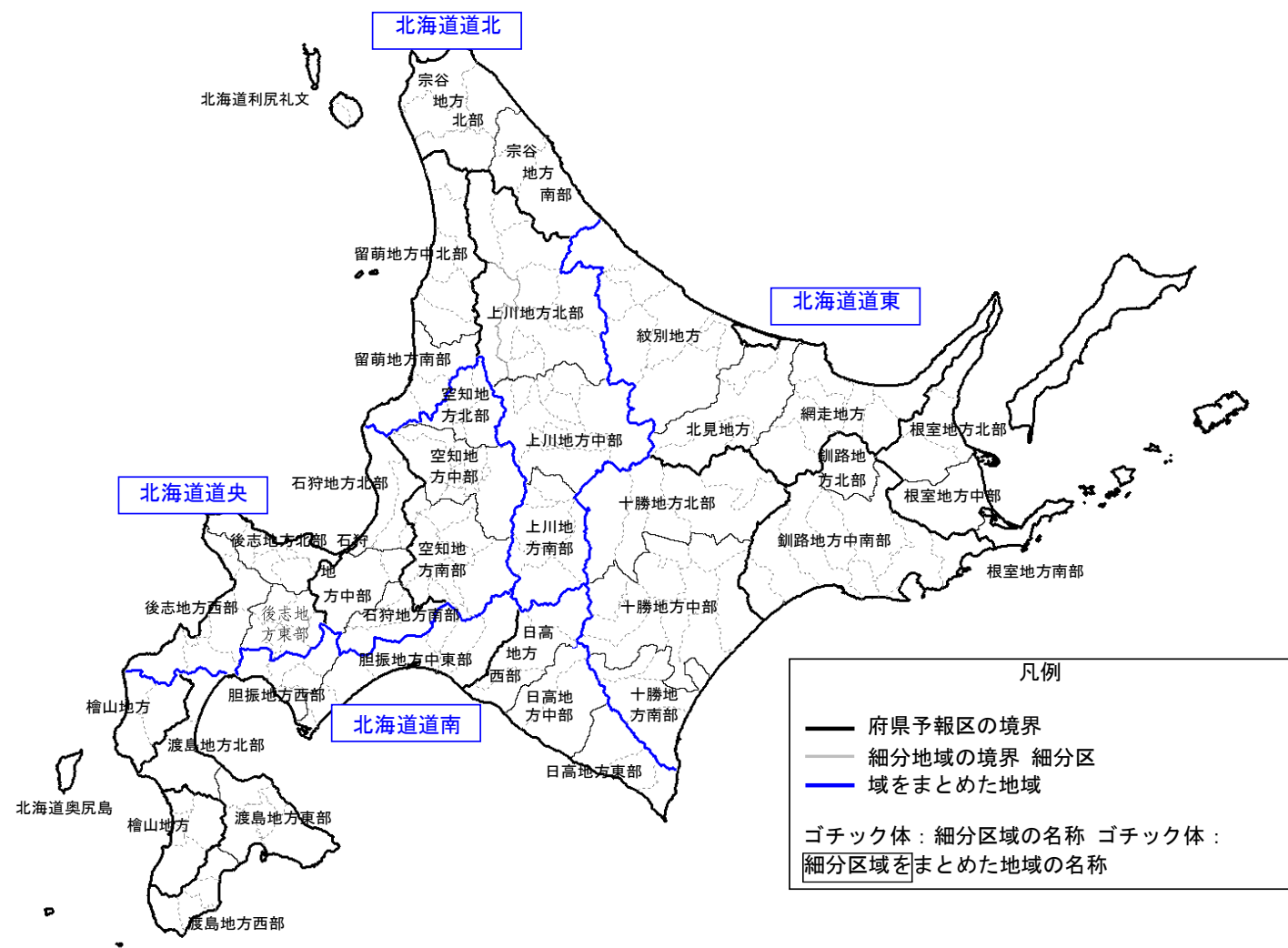
ア 地震解説資料

担当区域で震度 4 以上の揺れを観測した時等に防災等に係る活動の利用に資するよう、地域及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

イ 管内地震活動図及び週間地震概況 地震に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気

象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料、気象庁本庁及び管区気象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表。

第2 地震に関する情報に用いる震央地域区域名及び地域名称
 1 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域



第3 気象庁による気象庁震度階級関連解説表 震度は、地震動の強さの程度を表すのもので震度計を用いて観測する。

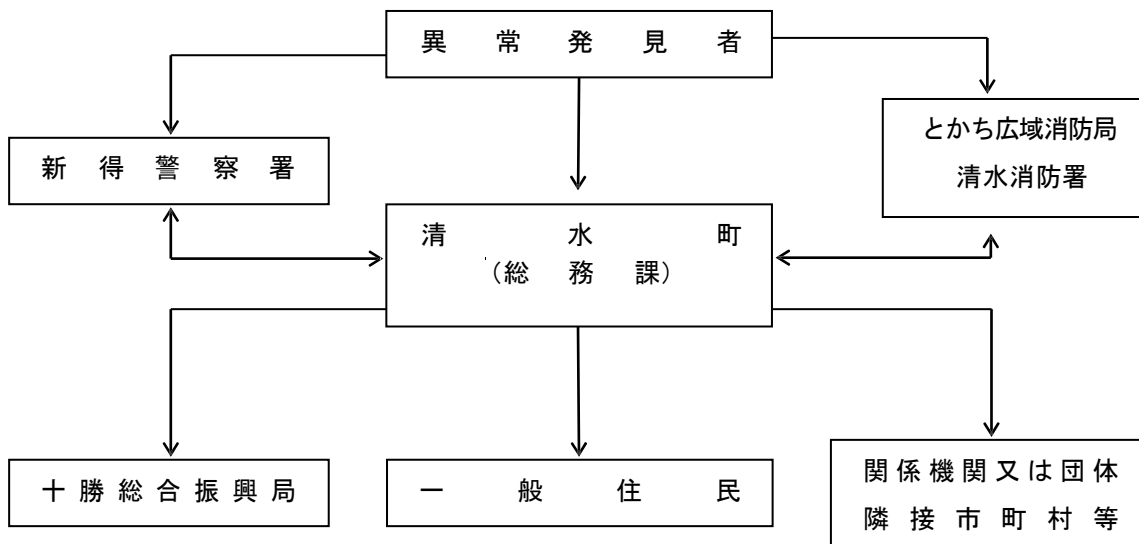
「気象庁震度階級関連解説表」(資料7)は、ある震度が観測された場合、その周辺でどのような現象や被害が発生するかを示すものである。

資料編〔災害履歴・震度階級等〕 ・気象庁震度階級関連解説表(資料6)

第4 異常現象を発見した場合の通報 町長は、頻発地震、異常音響及び地変などの異常現象発見の通報を受けたときは、直ちに情報を確認し、必要な措置を講ずるとともに、災害の規模、内容等により必要に応じて次の機関に通報する。

- (1) とかち広域消防局及び清水消防署
- (2) 新得警察署
- (3) 十勝総合振興局地域創生部
- (4) 釧路地方気象台(帯広測候所)
- (5) 影響のある隣接市町村
- (6) その他、その異常現象に関係ある機関 発見者からの通報及び災害情報、被害状況等は、総務課長へ報告し、その指示により事務処理に当たるものとする。休日、夜間にあつては、清水消防署が受理し、総務課長へ報告し、その指示を受けるものとする。

図表 災害発生通報系統図



第3節 災害情報の収集・伝達計画

地震災害時における災害情報等の収集、伝達についての計画は、一般災害対策編「第4章 第8節 情報収集・伝達体制整備計画」及び同編「第5章 第1節 災害情報収集・伝達計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

第1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備 災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。

1 町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めることとし、全国瞬時警報システム（J-ALERT）などで受信した緊急地震速報を清水町 防災行政無線（戸別受信機含む。）や IP 告知等により住民等への伝達に努めるものとする。

2 町及び防災関係機関は、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、災害時要支援者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に清水町防災行政無線（戸別受信機含む。）等の無線系の整備を図るとともに、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

3 町は放送事業者、通信事業者等による被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集に努めるものとする。

また、町は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努めるものとする。

4 町、道及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、ヘリコプター、衛星通信車、テレビ会議、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速かつ的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集、伝達の多重化・多様化に努めるものとする。

第2 災害情報等の内容及び通報の時期

1 清水町

(1) 町は、震度5弱以上を記録した場合、被災状況を十勝総合振興局を通じて道に報告する。

（ただし、震度5強以上を記録した場合、第1報を道及び国（消防庁経由）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。）

なお、消防庁長官から要請があった場合、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

(2) 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。

(3) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

第3 通信施設の整備の強化 町及び道は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用

電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

また、防災関係機関は、地震災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達が可能となるよう通

信施設の整備強化を図るものとする。

第4節 災害広報・情報提供計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」を準用する。

第5節 避難対策計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第4節 避難対策計画」を準用する。

第6節 救助救出計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第9節 救助救出計画」を準用する。

第7節 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、町における消火活動に関する計画は、一般災害対策編「第4章 第10節 警防計画」及び一般災害対策編「第7章 第5節 大規模な火事災害対策計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

第1 消防活動体制の整備 町及びとちかち広域消防局及び清水消防署は、地域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておく。

第2 火災発生、被害拡大危険区域の把握 町及びとちかち広域消防局及び清水消防署は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、次に掲げる危険区域を予め把握し、又必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資する。

- 1 住宅密集地域の火災危険区域
- 2 崖崩れ、崩壊危険箇所
- 3 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

第3 相互応援協力の推進 とちかち広域消防局は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をする。

- 1 消防相互応援
- 2 広域航空消防応援
- 3 緊急消防援助隊による応援

第4 地震火災対策計画の作成 とちち広域消防局及び清水消防署は、大地震時における火災防御活動及び救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。

この場合その基本的事項は、おおむね次のとおりである。

1 消防職員等の確保 大規模地震発生時には、住宅地における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、さらに消防職員、団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

2 消防水利の確保 地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

3 応急救出活動 大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に要配慮者の救助方法について検討しておく。

4 初期消火の徹底

住民に対しては平素から地震発生時の火気の手締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

第8節 災害警備計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第12節 災害警備計画」を準用する。

第9節 交通応急対策計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第13節 交通応急対策計画」を準用する。

第10節 輸送計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第14節 輸送計画」を準用する。

第11節 ヘリコプター等活用計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第8節 ヘリコプター等活用計画」を準用する。

第12節 食料供給計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第15節 食料供給計画」を準用する。

第 13 節 給水計画

本節については、一般災害対策編「第 5 章 第 16 節 給水計画」を準用する。

第 14 節 医療・生活必需物資供給計画

本節については、一般災害対策編「第 5 章 第 17 節 衣料・生活必需物資供給計画」を準用する。

第 15 節 石油燃料供給計画

本節については、一般災害対策編「第 5 章 第 18 節 石油類燃料供給計画」を準用する。

第 16 節 生活関連施設対策

地震の発生に伴い、生活に密着した施設（上下水道施設、電気、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。

これら各施設の応急復旧については、次のとおり実施する。

第 1 上下水道施設

一般災害対策編「第 5 章 第 21 節 上下水道施設対策計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

1 応急復旧 水道事業者及び下水道管理者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあら

かじめ定めておくほか、地震発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害にあった場合は速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

2 広報

水道事業者及び下水道管理者は、地震により上下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第 2 電気

一般災害対策編「第 5 章 第 19 節 電力施設災害応急計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

1 応急復旧 電気事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画を予め定めておくほか、

地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

2 広報 電気事業者は、地震により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止

及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ・ラジオなどの報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

第3 通信

1 応急復旧 電気通信事業者は、地震災害発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施する

とともに、被害があった場合又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合においては、速やかに応急復旧を行う。

2 広報

通信を管理する機関は、地震により通信施設に被害のあった場合は、テレビ・ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

第4 放送 放送機関は、地震災害発生時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を提供するため、

施設の被害調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに応急復旧を実施するなど、放送が途絶えることのないよう対策を講じる。

第17節 医療救護計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第10節 医療救護計画」を準用する。

第18節 防疫計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第11節 防疫計画」を準用する。

第19節 廃棄物処理等計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第30節 廃棄物処理等計画」を準用する。

第20節 家庭動物等対策計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第28節 家庭動物等対策計画」を準用する。

第21節 文教対策計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第26節 文教対策計画」を準用する。

第22節 住宅対策計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第24節 住宅対策計画」を準用する。

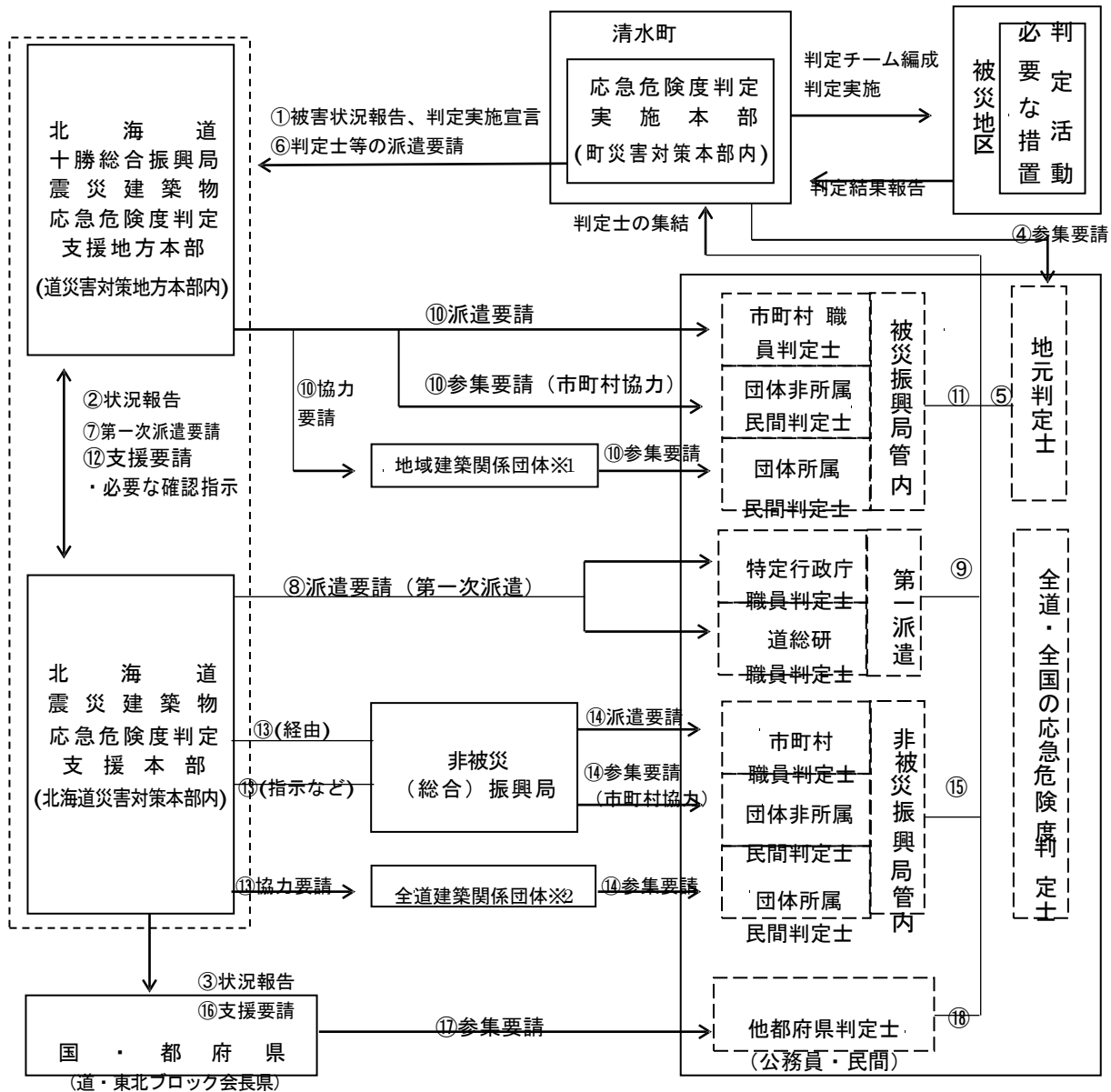
第 23 節 被災建築物安全対策計画

本節については、一般災害対策編「第 5 章 第 23 節 被災宅地安全対策計画」を準用するほか、特に被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策として次のとおり実施する。

第 1 応急危険度判定の活動体制 町及び道は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、

応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。



※ 1 地域建築関係団体：被災地を含む管内で構成する地区協議会の会員である建築関係団体（例：建築士会〇〇支部）

※ 2 全道建築関係団体：全道連絡協議会の会員である建築関係団体（例：建築士会(本部)）

第2 応急危険度判定の基本的事項

1 判定対象建築物 原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

2 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

3 判定対象建築物

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険:建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立入りができない。

要注意:建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立入りが可能である。

調査済:建築物の損傷が少ない場合である。

4 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

5 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第3 石綿飛散防災対策 被災建築物からの石綿の飛散による二次被害を防止するため、道が町と連携し、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき、建築物等の被災状況の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導等を実施する。

第24節 被災宅地安全対策計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第23節 被災宅地安全対策計画」を準用する。

第25節 行方不明者の搜索及び遺体の收容処理埋葬計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第27節 行方不明者の搜索及び遺体の收容処理埋葬計画」を準用する。

第26節 障害物除去計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第25節 障害物除去計画」を準用する。

第27節 広域応援・受援計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第7節 広域応援・受援計画」を準用する。

第 28 節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

本節については、一般災害対策編「第 5 章 第 6 節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

第 29 節 防災ボランティアとの連携活動計画

本節については、一般災害対策編「第 5 章 第 31 節 防災ボランティアとの連携計画」を準用する。

第 30 節 災害救助法の適用と実施

本節については、一般災害対策編「第 5 章 第 34 節 災害救助法の適用と実施」を準用する。

第 4 章 災害復旧・被災者援護計画

地震等の災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町及び道は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第 1 節 災害復旧計画

本節については、一般災害対策編「第 8 章第 1 節 災害復旧計画」を準用する。

第 2 節 被災者援護計画

本節については、一般災害対策編「第 8 章第 2 節 被災者援護計画」を準用する。

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策推進計画

第1節 総則

第1 推進計画の目的 この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

(平成16年法律第27号)第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)について、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱 本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

(以下「防災関係機関」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱は、一般災害対策編「第1章 第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」の定めるところによる。

第2節 災害対策本部の設置等

第1 災害対策本部の設置及び運営 町は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定され得る規模の地震(以下本節以

降において「海溝型地震」という。)が発生したときの災害対策本部の設置は、地震災害対策編「第3章 第1節 応急活動体制」の定めるところによる。

第2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、地震災害対策編「第3章 第1節 応急活動体制」の定めるところによる。

第3 災害応急対策要員の参集

配備基準等については、地震災害対策編「第3章 第1節 応急活動体制」の定めるところによる。なお、職員は、海溝型地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第3節 地震発生時の応急対策等

第1 地震発生時の応急対策

1 地震情報の伝達 海溝型地震発生時の地震に関する情報の伝達については、地震災害対策編「第3章 第2節 地

震情報の伝達計画」の定めるところによる。

2 災害情報等の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達 地震や被害状況等の情報の収集・伝達については、被災の状況により通常使用している情報

伝達網が寸断されることを考慮し、それぞれが有する情報組織及び通信機器等を全面的に活用し、情報を収集・伝達することとする。

また、町は、避難勧告等の住民等への迅速かつ確実な伝達手段として、清水町防災行政無線（戸別受信機含む。）等の無線系の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、災害時の通信手段の確保その他の災害情報等の収集、伝達については、地震災害対策編「第3章 第3節 災害情報等の収集・伝達計画」の定めるところによる。

(2) 避難のための勧告及び指示

ア 町長

避難の勧告等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、清水町防災行政無線（戸別受信機含む。）、IP 告知、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

イ 知事

知事は、地震発生時に、当該災害の発生により町長が避難のための勧告又は指示に関する措置ができない場合は、町長に代わってこれらの措置を実施する。

ウ 警察官

町長から要請があったとき又は町長が避難の指示をすることができないと認めるときは、避難の指示等を行うこととする。その場合、直ちにその旨を町長に通知するものとし、通知を受けた町長は、その旨を十勝総合振興局長に報告する。

警察官は、天災等により危険な事態が発生し、特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

エ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 天災等により危険な事態が発生し、特に急を要する場
合において、警察官がその場にいないと

きは、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

(3) このほか、地震発生時の避難勧告等の伝達方法等については、地震災害対策編「第3章 第5節 避難対策計画」の定めるところによる。

3 施設の緊急点検・巡視 町は、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・

巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

4 二次災害の防止 町は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急

措置等、関係機関との相互協力の下で実施するものとする。また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、要員の安全確保に配慮し、必要な措置を講ずるものとする。

(1) 交通応急対策計画

地震災害対策編「第3章 第9節 交通応急対策計画」の定めるところによる。

(2) 被災建築物安全対策計画

地震災害対策編「第3章 第23節 被災建築物安全対策計画」の定めるところによる。

(3) 被災宅地安全対策計画

地震災害対策編「第3章 第24節 被災宅地安全対策計画」の定めるところによる。

5 救助・救急・消火・医療活動 町は、関係機関及び団体等との相互連携の下に、迅速かつ円滑な救助・救急・消火・医療活動

を実施するものとする。

(1) 救助救出計画

地震災害対策編「第3章 第6節 救助救出計画」の定めるところによる。

(2) 地震火災等対策計画

地震災害対策編「第3章 第7節 地震火災等対策計画」の定めるところによる。

(3) 医療救護計画

地震災害対策編「第3章 第17節 医療救護計画」の定めるところによる。

6 物資調達

物資調達については、地震災害対策編「第2章 第5節 物資及び防災資機材の整備・確保に関する計画」、「第3章 第12節 食料供給計画」、「第3章 第13節 給水計画」、「第3章 第14節 衣料・生活必需物資供給計画」の定めるところによる。

7 輸送活動

輸送活動については、地震災害対策編「第3章 第10節 輸送計画」の定めるところによる。

8 保健衛生・防疫活動

保健衛生・防疫活動については、地震災害対策編「第3章 第18節 防疫計画」、「第3章 第19節 廃棄物処理等計画」、「第3章 第25節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところによる。

第2 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。
- (2) 町は、道に対して町内の住民、公私の団体（以下「住民等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

- 2 人員の配備 町は人員の配備状況を道へ報告し、必要に応じて広域からの派遣等による人員の配備を要請することとする。

第3 機関に対する応援要請 広域応援の要請、自衛隊の災害派遣要請、緊急消防援助隊の応援要請、広域緊急援助隊の援助要

求などについては、地震災害対策編「第3章 第27節 広域応援・受援計画」、「第3章 第28節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところによる。

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

1 整備方針

- (1) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、おおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業計画は、別途地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、推進するものとする。
- (2) 道及び町は、施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し、実施するものとする。
- (3) 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行うものとする。
- (4) 施設等の整備を行うに当たっては、交通、通信その他積雪寒冷地域における地震防災上必要な機能が確保されるよう配慮して行うものとする。
- (5) 具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

2 整備すべき施設

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動を行うことが困難である区域の解消に資する道路

- (5) 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路、公園・緑地・広場その他の公共空地、又は建築物
- (6) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
- (7) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を地下に收容するための施設
- (8) 避難路若しくは緊急輸送道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備、森林保安施設、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
- (9) 公的医療機関、休日夜間診療を行っている病院・高度の救急医療を提供している病院、社会福祉施設、公立の小学校・中学校・中等教育学校（前期課程）・特別支援学校又は不特定かつ多数の者が出入りする公的建造物の改築又は補強
- (10) 農業用排水施設であるため池で、避難路若しくは緊急輸送道路又は人家の地震防災上改修等整備が必要なもの
- (11) 地域防災拠点施設
- (12) 清水町防災行政無線（戸別受信機含む。）設備その他の施設又は設備
- (13) 飲料水、食糧、電力等の確保のため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備
- (14) 救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫
- (15) 負傷者を一時的に受入れ、保護するための救護設備その他の設備又は資機材

第2 建築物、構造物等の耐震化の推進 建築物、構造物等の耐震化の推進については、地震災害対策編「第2章 第2節 地震に強いまちづくり推進計画」、「第2章 第12節 建築物及び社会資本施設等等災害予防計画」の定めるところによる。

第5節 防災訓練計画

第1 町及び防災関係機関における防災訓練の実施 防災訓練の実施については、地震災害対策編「第2章 第4節 防災訓練計画」の定めるところに

よるほか、次のとおり実施するものとする。

- 1 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び住民、自主防災組織等との協調体制の強化を目的として、海溝型地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、年1回以上実施するものとし、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期にも訓練を行うことに配慮するものとする。
- 3 町は、自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し、道へ必要な助言と指導を求めるものとする。
- 4 町は、道、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - (1) 動員訓練及び本部運営訓練
 - (2) 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - (3) 災害時要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に道及び防災関係機関に伝達する訓練
- 5 防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるとともに、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

第1 職員に対する教育

- 1 町は、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。
- 2 職員に対する防災教育は、災害対策本部等に係る各部班の所掌事務等を踏まえ、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。
 - (1) 海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - (2) 地震・津波に関する一般的な知識
 - (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
 - (4) 職員等が果たすべき役割
 - (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - (6) 今後地震対策として取組む必要のある課題

第2 住民等に対する教育・広報

地震防災上必要な教育及び広報については、地震災害対策編「第2章 第3節 地震に関する防災知識の普及・啓発」、「第2章 第1節 住民の心構え」の定めるところによるほか、次のとおり実施するものとする。

- 1 町は、道、関係機関と協力して、住民等に対する教育・広報を実施するものとする。
- 2 教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。
 - (1) 海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - (2) 地震・津波に関する一般的な知識
 - (3) 地震が発生した場合に出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - (4) 正確な情報入手の方法
 - (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - (6) 各地域における避難対象地区、危険箇所等に関する知識
 - (7) 各地域における避難所、避難場所及び避難路に関する知識
 - (8) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容
 - (9) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- 3 町は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。
- 4 教育・広報の方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育・広報を行うものとする。

第3 児童・生徒等に対する教育・広報

- 1 学校においては、児童・生徒等に対し、次の事項に配慮して学年等に応じた実践的な教育を行うものとする。
 - (1) 過去の地震災害の実態
 - (2) 地震発生 of 仕組みと危険性
 - (3) 地震に対する身の守り方と心構え
 - (4) 地域における地震防災の取組み等

第4 防災上重要な施設の管理者に対する教育・広報 町は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮するものとし、防災上重要な施設の管理者は、町、道が実施する研修に参加するよう努めるものとする。

第5 自動車運転者に対する教育・広報 町、北海道警察（新得警察）は、自動車運転者がとるべき措置について、教育・広報に努めるものとする。

第6 相談窓口の設置等 町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第7節 地域防災力の向上に関する計画

海溝型地震では、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあり、地域の災害状況によっては地震発生直後の応急対策活動に時間を要する可能性もあることから、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立って、住民自ら可能な防災対策を実践することに加え、地域住民、事業所、自主防災組織等の参加・連携による地域防災力の向上が重要である。

第1 住民の防災対策

- 1 住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。
- 2 住民は、平常時より地震に対する備えを心がけ、地震防災に関わる研修や訓練等への参加などを通じて、実践的な災害対応能力を身につけるよう努めるものとする。
- 3 平常時及び地震発生時の道民の心得等については、地震災害対策編「第2章 第1節 住民の心構え」の定めるところによる。

第2 自主防災組織の育成等

自主防災組織の育成等については、地震災害対策編「第2章 第7節 自主防災組織の育成等に関する計画」の定めるところによるほか、次のとおり実施するものとする。

- 1 住民は、地域の自主防災組織に積極的に参加し、地域の防災に寄与するよう努めるものとする。
- 2 町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施、要配慮者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。
- 3 町の担当者や自主防災組織のリーダーは、自主防災組織の普及のため、道の実施する研修会等の参加に努める。

第3 事業所等の防災対策

- 1 事業所を営む企業は、災害時に企業の果たす役割（従業員・顧客等の安全の確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。
- 2 基本計画で定められた区域において、法令に定める不特定多数の者が出入りする施設、危険物取扱施設等の施設又は事業を管理・運営する事業者は、対策計画等に基づき、町、防災関係機関及び地域住民等との連携にも配慮し、防災対策を実施するものとする。

3 多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組

織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努めるものとする。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置、育成等を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努めるものとする。

清水町地域防災計画

資 料 編

[細 目 次]

資料編

〔 関係機関等の連絡先 〕	203
○ 関係機関等の連絡先	203
〔 防災組織等 〕	207
○ 資料 1 災害対策本部掲示板	207
○ 資料 2 標 章	207
○ 資料 3 消防組織及び消防施設の現況	208
〔 気象・震度階級等 〕	211
○ 資料 4 町の気象概況	211
○ 資料 5 過去の災害の記録	212
○ 資料 6 気象庁震度階級関連解説表	215
〔 災害危険箇所 〕	219
○ 資料 7 水防区域	219
○ 資料 8－1 土砂災害危険箇所	220
○ 資料 8－2 地滑り・崖崩れ等危険区域	220
○ 資料 9 砂防施設設置箇所	222
○ 資料 10 危険物の貯蔵所及び取扱所等の所在	223
〔 避難・物資・資機材 〕	229
○ 資料 11 指定緊急避難場所・指定避難所	229
○ 資料 12－1 防災資機材及び救援物資保有状況	232
○ 資料 12－2 水防資機材保有状況	232
〔 通信・輸送 〕	233
○ 資料 13 緊急通行車両確認証明書	233
○ 資料 14 緊急通行車両標章	233
○ 資料 15 ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領	234
〔 応急・復旧 〕	236
○ 資料 16 被害状況判定基準	236
○ 資料 17 応急金融の要綱	240
○ 資料 18 「被災者生活再建支援法」に基づく支援（被災者生活再建支援制度）	252
〔 条例・協定等 〕	253
○ 資料 19 清水町防災会議条例	253
○ 資料 20 清水町災害対策本部条例	255
○ 資料 21 北海道広域消防相互応援協定	256
○ 資料 22 災害時における応急復旧・物資供給等の協力に関する協定	259

○ 資料 23	災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	261
○ 資料 24	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	264
○ 資料 25	北海道消防防災ヘリコプター応援協定	266
○ 資料 26	清水町災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）	268
	[様式]	273
○ 別記第 1 号様式	災害情報報告	273
○ 別記第 2 号様式	職員参集状況報告書	274
○ 別記第 3 号様式	職員参集状況集計表	275
○ 別記第 4 号様式	職員参集状況受付簿	276
○ 別記第 5 号様式	職員等安否確認調査票	277
○ 別記第 6 号様式	気象通報受理簿(兼送信票)	278
○ 別記第 7 号様式	水防活動実施報告	279
○ 別記第 8 号様式	災害情報	281
○ 別記第 9 号様式	被害状況報告(速報・中間・最終)	283
○ 別記第 10 号様式	災害情報速報	285
○ 別記第 11 号様式	公用令書等（別表 第 1 号様式～第 6 号様式）	286
○ 別記第 12 号様式	避難者世帯名簿	289
○ 別記第 13 号様式	避難所収容台帳	290
○ 別記第 14 号様式	避難所設置及び収容状況	290
○ 別記第 15 号様式	救助種目別物資受払簿	291
○ 別記第 16 号様式	被災者救出状況記録簿	292
○ 別記第 17 号様式	輸送記録簿	293
○ 別記第 18 号様式	炊き出し給与状況	294
○ 別記第 19 号様式	飲料水の供給簿	295
○ 別記第 20 号様式	世帯構成員別被害状況	296
○ 別記第 21 号様式	物資購入（配分）計画表	296
○ 別記第 22 号様式	物資の給与状況	297
○ 別記第 23 号様式	物資給与及び受領簿	298
○ 別記第 24 号様式	救護班活動状況	299
○ 別記第 25 号様式	医療実施状況	300
○ 別記第 26 号様式	助産台帳	301
○ 別記第 27 号様式	学用品の給与状況	302
○ 別記第 28 号様式	応急仮設住宅台帳	303
○ 別記第 29 号様式	住宅応急修理記録簿	304
○ 別記第 30 号様式	遺体の捜索状況記録簿	305
○ 別記第 31 号様式	遺体処理台帳	306

○ 別記第 32 号様式	埋葬台帳	・ ・ ・ ・ ・	307
○ 別記第 33 号様式	障害物除去の状況	・ ・ ・ ・ ・	308
○ 別記第 34 号様式	賃金作業員雇用台帳	・ ・ ・ ・ ・	309
○ 別記第 35 号様式	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票	・ ・ ・ ・ ・	310
○ 別記第 36 号様式	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書		311
○ 別記第 37 号様式	救急患者の緊急搬送情報伝達票	・ ・ ・ ・ ・	312
○ 別記第 38 号様式	自衛隊災害派遣要請の依頼について)	・ ・ ・ ・ ・	313
○ 別記第 39 号様式	自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について	・ ・ ・ ・ ・	314

〔 関係機関等の連絡先 〕

○ 関係機関等の連絡先

1 清水町（役場・消防署・公共施設等）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
清水町役場	清水町南 4条 2丁目 2番地	0156-62-2111
清水消防署	清水町南 6条 4丁目 1番地 2	0156-62-2519
御影分遣所	清水町御影東 1条 3丁目 20番地	0156-63-2212
清水町保健福祉センター	清水町南 3条 2丁目 1番地 1	0156-69-2222
清水町中央公民館（文化会館）	清水町南 3条 3丁目 1番地	0156-62-5115
清水町御影公民館（御影支所）	清水町御影東 1条 5丁目 1番地 1	0156-63-2111
清水町老人福祉センター	清水町南 2条 7丁目 1番地	0156-62-2582
清水町学校給食センター	清水町字清水基線 67番地 77	0156-62-2616
清水町図書館（郷土史料館）	清水町南 4条 1丁目 2番地	0156-62-3030
清水町農業研修会館	清水町字清水第 4線 59番地	0156-62-2521
農村環境改善センター	清水町御影東 2条 4丁目	0156-63-3319
清水町体育館	清水町字清水第 4線 59番地	0156-62-2913
清水町民水泳プール	清水町字清水 478番地	0156-62-4899
清水町柔道場	清水町字清水第 4線 59番地	
剣の郷創造館	清水町字旭山 31番地	0156-63-2568
きたくま文化蔵	清水町字熊牛 125番地の 2	0156-62-6888
清水町世代間交流センター	清水町御影東 1条 4丁目 2番地	0156-63-2115
少年自然の家	清水町字羽帯南 10線 94番地	0156-63-2139
清水町アイスアリーナ	清水町字御影南 2線 69番地	0156-63-3939
清水町清掃センター	清水町字羽帯 83番地の 8	0156-63-3351
清水町営育成牧場	清水町字羽帯、字清水	0156-62-4761

2 事務組合

名 称	所 在 地	電 話 番 号
とちろ広域消防局	帯広市西 6条南 6丁目 3番地 1	0155-26-0119
十勝圏複合事務組合	帯広市西 5条南 7丁目 1番地	0155-65-4227

3 保育所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
清水幼稚園	清水町字清水 478番地の 2	0156-62-5087
第一保育所	清水町北 2条 1丁目 12番地	0156-62-2581
第二保育所	清水町南 3条 8丁目 11番地	0156-62-3321
御影保育所	清水町御影東 2条 4丁目 1番地	0156-63-2026

4 学校（小中学校・高等学校）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
清水小学校	清水町字清水第 2 線 71 番地	0156-62-2082
御影小学校	清水町御影東 2 条 3 丁目 1 番地	0156-63-2560
清水中学校	清水町本通 11 丁目 2 番地	0156-62-2617
御影中学校	清水町字御影南 2 線 73 番地	0156-63-2562
北海道清水高等学校	清水町北 2 条西 2 丁目 2 番地	0156-62-2156

5 北海道

名 称	所 在 地	電 話 番 号
十勝総合振興局（地域創生部地域政策課）	帯広市東 3 条南 3 丁目	0155-26-9023
十勝教育局	帯広市東 3 条南 3 丁目	0155-27-8627
十勝総合振興局 帯広建設管理部 （鹿追出張所）	上川郡鹿追町南町 1 丁目 54	0156-66-2301
十勝総合振興局 保健環境部 （新得地域保健支所）	上川郡新得町 3 条南 6 丁目	0156-64-5104
十勝総合振興局 産業振興部 （南部耕地出張所）	河西郡芽室町東 9 条 5 丁目	0155-62-3134
十勝農業改良普及センター 十勝西部支 所	清水町字清水基線 67-76	0156-62-2015
十勝家畜保健衛生所	帯広市川西町基線 59-6	0155-59-2021
十勝総合振興局産業振興部林務課	帯広市東 3 条南 3 丁目	0155-27-8604

6 北海道警察

名 称	所 在 地	電 話 番 号
新得警察署	上川郡新得町 4 条南 6 丁目 1-2	0156-64-0110
清水交番	清水町南 4 条 4 丁目 2 番地 2	0156-62-2151
御影駐在所	清水町御影東 1 条 3 丁目 2 番地	0156-63-2151

7 自衛隊

名 称	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊第五戦車大隊（鹿追駐屯地）	河東郡鹿追町笹川北 12 線 10 番地	0156-66-2211

8 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道土地改良事業団体連合会 十勝支部	帯広市西 3 条南 3 丁目十勝合同庁舎町村会内	0155-23-6645
帯広開発建設部 帯広道路事務所	中川郡幕別町札内西町 73 番地 6	0155-25-1250
帯広開発建設部 帯広河川事務所	中川郡幕別町札内西町 73 番地 6	0155-25-1294
北海道農政事務所 帯広地域拠点	帯広市西 6 条南 7-3 帯広地方合同庁舎	0155-24-2401
北海道財務局帯広財務事務所	帯広市西 5 条南 6 丁目 11 番地	0155-25-6381
十勝西部森林管理署	帯広市東 9 条南 14 丁目 2 番地 2	0155-24-6118
北海道運輸局帯広運輸支局	帯広市西 19 条北 1 丁目 8 番 4 号	0155-33-3282

名 称	所 在 地	電 話 番 号
釧路地方気象台（防災業務課）	釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎9階	0154-31-5146
帯広測候所	帯広市東 4条南 9丁目 2番 1号	0155-24-4555
北海道総合通信局防災対策推進室	札幌市北区北 8条西 2丁目札幌第一合同庁舎	011-747-6451
国土地理院北海道地方測量部	札幌市北区北 8条西 2丁目札幌第一合同庁舎	011-709-2311

9 指定公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
清水郵便局	清水町南 2条 3丁目 8番地	0156-62-2337
人舞郵便局	清水町字人舞 210番地 6	0156-62-2499
熊牛郵便局	清水町字熊牛 71番地	0156-62-2337
御影郵便局	清水町御影本通 4丁目 2番地	0156-63-2120
NTT 東日本ー北海道 北海道東支店	帯広市東 3条南 12丁目 2番地	0155-23-8920
NTT ドコモ 北海道支社帯広支店	帯広市大通南 9丁目 4 帯広大通ビル	0155-23-1680
KDDI au 帯広支店	帯広市大通南 10丁目 18番地	0155-21-7770
北海道電力株式会社 新得ネットワークセンター	上川郡新得町拓鉄 141番地	0156-64-5303
日本赤十字社 北海道支部	札幌市中央区北 1条西 5丁目	011-231-7126
北海道旅客鉄道株式会社十勝清水駅	清水町本通 1丁目 1番地 1	0156-62-2506
東日本高速道路株式会社北海道支社 帯広管理事務所	河東郡音更町字音更西 2-7-3	0155-42-8151
NHK 帯広放送局	帯広市西 5条南 7丁目 2番地 2	0155-23-6504

10 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
HBC 帯広放送局	帯広市西 2条南 10丁目 11-2 ISビル 2階	0155-23-9125
STV 帯広放送局	帯広市東 4条南 13丁目	0155-23-8600
HTB 帯広支社	帯広市西 3条南 10丁目 32 日本生命帯広駅前ビル	0155-22-0531
UHB 帯広支社	帯広市西 4条南 9丁目	0155-24-3446
十勝医師会	帯広市西 5条南 2丁目 12-4	0155-28-2898

11 その他の公共的団体

名 称	所 在 地	電 話 番 号
十勝清水町農業協同組合	清水町南 2条 1丁目	0156-62-2161
十勝農業共済組合西部支所	清水町字清水第 1線 50番地 41	0156-62-2072
清水町商工会	清水町本通 1丁目	0156-62-2208
清水町森林組合	清水町字御影南 1線 48番地	0156-63-2004
清水町建設業協会	清水町南 4条西 4丁目 11番地	0156-62-2533
北海道エルピーガス災害対策協議会十勝支部	帯広市西 5条南 2丁目 12番地 4	0155-23-5993
帯広地方石油業協同組合清水支部	清水町南 1条 1丁目 5番地	0156-62-2183
清水町社会福祉協議会	清水町南 2条 7丁目 1番地	0156-69-2200

12 近隣市町村（十勝管内市町村）

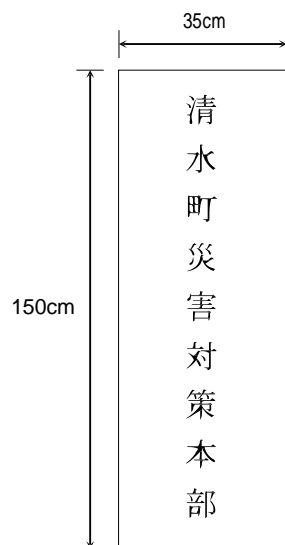
名 称	所 在 地	電 話 番 号
帯広市	帯広市西 5条南 7丁目 1番地	0155-24-4111
音更町	河東郡音更町元町 2番地	0155-42-2111
士幌町	河東郡士幌町字士幌 225番地	01564-5-2211
上士幌町	河東郡上士幌町字上士幌東 3線 238番地	01564-2-2111
鹿追町	河東郡鹿追町東町 1丁目 15番地 1	0156-66-2311
新得町	上川郡新得町 3条南 4丁目 26番地	0156-64-5111
芽室町	河西郡芽室町東 2条 2丁目 14	0155-62-2611
中札内村	河西郡中札内村大通南 2丁目 3番地	0155-67-2311
更別村	河西郡更別村字更別南 1線 93番地	0155-52-2111
大樹町	広尾郡大樹町東本通 33番地	01558-6-2111
広尾町	広尾郡広尾町西 4条 7丁目 1番地 1	01558-2-2111
幕別町	中川郡池田町西 1条 7丁目 11番地	015-572-3111
豊頃町	豊頃町茂岩本町 125番地	015-574-2211
本別町	中川郡本別町北 2丁目 4番地	0156-22-2141
足寄町	足寄郡足寄町北 1条 4丁目 37番地	0156-25-2141
陸別町	足寄郡陸別町字陸別東 1条 3丁目 1番地	0156-27-2141
浦幌町	十勝郡浦幌町字桜町 15番地 6	015-576-2111

13 町内医療機関

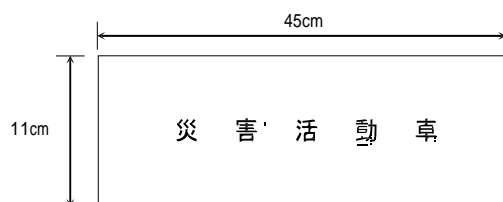
名 称	住 所	電 話 番 号
清水赤十字病院	清水町南 2条 2丁目 1番地	6 2 - 2 5 1 3
医療法人前田クリニック	清水町南 1条 4丁目 1番地	6 2 - 2 0 3 2
医療法人社団だい内科	清水町南 4条 4丁目 2番地 1	6 9 - 3 5 5 5
御影診療所	清水町御影西 2条 3丁目 13番地	6 3 - 2 3 2 0
医療法人啓仁会病院	清水町御影本通 5丁目 9番地	6 3 - 3 1 3 1

[防 災 組 織 等]

○ 資料1 災害対策本部揭示板



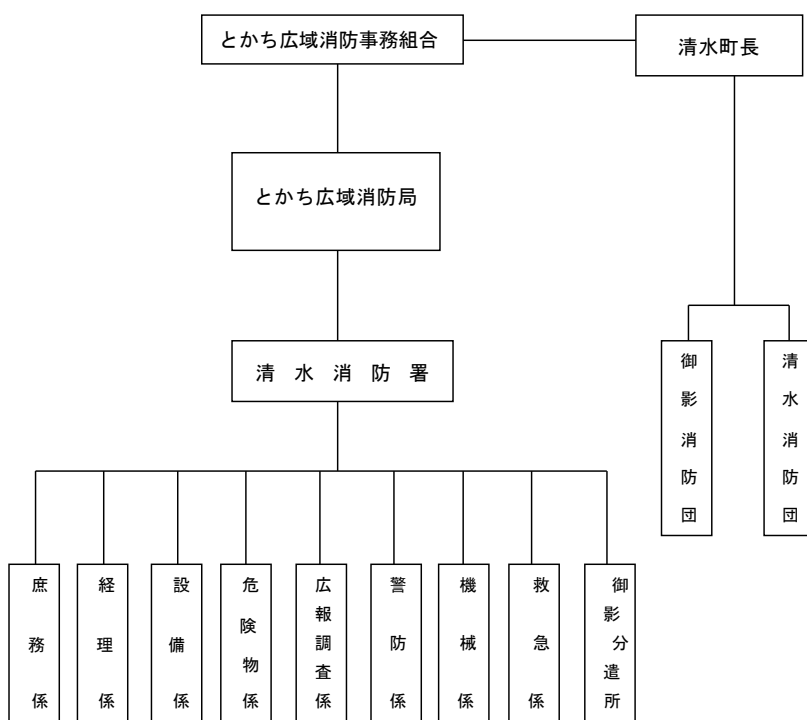
○ 資料2 標章



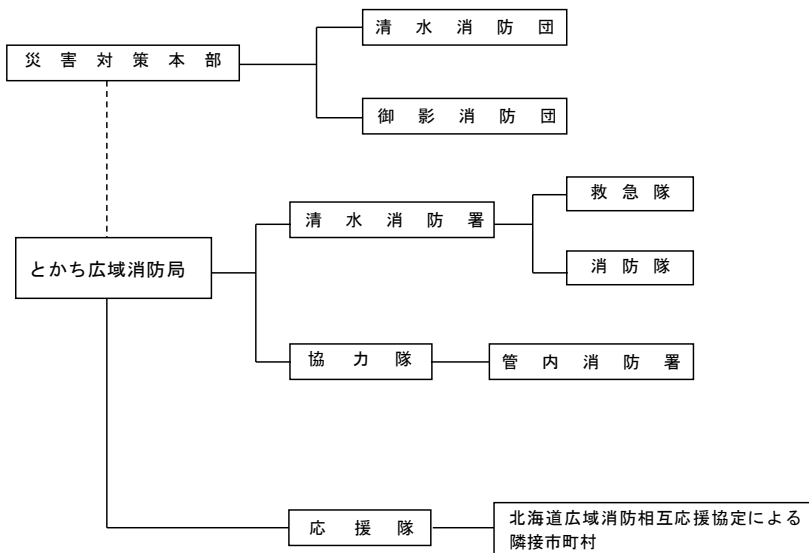
○ 資料3 消防組織及び消防施設の現況

1 消防組織

(平常時の組織機構)



(非常時の部隊編成)



2 消防車両等の現況

地域名	消 防 署				
	消 防 ポ ン プ 自 動 車 等				
	ポン プ 車	化 学 車	は し ご 車	救 助 工 作 車	救 急 車
清水地区	1	1			2
御影地区					
計	1	1			2

地 域 名	消 防 団		署・団							
	消防ポンプ車等		その他の消防車両							
	ポン プ 車	小 型 動 力	指 揮 車	広 報 車	水 槽 車	積 載 車	輸 送 車	工 作 車	訓 練 車	そ の 他
清 水 地 区	3	1		3	1					
御 影 地 区	2	1	1		1					
計	5	2	1	3	2					

3 消防水利施設の現況

地 域 名	消 火 栓	防 火 水 槽	防 火 井 戸	私 設 消 火 栓	計
清 水 地 区	124	24	1	0	149
御 影 地 区	28	20	1	0	49
そ の 他 地 域	1	6	0	0	7
計	153	50	2	0	205

4 消防無線施設の現況

設置・配備場所	固 定 局	基 地 局	易 無 線 局 デ ジ タ ル 簡
清 水	1	24	49
御 影	1	11	18
計	2	35	67

〔 気象・震度階級等 〕

○ 資料4 町の気象概況

要素	降水量	平均気温	最高気温	最低気温	平均風速	積雪の深さ 最大
	(mm)	(°C)	(°C)	(°C)	(m/s)	(cm)
統計期間	1981~2010	1981~2010	1981~2010	1981~2010	1981~2010	1984~2010
資料年数	30	30	30	30	30	26
1月	51.3	-6.5	-2.4	-11.7	1.9	59.0
2月	37.9	-6.0	-1.7	-11.4	1.9	66.0
3月	57.7	-1.6	2.7	-6.2	2.1	66.0
4月	66.1	5.2	10.5	-0.1	2.0	17.0
5月	93.7	10.9	16.8	5.1	1.8	1.0
6月	82.0	14.9	20.6	9.8	1.4	0.0
7月	141.1	18.3	23.2	14.2	1.2	0.0
8月	196.7	19.9	24.8	15.8	1.2	0.0
9月	161.7	15.6	20.7	11.0	1.3	0.0
10月	103.7	9.3	14.6	4.3	1.7	0.0
11月	81.1	2.8	6.9	-1.3	2.1	9.0
12月	56.8	-3.3	0.3	-7.4	2.1	34.0
年	1,129.6	6.6	11.4	1.9	1.7	75.0

※観測地点：町に最も近い気象庁の観測地点を掲載

資料：気象庁（※観測地点：新得）

○ 資料5 過去の災害の主な記録

発生年月日	種 別	地 域	被 害 状 況
大 3. 5. 7	火 災	清水市街	焼失戸数 54 戸
昭 7	水 害	熊 牛	床下浸水家屋 12 戸、畑流出 3.5ha 堤防の欠壊、橋梁の流出、道路の欠壊 被害額 256,800 円
昭 10. 8.29	台風豪雨	町内一円	大小河川の氾らんにより農作物被害 被害面積 687ha 被害額 12,670 円
昭 22. 5.14 ~17	水 害	町内一円	堤防、道路、田畑の欠壊流失 農作物被害 207ha 被害総額 10,172,038 円
昭 22. 5. 9	風 害	町内一円	農作物被害 600ha 被害額 386,259 円
昭 27. 3. 4	地 震	町内一円	十勝沖地震 (M8.2) 被災戸数 10 戸 被災人員 56 名 被害額 6,300,000 円
昭 29. 5.10	風 害	町内一円	建物 住宅全壊 47 戸 非住宅全壊 38 戸 住宅半壊 207 戸 非住宅全壊 273 戸 住宅小破 767 戸 非住宅小破 434 戸 負傷者 重傷 2 名 軽傷 8 名 被害総額 142,791,000 円
昭 36.7.26	低気圧	町内一円	十勝川増水、中小河川氾濫により民家・畑が冠水 十勝川流域で孤立していた住民を消防団が救助
昭 37. 8. 3 ~4	台風 9 号 10 号	町内一円	橋梁全流出及び半流出等 20 ヶ所 道路 決壊 20 ヶ所 河川決壊等 30 ヶ所 農 地流出 83ha 農作物被害 5.453ha 床上 浸水 18 戸、床下浸水 40 戸 被害額 446,000,000 円
昭 38. 1.21	火 災	清水市街	工場全焼 1,126 m ²
昭 40. 9.10	台風 23 号 24 号	町内一円	浸水畑 997ha 被害額 7,345,000 円
昭 41.10.13	火 災	中 熊 牛	学校全焼 504 m ² 被 害額 7,295,000 円
昭 42.11.20	火 災	上 旭	焼失 1 戸 焼死幼児 3 名
昭 45. 6. 7	火 災	上 熊 牛	焼失 1 戸 焼死 3 名
昭 46. 2.11	火 災	羽 帯	車両 1 台焼失 焼死 1 名
昭 46. 4.13	火 災	羽 田 桐	福祉施設全焼 焼死 1 名
昭 46.11.13	火 災	人 舞	町有林焼失 18ha
昭 47. 9.17	台風 20 号	町内一円	各小河川の氾らんにより浸水、道路欠壊、橋梁の流出、 農地の流出 住宅全壊 1 戸 住宅浸水 508 戸 畑地 浸水 116ha 農作物被害 3,757ha 河川 25 ヶ所、道路欠壊 109 ヶ所、橋梁 10 ヶ所 被害額 473,194,000 円
昭 48. 5.17	火 災	旭 山	住宅全焼 78 m ² 焼死 1 名

発生年月日	種 別	地 域	被 害 状 況
昭 48. 8.22	台風 10 号	町内一円	各小河川の氾らんにより道路決壊、橋梁の流出等 橋梁の流出 60m1ヶ所 道路の決壊 18ヶ所 河 川用地決壊流出 150m 被害額 27,000,000 円
昭 53.10.26	火 災	清水市街	中学校 焼失面積 528 m ²
昭 53.11.10	火 災	清水市街	住宅全焼 64 m ² 焼死 1 名
昭 56. 8. 3 ～ 6	前線と台風 12号による 大雨災害	町内一円	各河川の氾らんにより浸水、道路決壊、農地の流出、橋 梁橋脚沈下等 住宅・店舗床下浸水 59 戸 農地流出 7ha 農作物被害 3,353ha 農業用施設 16ヶ所 道路被害 124ヶ所 河川 23ヶ所 橋梁 3ヶ所 明渠 8本 被 害額 3,259,978,000 円
昭 56. 8.23	台風 15号	町内一円	風害による被害 住宅被害一部破損 1件 非住家全壊 2件 半壊 1戸 農業施設 2件 営農施設 全壊 40件、半壊 8件、一部破損 16件、清掃 施設 1件、公共施設 6件 被害額 14,979,000 円
昭 58. 1. 5	火 災	東 羽 帯	住宅全焼 140 m ² 焼死 1 名
昭 62. 1.29	雪 崩	国道 274号 日勝トンネル入口	死亡 1名 重傷 2名、軽傷 4名
昭 62. 9. 1	台風 12号崩 れ温帯低気 圧	町内一円	風害による被害 死亡 1名、重傷 6名、軽傷 9名 住宅被害一部破損 13件、非住宅半壊 1件、一部破損 2件、 農業施設 12件 公共施設 20件、農作物 556ha 被害額 27,406,000 円
昭 63.10.22	事 故	国道 274号 日勝峠 9 合目	交通事故 死者 3名 負傷者 1名
平 2.12.31	火 災	神 居 1	焼失面積 3,162 m ²
平 3.11. 5	劇物漏えい	平 和	移動タンク車で希硫酸（劇物）を運搬中、タンク車が道 路路肩に転覆し、約 3,000 ㍓が漏洩し、地下浸透及び十 勝川水系小林川に流出
平 5. 9.10	劇物漏えい	神 居	地下タンクより灯油漏えい 漏えい量 15,000㍓
平 6. 3.17	火 災	国道 274号	車両火災 1台焼失 焼死 1名
平 8. 8.14	火 災	下 佐 幌	鶏舎全焼 1,357 m ²
平 10.12.22	火 災	清水市街	住宅全焼 焼死 2名
平 13.12. 5	火 災	清水市街	住宅全焼 136 m ² 焼死 1 名
平 14.10.1 ～11	前線と台風	町内一円	道路陥没 1箇所、道路崩壊 12箇所、土砂流失 2箇所、農 作物被害

発生年月日	種 別	地 域	被 害 状 況
平 5. 9.26	地 震	町内一円	十勝沖地震 (M8.0) 震度 5 弱
平 19.11.23	火 災	清水市街	住宅部分焼 焼死 1 名
平 23. 3.11	地 震	町内一円	東北地方太平洋沖地震 (M9.0) 震度 4
平 25. 2. 3	地 震	町内一円	十勝地方中部を震源とする地震 震度 5 弱
平 28. 8.30	台風 10 号	町内一円	大雨によるペケレベツ川等氾濫被害 行方不明者 2 名、住家全壊 6 戸、半壊 8 戸 作物被害 3,279ha、農地被害 203ha 町道 34 箇所通行止め、2,962 戸水道断水、210 戸農業用水断水 被害額 18,319 百万円 (速報値)

○ 資料6 気象庁震度階級関連解説表

(平成 21 年 3 月 気象庁)

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに わずか 大半 ほとん ど	極めて少ない。めったにない。数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。半分以上。ほとんどよりは少ない。全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

- (注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。」
- (注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。

- (注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

〔 災害危険箇所 〕

資料 7 水防区域

(平成 29 年度重要水防箇所)

No.	河川名	左右岸	築堤名	距離標	延長	種別	重要度	重点区間	管理者
1	十勝川	左岸	熊牛築堤	80.80～81.00	0.38	堤防高	B		北海道開発局
2	十勝川	左岸	熊牛築堤	82.20～82.20	0.19	堤防高	B		北海道開発局
3	十勝川	左岸	熊牛築堤	82.60～82.60	0.19	堤防高	B		北海道開発局
4	十勝川	左岸	熊牛築堤	83.80～83.80	0.19	堤防高	B		北海道開発局
5	十勝川	左岸	熊牛築堤	89.40～89.40	0.18	堤防高	A		北海道開発局
6	十勝川	左岸	熊牛築堤	89.80～90.20	0.36	堤防高	B		北海道開発局
7	十勝川	右岸	羽帯築堤	80.80～81.20	0.64	堤防高	B		北海道開発局
8	十勝川	右岸	羽帯築堤	82.20～82.20	0.15	堤防高	B		北海道開発局
9	十勝川	右岸	羽帯築堤	82.40～82.60	0.30	堤防高	B		北海道開発局
10	十勝川	左岸	熊牛築堤	89.00～89.20	0.36	堤防断面	B		北海道開発局
11	十勝川	左岸	熊牛築堤	89.40～89.40	0.18	堤防断面	A		北海道開発局
12	十勝川	左岸	熊牛築堤	89.60～89.60	0.18	堤防断面	B		北海道開発局
13	十勝川	左岸	熊牛築堤	89.80～90.20	0.54	堤防断面	A		北海道開発局
14	十勝川	左岸	熊牛築堤	90.40～90.60	0.36	堤防断面	B	重点区間	北海道開発局
15	十勝川	右岸	羽帯築堤	81.20～81.20	0.21	堤防断面	B		北海道開発局
16	十勝川	右岸	羽帯築堤	81.60～81.80	0.43	堤防断面	B		北海道開発局
17	十勝川	右岸	人舞築堤	88.60～89.80	1.31	堤防断面	B	重点区間	北海道開発局
18	十勝川	右岸	ニトマップ築堤	90.00～90.00	0.18	堤防断面	B		北海道開発局
19	十勝川	右岸	ニトマップ築堤	90.20～91.60	1.44	堤防断面	B	重点区間	北海道開発局
20	十勝川	右岸	ニトマップ築堤	92.40～93.20	0.9	堤防断面	B	重点区間	北海道開発局
21	十勝川	右岸	ニトマップ築堤	93.40～93.80	0.54	堤防断面	B		北海道開発局
22	十勝川	右岸	ニトマップ築堤	95.40～95.40	0.18	堤防断面	B	重点区間	北海道開発局
23	十勝川	右岸	ニトマップ築堤	95.60～96.40	0.18	堤防断面	B		北海道開発局
24	十勝川	右岸	御影築堤	78.80～80.20	1.65	法崩れ・スベリ	B		北海道開発局
25	十勝川	右岸	人舞築堤	88.60～89.80	1.31	法崩れ・スベリ	B	重点区間	北海道開発局
26	十勝川	右岸	ニトマップ築堤	90.20～91.60	1.46	法崩れ・スベリ	B	重点区間	北海道開発局
27	十勝川	右岸	ニトマップ築堤	91.80～92.20	0.55	法崩れ・スベリ	B		北海道開発局
28	十勝川	右岸	ニトマップ築堤	92.40～93.20	0.91	法崩れ・スベリ	B	重点区間	北海道開発局
29	十勝川	左岸	熊牛築堤	90.30～90.50	0.18	水衝・洗掘	A	重点区間	北海道開発局
30	十勝川	左岸	熊牛築堤	90.50～90.70	0.18	水衝・洗掘	B	重点区間	北海道開発局
31	十勝川	左岸	屈足築堤	97.40～97.40	0.20	水衝・洗掘	B		北海道開発局
32	十勝川	右岸	ニトマップ築堤	94.50～94.60	0.18	水衝・洗掘	A		北海道開発局
33	十勝川	右岸	ニトマップ築堤	94.70～94.80	0.18	水衝・洗掘	B		北海道開発局
34	十勝川	右岸	ニトマップ築堤	95.30～95.40	0.18	水衝・洗掘	B	重点区間	北海道開発局
35	十勝川	左岸	芽室太築堤	80.40～80.50	0.13	旧川跡	要注意		北海道開発局
36	十勝川	左岸	熊牛築堤	80.50～80.75	0.18	旧川跡	要注意		北海道開発局
37	十勝川	左岸	熊牛築堤	81.00～81.20	0.17	旧川跡	要注意		北海道開発局
38	十勝川	左岸	熊牛築堤	85.05～85.10	0.10	旧川跡	要注意		北海道開発局
39	十勝川	左岸	熊牛築堤	85.50～85.50	0.06	旧川跡	要注意		北海道開発局
40	十勝川	左岸	熊牛築堤	86.00～86.05	0.04	旧川跡	要注意		北海道開発局
41	十勝川	左岸	熊牛築堤	86.20～86.35	0.14	旧川跡	要注意		北海道開発局
42	十勝川	左岸	熊牛築堤	86.45～86.50	0.06	旧川跡	要注意		北海道開発局
43	十勝川	左岸	熊牛築堤	86.95～87.00	0.06	旧川跡	要注意		北海道開発局
44	十勝川	左岸	熊牛築堤	87.30～87.70	0.34	旧川跡	要注意		北海道開発局
45	十勝川	左岸	熊牛築堤	88.15～88.20	0.07	旧川跡	要注意		北海道開発局
46	十勝川	左岸	屈足築堤	95.90～96.30	0.33	旧川跡	要注意		北海道開発局
47	十勝川	左岸	屈足築堤	96.35～96.50	0.16	旧川跡	要注意		北海道開発局
48	十勝川	左岸	屈足築堤	98.30～98.40	0.14	旧川跡	要注意		北海道開発局
49	十勝川	右岸	御影築堤	77.30～77.40	0.06	旧川跡	要注意		北海道開発局
50	十勝川	右岸	御影築堤	77.95～78.05	0.10	旧川跡	要注意		北海道開発局
51	十勝川	右岸	御影築堤	78.20～78.30	0.08	旧川跡	要注意		北海道開発局
52	十勝川	右岸	御影築堤	78.50～78.60	0.14	旧川跡	要注意		北海道開発局
53	十勝川	右岸	御影築堤	78.80～78.90	0.12	旧川跡	要注意		北海道開発局
54	十勝川	右岸	御影築堤	79.10～79.20	0.13	旧川跡	要注意		北海道開発局
55	十勝川	右岸	御影築堤	79.90～80.15	0.22	旧川跡	要注意		北海道開発局
56	十勝川	右岸	羽帯築堤	80.70～80.80	0.14	旧川跡	要注意		北海道開発局

No.	河川名	左右岸	築堤名	距離標	延長	種別	重要度	重点区間	管理者
67	十勝川	右岸	羽帯築堤	80.20～81.30	1.09	旧川跡	要注意		北海道開発局
58	十勝川	右岸	羽帯築堤	81.80～82.05	0.32	旧川跡	要注意		北海道開発局
59	十勝川	右岸	人舞築堤	88.45～88.50	0.05	旧川跡	要注意	重点区間	北海道開発局
60	十勝川	右岸	人舞築堤	89.15～89.20	0.05	旧川跡	要注意	重点区間	北海道開発局
61	十勝川	右岸	人舞築堤	89.60～89.65	0.07	旧川跡	要注意	重点区間	北海道開発局
62	十勝川	右岸	ニトマップ築堤	89.80～89.85	0.07	旧川跡	要注意		北海道開発局
63	十勝川	右岸	ニトマップ築堤	89.90～89.95	0.05	旧川跡	要注意		北海道開発局
64	十勝川	右岸	ニトマップ築堤	90.30～91.10	0.75	旧川跡	要注意	重点区間	北海道開発局
65	十勝川	右岸	ニトマップ築堤	92.60～92.70	0.11	旧川跡	要注意	重点区間	北海道開発局
66	十勝川	右岸	ニトマップ築堤	92.95～93.40	0.59	旧川跡	要注意	重点区間	北海道開発局
67	十勝川	右岸	ニトマップ築堤	93.40～93.55	0.23	旧川跡	要注意		北海道開発局
68	十勝川	右岸	ニトマップ築堤	94.40～94.60	0.15	旧川跡	要注意		北海道開発局
69	十勝川	右岸	ニトマップ築堤	96.20～96.40	0.25	旧川跡	要注意		北海道開発局
70	中熊牛川	左岸			0.8	堤防高			清水町
71	ベケレベツ川	左岸		JR 根室本線鉄道橋～石山橋 0.3km上流	1.15		B		北海道
72	ベケレベツ川	右岸		新清橋～石山橋	0.4		B		北海道
73	芽室川			町界～町界	1.40				北海道
74	芽室川			御影南 6 線町道千歳橋～羽帯南 12 線	5.00				北海道
75	佐幌川			下佐幌基線十勝川合流～町界	10.60				北海道
76	小林川			清水基線佐幌川合流～羽帯南 3 線	5.60				北海道
77	久山川			イソノ川との合流点～旭山 28 番地先	7.5				北海道

○ 資料 8-1 土砂災害危険箇所

箇所番号	箇所名
Ⅲ-8-25-726	清水 清水

○ 資料 8-2 地滑り・崖崩れ等危険区域

山地災害危険地区					
番号	種別	災害発生予想区域		整備計画	
		地区名	字名	実施機関	摘要
1	山腹崩壊	新得町-山-005	字熊牛	北海道	
2	山腹崩壊	新得町-山-006	字熊牛	北海道	
3	山腹崩壊	新得町-山-008	字熊牛	北海道	
4	山腹崩壊	清水町-山-001	字御影基線	北海道	
5	山腹崩壊	清水町-山-002	字清水第 1 線	北海道	
6	山腹崩壊	清水町-山-003	字清水第 3 線	北海道	

番号	種別	災害発生予想区域		整備計画	
		地区名	字名	実施機関	摘要
7	山腹崩壊	清水町-山-004	字羽帯北3線	北海道	
1	崩壊土砂流失	清水町-崩-001	字熊牛	北海道	
2	崩壊土砂流失	清水町-崩-002	字上然別西26線	北海道	
3	崩壊土砂流失	清水町-崩-003	字熊牛	北海道	
4	崩壊土砂流失	清水町-崩-004	字美蔓西25線	北海道	
5	崩壊土砂流失	清水町-崩-005	字美蔓西25線	北海道	
6	崩壊土砂流失	清水町-崩-006	字美蔓西25線	北海道	
7	崩壊土砂流失	清水町-崩-007	字熊牛	北海道	
8	崩壊土砂流失	清水町-崩-008	字美蔓西25線	北海道	
9	崩壊土砂流失	清水町-崩-009	字熊牛	北海道	
10	崩壊土砂流失	清水町-崩-010	字熊牛	北海道	
11	崩壊土砂流失	清水町-崩-011	字熊牛	北海道	
12	崩壊土砂流失	清水町-崩-012	字熊牛	北海道	
13	崩壊土砂流失	清水町-崩-013	字熊牛	北海道	
14	崩壊土砂流失	清水町-崩-014	字美蔓西25線	北海道	
15	崩壊土砂流失	清水町-崩-015	字清水第4線	北海道	
16	崩壊土砂流失	清水町-崩-016	字清水第6線	北海道	
17	崩壊土砂流失	清水町-崩-017	字清水第1線	北海道	
18	崩壊土砂流失	清水町-崩-018	字羽帯南7線	北海道	
19	崩壊土砂流失	清水町-崩-019	字羽帯南11線	北海道	
20	崩壊土砂流失	清水町-崩-020	字御影北1線	北海道	
21	崩壊土砂流失	清水町-崩-021	字御影基線	北海道	

番号	種別	災害発生予想区域		整備計画	
		地区名	字 名	実施機関	摘要
22	崩壊土 砂流失	清水町-崩-022	字御影基線	北海道	
23	崩壊土 砂流失	清水町-崩-023	字御影基線	北海道	
24	崩壊土 砂流失	清水町-崩-024	字旭山西 1 号	北海道	
25	崩壊土 砂流失	清水町-崩-025	字旭山	北海道	
26	崩壊土 砂流失	清水町-崩-026	字美蔓西 2 5 線	北海道	
27	崩壊土 砂流失	清水町-崩-027	字清水第 6 線	北海道	
28	崩壊土 砂流失	清水町-崩-028	字人舞	北海道	
29	崩壊土 砂流失	清水町-崩-029	字御影基線	北海道	
30	崩壊土 砂流失	清水町-崩-030	字熊牛	北海道	
31	崩壊土 砂流失	清水町-崩-031	字美蔓西 2 5 線	北海道	
32	崩壊土 砂流失	清水町-崩-032	字美蔓西 2 5 線	北海道	
33	崩壊土 砂流失	清水町-崩-033	字美蔓西 2 4 線	北海道	

○ 資料 9 砂防施設設置箇所

番号	水系	ダム名	工 種	施工年度	砂防指定地	
					告示年月日	番号
1	十勝川	ペケレベツ川 1 号	砂防堰堤	S39~S41	S40.7.5	1691
2	〃	ペケレベツ川 2 号	砂防堰堤	S63~H5	S63.7.21	1600
3	〃	ペケレベツ川	流路工	H6~H13	H8.8.13	1681
4	〃	芽室川 1 号	砂防堰堤	S46~S48	S48.9.26	2011
5	〃	芽室川 2 号	砂防堰堤	S48~S50	S46.7.7	1129
6	〃	芽室川 1 号床固工	砂防堰堤	S52	S52.4.27	757
7	〃	芽室川 2 号床固工	砂防堰堤	S53	S53.6.9	1036
8	〃	芽室川 3 号	砂防堰堤	S54~S57	S54.4.11	827
9	〃	芽室川 4 号	砂防堰堤	S58~S60	S58.10.7	1692
10	〃	芽室川 5 号	砂防堰堤	S61~S63	S61.9.8	1489
11	〃	芽室川 4 号床固工	砂防堰堤	S61~S63	S61.9.8	1489
12	〃	芽室川 3 号床固工	砂防堰堤	S62~S63	S62.10.12	1733
13	〃	芽室川	流路工		H12.8.9	1734

番号	水系	ダム名	工 種	施工年度	砂防指定地	
					告示年月日	番号
14	十勝川	芽室川遊砂地	遊砂地	S61～H13	S53.6.9 S63.7.21 H1.10.6	1036 1600 1690
15	〃	芽室川新 3号床固工	砂防堰堤	H8	H13.12.20	1776
16	〃	芽室川新 2号床固工	砂防堰堤	H11	H12.8.9	1734
17	〃	芽室川新 1号床固工	砂防堰堤	H10	H12.8.9	1734
18	〃	イワシマクシベ川 1号	砂防堰堤	S53～S54	S53.6.9	1036
19	〃	北清水川	砂防堰堤	S56～S57	S56.6.20	1181

○ 資料 10 危険物の貯蔵所及び取扱所等の所在

(平成 30 年 2 月 1 日現在)

貯蔵・取扱の種類	施設数	備 考
屋内貯蔵所	2 施設	
屋外タンク貯蔵所	16 施設	休止中 2 施設含む
地下タンク貯蔵所	32 施設	
移動タンク貯蔵所	13 施設	休止中 1 施設含む
給油取扱所	19 施設	営業 8・自家用 11 (休止中 2 施設含む)
一般取扱所	13 施設	
合 計	95 施設	

1 屋内貯蔵所 (2 貯蔵所)

番号	事業所名	設置場所	品名	最大数量	備考
1	ホクレン農業協同組合 連合会 清水製糖工場	清水町字清水 第 1 線 71 番地の 1	ガソリン	600	
			イソプロピルアルコール・ 工業用アルコール	800	
			灯油・軽油	3,000	
			重油	2,000	
			ギヤー油類	8,400	
2	北清水町営育成牧場	清水町字清水 第 7 線 105 番地	ガソリン	200	
			軽油	2,000	
			廃油	500	
			エンジンオイル ギヤー油	3,000	

2 屋外タンク貯蔵所 (16 貯蔵所)

番号	事業所名	設置場所	品名	最大数量	備考
1	ホクレン農業協同組合連合会 清水製糖工場	清水町字清水 第 1 線 71 番地の 1	重油	10,000	
2	日本甜菜製糖株式会社食品事業部 清水バイオ工場	清水町字清水 第 2 線 53 番地	重油	50,000	

番号	事業所名	設置場所	品名	最大数量	備考
3	日本甜菜製糖株式会社食品事業部 清水バイオ工場	清水町字清水 第2線53番地	重油	50,000	
4	田村建設株式会社	清水町字人舞 232番地の50	重油	44,000	休止中 H17.6.2
5	田村建設株式会社	清水町字人舞 232番地の50	重油	44,000	休止中 H17.6.2
6	田村商事有限会社	清水町字人舞 232番地の50	軽油	44,000	
7	田村商事有限会社	清水町字人舞 232番地の50	軽油	44,000	
8	株式会社マルマスト勝清水工場	清水町字清水 基線44番地の3	重油	15,000	
9	十勝清水町農業協同組合 石油流通タンク	清水町字清水 基線80番地2	灯油・軽油	200,000	
10	十勝清水町農業協同組合 石油流通タンク	清水町字清水 基線80番地2	灯油・軽油	200,000	
11	十勝清水町農業協同組合 石油流通タンク	清水町字清水 基線80番地2	灯油・軽油	200,000	
12	株式会社日光	清水町字清水 783番地	軽油	15,500	
13	北洋道路株式会社 清水プラント	清水町字人舞 232番地	重油	30,000	
14	日本甜菜製糖株式会社食品事業部 清水バイオ工場	清水町字清水 第2線53番地	重油	30,000	
15	ホクレン農業協同組合連合会 清水製糖工場	清水町字清水 第1線73番地2	重油	49,500	
16	ホクレン農業協同組合連合会 清水製糖工場	清水町字清水 第1線73番地2	重油	49,500	

3 地下タンク貯蔵所（32 貯蔵所）

番号	事業所名	設置場所	品名	最大数量	備考
1	清水町立清水小学校	清水町字清水 第2線71番地	重油	10,000	
2	清水町御影公民館	清水町御影東1条 5丁目1番地1	重油	6,000	
3	清水町立御影中学校	清水町字御影 南2線73番地	重油	8,000	
4	清水町農業研修会館	清水町字清水 第4線59番地	重油	5,000	
5	清水町体育館	清水町字清水 第4線59番地	重油	5,000	
6	西十勝農業センター(S54 サイロ)	清水町字清水基線 80番地2	灯油	9,600	
7	医療法人啓仁会啓仁会病院	清水町御影本通 5丁目9番地	重油	6,000	
8	清水町立清水中学校	清水町本通 11丁目7番地	重油	10,000	
9	清水町文化センター	清水町南3条 3丁目1番地	重油	20,000	
10	北海道清水高等学校	清水町北2条 西2丁目2番地	重油	10,000	
11	清水町立第一保育所	清水町北2条 1丁目12番地	重油	4,900	
12	清水町役場	清水町南4条 2丁目2番地	重油	8,000	

番号	事業所名	設置場所	品名	最大数量	備考
13	障がい者支援施設清水旭山学園	清水町字旭山南8線58番地1	重油	10,000	
14	清水町立御影小学校	清水町御影東2条3丁目1番地	重油	4,000	
15	清水町農村環境改善センター	清水町御影東2条4丁目1番地	重油	3,000	
16	西十勝農業センター(S61 乾燥貯留施設)	清水町字清水基線80番地2	灯油	9,600	
17	西十勝農業センター(S61 乾燥施設)	清水町字清水基線80番地2	灯油	9,600	
18	西十勝農業センター(S61 乾燥施設)	清水町字清水基線80番地2.5, 82番地12.13.14	灯油	19,000	
19	清水町赤十字病院	清水町南2条2丁目1番地1	重油	15,000	
20	清水町図書館・郷土史料館	清水町南4条1丁目2番地4	重油	4,000	
21	清水町清掃センター	清水町字羽帯83番地8	重油	5,000	
22	株式会社クラシック 北海道クラシックゴルフクラブ帯広コース	清水町字羽帯4番地1	重油	4,000	
23	西十勝農業センター(S50 乾燥貯留施設)	清水町字清水基線80番地2	灯油	10,000	
24	しみず温泉フロイデ	清水町字熊牛126番地3	重油	10,000	
25	清水町営公衆浴場	清水町本通1丁目2番地北1条2丁目1番地	重油	3,000	
26	清水町学校給食センター	清水町字清水基線67番地77	重油	5,000	
27	清水町保健福祉センター	清水町南3条2丁目1番地	重油	15,000	
28	社会福祉法人清水旭山学園 障がい者支援施設あさひ荘	清水町字御影499番地2	灯油	10,000	
29	西十勝農業センター	清水町字清水基線80番地5, 82番地12.13.14	灯油	29,000	
30	ブリマハム株式会社 北海道工場	清水町本通西2丁目11番地1	重油	30,000	
31	社会福祉法人清水旭山学園 特別養護老人ホームせせらぎ荘	清水町南3条1丁目1番地	重油	6,000	
32	西十勝農業センター(S50 乾燥貯留施設)	清水町字清水基線80番地2	灯油	10,000	

4 移動タンク貯蔵所（13 貯蔵所）

番号	事業所名	常置場所	品名	最大数量	備考
1	シミックス株式会社清水給油所	清水町南2条10丁目8番地	灯油・軽油・重油	4,000	
2	有限会社川端商会	清水町御影本通2丁目12番地	灯油・軽油	3,600	
3	シミックス株式会社清水給油所	清水町南2条10番地10	灯油・軽油	3,500	
4	十勝清水石油株式会社	清水町南5条西4丁目2番地7	灯油・軽油・重油	3,000	
5	安西建設工業有限会社	清水町字御影南1線50番地16	灯油・軽油	3,000	休止中 H 21.6.17
6	有限会社三好商店	清水町南2条4丁目4番地	灯油	3,000	

番号	事業所名	常置場所	品名	最大数量	備考
7	シミックス株式会社清水給油所	清水町南 2 条 10 丁目 10 番地	灯油・軽油	3,750	
8	有限会社山本石油 御影サービスステーション	清水町字御影 南 1 線 57 番地	灯油・軽油・ 重油	3,000	
9	北海道日通プロパン販売株式会社 清水営業所	清水町本通 6 丁目 9 番地 1	灯油	3,000	
10	有限会社清水興産	清水町南 1 条 4 丁目 9 番地	灯油・軽油	3,600	
11	十勝清水石油株式会社	清水町南 5 条西 4 丁目 2 番地 7	灯油	3,000	
12	十勝清水石油株式会社	清水町南 5 条西 4 丁目 2 番地 7	灯油・軽油・ 重油	6,000	
13	シミックス株式会社清水給油所	清水町南 2 条 10 丁目 8 番地	灯油・軽油・ 重油	3,400	

5 給油取扱所（19 取扱所）

番号	事業所名	設置場所	品名	最大数量	備考
1	十勝清水町農業協同組合 ホクレン清水給油所	清水町南 8 条 6 丁目 2 番地 1	ガソリン	34,000	セルフ
			軽油	14,000	セルフ
2	シミックス株式会社清水給油所	清水町南 2 条 10 丁目 10 番地	ガソリン	30,000	
			軽油	20,000	
			灯油	30,000	
			廃油	1,950	
3	有限会社川端商会	清水町御影本通 2 丁目 12 番地	ガソリン	13,000	
			軽油	7,000	
			灯油	10,000	
			第 4 石油	1,900	
4	有限会社清水興産	清水町南 1 条 4 丁目 1 番地	ガソリン	19,100	
			軽油	10,000	
			灯油	19,000	
			廃油	1,950	
5	有限会社山本石油 御影サ ービスステーション	清水町字御影 南 1 線 57 番地	ガソリン	19,800	
			軽油	9,900	
			灯油	9,900	
			第 3 石油	2,000	
6	十勝清水町農業協同組合 ホクレン御影給油所	清水町御影西 1 条 5 丁目 2 番地 1	ガソリン	14,000	セルフ
			軽油	16,000	セルフ
			灯油	10,000	
			廃油	1,950	
7	十勝清水石油株式会社	清水町南 4 条 10 丁目 2 番地 2	ガソリン	30,000	
			軽油	20,000	
			灯油	20,000	
			廃油	1,950	

番号	事業所名	設置場所	品名	最大数量	備考
8	株式会社風車 みかげ風車 SS	清水町字御影 南 1 線 45 番地 12	ガソリン	30,000	休止中
			軽油	40,000	休止中
			灯油	8,000	休止中
9	鈴蘭運輸株式会社	清水町字清水 第 3 線 70 番地	軽油	9,500	自家用
10	ヒラタ建設興業株式会社	清水町北 3 条西 6 丁目 14 番地	軽油	19,500	自家用
			灯油	10,000	自家用
			クボタ油	9,500	自家用
11	三協運輸株式会社	清水町字人舞 232 番地の 4	軽油	19,000	自家用
12	高橋砂利興業有限公司	清水町字熊牛 145 番地	ガソリン	3,000	自家用
			軽油	7,000	休止中 H25.1.31
13	清水運送株式会社	清水町字清水 基線西 13 番地	軽油	20,000	自家用
14	株式会社谷口運輸	清水町南 5 条 11 丁目 1 番地 2	軽油	19,000	自家用
15	有限会社日勝運輸帯広営業所	清水町字清水 基線 53 番地の 7	軽油	19,200	自家用
16	株式会社大心輸送	清水町字清水 基線 48 番地 11	軽油	20,000	自家用
17	清水開発工業株式会社	清水町字清水 728 番地 1	軽油	20,000	自家用
18	東日本高速道路(株)北海道支社 帯広管理事務所十勝清水 IC	清水町字清水 第 7 線 59 番地 1	軽油	4,000	自家用
19	株式会社クラシック 北海道クラシッ クゴルフクラブ帯広コース	清水町字羽帯 4 番地 1	ガソリン	5,000	自家用
			軽油	5,000	自家用

6 一般取扱所 (13 取扱所)

番号	事業所名	設置場所	品名	最大数量	備考
1	日本甜菜製糖株式会社食品事業部 清水バイオ工場工場	清水町字清水 第 2 線 53 番地	重油	4,000	ボイラー
2	プリマハム株式会社 北海道工場	清水町本通西 2 丁目 11 番地	重油	5,000	ボイラー
3	西十勝農業センター(S56 乾燥調製 貯留施設)	清水町字清水 基線 80 番地 2	灯油	1,500	ボイラー
4	西十勝農業センター(S61 乾燥貯留 施設)	清水町字清水 基線 80 番地 2	灯油	1,500	ボイラー
5	西十勝農業センター(S61 乾燥施 設)	清水町字清水 基線 80 番地 2	灯油	1,500	ボイラー
6	西十勝農業センター(S61 乾燥施 設)	清水町字清水基線 80 番地 5, 82 番地 12.13.14	灯油	1,980	ボイラー
7	西十勝農業センター(S50 乾燥貯留 施設)	清水町字清水 基線 80 番地 2	灯油	1,320	ボイラー
8	十勝清水町農業協同組合 石油流通タンク	清水町字清水 基線 80 番地 2	灯油 軽油	48,000	ローリー 充てん
9	田村商事有限公司	清水町字人舞 232 番地 50	軽油	4,000	ローリー 充てん

番号	事業所名	設置場所	品名	最大数量	備考
10	有限会社三好商店	清水町南 2 条 4 丁目 6 番地	灯油	9,900	詰替え
11	北洋道路株式会社清水プラント	清水町字人舞 232 番地	重油	7,000	ボイラー
12	西十勝農業センター	清水町字清水基線 80 番地 5, 82 番地 12.13.14	灯油	9,000	ボイラー
13	ホクレン農業協同組合連合会 清水製糖工場	清水町字清水 第 1 線 73 番地 2	重油	18,900	ボイラー

〔 避難・物資・資機材 〕

○ 資料 11 指定緊急避難場所及び指定避難所

＜指定緊急避難場所＞（災害時に緊急かつ一時的に避難する場所）

緊急避難場所			所在	電話番号
洪水及び内水氾濫の場合	崖崩れ、土石流及び地滑り、大規模火災の場合	地震の場合		
清水小学校	清水小学校	清水小学校グラウンド	上川郡清水町字清水第2線71番地	0156-62-2082
清水高校	清水高校	清水高校グラウンド	上川郡清水町北2条西2丁目	0156-62-2156
清水中学校	清水中学校	清水中学校グラウンド	上川郡清水町本通11丁目	0156-62-2617
		北地域集会所前広場	上川郡清水町北2条7丁目	0156-62-2111
		東地域集会所横広場	上川郡清水町南9条8丁目	0156-62-2111
	文化センター	清水中央公園	上川郡清水町南3条3丁目	0156-62-5115
	老人福祉センター	有明公園多目的広場	上川郡清水町南2条7丁目	0156-62-2582
	農業研修会館	農業研修会館前広場	上川郡清水町字清水第4線59番地	0156-62-2521
		西地域集会所前広場	上川郡清水町南2条西5丁目	0156-62-2111
御影中学校	御影中学校	御影中学校グラウンド	上川郡清水町字御影南2線73番地	0156-63-2562
御影小学校	御影小学校	御影小学校グラウンド	上川郡清水町御影東2条3丁目	0156-63-3560
御影公民館	御影公民館	御影公民館前広場	上川郡清水町東1条南2丁目	0156-63-2111
		鉄南中央公園	上川郡清水町御影東1条5丁目	0156-63-2111
旧下佐幌小学校 （さくらさくら）	旧下佐幌小学校 （さくらさくら）	旧下佐幌小学校グラウンド （さくらさくらグラウンド）	上川郡清水町字下佐幌基線98番地	0156-62-2111
旧下人舞小学校	旧下人舞小学校	旧下人舞小学校グラウンド	上川郡清水町字人舞169番地	0156-62-2111

緊急避難場所			所在	電話番号
洪水及び 内水氾濫の場合	崖崩れ、土石流及び 地滑り、大規模火災 の場合	地震の場合		
人舞福祉館	人舞福祉館	人舞福祉館前広場	上川郡清水町字 人舞 289 番地	0156-62-5281
旧北熊牛小学校 (きたくま文化蔵)	旧北熊牛小学校 (きたくま文化蔵)	旧北熊牛小学校グラウ ンド (きたくま文化蔵グラ ウンド)	上川郡清水町字 熊牛 125 番地	0156-62-6888
熊牛福祉館 (旧熊牛小学校)	熊牛福祉館 (旧熊牛小学校)	熊牛福祉館前グラウン ド(旧熊牛小学校グラ ウンド)	上川郡清水町字 熊牛 68 番地 13	0156-62-5765
旧松沢小学校 (松沢の郷)	旧松沢小学校 (松沢の郷)	旧松沢小学校グラウン ド	上川郡清水町字 熊牛 11	0156-62-5683
美蔓福祉館 (旧美蔓小学校)	美蔓福祉館 (旧美蔓小学校)	美蔓福祉館前広場 (旧美蔓小学校グラウ ンド)	上川郡清水町字 美蔓西 23 線 85	0156-62-5556
上清水福祉館	上清水福祉館	上清水福祉館前広場	上川郡清水町字 清水第 3 線 32	0156-62-4096
羽帯福祉館	羽帯福祉館	羽帯福祉館前広場	上川郡清水町字 羽帯南 2 線 97	0156-63-3200
	少年自然の家	少年自然の家広場	上川郡清水町字 羽帯南 10 線 94	0156-63-2139
	剣の郷創造館 (旧旭山小学校)	剣の郷創造館グラウン ド (旧旭山小学校グラウ ンド)	上川郡清水町字 旭山 31	0156-63-2568

※電話番号は、施設の番号若しくは管理者の番号です。

※災害の状況により最寄の避難場所が危険な場合は、近隣の避難場所を利用することとします。

※地震の場合において建物を指定緊急避難場所に指定するためには、新耐震基準を満たしていなければならないことから、本町では屋外の広場等を指定いたします。

<指定避難所> (被災者が一定期間避難生活を送る場所)

避難所	所在	電話番号
清水小学校	上川郡清水町字清水第 2 線 71	0156-62-2082
清水高校	上川郡清水町北 2 条西 2 丁目	0156-62-2156
清水中学校	上川郡清水町本通 11 丁目	0156-62-2617
文化センター	上川郡清水町南 3 条 3 丁目	0156-62-5115
老人福祉センター	上川郡清水町南 2 条 7 丁目	0156-62-2582
農業研修会館	上川郡清水町字清水第 4 線 59	0156-62-2521

避難所	所在	電話番号
御影中学校	上川郡清水町字御影南 2線 73	0156-63-2562
御影小学校	上川郡清水町御影東 2条 3丁目	0156-63-3560
御影公民館	上川郡清水町御影東 1条 5丁目	0156-63-2111
旧下佐幌小学校 (さくらさくら)	上川郡清水町字下佐幌基線 98	0156-62-2111
旧下人舞小学校	上川郡清水町字人舞 169	0156-62-2111
人舞福祉館	上川郡清水町字人舞 289	0156-62-5281
旧北熊牛小学校 (きたくま文化蔵)	上川郡清水町字熊牛 125	0156-62-6888
熊牛福祉館 (旧熊牛小学校)	上川郡清水町字熊牛 68	0156-62-5765
旧松沢小学校 (松沢の郷)	上川郡清水町字熊牛 11	0156-62-5683
美蔓福祉館 (旧美蔓小学校)	上川郡清水町字美蔓西 23線 85	0156-62-5556
上清水福祉館	上川郡清水町字清水第 3線 32	0156-62-4096
羽帯福祉館	上川郡清水町字羽帯南 2線 97	0156-63-3200
少年自然の家	上川郡清水町字羽帯南 10線 94	0156-63-2139
剣の郷創造館 (旧旭山小学校)	上川郡清水町字旭山 31	0156-63-2568

※電話番号は、施設の番号若しくは管理者の番号です。

※災害の状況により最寄の避難所が危険な場合は、近隣の避難所を利用することとします。

○ 資料 12-1 防災資機材及び救援物資保有状況

(平成 30 年 4 月現在)

防災資機材及び救援物資名	数 量	備 考
水道応急給水パック (容量 6 リットル)	485 個	保管先：浄水場
仮設給水槽 (容量 2 トン)	1 台	保管先：浄水場
応急給水栓	1 セット	保管先：浄水場
災害時用備蓄米	1,800 食	保管先：役場倉庫・避難所 ※2,500 食備蓄予定
災害時用缶詰パン	432 缶	保管先：役場倉庫・避難所
災害時用ビスケット	1,032 袋	保管先：役場倉庫・避難所
災害時用毛布	1,000 枚	保管先：役場倉庫・避難所
保温シート	400 枚	保管先：役場倉庫

○ 資料 12-2 水防資機材保有状況

資 機 材名	数 量	資 機 材名	数 量
麻袋・土のう袋類	1,500 袋	スコップ	12 丁
ロープ (縄)	1 kg	鉋	2 丁
木杭・鉄杭	100 本	鎌	2 丁
掛矢	2 丁	ハンマー	2 丁
ツルハシ	2 丁	一輪車	1 台

〔 通信・輸送 〕

○ 資料 13 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 印 公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあたっては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所	() 局	
	氏名		
輸送日時			
輸送経路	出発地	目的地	
備考			

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

○ 資料 14 緊急通行車両標章



- 1 色彩は、記号を黄色、緑および「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」および「日」の文字を黒色、登録(車両)番号ならびに年、月および日を表示する部分は白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

○ 資料 15 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第15条第3項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第4条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第2条 救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）に連絡するものとする。

この場合における連絡は、様式第1号によりファクシミリを使用して行くとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡した後、当該市町村（消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。）に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、電話により行くとともに、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用（航空保安施設の運用等）が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

(他の機関への要請等)

第3条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運行できない場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面總監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

(付添人の搭乗)

第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。
この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。
この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

〔 応 急 ・ 復 旧 〕

○ 資料 16 被害状況判定基準

被害区分		判 断 基 準
① 人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) A 町のものが隣接の B 町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B 町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	重 傷 者	災害のため負傷し、1 ヶ月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽 傷 者	災害のため負傷し、1 ヶ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
② 住家被害	住 家	現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊 1、商工被害 1 として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
	世 帯	生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を 1 世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2 世帯とする。
	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失、もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の 70% 以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50% 以上に達した程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20% 以上 70% 未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20% 以上 50% 未満のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一次的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。

被害区分		判 断 基 準 非住家とは住家以外の建物で、こ
③ 非住家被害	非 住 家	<p>の報告中他の被害項目に属さないものとする。</p> <p>これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>(1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
	農 地	<p>農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流失した状態のもの。</p> <p>(2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径 1mm以下にあつては 2cm、粒径 0.25mm以下の土砂にあつては 5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
④ 農業被害	農 作 物	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(2) 倒伏とは、風のため相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	農 業 用 設	<p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	共 同 利 用 設	<p>農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	営 農 施 設	<p>農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	畜 産 被 害	<p>施設以外の畜舎被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。</p>
	そ の 他	<p>上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。河川の維</p>
⑤ 土木被害	河 川	<p>持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	砂 防 設 備	<p>砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	地すべり防止施設	<p>地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	急傾斜地崩壊防止施設	<p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	道 路	<p>道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第 2 条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	橋 梁	<p>道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第 2 条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	下 水 道	<p>下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水道。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>

コメントの追加 [a1]: 法令用語として「地すべり」

被害区分		判断基準
	公園	都市公園法施行令第 31 条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第 2 条第 1 項に規定する都市公園に設けられたもの。
⑥ 水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 （1）港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 （2）被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 （1）被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 （1）被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。 （1）被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 （1）被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 （1）被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦ 林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地滑り等をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 （1）被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 （1）被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工被害	商業	商品、原材料等をいう。 （1）被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 （1）被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩ 公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。） （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪ 社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫ 社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分	判断基準
鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
空 港	空港法第 4 条第 1 項第 5 号及び第 5 条第 1 項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬ その他 水道 (戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
電 話 (戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
電 気 (戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
ガ ス (戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
都 市 施 設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

○ 資料 17 応急金融の要綱

(平成 23 年度)

融資の名称		内容・資格・条件等				
資金の種類	内容	貸付限度 (円)	据置期間	償還期間	利子	
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(単身) 月 150,000 円以内 (複数世帯) 月 200,000 円以内	最終貸付日から 6 か月以内	20 年以内	無利子 (連帯保証人が設定できない場合: 1.5%)
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000 円以内	6 か月以内 (生活支援費と併せ貸しの場合は、生活支援費の最終貸付日から 6 か月以内)		
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要な日常生活費で賄うことが困難である費用	600,000 円以内			
福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で、または自立生活に資するために必要な費用 (別表参照)	5,800,000 円以内 ※資金の用途に応じて上限目安額を設定	6 か月以内	20 年以内 ※資金の用途に応じて上限目安額を設定	無利子 (連帯保証人が設定できない場合: 1.5%)
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける費用	100,000 円以内	2 月以内	8 か月以内	無利子
教育支援資金	就学支度費	高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	500,000 円以内	6 か月以内	20 年以内 ※資金の用途に応じて上限目安額を設定	無利子 (連帯保証人が設定できない場合: 1.5%)
	教育支援費	高等学校、大学又は高等専門学校に修学するのに必要な経費	(高校) 月 35,000 円以内 (高専) 月 60,000 円以内 (短大) 月 60,000 円以内 (大学) 月 65,000 円以内			
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し一定の居住用不動産を担保に生活資金を貸付	(土地評価額の 7 割) 月額 300,000 円以内	契約終了後 3 か月以内	据置期間終了時	年 3%、または長期プライムレートのいずれか低い利率
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	(土地評価額の 7 割) 保護の実施機関が定めた貸付基本額の範囲内	契約終了後 3 か月以内	据置期間終了時	

※総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定にかかわらず、据え置き期間を貸付けの日から 2 年以内とすることができる。

融資の 名称	内容・資格・条件等				
生活 福祉 資金	(福祉資金福祉費別表)				
	使途目的	呼 称	貸付限度目安	償還期間	利子
	生業を営むために必要な経費	生業経費	4,600,000円	20年以内	
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得関係経費	技能修得期間 ・6か月以内 1,300,000円 ・1年以内 2,200,000円 ・2年以内 4,000,000円 ・3年以内 5,800,000円	8年以内	
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	住宅経費	2,500,000円	7年以内	
	福祉用具等の購入に必要な経費	福祉用具経費	1,700,000円	8年以内	
	障がい者用の自動車の購入に必要な経費	障がい者自動車経費	2,500,000円	8年以内	
	中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	中国年金追納経費	5,136,000円	10年以内	無利子 (連帯保証人が設定できない場合：1.5%)
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内	
	介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内	
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	災害経費	1,500,000円	7年以内	
	冠婚葬祭に必要な経費	冠婚葬祭経費	500,000円	3年以内	
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	移転設備経費	500,000円	3年以内	
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	支度関係経費	500,000円	3年以内	
その他日常生活上一時的に必要な経費	その他の経費	500,000円	3年以内		

融資の名称	内容・資格・条件等						
資金の種類	貸付対象等		貸付限度額（円）	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
事業開始資金	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	事業（例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子福祉団体においては政令で定める事業）を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	2,830,000 円 団体 4,260,000 円		1 年	7 年以内	無利子
事業継続資金	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	現在営んでいる事業（母子福祉団体については政令で定める事業）を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,420,000 円		6 か月	7 年以内	無利子
修学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	高校、専門学校（高等課程） 短大、専修大学（専門課程）	公立(自宅) 18,000 円 (自宅外) 23,000 円 私立(自宅) 30,000 円 (自宅外) 35,000 円 公立(自宅) 44,000 円 (自宅外) 50,000 円 私立(自宅) 52,000 円 (自宅外) 59,000 円 大学 公立(自宅) 44,000 円 (自宅外) 50,000 円 私立(自宅) 53,000 円 (自宅外) 63,000 円	就学期間中	当該学校卒業後 6 か月	20 年以内 専修学校(一般課程)は 5 年以内	無利子
技能習得資金	母子家庭の母 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金（例洋裁、タイプ、栄養士等）	月額 50,000 円 (特 1 回 450,000 円)	知識、技能を習得する中 3 年をこえない範囲内	知識、技能修得後 6 か月	10 年以内	無利子
修業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金	月額 50,000 円 (特 1 回 450,000 円) (注) 修業施設で知識、技能習得中の児童が 18 歳に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記額に児童扶養手当額を加算	知識、技能を習得する中 3 年をこえない範囲内	知識、技能修得後 6 か月	6 年以内	無利子
就職支度金	母子家庭の母 又は児童父母のいない児童 寡婦	就職するために直接必要な被服、履物等を購入する資金	100,000 円 (特別 320,000 円)		1 か月	10 年以内	無利子

母子父子寡婦福祉資金

融資の名称		内容・資格・条件等					
資金の種類	貸付対象等	貸付限度額（円）	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率	
医療介護資金	母子家庭の母 又は児童 寡婦	医療又は介護（当該医療を受ける期間が1年以内の場合に限る）を受けるために必要な資金	310,000円 (特1回 450,000円) 介護 500,000円		6か月	5年以内	無利子
生活資金	母子家庭の母 寡婦	技能修得金借受期間中の生活費補給資金	月額 (一般) 103,000円 (技能) 140,000円	技能修得資金貸付期間中3年以内	知識、技能修得（医療）後6か月	10年以内	無利子
		医療介護資金借受期間中の生活費補給資金		医療介護資金貸付期間中1年以内		7年以内	
		配偶者のいない女子になって5年未満の家庭への生活補給資金又は失業中の生活費補給資金		生活安定貸付後2年以内又は離職した日の翌日から1年以内	貸付期間満了後6か月	生活安定8年以内 失業5年以内	年3%
住宅資金	母子家庭の母 寡婦	住宅を補修し、保全し、改築し、増築し、建築し、又は購入するのに必要な資金	2,000,000円 補修、保全等 1,500,000円		6か月	7年以内 (保全等は6年以内)	年3%
転宅資金	母子家庭の母 寡婦	住宅を転移するため住宅の賃借に際し必要な資金	260,000円		6か月	3年以内	年3%

母子父子寡婦福祉資金

融資の名称		内容・資格・条件等						
資金の種類	貸付対象等		貸付限度額（円）	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率	
母子父子寡婦福祉資金	就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小学校 39,500 円 中学校 46,100 円 高校等 公立(自宅) 75,000 円 (自宅外) 85,000 円 私立(自宅) 410,000 円 (自宅外) 420,000 円 大学・短大等 公立(自宅) 370,000 円 (自宅外) 380,000 円 私立(自宅) 580,000 円 (自宅外) 590,000 円		6 か月	20 年以内 専修学校(一般課程は 5 年以内)	年 3%
	結婚資金	母子家庭の母 寡婦	母子家庭の母が扶養する児童、寡婦が扶養する 20 歳以上の子の結婚に際し、必要な資金	300,000 円		6 か月	5 年以内	年 3%
	特例児童扶養資金	母子家庭の母 父母のいない児童	児童扶養手当の全部又は一部の給付制限を受け、かつ、前年の収入が一定額未満である配偶者のいない女子	平成 14 年 7 月分の児童扶養手当支給額と貸付申請時の児童扶養手当支給額との差額	18 歳未満の児童を扶養する期間中 5 年をこえない範囲	6 か月	10 年以内	無利子

融資の名称	内容・資格・条件等				
災害援護資金貸付金	<p>実施主体 市町村（特別区を含む。）が条例に定めるところにより実施する。</p> <p>対象災害 自然災害であって、都道府道内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。</p> <p>貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者</p>				
	貸付限度	利率	据置期間	償還期間	償還方法
	① 世帯主の1ヶ月以上の負傷 1,500,000円	年3% 〔措置期間は無利子〕	3年 〔特別の事情がある場合は5年〕	10年 〔措置期間を含む〕	半年賦 年賦
	② 家財等の損害				
	ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円				
イ 住宅の半壊 1,700,000円 ウ 住宅の全壊（1の場合を除く） 2,500,000円 エ 住宅全体の滅失又は流失 3,500,000円					
③ ①と②とが重複した場合					
ア ①と②のアが重複した場合 2,500,000円 イ ①と②のイが重複した場合 2,700,000円 ウ ①と②のウが重複した場合 3,500,000円					
④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等					
ア ②のイの場合 2,500,000円 イ ②のウの場合 3,500,000円 ウ ③のイの場合 3,500,000円					

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱	国 1/2 補助 道 1/2 補助
北海道 市町村	母子及び寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)	国 2/3 貸付 道 1/3 貸付 償還については6月ないし1年間の措置期間がある。修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。
北海道 市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を越えない範囲内とする。 貸付金原資の負担 国 2/3 都道府県、指定都市 1/3

融資の名称	内容・資格・条件等					
災害復興住宅資金	1 融資対象者 ・次の(1)から(4)の全てにあてはまる方 (1) 自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者、賃借人または住居者で、地方公共団体から「り災証明書」の交付を受けた方 (2) ご自分が住居するために住宅を建設、購入または補修する方 (3) 年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たしている方					
			年 収	400万円未満	400万円以上	
			総返済負担率	30%以下	35%以下	
	(4) 日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方					
	2 融資条件					
		区分	建設	新築購入	リユース（中古）購入	補修
	融資対策	住宅の規格 建築基準法	各戸に居住室、台所及びトイレが備えられていること (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること 地方公共団体による現場審査を受けること			
		住宅部分 床面積	13㎡以上 175㎡以下	50㎡以上（共同建ての場合は40㎡以上） 175㎡以下	50㎡以上（共同建ての場合は40㎡以上） 175㎡以下	
		敷地面積		100㎡以上 （一戸建ての場合）	1建物当たり 100㎡ （一戸建て等の場合）	
		築年数		申込受付日から2年前の日以降に竣工した住宅又は竣工前の住宅		
融資限度額	耐火構造 準耐火構造 （高耐久、補修を除く）	建設資金 1,460万円 土地取得資金 970万円 整地資金 380万円	購入資金 2,430万円 うち土地取得資金970万円	購入資金 2,130万円 うち土地取得資金970万円 （リユース [®] ラス） 購入資金 2,430万円 うち土地取得資金970万円	補修資金 640万円 移転資金 380万円 整地資金 380万円 ※木造は下段	
	木造 （一般）	建設資金 1,400万円 土地取得資金 970万円 整地資金 380万円	購入資金 2,370万円 うち土地取得資金970万円	購入資金 1,920万円 うち土地取得資金970万円	補修資金 590万円 移転資金 380万円 整地資金 380万円	
返済期間	耐火構造 準耐火構造 （高耐久）	35年以内	35年以内	リユース [®] ラス住宅・マンション 35年以内 リユース 住宅・マンション 25年以内	20年以内	
	木造 （一般）	25年以内	25年以内			
	据置期間	3年以内			1年以内 （返済期間に含む）	
貸付金利	年 1.77%（平成 23 年 1 月 24 日現在、最新の金利は住宅金融支援機構にご確認ください）					
受付期間	り災日（市町村等が交付する「り災証明書」に記載される「り災日」）から2年間					

取扱機関等	関係法令等	備考
独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター （被災者専用ダイヤル 0120-086-353 又は 048-615-0420）	独立行政法人 住宅 金融支援機構法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
農林漁業 セーフティネット資金	資金使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 〔 災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。 〕
	貸付対象者	○認定農業者 ○認定就農者 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者 ○農林漁業に係る所得が総所得（法人にあっては総売上高）の過半又は粗収益が200万円（法人1,000万円）以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者 ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。 ○次の要件のすべてを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること ②一元的に経理を行っていること ③原則5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること ④農用地利用集積の目標を定めていること ⑤主たる従事者が目標所得を定めていること
	貸付限度額	600万円 〔 ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の3に相当する額又は粗収益の12分の3に相当する額のいずれか低い額とすることができる。 〕
	償還期間	10年以内（うち据置き3年以内）
	貸付利率	年0.6～1.05%（H24.4.28現在）

取扱機関等	関係法令等	備考
市町村 株式会社日本政策金融公庫及び 農林中央金庫等公庫の事務受託 金融機関	農林漁業セーフティネット資金実施要綱	
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
天災融資法による融資	貸付の対象 (7) 被害農業者 (イ) 被害林業者 (以下「農林漁業者」という) (ウ) 被害漁業者 (エ) 被害組合 融資額 農林漁業者 2,000,000円(北海道 3,500,000円) (法令で定める資金 5,000,000円(法人 25,000,000円)) 漁具購入 50,000,000円 償還期間 農林漁業者 6年以内(激甚災害法適用 7年以内) 貸付利率 農林漁業者 損失額の割合 10%以上で一定の要件に該当する者 年 6.5%以内 貸付利率 損失額の割合 30%以上の者 年 5.5%以内 貸 付利率 特別被害地域の特別被害農業者 年 3.0%以内 ※実際に適用される貸付条件は、災害の都度政令で定められる。	
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設 (災害復旧))	貸付の対象 農畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具、地域 資源 整備活用施設、農業生産環境施設等農業施設、畜産環境保全林の 改 良、造成又は取得、果樹の植栽又は補植 貸付限度 1 施設当たり 3,000,000円(特認 6,000,000円)) 又は貸付対象事業費×0.8のいずれか低い額 貸付期間 15年(うち据置 3年)以内。ただし、果樹の改植は 25年(うち据置 10年)以内 貸付利率年 0.7~1.5%(H22.12.20 現在)	
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設) 水産業施設資金 (災害復旧)	貸付の対象 被災した漁船の復旧 貸付の対象 被災した漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の改良・ 造成・取得 貸付限度 1 貸付対象事業費×0.8 2 漁船 1,000万円その他施設 300万円 1及び2のいずれか低い額 貸 付期間 15年以内(うち据置 3年以内) 貸付利率年 0.75~1.45%(H24.4 現在)	

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道 市町村 金融機関	天災融資法	天災による被害が著しく、かつ、その国民経済に及ぼす影響が大であ ると認められる場合、天災の都度、政令で指定される天災資金の借受 資格者(被害農林漁業者等) ・被害農林者 農作物等の減収量が平年収穫量の 30%以上で、かつ損失額が平年 の農業総収入額の 10%以上、又は、果樹等の損失額がその者の栽 培する果樹等の被害時の価格の 30%以上のもの ・被害林業者 林作物の損失額が平年の林業総収入額の 10%以上、又は炭焼がま、し いたけほだ木等の損失額が当該施設の被害時の価格の 50%以上のもの ・被害漁業者 魚類の損失額が平年の漁業総収入額の 10%以上、又は漁船等の損 失額が当該施設の被害時の価格の 50%以上のもの ・被害組合 農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等で、その所 有し、又は 管理する施設、在庫品につき著しい被害を受けたもの
北海道 株式会社日本政 策金融公庫及び農 林中央金庫等公 庫の事務受託金 融機関	株式会社日本 政策金融公庫法	主務大臣指定災害復旧資金

融資の名称	内容・資格・条件等	
造林資金	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 貸付利率	造林地の災害復旧を行う林業を営む者（地方公共団体を含む）及び森林組合、同連合会、農業協同組合 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額、ただし、計画森林にあつては、90%相当額 35年以内（20年以内の据置期間含む） 0.60～1.40%（H24.4.18現在）
樹苗養成資金	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 貸付利率	苗畑用地及びかんがい配水施設等の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額 15年以内（5年以内の据置期間含む） 0.60～1.40%（H24.4.18現在）
林道資金	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 貸付利率	自動車道、軽車道、索道及びこれらの付帯施設（林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む）の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額 20年以内（3年以内の据置期間含む） 0.60～1.40%（H24.4.18現在）
農林漁業施設資金 （主務大臣指定施設） 林業施設資金 （災害復旧）	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 貸付利率	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業素材産業、樹苗養成事業又は特用林産物生産業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額 15年以内（3年以内の据置期間含む） 0.60～1.40%（H24.4.18現在）
共同利用施設資金	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 貸付利率	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う森林組合、同連合会、農業協同組合、同連合会及び林業者が組合員の過半を占める中小企業等協同組合 貸付を受ける者の負担する額の80%相当 20年以内（3年以内の据置期間含む） 0.60～1.40%（H24.4.18現在）

取扱機関等	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫 及び農林中央金庫等 公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	主務大臣指定災害復旧資金

融資の名称	内容・資格・条件等	
林業経営維持資金	貸付の対象	樹苗又は特用林産物に係る災害で資金を要する林業を営む個人（ただし、農林水産業所得が平年度における総所得の過半を占め、かつ、その経営する森林面積が80haを超えない者）及び林業を営む法人（ただし、合名会社、合資会社、有限会社及び株式会社に限る。）並びに森林組合同連合会等（ただし、前期の者に転貸する場合に限る。）
	貸付限度額	個人 60万円（ただし、標準伐期齢以上の林齢の立木を有するときは、その立木の評価額を60万円から控除した額） 法人 800万円
	償還期間	20年以内（原則一括払い）
	貸付利率	1.00～1.70%
備荒資金直接融資資金	貸付の対象	備荒資金組各市町村が災害復旧応急事業を行う場合
	貸付限度額	各組各市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内、ただし、2千万円未満は2千万円まで災害救助法適用市町村は4千万円まで
	償還期間	6ヶ月
	融資利率	年利率3.00%

取扱機関等	関係法令等	備 考
株式会社日本政策金融公庫 株式会社日本政策金融公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	
北洋銀行 北海道銀行 三菱東京UFJ銀行 全国信用金庫組合 札幌支店	事業資金等の銀行融資斡旋条例	組各市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する融資斡旋額は、当該市町村の納付現在額の2倍（その額が2千万円に満たないときは2千万円）以内とする。ただし、特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額し斡旋することができるものとする。

融資の名称	内容・資格・条件等						
中小企業総合振興資金 「経営環境変化対応貸付（災害貸付）」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的 災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。 ・ 融資条件 						
	融 資 対 象	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の影響により中小企業信用保険法第2条第3項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 2 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けている中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの 					
	資 金 使 途	<table border="1"> <tr> <td>設備資金</td> <td>運転資金</td> </tr> </table>	設備資金	運転資金			
	設備資金	運転資金					
	融 資 金 額	<table border="1"> <tr> <td>8,000万円</td> <td>5,000万円</td> </tr> </table>	8,000万円	5,000万円			
	8,000万円	5,000万円					
	融 資 期 間	<table border="1"> <tr> <td>10年以内（据置2年以内）</td> <td>7年以内（据置2年以内）</td> </tr> </table>	10年以内（据置2年以内）	7年以内（据置2年以内）			
	10年以内（据置2年以内）	7年以内（据置2年以内）					
融 資 利 率	<table border="1"> <tr> <td>〔固定金利〕</td> <td>〔変動金利〕</td> </tr> <tr> <td>5年以内 年1.30%</td> <td>年1.30%</td> </tr> <tr> <td>10年以内 年1.50%</td> <td>(融資期間が3年超の場合選択可)</td> </tr> </table>	〔固定金利〕	〔変動金利〕	5年以内 年1.30%	年1.30%	10年以内 年1.50%	(融資期間が3年超の場合選択可)
〔固定金利〕	〔変動金利〕						
5年以内 年1.30%	年1.30%						
10年以内 年1.50%	(融資期間が3年超の場合選択可)						
担 保 ・ 償 還 方 法	取扱金融機関の定めるところによる						
信 用 保 証	すべて北海道信用保証協会の保証付き						

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、信用金庫、信用組合	中小企業総合振興資金融資要領	

融資の名称	内容・資格・条件等			
勤労者福祉資金	区 分	中小企業に働く方	季節労働者の方	離職者の方
	融資対象者	中小企業に勤務する方（育児・介護休業中の方も含む）前年の総所得が 600 万円以下の方	2年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方 前年の総所得が 600 万円以下の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②貸付法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	融資金額	中小企業に働く方・季節労働者の方 120 万円以内 中小中小企業に働く方・離職者の方 100 万円以内		
	融資期間	8 年以内 （育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可）		5 年以内 （6 か月以内元金据置可、据置期間分延長可）
	融資利率	年 1.60%	年 0.60%	
	償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可		
	信用保証	取扱金融機関の定めによる	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要	

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、道内信用金庫、道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	

○ 資料 18 「被災者生活再建支援法」に基づく支援（被災者生活再建支援制度）

	内容・資格・条件等																													
目的	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。																													
制度の対象となる自然災害	<p>(1) 対象となる自然災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ①災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は 2 号に該当する被害が発生した市町村における自然災害 ②10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害 ③100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害 ④5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③に隣接する市町村（人口 10 万人未満に限る）における自然災害 <p>(2) 支援対象世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅が全壊した世帯 ・住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ・災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯 ・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯） 																													
支給条件	<p>(1) 対象となる自然災害 下表に示す限度額の範囲内で、①～⑧の経費に対して支給される。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">合 計</th> </tr> <tr> <th></th> <th>①～④</th> <th>⑤～⑧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複数（2 人以上）世帯</td> <td>300 万円</td> <td>100 万円</td> <td>200 万円</td> </tr> <tr> <td>単数（1 人）世帯</td> <td>225 万円</td> <td>75 万円</td> <td>150 万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ①通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費 ②自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費 ③住居の移転費又は移転のための交通費 ④住宅を賃借する場合の礼金 ⑤民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50 万円が限度） ⑥住宅の解体（除却）・撤去・整地費 ⑦住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息 ⑧ローン保証料、その他住宅の建替等に係る諸経費 <p style="margin-left: 20px;">（注）大規模半壊世帯は⑤～⑧のみ対象（100 万円が限度）</p> <p style="margin-left: 20px;">（注）長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、更に①、③の経費について合計金額の範囲内で 70 万円を限度に支給</p> <p style="margin-left: 20px;">（注）他の都府県へ移転する場合は⑤～⑧それぞれの限度額の 1/2</p> <p>(2) 支給に係るその他の要件</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年収等の要件</th> <th colspan="2">支給限度額</th> </tr> <tr> <th>複数世帯</th> <th>単数世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（年収）≤500 万円の世帯</td> <td>300 万円</td> <td>225 万円</td> </tr> <tr> <td>500 万円＜（年収）≤700 万円の世帯</td> <td>75 万円</td> <td>150 万円</td> </tr> <tr> <td>700 万円＜（年収）≤800 万円の世帯 か つ、世帯主が 60 歳以上又は要援護世帯</td> <td>150 万円</td> <td>112.5 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">（注）要援護世帯：心神喪失・重度知的障がい者、1 級の精神障がい者、1、2 級の身体障がい者などを構成員に含む世帯</p>		合 計				①～④	⑤～⑧	複数（2 人以上）世帯	300 万円	100 万円	200 万円	単数（1 人）世帯	225 万円	75 万円	150 万円	年収等の要件	支給限度額		複数世帯	単数世帯	（年収）≤500 万円の世帯	300 万円	225 万円	500 万円＜（年収）≤700 万円の世帯	75 万円	150 万円	700 万円＜（年収）≤800 万円の世帯 か つ、世帯主が 60 歳以上又は要援護世帯	150 万円	112.5 万円
	合 計																													
		①～④	⑤～⑧																											
複数（2 人以上）世帯	300 万円	100 万円	200 万円																											
単数（1 人）世帯	225 万円	75 万円	150 万円																											
年収等の要件	支給限度額																													
	複数世帯	単数世帯																												
（年収）≤500 万円の世帯	300 万円	225 万円																												
500 万円＜（年収）≤700 万円の世帯	75 万円	150 万円																												
700 万円＜（年収）≤800 万円の世帯 か つ、世帯主が 60 歳以上又は要援護世帯	150 万円	112.5 万円																												
補助金の交付	被災者生活再建支援法人が支給する支援金の 2 分の 1 に相当する額を国が補助																													

〔 条例・協定等 〕

○ 資料 19 清水町防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき清水町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に定める事務をつかさどる。

- (1) 清水町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会議及び委員)

第3条 防災会議は会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は町長をもつて充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときはあらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者
 - (3) 北海道の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (4) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) とかち広域消防事務組合の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 消防団長のうちから町長が任命する者
 - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験者のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員定数は、25人以内とする。
- 7 第5項第9号及び第10号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

附 則 この条例は、公布の日より施行する。

附 則（昭和38年4月1日条例第9号）

この条例は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 38 年 6 月 21 日条例第 20 号）

この条例は、公布の日より施行し、昭和 38 年 4 月 1 日に遡つて適用する。

附 則（昭和 44 年 3 月 25 日条例第 3 号）

この条例は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 48 年 3 月 24 日条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 55 年 3 月 24 日条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 56 年 6 月 19 日条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 59 年 9 月 26 日条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 63 年 3 月 30 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 27 日条例第 3 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 23 日条例第 13 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 28 日条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 15 日条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○ 資料 20 清水町災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 6 日条例第 9 号
改正
平成 20 年 9 月 17 日条例第 23 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、清水町災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長をたすけ、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が別に定める。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 17 日条例第 23 号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(災害救助条例の廃止)

2 災害救助条例（昭和 29 年清水町条例第 58 号）は、廃止する。

○ 資料 21 北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 39 条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第 2 条 この協定の対象とする災害は、法第 1 条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地区区分）

第 3 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地区に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第 4 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地区ごとに地区代表消防機関を置き、地区代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地区代表消防機関及び総括代表消防機関（以下「代表消防機関」という。）の選定は、別に定める。

3 地区代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総括代表消防機関及び当該地区内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 当該地区内の応援可能な消防隊等の把握及び調整に関すること。
- (3) 応援する指揮支援隊、指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）の円滑な活動及び管理に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 地区代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握及び調整に関すること。
- (4) 応援隊の円滑な活動及び管理に関すること。

（代表消防機関の任務の代行）

第 4 条の 2 代表消防機関を置く市町等が被災し、被害の状況により代表消防機関が任務を遂行できない場合は、当該代表消防機関を置く市町等の長は、代表消防機関の代行を置くことができるものとする。

2 代表消防機関の代行の選定は、別に定める。

（応援の種別）

第 5 条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 陸上応援 指揮支援隊、指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊による活動
- (2) 航空応援 回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による活動

（応援隊及び資機材の登録）

第 6 条 市町等は、応援隊及び資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援要請の方法）

第 7 条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第 1 要請 当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第 2 要請 当該市町等が構成する別表の地区内の他の市町等に対して行う応援要請（第 1 要請を除く。）

ウ 第3要請 当該市町等が構成する別表の地区外の市町等に対して行う応援要請(第1要請を除く。)

(2) 航空応援要請 航空隊の応援を必要とする応援要請

2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあつては要請側の地区代表消防機関を、第3要請にあつては要請側の地区代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地区代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

第7条の2 地区代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

(迅速な出動体制の構築)

第8条 代表消防機関を置く市町等の長は、別に定める災害が北海道内で発生した場合は、速やかに当該地区内に応援可能な消防隊等を把握し迅速な出動体制を構築するものとする。

(応援隊の派遣)

第9条 第7条の規定により応援の要請を受けた市町等(以下「応援側」という。)の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第7条第3項の規定により經由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあつては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

(応援隊の指揮)

第10条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

第11条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

- (1) 応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当
- (2) 車両及び機械器具の燃料費(現地で調達したものを除く。)
- (3) 車両及び機械器具の修理費
- (4) 消耗品の補充費(現地で調達したものを除く。)

2 航空応援に要する応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

第12条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償
- (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都都市町等の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第14条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則

この協定は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 6 年 7 月 25 日締結)

この協定は、平成 6 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この協定は、平成 29 年 4 月 27 日から施行する。

本協定の成立を証するため、協定書 58 通を作成し、記名押印のうえ市町等において各 1 通を保有する。

平成 29 年 4 月 27 日

別 表

地域	構成市町等
道 西 地 区	函館市、森町、八雲町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、檜山広域行政組合
道 南 地 区	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町、西胆振消防組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道 央 地 区	札幌市、小樽市、夕張市、美唄市、江別市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、北広島市、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
道 北 地 区	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、富良野広域連合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道 東 地 区	釧路市、根室市、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別消防事務組合、斜里地区消防組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、根室北部消防事務組合、とにかち広域消防事務組合

○ 資料 22 災害時における応急復旧・物資供給等の協力に関する協定

協定締結事業者等一覧

締結年月日	相手方	内 容
平成 8 年 8 月 27 日	静岡県清水町・福井県福井市 和歌山県有田川町	○全国清水町災害応援協定 職員の派遣、資材及び 物資提供、車両の提供、 被災者の一時受入等
平成 11 年 3 月 5 日	日本水道協会北海道地方 支部道東地区協議会	○日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会 災害時相互応援に関する協定 ・応急給水作業 ・応急復旧作業 ・応急復旧用資材の提供 ・工事業者のあつせん ・そのほか特に要請のあった事項
平成 18 年 7 月 1 日	清水町建設業協会	○清水町における災害応急対策支援に関する協定 災害時において清水町が管理する道路、河川、 明渠排水及びそれらを補完する施設、並びに上下 水道施設等の災害応急対策
平成 19 年 7 月 6 日	社団法人十勝歯科医師会	○災害時の歯科医療救護活動に関する協定 災 害時における歯科医療救護に関する活動
平成 22 年 9 月 9 日	北海道 コカ・コーラボト リング株式会社	○災害対応型自動販売機による協働事業に関する 協定 災害対応型自動販売機を活用した各種災害情 報の提供及び飲料の提供
平成 23 年 2 月 1 日	北海道エルピーガス 災 害対策協議会十勝支部	○災害等の発生時における清水町と北海道エルピー ガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関す る協定 災害時における復旧及び避難場所等への LP ガ スの提供
平成 23 年 6 月 15 日	一般財団法人 北海 道電気保安協会	○災害時協力協定 ・公共施設の電力復旧のために必要な調査等の応 急対策活動 ・公共施設の電力復旧工事の監督・指導及び検査
平成 24 年 3 月 17 日	社団法人 国霊枢 自動車協会	○災害時における遺体搬送等に関する協定 ・霊枢自動車等による遺体搬送 ・遺体搬送等に必要な資機材及び消耗品並びに作 業等の役割の提供 ・その他、遺体搬送等に必要な事項
平成 24 年 4 月 18 日	帯広地方石油業共同組合 帯広地方石油業共同組合 清水支部	○災害時における石油類燃料の供給等に関する協定 災害時において、清水町が必要とする石油類燃 料を優先かつ安定的に提供を行う。
平成 24 年 10 月 23 日	宮城県大郷町	○災害時相互援助に関する協定 地震等により災害 が発生した場合、両自治体が 相互に協力し、応急対策及び復旧対策を円滑に遂 行する。 ・物的援助 ・人的援助 ・被災者支援 ・その他要請のあった事項

締結年月日	相手方	内 容
平成 24 年 11 月 9 日	清水町商工会	○災害時における生活関連物資の供給に関する協定 災害により町民の日常生活に支障が生じる場合、清水町商工会に所属する会員等の協力を得て食料品や日用品などの生活関連物資の確保に努め、必要に応じ被災者に提供することにより、町民生活の早期安定を図る。
平成 26 年 3 月 20 日	清水町内郵便局	○災害発生時における清水郵便局と清水町の協力に関する協定 ・郵便局ネットワークを活用した広報活動 ・被災者の避難先及び避難者リスト等の情報を相互に提供 ・郵便局が所有する車両を緊急車両として提供 ・災害時における郵便・貯金・保険の非常取扱い
平成 27 年 2 月 17 日	一般社団法人 十勝地区トラック協会	○緊急時における輸送業務等に関する協定 緊急時における緊急物資の輸送業務を行う。
平成 29 年 6 月 29 日	株式会社 セブン-イレブン・ジャパン	○災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定 災害が発生した場合に、速やかに物資の供給を実施し、町民の日常生活の安定及び確保を図る。
平成 29 年 7 月 19 日	NPO法人 コメリ災害対策センター	○災害時における物資供給に関する協定 災害の発生時又は発生するおそれがある場合、物資を迅速かつ円滑に供給を行う。
平成 29 年 8 月 2 日	マックスバリュ北海道株式会社	○災害時における支援協力に関する協定 災害の発生時又は発生するおそれがある場合、緊急物資の調達支援を行う。
平成 29 年 9 月 1 日	株式会社ゼンリン	○災害時における地図製品等の供給等に関する協定 災害において地図製品等の供給等を行うとともに、平常時から情報交換を行い防災力の向上に努める。

○ 資料 23 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

- 第 1 条 この協定は、道内において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは災害応急対策を十分に実施できない場合において、法第 67 条第 1 項及び第 68 条の規定に基づく道及び市町村相互の応援、法第 86 条の 8 第 1 項の規定に基づく広域一時滞在その他法令に基づく被災市町村の災害応急対策（以下「応援等」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）が適用される事態に準用する。

（応援等の種類）

- 第 2 条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 災害応急対策に従事する職員の派遣
 - (2) 災害応急対策に必要な車両、船艇、機械器具、資機材、物資（食料、飲料水、生活必需物資等）等の提供及びあっせん
 - (3) 被災市町村に対する災害応急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び場所の提供及びあっせん
 - (4) 広域一時滞在等による被災住民の受入れ
 - (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

- 第 3 条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の総合振興局及び振興局地域に区分するものとする。

（道の役割）

- 第 4 条 道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村と連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

- 第 5 条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援等の要請の区分）

- 第 6 条 応援等の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。
- (1) 第 1 要請 被災市町村の長が当該総合振興局又は振興局地域内の市町村の長に対して行う応援等の要請
 - (2) 第 2 要請 被災市町村の長が他の総合振興局又は振興局地域の市町村の長に対して行う応援等の要請
 - (3) 第 3 要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援等の要請

（応援の要請の手続）

- 第 7 条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援等の要請を行うものとする。
- (1) 被害の種類及び状況
 - (2) 職員の職種別人員
 - (3) 車両、船艇、機械器具等の種類、規格及び台数
 - (4) 資機材及び物資等の品名、数量等

- (5) 受入れを求める被災住民の人数等
 - (6) 応援等に関する区域又は場所及びそれに至る経路
 - (7) 応援等の期間
 - (8) 前各号に定めるもののほか、応援等の実施に関し必要な事項
- 2 応援等の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援等の要請に応じる場合にあってはその応援等の内容を、応援等の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。
- 3 前 2 項に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報は、第 1 要請及び第 2 要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援等の経費の負担)

- 第 8 条 応援等に要した経費は、応援等を受けた被災市町村において負担するものとする。
- 2 応援等を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援等を受けた被災市町村の求めにより、応援等を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替(国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。)支弁するものとする。
- 3 前 2 項の規定により難しい場合については、その都度、応援等を受けた被災市町村と応援等を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

- 第 9 条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援等を行うものとする。
- 2 自主応援については、第 7 条第 1 項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。
- 3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援等を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

- 第 10 条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

- 第 11 条 この協定に基づく応援等は、被災市町村が定める法第 42 条に基づく市町村地域防災計画又は武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律第 35 条に基づく市町村の国民の保護に関する計画に準拠して、実施するものとする。
- 2 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
- 3 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成 27 年 3 月 31 日から施行する。

平成 20 年 6 月 10 日に締結された協定は、これを廃止する。この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自 1 通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成 27 年 3 月 31 日

北海道 北海道
知事 北海道市
長会 北海道市
長会長 北海道
町村会 北海道
町村会長

別 表

地域区分	構成市町村	地域区分	構成市町村
空知総合振興局	空知総合振興局管内の市町	上川総合振興局	上川総合振興局管内の市町村
石狩振興局	石狩振興局管内の市町村	留萌振興局	留萌振興局管内の市町村
後志総合振興局	後志総合振興局管内の市町村	宗谷総合振興局	宗谷総合振興局管内の市町村
胆振総合振興局	胆振総合振興局管内の市町	オホーツク総合振興局	オホーツク総合振興局管内の市町村
日高振興局	日高振興局管内の町	十勝総合振興局	十勝総合振興局管内の市町村
渡島総合振興局	渡島総合振興局管内の市町	釧路総合振興局	釧路総合振興局管内の市町村
檜山振興局	檜山振興局管内の町	根室振興局	根室振興局管内の市町

○ 資料 24 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ

北海道開発局長（以下「甲」という。）と、清水町長（以下「乙」という。）は、災害時において、甲から乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申合せを行う。

（目的）

第 1 条 この申合せは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止に資するため、甲が被災直後の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全・安心を確保し、もって民生の安定を保持することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この申合せにおいて、「大規模自然災害発生時」とは、地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等の自然災害により社会的な影響が大きい重大な被害が発生した場合をいう。
2 この申合せにおいて、「管轄開発建設部」とは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等を管理する甲の機関である開発建設部をいう。

（応援の要請）

第 3 条 乙は、大規模自然災害発生時に、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生し、甲による応援が必要と判断した場合は、電話またはファクシミリ等により甲に応援を要請することができる。

（応援の実施）

第 4 条 甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対して応援を実施することができるものとする。
(1) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請を受けた場合
(2) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請がない場合であっても、被災状況によっては特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと甲が認め、独自に応援を行うと判断した場合
(3) その他、特に甲が緊急に応援を実施する必要があると認めた場合
2 甲が独自の判断により応援を実施する場合には、乙に対して応援内容を速やかに通知するものとする。

（応援の内容）

第 5 条 前条に基づく甲の応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。
(1) 土木施設等の被害状況の把握
(2) 二次災害の防止に資する応急措置の準備（資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等）
(3) その他、甲が緊急に応援を実施する必要があると認めるもの

（費用負担）

第 6 条 乙の要請に基づく甲の応援の実施に要する費用は、他に特段の定めのある場合を除き、原則として乙の負担とする。ただし、乙の負担を求めることが困難又は不適當な場合は、相互に協議するものとする。

（相互の情報交換）

第 7 条 甲、乙及び管轄開発建設部は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、平時から緊急時の連絡体制等に関する情報交換を行うものとする。

（他の協定との関係）

第 8 条 この申合せは、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

（その他）

第 9 条 この申合せに疑義を生じたとき、又はこの申合せに定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上定めるものとする。

（適用）

第 10 条 この申合せは、平成 22 年 5 月 31 日から適用するものとする。

平成 22 年 5 月 31 日

甲 北海道開発局長

乙 清水町長

○ 資料 25 北海道消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第 1 条 この協定は、北海道内の市町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため、北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第 2 条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 1 条に規定する災害をいう。

(応援要請等)

第 3 条 災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対し、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第 4 条 知事は、前条第 1 項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害発生現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第 5 条 前条第 1 項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第 6 条 第 3 条第 1 項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第 7 条第 1 項の規定による応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第 7 条 この協定に基づく応援に要する隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第 10 条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

(その他)

第 8 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附 則

この協定は、平成 8 年 7 月 1 日から適用する。

この協定締結を証するため、本書 73 通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれ 1 通を保有するものとする。

平成 8 年 6 月 25 日

北海道知事 堀 達 也

札幌市長 他 72 団体

清水町災害時要支援者避難支援プラン（全体計画）

1. 基本的考え方（避難支援プランの背景と目的） 近年、集中豪雨や台風による風水害、大規模地震など全国各地で大きな災害が発生している。本町に

おいても、平成 28 年 8 月 17 日から 23 日の 1 週間に 3 つの台風が本道に上陸し、大雨による河川の増水状況が続いた中、8 月 30 日から 31 日未明にかけて台風 10 号が本町付近に最も接近し、猛烈な雨量を観測し大きな被害が発生した。

こうした中、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他災害時に特に配慮を要する方）のうち、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方（以下「避難行動要支援者」という。）が、迅速に避難できるための支援体制を整えておくことが重要である。

このためには、避難行動要支援者を特定し、その一人ひとりについて、災害時に、誰が支援してどこに避難所等に避難させるかを定める「避難支援プラン」を策定する必要がある。

この計画は、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、本町における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、災害時の避難行動要支援者の自助・地域（近隣）の共助を基本とし、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制を強化することを目的とする。

2. 避難支援等関係者となる者 町は、町内会・農事組合・自治会・自主防災組織、民生委員、町社会福祉協議会、福祉関係者、消防

機関、警察と連携し、個々の避難行動要支援者に対する避難支援者を明確化するものとする。避難支援者は、避難行動要支援者本人の意向を極力尊重した上で、原則として、町内会・農事組合・自治会・自主防災組織の構成員から複数名選出する。

避難支援者の選定にあたっては、避難行動要支援者に対し、避難行動要支援者の支援は避難支援者の任意の協力により行われるものであることや避難支援者の不在や被災などにより、支援が困難となる場合もあり、避難行動要支援者の自助が必要不可欠であることについて十分に周知することとする。

さらに、避難行動要支援者の支援体制を整備するにあたっては、地域において避難行動要支援者支援に関する人材を育成し、避難支援者を増やしていくこととする。

町は、大規模地震が発生した場合や風水害により災害の発生が予測される場合に、地域防災計画に基づき災害対策本部を設置する。

避難行動要支援者の避難支援については、災害対策本部の中に民生対策部として「援護班」「医療班」を設置し、町内会・農事組合・自治会・自主防災組織、民生委員、町社会福祉協議会、福祉関係者、消防機関、警察と協力し避難の支援を行うこととする。

3. 避難行動要支援者名簿に掲載するものの範囲 避難行動要支援者として名簿へ登録する者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 生活の基盤が自宅にある一人暮らし又は 70 歳以上のみの世帯で、①～⑥のいずれかの要件に該当する方。
 - ① 要介護認定 3～5 を受けている方
 - ② 身体障害者手帳 1・2 級（総合等級）の第 1 種を所持する身体障がいの方
 - ③ 療育手帳 A を所持する知的障がいの方
 - ④ 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を所持する方
 - ⑤ 道の生活支援を受けている難病の方
 - ⑥ 清水町緊急通報機器設置事業又は高齢者等見守り安心事業の利用の方
- (2) 生活の基盤が自宅にあり、本人が支援を希望し町長が適当と認めた方。

4. 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿（別記様式１）には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- （１）氏名
- （２）生年月日
- （３）性別
- （４）住所又は居所及び町内会
- （５）電話番号その他の連絡先
- （６）避難支援等を必要とする事由
- （７）避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

５．名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 要介護高齢者や障がい者等の情報は保健福祉課で集約し、要介護状態区分や障害種別、支援区分を把握する。なお、町で把握していない難病患者等に係る情報等で避難行動要支援者名簿の作成のために必要がある時は、道知事に対し提供を求め把握する。

６．避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

- （１）避難行動要支援者名簿の更新 新たに町に転入してきた要介護高齢者、障がい者等また、新たに要介護認定や障害認定を受けた者

のうち、避難行動要支援者に該当する者を避難行動要支援者名簿に掲載するとともに、新規に避難行動要支援者名簿に掲載された者に対して、名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。

転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、避難行動要支援者名簿から削除する。

また、避難行動要支援者が社会福祉施設へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も避難行動要支援者名簿から削除する。

- （２）避難行動要支援者情報の共有 避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を町は避難支援等関係者へ通知する。

７．避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざとい

うときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、町はあらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

ただし、避難支援等関係者に平常時から名簿情報を外部提供するためには、避難行動要支援者本人又は親権者や法定代理人等からの同意が必要なことから、同意を得るための様式（別記様式２）により、同意を得たものに限り名簿情報の提供を行う。

なお、名簿情報の提供を受けたものは、守秘義務があるので個人情報の取り扱いに十分留意すること。

８．避難行動要支援者の安否確認の実施 安否未確認の避難行動要支援者がいる場合には、町は避難行動要支援者名簿を活用し、在宅避難者等の安否確認を進める。

避難行動要支援者名簿

№	氏名	生年月日	性別	住所又は居所	町内会名等	電話番号	避難支援等に必要とする事由 (障害、要介護、要支援、要保護、要介護区分、特別支援等)	支援関係者	電話番号	支援関係者	電話番号
								氏名 1		氏名 2	

同意などの意思を確認するための様式			別記様式 2
フリガナ		性別	男・女
氏名		生年月日	
住所		町内会等名	
避難支援等を必要とする事由	<input type="checkbox"/> 介護保険の認定を受けている		
	<input type="checkbox"/> 手帳所持（身体障害者 療育 精神障害者保健福祉）		
	<input type="checkbox"/> 緊急通報機器利用者・高齢者等見守り安心事業利用者		
	<input type="checkbox"/> 難病（ ）		
	<input type="checkbox"/> その他（ ）		
自宅電話番号		FAX番号	
携帯電話番号		メールアドレス	
※ 同意された場合、（ ）欄に障害種別等を記入し避難支援等関係者に提供します。			
<p>あなたの情報を、避難支援関係者（町内会・民生委員・社会福祉協議会・福祉関係者・消防機関・警察）へ提供することに同意すると、災害時に避難の支援を受けられる可能性が高まります。</p> <p>ただし、災害の状況によっては、支援が受けられないこともあります。また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。</p> <p>上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護を受けるために、上記内容（氏名、生年月日、性別、住所、障がい種別等の内容、連絡先等）や病名等を、避難支援等関係者に提供することに、</p>			
<input type="checkbox"/> 同意します。支援してくれる方を選んでください。			
<input type="checkbox"/> 同意します。なお、次の方が支援してくれるので報告します。			
氏名1	住所	☎	
氏名2	住所	☎	
<input type="checkbox"/> 趣旨を十分理解した上で、同意しません。			
<input type="checkbox"/> 同意の判断をするために、町からの説明を求めます。			
年 月 日			
氏 名			
※ 同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。			

清水町要支援者避難支援プラン（個別計画）									
フリガナ					性 別				
氏 名					生年月日				
住 所					町内会等名				
自宅電話				F A X					
携帯電話				メール					
同居家族									
避難支援の時に、 配慮が必要な内容 （あてはまるもの 全てに○）	立つことや歩行がむずかしい			危険なことを判断がむずかしい					
	物が見えない（見えにくい）			顔を見ても知人や家族とわからない					
	音が聞こえない（聞き取りにくい）			その他					
	言葉や文字の理解がむずかしい								
避難支援者 の情報 ①	氏 名								
	住 所								
	自宅電話				携帯電話				
避難支援者 の情報 ②	氏 名								
	住 所								
	自宅電話				携帯電話				
緊急時の 連絡先 ①	氏 名								
	住 所								
	自宅電話				携帯電話				
	メ ー ル								
緊急時の 連絡先 ②	氏 名								
	住 所								
	自宅電話				携帯電話				
	メ ー ル								
要支援者 区 分	要支援者A…自分で避難所へ行けない。（寝たきり・車イスが必要）								
	要支援者B…見守り・付き添いがあれば避難所へ行ける。								
	要支援者C…声掛けがあれば避難所へ行ける。								
作成日	年	月	日	通知日	年	月	日		
修正日	年	月	日	通知日	年	月	日		
修正日	年	月	日	通知日	年	月	日		
修正日	年	月	日	通知日	年	月	日		
修正日	年	月	日	通知日	年	月	日		

〔 様 式 〕

○ 別記第1号様式 災害情報報告

災 害 情 報 報 告

(報告第 号)		部 長	班 長	班 員		
報 告 日 時		年 月 日 () 時 分				
報 告 者 の 所 属 ・ 氏 名		部 班				
情 報 提 供 者 の 氏 名 等		住所 氏名 TEL () -				
情 報 提 供 者 の 所 在						
情 報 提 供 の 方 法		電話 ・ 訪 問 ・ そ の 他 ()				
災 害 情 報 の 内 容	区 分	<input type="checkbox"/> 被害情報 <input type="checkbox"/> 資機材等の要請 <input type="checkbox"/> 支援要請 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	概 要	発 生 日 時	年 月 日 時 分 (確認)			
		場 所				
		原 因				
		被 害 状 況				
		応 急 措 置				
		対 策 要 求				
		気 象 等 の 状 況				
		そ の 他				
(特記事項)						

注 太枠内は、第三者から情報提供があった場合に記入すること。

○ 別記第2号様式 職員参集状況報告書

職員参集状況報告書

			受付番号	
参集場所			氏名	
参集時間	自宅出発時間	時 分	所属	課 係
	到着時間	時 分	部・班名	部 班
	所要時間	時間 分	参集方法	歩・転・バ・車・交

本人・家族等の安否の状況	
参集路上での被害の状況	
参集途上における留意事項	

- 注1 参集後に記入し、班長又は所属長に提出すること。
 注2 班長又は所属長は、収集後に総務対策部（職員班）に提出すること。
 注3 受付番号は、総務対策部（職員班）で記入すること。
 注4 「職員・家族等の安否の状況」欄は、負傷等の状況を記入するとともに、家族の場合は、続柄を記入すること。
 注5 「参集路上での被害の状況」欄は、人的、建物、橋梁、ライフライン等の被害の状況を簡潔に記入すること。
 注6 「参集途上における留意事項」欄は、参集途上において、危険箇所等防災対策面で気がついた事項等を記入すること。
 注7 「参集方法」欄は、徒歩の場合は歩、自転車の場合は転、児童二輪の場合はバ、自動車の場合は車、交通機関利用の場合は交に○を付けること。

○ 別記第3号様式 職員参集状況集計表

職員参集状況集計表

区分 (部・班)	総人数	時 分現在	時 分現在	時 分現在	備 考
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
合 計	人	人 %	人 %	人 %	

○ 別記第4号様式 職員参集状況受付簿

職員参集状況受付簿

対策部長 様

対策部

班長

番号	所属・職氏名	参集時刻	参集方法	備考（職員の健康状態等）
		:	歩・転・バ・車・交	
		:	歩・転・バ・車・交	
		:	歩・転・バ・車・交	
		:	歩・転・バ・車・交	
		:	歩・転・バ・車・交	
		:	歩・転・バ・車・交	
		:	歩・転・バ・車・交	
		:	歩・転・バ・車・交	
		:	歩・転・バ・車・交	
		:	歩・転・バ・車・交	
		:	歩・転・バ・車・交	
		:	歩・転・バ・車・交	
		:	歩・転・バ・車・交	
		:	歩・転・バ・車・交	
		:	歩・転・バ・車・交	
		:	歩・転・バ・車・交	
		:	歩・転・バ・車・交	
		:	歩・転・バ・車・交	
		:	歩・転・バ・車・交	
		:	歩・転・バ・車・交	

注1 「参集方法」欄は、徒歩の場合は歩、自転車の場合は転、自動二輪の場合はバ、自動車の場合は車、交通機関利用の場合は交に○印をつけること。

注2 「備考」欄は、参集した職員が負傷等により、作業を行うに当たり支障のある場合に限り記入すること。

○ 別記第5号様式 職員等安否確認調査票

職員等安否確認調査票

対策部長 様

総務対策部長

所属・職氏名	連絡方法	連絡時間	連絡の可否	本人・家族等の安否状況	備考 (参集可能時間等)
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		

○ 別記第6号様式 気象通報受理簿（兼送信票）

気象通報受理簿（兼送信票）

決 裁	町 長	副町長	課 長	係 長	係	合 議
発信日時	年 月 日				午前 時 分	電話・電報・IP告知 連絡 その他（ ）
発信者				受信者	印	
予警報の 種 類				発表時刻	時 分	発表機関
受 理 事 項						
処 理 方 法						

○ 別記第7号様式 水防活動実施報告 その1

水 防 活 動 実 施 報 告 書

(市町村名) 自 年 日
至 年 日

区 分	水 防 活 動		使 用 資 材 費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分				備 考
	団体数	活動延 人 員	主 要 資 材	そ の 他 資 材	計	団体数	使 用 資 材 費			
							主 資 材	そ の 他 資 材	計	
道(都府県)分 前 回 迄		人	円	円	円		円	円	円	
月 分	()									
月 分	()									
月 分	()									
月 分	()									
月 分	()									
小 計										
累 計										
水防管理団体分 前 回 迄										
月 分	()									
月 分	()									
月 分	()									
月 分	()									
月 分	()									
小 計										
累 計										

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の()書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 6 「左のうち主要資材 35万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

○ 別記第7号様式 水防活動実施報告 その2

●●における水防活動 (○○消防団・平成 年 月 日～ 日)

○概 要

活動時間	出動延人数	主な活動内容

(写 真)

(写 真)

(地 図)

○ 別記第8号様式 災害情報

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報告日時	月 日 時 分現在	発受信日時	月 日 時 分	
発信機関 (振興局・市町村名等)		受信機関 (振興局・市町村名等)		
発信者 (職・氏名)		受信者 (職・氏名)		
発生場所				
発生日時	月 日 時 分	災害の原因		
気象等の 状況	雨量 河			
	川水位			
	潮位波高			
	風速			
	その他			
ライフライン 関係の 状況	道路			
	鉄道			
	電話			
	水道 (飲料水)			
	電気			
	その他			
(1) 災害対策本部 等の設置状況	(名 称)	月 日 時 分設置		
	(設置日時)			
(2) 災害救助法の 適用状況	地区名	被害棟数	罹災世帯	罹災人数
	(救助実施内容)			

応急措置の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時
		避難指示				
		避難勧告				
		自主避難				
	(4) 自衛隊派遣要請の状況					
	(5) その他措置の状況					
	(6) 応急対策出動人員	(7) 出動人員		(4) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
その他(住民等)		名				
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別業に記載し報告すること。

○ 別記第9号様式 被害状況報告(速報・中間・最終)

災害発生日時				月 日 時 分		災害の原因		月 日 時 現在		
災害発生場所										
発信	機関(市町村)名					受信	機関(市町村)名			
	職・氏名						職・氏名			
	発信日時						受信日時			
項目		件数等	被害金額(千円)		項目		件数等	被害金額(千円)		
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告			道 工 事	河川	箇所		
	行方不明	人					海岸	箇所		
	重傷	人					砂防設備	箇所		
	軽傷	人					地すべり	箇所		
	計	人					急傾斜地	箇所		
② 住家被害	全壊	棟	⑤ 土木被害	道路	箇所					
		世帯		橋梁	箇所					
		人		小計	箇所					
	半壊	棟		市町村工事	河川		箇所			
		世帯		道路	箇所					
		人		橋梁	箇所					
	一部破損	棟		小計	箇所					
		世帯		港湾	箇所					
	床上浸水	棟		漁港	箇所					
		世帯		下水道	箇所					
床下浸水	棟	公園	箇所							
	世帯	崖くずれ	箇所							
計	棟	計	箇所							
③ 非住家被害	全壊	公共建物	⑥ 水産被害	漁船	沈没流出	隻				
		その他			棟	破損	隻			
	半壊	公共建物			計	隻				
	計	公共建物		漁港施設	箇所					
		その他		棟	共同利用施設	箇所				
	④ 農業被害	農地		田	⑦ 林業被害	道有林	林道	箇所		
畑			林産物	箇所						
田			その他	箇所						
畑			小計	箇所						
農作物		ha	一般民有林	林地			箇所			
農業用施設		箇所	治山施設	箇所						
共同利用施設		箇所	林道	箇所						
営農施設		箇所	林産物	箇所						
畜産被害		箇所	その他	箇所						
その他		箇所	小計	箇所						
計		計	箇所							

項目		件数等	被害金額 (千円)	項目	件数等	被害金額 (千円)
⑧ 衛生被害	水道	箇所		⑪ 社会教育施設被害	箇所	
	病院	公立	箇所	⑫ 社会福祉施設等被害	公立	箇所
		個人	箇所		法人	箇所
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所	計	箇所	
		し尿処理	箇所	⑬ その他	鉄道不通	箇所
火葬場		箇所	鉄道施設		箇所	
	計	箇所	被害船舶		隻	
⑨ 商工被害	商業	件	水道		箇所	
	工業	件	水道		戸	—
	その他	件	電話	回線	—	
	計	件	電気	戸	—	
⑩ 公立文教施設施設	小学校	中学校	箇所	ガス	戸	—
		高校	箇所	ブロック塀等	箇所	
		の他文教施設	箇所	都市施設	箇所	
		計	箇所	計		—
				被害総額		
公共施設被害市町村数	団体		火災発生	建物	件	
罹災世帯数	世帯			危険物	件	
罹災災者数	人			その他	件	
消防職員出動延人数	人		消防団員出動延人数	人		
災害対策本部の設置状況	道 (支庁)					
	市町村名	名称			設置日時	廃止日時
災害救助法適用市町村名						
補足資料 (※別業で報告) ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害 (個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因) → 個人情報につき取り扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難場所の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか						

○ 別記第 10号様式 災害情報速報

災 害 情 報 速 報 (第 号)

清 水 町

報告日時 月 日 時現在

気象状況		降雨量	総雨量 mm		
主要河川状況	河川名	地区名	概要 (水位等)		
道路橋梁状況	路線名等	地区名	概要 (不通箇所等)		
浸水状況	地区名	概要	地区名	概要	
避難状況	区分	地区名	避難場所	避難人員	時間
	避難指示				
	避難勧告				
	自主避難 (避難準備情報)				

○ 別記第 11号様式 公用令書等（別表 第 1号様式～第 6号様式）

別表 第 1号様式

従事第 号	公 用 令 書	
	住 所 氏 名	
	法第 71条の規定に基づき、次のとおり	従事 災害対策基本 協力を命ずる。
	年 月 日	
	処分権者	印
従事すべき業務		
従事すべき場所		
従事すべき期間		
出頭すべき日時		
出頭すべき場所		
備 考		

（備考）用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第 2号様式

保管第 号	公 用 令 書			
	住 所 氏 名			
	災害対策基本法 第 71 条 第 78 条第 1 項	の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。		
	年 月 日			
	処分権者	印		
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

（備考）用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第3号様式

管 理 第 号 公 用 令 書 住 所 氏 名 基本法 第 71 条 第 78 条第 1 項 の規定に基づき、次のとおり 管理 災害対策 を使用 する。 収用 年 月 日 処分権者 印							
名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第4号様式

変 更 第 号 公 用 変 更 令 書 住 所 氏 名 策基本法 第 71 条 災害対 第 78 条第 1 項 の規定に基づく公用令書(年 月 日第 号)にか かる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第 34 条第 1 項の規定により、これを交付する。 年 月 日 処分権者 印	
変更した処分の内容	

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第5号様式

取 消 第 号	公 用 取 消 令 書
	住 所 氏 名
災害対策基本法 第71条 第78条第1項	の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）
にかかると処分を取り消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。	
年 月 日	
処分権者	印

（備考）用紙は、日本工業規格A4とする。

別表 第6号様式

N o. _____	防 災 立 入 検 査 票
所 属 職 名 氏 名	
年 月 日 生	
上記の者は災害対策基本法第71条の規定に基づく権限を有するものであることを証明する。	
年 月 日 交付	
清水町長	印
交付責任者	印

※規格 縦6センチ 横9センチとする。

（裏）

注 意
1. 本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。
2. 本票は 年 月 日まで有効とする。
3. 本票は有効期間が経過したとき、または不明になったときは速やかに返還しなければならない。
4. 本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届出なければならない。

○ 別記第 12号様式 避難者世帯名簿

避 難 者 世 帯 名 簿

[避難所名] No. _____

現住所				被災場所			
世帯主氏名				親族その他への連絡先(氏名・断・電話番号)			
電話番号							
入 所 世 帯 の 状 況	ふりがな氏名	生年月日	続柄	性別	職業(勤務先)	入所日時	退所日時
		M.T.S.H 年月日	世帯主	男・女		月日 時	月日 時
		M.T.S.H 年月日		男・女		月日 時	月日 時
		M.T.S.H 年月日		男・女		月日 時	月日 時
		M.T.S.H 年月日		男・女		月日 時	月日 時
		M.T.S.H 年月日		男・女		月日 時	月日 時
		M.T.S.H 年月日		男・女		月日 時	月日 時
備考欄							

- 注 1 一世帯ごとに記入すること。
 注 2 「被災場所」欄には、現住所付近以外の場所で被災した場合に記入すること。
 注 3 児童・生徒等については、「職業」欄に学校名・学年を記入すること。
 注 4 「備考」欄には、次の事項について記入すること。
 (1) 世帯内に病気療養中の者がいるときは、その者の病名及び症状等
 (2) 退所する場合、その移動先が現住所以外のときは、その移動先の住所・氏名・電話番号
 (3) その他特記事項

○ 別記第 13号様式 避難所状況報告書

(避難所：)

管理者 認 印	月 日	収容人員	物資使用状況		記事	備考
			品名	数量		
計 (日間)						

注) 1. 「収容人員欄」は、当日の最高収容人員数を記入し、収容人員数の増減経過は、「記事欄」に記入すること。

2. 物資の使用状況は、開設期間中に使用した品目及び使用数量を記入すること。

3. 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考欄」に記入すること。

○ 別記第 14号様式 避難所設置及び受入状況

(清水町)

避難所の 名称	所在地	種別	開設機関		実人員 (人)	開設 日数 (日間)	延人員	備考
			月 日から	月 日まで				
計		既存建物						
		野外仮設						

注) 1. 「種別欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分すること。

2. 「計欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合の区別に合計しておくこと。

○ 別記第 15号様式 救助種目別物資受払簿

救 助 種 目 別 物 資 受 払 簿

救助種目別	
品 名	

清 水 町
町

品 目		単 位			
年 月 日	摘 要	受	払	残	備 考
計	道調達分				
	町調達分				

- 注) 1. 「摘要欄」に、購入又は受入先及び払出し先を記入すること。
 2. 「備考欄」に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
 3. 最終行欄に、道からの受入分及び町調達分別に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を記入すること。

○ 別記第 16号様式 被災者救出状況記録簿

被災者救出状況記録簿

清水町

年月日	救出 人員	救出用機械器具							燃料費	実支出額	備考
		名 称	借 上 費		修 繕 費						
			数量	所有者 (管理者) 名	金 額	修繕 月日	修繕費	修繕の 概要			
	人				円			円	円		
計											

- 注 1 他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。
- 注 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。
- 注 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。
- 注 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 17号様式 輸送記録簿

輸 送 記 録 簿

清 水 町

輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借 上 等		修 繕					燃料費	実支出額	備考
			使用車両		故障車両等		修繕 月日	修繕費	故障 の 概要			
			種 類	台 数	金 額	名称 番号						
					円				円		円	
計												

- 注 1 「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
- 注 2 市の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
- 注 3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
- 注 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
- 注 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。
- 注 6 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 18号様式 炊き出し給与状況

炊き出し給与状況

清水町

炊き出し場所の 名 称	月 日			月 日			月 日			月 日			合 計	実支出額	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計															

注1 「備考」欄は、給食内容を記入すること。
 注2 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 19号様式 飲料水の供給簿

飲 料 水 の 供 給 簿

清 水 町

供 給 日	対 象 員	給水用機械器具							実支出額	備 考
		名 称	借 上		修 繕			燃料費		
			数 量	所 有 者	金 額	修繕月日	修繕費			
	人			円		円		円	円	
計										

注 1 給水用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

○ 別記第 20号様式 世帯構成員別被害状況

世帯構成員別被害状況

年 月 日 時現在

清 水 町

被害別	世帯構成員別										計	小学校	中学校
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯			
全壊（焼）													
流失													
半壊（焼）													
床上（下）浸水													

○ 別記第 21号様式 物資購入（配分）計画表

物資購入（配分）計画表

年 月 日 時現在

清 水 町

品目	単価	人世帯				人世帯				人世帯				計				備考	
		円				円				円				計					
		数	世帯数	所要数	金額	数	世帯数	所要数	金額	数	世帯数	所要数	金額	数	世帯数	所要数	金額		
計																			

- 注) 1. 本表は、全壊（焼）、流出世帯分と半壊（焼）、床上（下）浸水世帯分に分けて作成すること。
 2. 「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。
 3. 各品目の「備考」欄に、都道府県調達分と市町村調達分を明らかにしておくこと。

○ 別記第 22号様式 物資の給与状況

物資の給与状況

年 月 日 時現在

清 水 町

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎となった 世帯構成人員 (人)	給与月日 (月 日)	物資給与の品目				実支 出額 (円)	備考
				布団	毛布				
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年 月 日

給与責任者 氏名

印

- 注) 1. 住家の被害程度に、全壊(焼)、流出又は半壊(焼)、床上(下)浸水の別を記入すること。
 2. 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3. 「物資給与の品目」欄に、数量を記入すること。

○ 別記第 23号様式 物資給与及び受領簿

住家被害 程度区分	1 全壊(焼)	2 流失	給与(貸与)の基礎と なった世帯構成員数	人	男	人
	3 半壊(焼)	4 床上(下)浸水			女	人

災害救助用物資として下記内訳のとおり受領しました。

年 月 日

住所 _____

世帯主 氏名 _____ 印

連絡先 (避難所・電話番号等) _____

給付(貸与)年月日	品名	数量	備考

○ 別記第 24号様式 救護班活動状況

○ 別記第 24号様式 救護班活動状況

救 護 班 活 動 状 況

救護班

班長：医 師 氏名

印

月	日	市 町 村 名	患 者 数	措 置 の 概 要	死 体 検 査 数	修 繕 費	備 考
			人		人	円	
計							

注 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

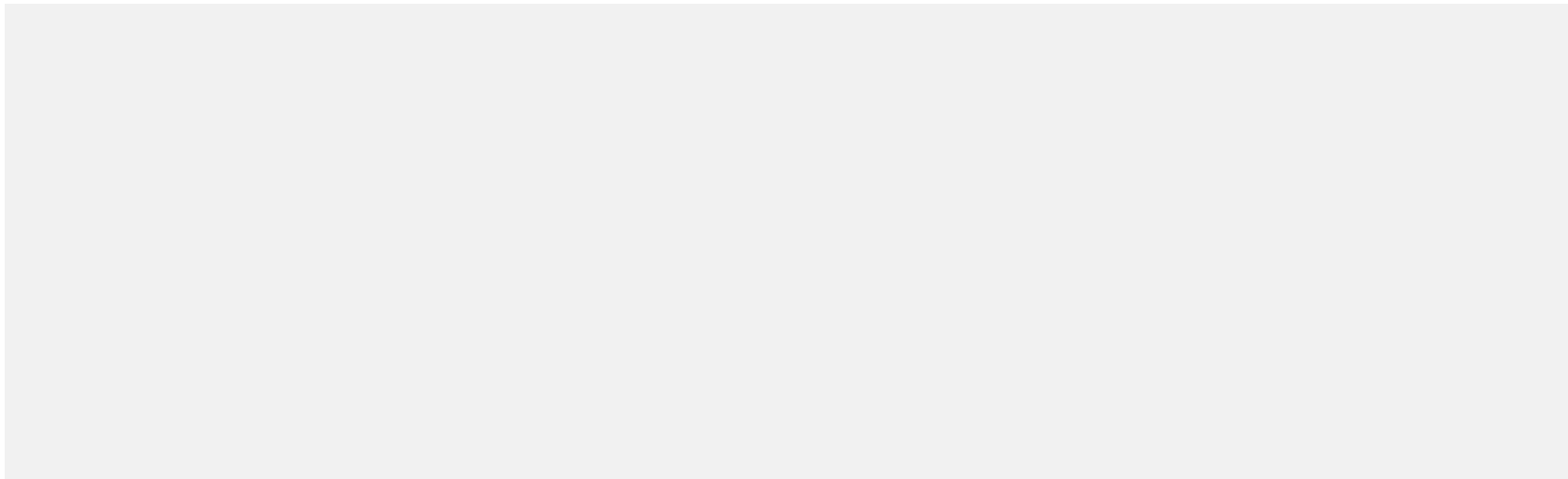
病院診療所医療実施状況

清 水 町

300

診療機関名	患者氏名	診療期間	病名	診療区分		診療報酬点数		金額 円	備考
				入院	通院	入院 点	通院 点		
計	機関	人							

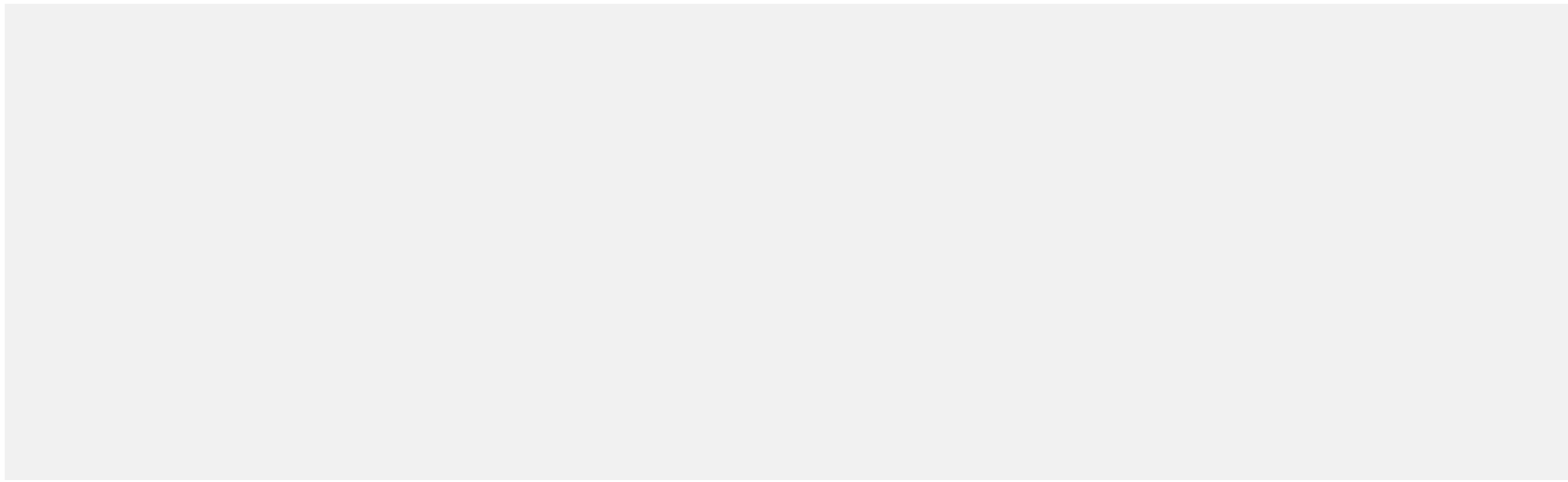
注 「診療区分」欄は、該当欄に○印を記入すること。



病院診療所医療実施状況

清 水 町

分 べ ん 者 氏 名	分 べ ん 日 時	助 産 機 関 名	分 べ ん 期 間	金 額	備 考
	月 日 時 分		~ 月 日 月 日	円	
	月 日 時 分		~ 月 日 月 日		
	月 日 時 分		~ 月 日 月 日		
	月 日 時 分		~ 月 日 月 日		
	月 日 時 分		~ 月 日 月 日		
	月 日 時 分		~ 月 日 月 日		
	月 日 時 分		~ 月 日 月 日		
	月 日 時 分		~ 月 日 月 日		
	月 日 時 分		~ 月 日 月 日		
	月 日 時 分		~ 月 日 月 日		
	月 日 時 分		~ 月 日 月 日		



○ 別記第 27 号様式 学用品の給与状況

○ 別記第 27 号様式 学用品の給与状況

学用品の給与状況

清水町

学 校 名	学 年	児 童 生 徒 氏 名	親 権 者 氏 名	給 与 月 日	給 与 品 の 内 訳												実 支 出 額	備 考
					教 科 書						そ の 他 学 用 品							
					国 語						鉛 筆	ノ ー ト						
				月 日													円	
計	小学校		人														円	
	中学校		人														円	

学用品を上記のとおり給与しました。

年 月 日

給与責任者（学校長）

氏 名

印

注 1 「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。

注 2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

注 3 本様式は、救助法の適用時にはその事務に用いること。

○ 別記第 28号様式 応急仮設住宅台帳

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

清 水 町

世帯主 氏名	家族数	所在地	構造 区分	面 積	敷地 区分	着 工 日 月 日	竣 工 日 月 日	入 居 日 月 日	実支出額	備 考
	人								円	
世 帯										

- 注 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
- 注 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 注 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
- 注 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
- 注 5 「敷地区分」欄は、公・私有別とし、有・無償の別を明らかにすること。
- 注 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。
- 注 7 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 29号様式 住宅応急修理記録簿

住 宅 応 急 修 理 記 録 簿

清 水 町

世帯主氏名	修 理 箇 所 概 要	完了月日	実支出額	摘 要
			円	
計 世帯				

注 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 30号様式 遺体の搜索状況記録簿

遺体の搜索状況記録簿

清 水 町

年 月 日	搜 索 員	搜 索 用 機 械 器 具							実 支 出 額	備 考
		名 称	借 上		修 繕			燃 料 費		
			数 量	所 有 者	金 額	修 繕 月 日	修 繕 費			
	人			円		円		円	円	

- 注 1 他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。
- 注 2 搜索用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。
- 注 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。
- 注 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 31 号様式 遺体処理台帳

(第 5 章第 22 節第 2 関係)

遺 体 処 理 台 帳

清 水 町

○ 別記第 31 号様式 死体処理台帳

306

処 理 年 月 日	死体発見 の 日 時 び 及 場 所	死 亡 者 名 氏 名	遺 族		洗 浄 等 の 処 理			死 体 の 一 時 保 存	検 案 料	実 支 出 額	備 考
			氏 名	死亡者 との関係	品 名	数 量	金 額				
							円	円	円	円	
計		人									

注 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 32号様式 埋葬台帳

○ 別記第 32号様式 埋葬台帳

埋 葬 台 帳

清 水 町

死 亡 年 月 日	埋 葬 年 月 日	死 亡 者		埋 葬 を 行 っ た 者			埋 葬 費			備 考
		氏 名	年 齢	氏 名	死 亡 者 と の 関 係	棺 (付 属 品 を 含 む)	埋 葬 又 は 火 葬 料	骨 箱	計	
						円	円	円	円	
計			人							

- 注 1 埋葬を行った者が市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 市長が、棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。
 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 33号様式 障害物除去の状況

障 害 物 除 去 の 状 況

清 水 町

住家被害 程度区分	氏 名	除去に要した 期 間	実支出額 円	除去に要すべき 状態の概要	備 考
計	半壊 半焼	世帯			
	床上 浸水	世帯			

注 1 住家等の障害物を除去した場合に作成するものとし、「住家被害程度区分」欄には、半壊（焼）、床上浸水の区分を記入すること。

注 2 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 34号様式 賃金作業員雇用台帳

賃 金 作 業 員 雇 用 台 帳

救助種別													
	住 所	氏 名	日 額	月 分					基本賃金		割増賃金		給与額
日				日	日	日	日	日数	金 額	時間	金 額		
計	人	円											

注 1 本台帳は、救助の種別ごとに作成すること。

注 2 各日別就労状況は、1日就労したものは「1」と表示する。また、5時間の時間外就労は「1.5」と表示すること。

○ 別記第 35号様式 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

(第 報)

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：	年	月	日	時	分
-------	---	---	---	---	---

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

災害の状況・派遣理由	要請機関									
	担当者職氏名									
	連絡先	TEL							FAX	
	覚知	年	月	時	分					
	災害発生日時	年	月	時	分					
災害発生場所										
	災害名									
災害発生状況・措置状況										
派遣を必要とする区域				希望する活動内容						
気象の状況										
離着陸場の状況	離着陸場名									
	特記事項	(照明・Hマーク、吹き渡し、離着陸場の状況(障害物等)ほか)								
必要とする資機材				現地での資機材確保状況						
				特記事項						
傷病者の搬送先				救急自動車等の手配状況						
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名									
	現場付近で活動中の航空機の状況									
現地最高指揮者	(機関名)									
	(職・氏名)									
無線連絡方法	(周波数)								Hz	
その他参考となる事項										
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考	

○ 別記第 36号様式 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

第 号
年 月 日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括責任者
北海道総務部長 様

清水町長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

災害発生日時	年 月 日 () 時 分							
災害発生場所								
派遣区域								
離着陸場								
使用した資機材								
傷病者の搬送先								
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	[地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）]							
	[消防防災ヘリコプターによる活動内容]							
災害発生状況 措置状況								
その他参考となる事項								
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢

○ 別記第 37号様式 救急患者の緊急搬送情報伝達票

要請年月日	年	月	日	時	分
1 要請市町村名	清水町	電話	FAX		
担当者	課名	職名	氏名		
2 依頼病院名	電話				
所在地					
担当者（医師名）	医師	氏名			
3 受入れ医療機関名					
所在地					
電話	FAX				
受入れ医療機関の了承 有 ・ 無					
4 ふりがな 患者氏名	生年月日	年	月	日生	歳 男・女
	体 重	kg		職業	
ふりがな 住 所					
ふりがな 病 名	現状				
5 付添搭乗者（医師、看護師の所属：依頼病院 ・ 受入医療機関）					
氏 名	医師		年齢	歳	体重 kg
	看護師				
	付添人	続柄			
6 運航上の必要事項					
(1) 患者に装備されている医療機器の状況					
①点滴（規格 ×、重量 g）②保育器（規格 ^H × ^W × ^L 、重量 g）					
③酸素吸入器（規格 ×、重量 g）					
④その他（名称、規格 ×、重量 g）					
(2) 積載される機器の種類、重量及び規格					
①依頼病院 kg kg kg					
②受入れ医療機関 kg kg kg					
現地離着陸場					メモ

○ 別記第 38号様式 自衛隊災害派遣要請の依頼について

第 号
年 月 日

北海道知事 様

発信者名 清水町長 印

自衛隊の災害派遣要請依頼について

災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の派遣要請を依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣要請を依頼する理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項
 - (1)連絡場所
 - (2)連絡責任者
 - (3)気象状況等
 - (4)その他

○ 別記第 39号様式 自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について

第 号
年 月 日

北 海 道 知 事 様

清 水 町 長 印

自衛隊の災害派遣の撤収要請について

年 月 日付け第 号で、要求しました災害派遣要請について、 要請内容が
終了したので次の日時をもって撤収要請を要求します。

記

撤収要請日時 年 月 日 時 分